



大正四年三月二十日印刷
大正四年三月廿三日發行

有朋堂文庫
窓のすさみ・武野俗談・江戸著聞集
（非賣品）

不許複製

編輯兼發行者　三浦理
東京市神田區錦町一丁目十九番地

印刷者　平井登
東京市本所區番場町四番地

印刷所　凸版印刷株式會社分工場
東京市本所區番場町四番地

發行所　有朋堂書店
東京市神田區錦町一丁目十九番地

（岡山製本）

楫取立ち懸り、急ぎ左吉を海へはめんとしけり。左吉、詮方なく、いかにも大勢の爲、さらさら命惜むべきやうもなし、覺悟究めて候なり、さりながら一生の名殘、日ごろ手なれし業なれば、一曲大鼓の興をなして後、入水すべし、しばし待ち給へ、と荷物をほどき、一挺を取り出し、心靜にしらべを締め直して、かつら向の遊行柳の上人の御法を請じ、悅ぶ報謝の舞と自身に謳ひ、大鼓の祕曲をなしけり。悅ぶ報謝のてんと、大鼓の頭を打つと、其まゝ動かぬ舟すらすらとひとりでに安々と行く事、追風に眞帆かけたるよりも安し。人々ふしぎの命をのがれ、奇異の思をなしけるとなり。是龍神感應の達人といふべしと云爾。

江戸著聞集　終

或時、御能の折節、春日龍神の早舞の太鼓を打ちて、左に持ちし撥を、遙むかふへ投げ出して、右ばかりにて打ちしとなり。後見暫くして、取りて與へけり。其藝、右ばかりにて、拍子を合せける上手、今に右ながしといふ。妙手は、左吉が打ち始めて諸流に傳ふとかや。則ち能く手かれて上手になる時は、劒術、鎗術、太刀、鐺を、拍子過ぎて取り落す事、名人の上には有りと云ふ、科には有るべからず。此左吉が桴のぬけ、むかふへ飛びしは、名人の論なり。一年、左吉在所丹波へ赴くとて、西海の方へ渡海せしに、漂々たる海上へ舟漕ぎ出しけるに、大勢乘りし舟、前後へ動かず、船頭大きに仰天し、人々に申しけるは、誠に惡魚の類、此船中の人を見込しと見えたり。海上の習、人々思ひ〱に持ちし所の物、何なりとも海上へ流し給へ、流れ行けば、さょはりなし、又沈みし物のぬし、是を龍神の見込し人なり、大勢の替りなれば、其人を海中に打ち込み、龍神を宥め、大勢の命助けんとありければ、乘合の人々、夫々に輕き品、或は菅笠、扇子、腰付に至るまで、思ひ〱に流し入れ、銘々經よみ念佛して、人心地はなかりけり。然るに左吉が流せし品ばかり、渦巻いて海底に入りければ、人々は安堵して、船頭

岡と云ふ枕繪を板本にして、雲の上人の姿をつがひ繪に圖し、やんごとなき方々の枕席、密通の體を模様して、清凉殿の妻隱れ、梨壺のかくし妻、萩の戸樞のわかれ路、夜御殿の妻むかへと、いろ／＼の玉だれの中の、隱し事を畫きしに因りて、終に公廳に達して、是亦と嚴き御咎にて、板を取られ絶板しけるとかや。是世人の多く知る所なり。其後、好色本禁ぜられ、賣買を止め給ひしを、今ひそかに商ふ事とは成りしぞかし。この西川も、一蝶が跡を學んで、此の如く成るよし云ひ傳へけるとなん。

觀世左吉太鼓の妙を得し事幷龍神感應の辨

元祿の俳諧集に、

身をすてゝ祭る蟲あり高燈籠

此句に引き合せていはん。常憲公御代に、觀世座太鼓の上手に、左吉といふ人あり。今に公儀の御役者たり。元祖の左吉は、極めて左利にて有りしに依りて、左よしと呼びけるとなり。

悉く其畫を書き改めたり。今十軒の家に、七八軒は持ち傳へたる、英古一蝶が畫の淺妻舟と云ふ繪あり、彼が門弟どもは、多く淺妻船の圖を書くなり。當時英一蝶など、此圖を專らとす。一年淺草にて、千幅書の節も、人々是を好みし雅人多かりきとかや。其船の圖は、彼のおでんの方、鼓打ち給ふ形をやつして、小船に女の舞裝束にて、ひとり鼓を打つ體なり。此繪に讃あり、爰に記す。

淺妻船の讃

あだしあだ波、よせては歸るなみ、淺妻船の淺からぬ、あゝまたの夜は、たれに契をかはせて色を、枕はづかし我床の山、

後水尾院御製、

このねぬる淺妻船のあさからぬ契をたれに又かはすらむ

此一蝶が、百人女﨟の繪どもを本として、其後、洛陽西川祐信といへる浮世繪師、好色本枕繪の達人といはれしが、或年、百人女﨟品定と云ふ、大内の隱し事を畫き、其後、夫婦契りが

有りて公儀へ訴へしか、奉行頭人の御耳へ入りて、彼を忽ち召捕はれ、牢舎仰付けられ、終に遠島に仰出されけり。されども、此事にて御咎は、表向いかゞとや思し召しけん、多賀長湖、此御代の御制禁に、殺生を好み、小鳥を取り、魚をつり候科あつて斯くの如しとのおん書付、其外町方へ仰せられ渡されけり。さて長湖は、配所へ繪の具持參仕り度し、と願ひければ、則ち御免下されけり。斯くて配所の月に詠めんと、八十島かけて漕ぎ出んと云ひし有樣も、自然に目にさへぎり、眼前を繪本として、積年の功有りて、誠に畫工の妙を得たり。爰において名を改め、名字を英と付けけるは、英は千人に勝るゝを云ふ心なり。我は千人に勝れしと自讃して、英を氏とす。是より英一蝶と、世界に名を觸しけり。配所にて一子を設けしを、俗に今島一蝶ともてはやすなり。後年、章廟の御代、歸朝免許仰付られけり。されば百人上﨟の内に、おでんの方舟中の體、至極の出來なりしゆゑ、それゆゑ御咎にあひし事、不幸とはいへども、其藝の至極せしによつて刑せられしなれば、本意にも近かるべしとて、さして憂ふる氣色なかりしとかや。一蝶、彼百人女﨟は、我もいみじく出來しと思ひしに、此畫を書く事は遠慮なれば、

たり。君の御心によく叶ひ、御枕席をともにし給ひて、玉の臺に春秋を送り給ひけり。
此おでんの方は、至極の小身者、拾七俵一人扶持黒鍬組、白須才兵衛が女たり。後年、此才兵衛兄弟、ともに御旗本に昇進し、一度、朝散太夫白須遠江守に任ぜられたり。おでんの方は、小鼓の上手にて、平生、御側にて、鼓の一手を打ち給へば、公は御謡を諷はせ給ひ、又或時は、吹上御庭の泉水に御舟を浮め、公自ら棹し給へば、おでんの方は舟の中に坐し、綾羅の袂をひるがへし、小鼓取りて打ち給ふは、峨眉の山の端に三日月の出づる有様、芙蓉のまなじり、丹花の唇、ひとへに西施も愧らひ、楊貴妃の吹く笛も數ならぬ氣色に思はれけり。されば江口の君の、川逍遙と云ふを諷はせ給へば、一挺の鼓の音、迦陵頻伽の聲よりもうるはしく、天人も天降るかと疑はれたり。此御遊度々なりけるゆゑ、貴賤ともに知らぬ人もなかりけり。されば繪師多賀長湖は、百人女﨟と云ふ繪を畫きて、世に流布しけり。其繪は貴人高位の女﨟より、賤の女まで、其頃名高き麗しき女の姿を寫しけり。其中におでんの方、船中に鼓打ちてまします姿繪、公の棹さし給ふ有樣まで、さも美くしく畫きたりけり。此事、誰

まで、いねもやらず案じ煩ひ居たりける所に、折しも秋風ひやゝかに吹き音づるゝ時しも、庭前の竹しなひて、葉形障子に映りければ、これを手本として、忽ち其姿を畫き、翌日父の採幽に見せければ、是でこそ誠に畫工といふべし、精心悉くうつり、妙なる姿なり、しかし是は葉色陰形にして、夜の竹なりといひしとかや。名人の上には、斯くふしぎの見分こそあるらめ、是を知識と云ふべし。天和貞享元祿の頃、狩野安信永信が弟子、多賀長湖と云ふ者有りて、畫の道に執心あつて、能く精心を込めて、上手の名を得たり。然れども、正風の繪には、いかやうの名人となりても、家元の上に立ちがたしと、多年案じて、一流の姿を工風して、今、一蝶流と云ふ畫を書き始めけり。後、英一蝶と云ひしは、此長湖が事なり。此者元祿の始、公廳の御咎有りて、一度遠流せられたり。此事の眞實を聞くに、元祿の頃の大君は、常憲院殿御治世、東照宮五代の君にましまして、好色に耽らせ給ひ、あまたの美女を寵愛し給ひけり。花清の春の朝、阿房の秋の夕べと御たのしみあく事なく、酒池肉林を移して、吹上の御庭、龍宮城の御遊などと、世界の月花、一つ所へ集めたる有樣とかや。其頃おでんさまと云ふは、御寵愛第一の女臈

江戸著聞集　卷之十一

多賀長湖百人女﨟を畫きて御咎にて遠流
并後年英一蝶となるの辨

元祿の頃、俳諧の發句に、

　女郎花たとへば阿房の內侍かな

彼を以て之を悟り、爰を以てかしこに摸する事、畫工の妙たり。金岡が書ける鳥獸は、夜な夜な出でて萩の戸の萩を喰ひしと云ふ。名畫に精心入つて不思議を見する事、和漢其例多し。狩野探信が圖の竹の繪は、古今の出來といへども、其葉皆陰形にて、夜の竹の姿なりと云ふ譯は、探信幼少の節、父、手本に竹を畫きて渡しけり。數度淸書して見すといへども、父の氣に應ぜず。大に叱り、以の外不器用なり、是が繪といはるべきか、其分にしては、家元の家督なるべからずと、さん〳〵に叱りければ、探信、子心に是を恥ぢて、筆を持ち茫然として、夜更くる

介は宗信と法名し、娘は妙さんと名を改め、念佛修行しけるに、其人形は、今此時に至りても、かはらず尊敬し、是より精進の料理を調へ、配膳替らず、後々は地藏菩薩を建立し、地藏の腹ごもりとて、かの人形を入れ置きて、本所六軒堀に庵を構へ居りける。誠にふしぎの德實の者なりけり。其後故人となれり。其菩提所本所中の鄕、普賢寺の住僧、彼が心を感じて厚く葬り、其地藏をも、今は普賢寺に安置しけり。現在斯る信ある人少し。武士にしたらんには、天晴主家の爲になるべき男なり。匹夫も志は奪ふべからずとは是ならん。一とせ、白兎園が發句に、

　燈籠見や歌舞の菩薩はかたぐるま

是は、予が先師、宗瑞の作なり。發句にはあらねども、予、彼傳介が記を書くに、一句の手向も不風雅にしてなければ、此句を借りて、是を弔ふ爲なり。見る人、眞實に歸して、君父の勤怠るべからずと云爾。

補、予、親しき人に、彼傳介が行事を物語せし人あり。此書に書き洩せし德實甚だ多し。重ねて別書に詳にせん。

形あり／＼と見え、夥しく汗を流して、顔色平生に替りければ、傳介目を覺し、大に驚き、是は正しく江戸表にて變なる事あらんとて、何事も打ち捨て、芝居の事を他人に頼み、我身は江戸へ歸りて、女房娘へ右の通りを物語しけるに、後、女房懺悔して、人形へ疎畧の旨をいひけるとなり。以來いよ／＼人形を大切にして、享保の頃は、世間の人も右の人形を敬ひけり。女房は、中道にて病死しけり。傳介思ひけるは、此人形は甚だ壯年の像なり、今御存生ならば、御年も、餘程より給ふべし、此鬢の姿似合ずとて、右の人形を白髪に改めんとて、人形町鼠屋へ誂へ、老衰の體に致し替へける。猶々信仰淺からず此の如くの忠貞を、天道めぐみて壽福ならんにと、愚なる人々、天を恨むる人も有るべきが、此傳介が一人の娘おはつ、生付人並に勝れたりといへども、いかなる事にや、至りて愚にして、人前の交も致しがたし。是、不幸と云ふべきか。斯くて傳介も、段々年寄りければ、世の中の無情を感じて、人形樣も今まで御存生ならば、御法體の時節なるべしとて、又鼠屋へ誂へ、人形を法體にして、其身も發心して出家となり、墨の衣に身をかへ、娘も勝れて愚なれば、緣付せん事も叶はずとて、尼となして、傳

そ不思議なれ、此傳介が身の上に、若しも危難のあるべきと思ふ前方には、此人形顔に汗をながす事度々なり。誠に彼が忠節の屆く所、是天道の感應ましますゆゑか、此奇特を度々得たる事有りとかや。或時は近所出火すべきの知せ有りて、其用意をせしゆゑに利を得、又喧嘩口論の場をのがれて、災をのがるゝ事もありけるとなり。されば人形の汗を流す時は、傳介は、人形様の又御汗になられたりとて、家内屹度相愼み、他出をも止めつゝしみける。かくの如くにして其危難を避けける事こそ忝き事ぞかし。さてかやうに心を盡す事も、僅の內は勤むる事もならんが、年久しく怠らざる事はなし難し。晏平仲を孔子も賞美し給へり。此者、累年此人形へ、怠らず心を盡す事、くだ〳〵言ふに及ばず。此者、田舍芝居へ出づるに付き、毎年近國へ赴き、五十日百日の留守の節は、女房幷娘のはつへ、懇に申し付け、我留守は必ず人形様も淋しく思し召すらん、かまへて〳〵疎略致す事なかれ、と申し付け出でける。然るに、夫の留守に、不思議の事あり。女房、いかなる事にか、二十日も過ぎし後、配膳茶菓子等の禮儀怠りけるが、傳介此時、上州板はな宿に旅寐していたりしが、其夜の夢に、江戸留守に置きし人、

へさせ、朝夕自身配膳し、或は茶、菓子に至るまで、をり〳〵參らせ、女房娘にも、曾て人形樣へ不禮申すまじ、と急度申し付け、いますが如く敬ひ仕へけり。たま〳〵心易くする者の來て、件の人形に、何んぞ不禮に及び、是は邪魔な人形などといへば、殊の外眞實に腹を立てて、主人山村形見の由緒を物語して、理を詰めて是を敬ひける故、後々は近處にても是を知りて、他人も人形に失禮をせぬほどなり。されども其當座は、そしる人、笑ふ人も有り。又、心有る人は譽むる、惡知惠なる人は、彼主人を大切にする事、萬一公廳にも達し、忠義の者なりと、御稱美にも預らんと云ふ下心にて、斯くはするなるべしと云ふ人あれども、いはゆる堯舜の眞似をする人は則ち聖人たり、盜人の眞似なりとて他人の財寶をうばはゞ刑罪などかまぬかれんや。然も此者、うはべよりする忠貞にあらず、信實より出でたり。さぞかし現在に仕へなば、見事なることなるべし。惜いかな、貞忠かくれて、公に知る人少し。扨傳介は人形を抱きて、春は上野の花見に伴ひ、夏は納涼とて、兩國橋の川風にふかせ、秋は角田川庵崎の月紅葉、冬は霜雪を凌ぐとて巨燵にあて、寒氣を凌がせける。斯くの如く年月を經しが、物に精心有るこ

大のとぶらひたるべし。積年右の心懸け違はぬを、徳ある人と申すべけれ。爰に近年ふしぎの男有り。よく前にいふ聖語、并に、季吟の句に應ずる者なり。暫く、其傳を爰に記す。人形町佐助といふ者の店に、歌舞妓の傳介といふ者あり。根元は御當地の生れにて、七八歳の時より、木挽町芝居山村長太夫隱居淨閑方へ、小坊主奉公に出でたり。淨閑いと不便に思ひ、我子の如くに養育せり。七歳の時より勤めけるが、其始の年、淨閑手細工に人形一つきざみて、彼小坊主に與ふ。坊主の名は、傳介と申せしにや。傳介、主人の拵へ與れし人形を殊の外大切にして持ち遊びけり。その人形、男人形なり。これに小袖衣裳をきせ、保存しける。然るに、傳介人となり、數年山村に相勤め、貞心いふばかりなし。匹夫にはためし少なき志の者とて人々稱美しけるが、山村芝居滅却し、長太夫、遠流の砌り、彼も暇を乞ひ、泪ながら浪々しけるが、山村より出たるゆゑか、人々歌舞妓傳介と云ひけるとなり。此者其後は、田舍芝居などして渡世しける。扨傳介は、山村に別れて後、彼淨閑より與れし木偶人を、いよ〳〵大切に致し、是こそ主人の形見、淨閑殿正身の像なりとて、平生座上に直し、春夏秋冬時々の衣裳を綺麗に著替

江戸著聞集　巻之十

歌舞妓傳介が傳

一とせ、北村季吟の發句に、

まざ〳〵といますがごとく魂祭り

此句の心は、論語に、子曰く、祭る事いますが如くす、神を祭ること神いますが如くすとの、聖語より出でたる成るべし。誠に有りがたき御しめしなり。則ち人たる者、父母のなき日を思ひ出し、回向念佛して僧を供養し、香花を手向け、弔ふ事は知れども、鬼に事ふる禮の根元を辨へず。然しながら能く辨へし人々は、其なき父母、厚恩をうけし主人の命日には、其身を愼み、存生の節、好きたる物を奉りなどする事、是を殊勝と申すべし。此等は、まざ〳〵といますが如くといふに近からん。其處に御座がごとく、死に事ふる事、生るに事へ奉るごとく、少しもちがはぬやうにいたし、父母一生の仁徳有る事を思ひて、仁義の施をして祭るならば、莫

死罪仰付けられ相濟みけり。是より仲の町の物干、御法度仰付けられるとかや。此事隔りて、近年五町の人々申し合せ、仲の町へ干物を建ておかば然る可くとて、表向より相願ひけれども、斯る譯ゆゑに免許なかりしと云ふ。

此事に付き、享保の始にも、江戸町二丁目、兵庫屋の高崎といふ遊女も、客の爲に殺害せられし事あり。これも取り交ぜ語る人あれども、八橋が事とは違へり。本書にいふ通り、知足軒が艶道通鑑にも少しは書きたり。近年も又、二丁目太田屋にて、殺害せられし遊女あり。かれも客へ惡言せしゆゑなり。これをば眼前に予見たり。其時の愚詠、

　鬼灯に舌三寸のやぶれかな

斯く口ずさみしも、思へば似たる噺といふべし。

腰車に切り放され、腰より上は、階子に兩手をしがみ付きて切り放され、腰より下は、茶屋の廣庭の中へどうと落ちたり。次郎左衞門が差したる刀は、備前國光の大業物にて、名を籠釣瓶と名付けたるとかや。其作水もたまらずとの縁なるべし。夫より次郎左衞門、家根傳に迯げんとや思ひけん、二階へ上り、物干傳ひ、仲の町大門より、左側を上の方へ傳ひ行く。五町の者ども、大きに騒ぎ立ち、やれのがさじと、棒ちぎり木、鈬、刺股を以てひしめけども、彼わざものにて、切り立てなぐり立てしゆゑ、鈬刺股といへども水もたまらず、斜切に切つて落し、跡へも先へも、なか〳〵以て寄附くる事叶はずして、かくては終に取り迯さんとぞ見えにけり。さすれば後日の災と、下より手々に、二階物干庇へむしやうに水を打ちかけ〳〵、又下水の泥など打懸けたり。次郎左衞門、物干傳ひに迯げ行く所に、爰に何屋の物干か、眞木の多く積み上げて、是に支へられて、夫より先へ行かれず、又跡へ取つて返さんとせし所に、最前よりの働きに、鐵石ならぬ事なれば、庇の水に足滑りて、横ざまにこけたりしが、終にふみ留らず、大地へどうと落つる所を、大勢とり重りて、終に繩をかけたり。公儀へ相渡し、御法の通り、

くらがりの行水、雪のあしたの足跡と、古より云ひ傳へ候、男の疑多きは不緣の始に候へば、身請なされ參り候ても、未だ調ふべきやうあらじとて、頓て夕霧は斷を立ち、藤伊が方へ行かずして、身まかりけるとかや。然れば、この傾城の操と、今の八橋が心いきの違ひ、誠に雪と炭にてこそあれと、佐野の次郞左衞門は、八橋を恨みけるこそ道理なれ。斯くて或時、佐野の次郞左衞門は、また仲の町にて、八橋に出合ひけるが、又ひた〳〵とすり寄りて、いかにそなたは、何と申して斯く情なくも、やさしき詞をかけ給はざるぞ、其方ゆゑにこそ、斯くはなりたりなどと、泪ぐみて語るを、八橋は、次郞左衞門が體たらくの見苦しきにや耻ぢたりけん、一言の返答もなく通り過ぐるを、次郞左衞門は、男にかくまで物いはせ、答もなく過ぐる事、言語道斷の義理知らずと立腹して、猶も慕ひ行きければ、やりて禿は八橋を守護して、彼等にかまひ給ふなと呟き、仲の町の茶屋に、蔦屋佐次右衞門が方へ入り、二階へ上らんとする所を、引き續き次郞左衞門飛んで入りけるが、一刀拔きはなし、己れ男に恥辱をかゝせぬる事こそ遺恨なれ、今は早のがし難し、恨の刄請取れと、はつしと打ち、八橋は階子の中段まで上りしが、

れて、大事さうにして、揚屋入をせし段は、夕霧傳記の最上と譽むる所ぞかし。その後、夕霧身請とて、藤屋の手代共大勢來りて、夕霧を引き拔き、廓を出でんとする時、夕霧其仔細を尋ぬれば、藤屋の手代申しけるは、夕霧殿の心底は、藤伊の能く知らるゝ所なれども、久しく落ちぶれられし内に、何ぞ心替りをしられしやと疑ひ思ふ折節、此度、大家の婦妻として、其心底を見定めずしてはいかゞなれば、藤伊の勘當ゆりたりし事を、其元へ隱して、最初の通りにはからひし所、適れの操驚き入り、はじめにかはらぬ御心なれば、則ち今身請して引き取るなりと申しければ、有りがたしといひさうな所を、夕霧は、何と申し給ふぞ、我身心替もあらんかと御疑ひ有りての事とや、さも有るべし、それ傾城に誠なしといへども、それは知らぬ人の申す事なり、來る客の心に誠ある時は、傾城の始のうそ、皆後は誠となり、傾城の誠も、來る客の方より中絶ゆる時は、始の誠皆うそと成るぞかし、うそも誠も、緣の有るこそ誠ぞや、と京童のふし付けて、萬治貞享の頃、昔の夕霧が言葉とて謳ひしを聞き給はずや、然るに左樣御疑ひ候ひては、女の誠は却りて知れまじきなり、女はあまり疑はれては、不緣の基となるべし、

イみ、八橋が道中に行きかゝりては、物などを言ひかけ、執著の心を通じけれども、八橋是をうるさく思ひ、逃げ隱れする樣にせしこそ情なけれ。次郎左衞門思ひけるは、我、彼に心を盡し、身上を果し、今かく零落たり。然るに今情なくすべき樣や有る、誓紙のことば、秋の夕べの起請の文、思ひ出していとゞ猶、傾城の僞多きを知りながら、うかくとはまりし事の無念さよ、傳へ聞く、大阪の夕霧は、藤伊が紙子編笠の、風の神とあやしまるゝ程の身にさへ心を盡し、或時、道中にて、藤伊、夕霧に行き合ひしに、伊左衞門立留り、夕霧が袂へ縋ることの葉に、昔に替らぬ夕霧がやさしき挨拶、今貧くして暮しまします所は何國などと、大佛の馬町の隱家まで聞き屆け、其後はいろくと心をつくせしとかや。大勢の人中にて、伊左衞門は夕霧が心を引き見んとや思ひけん、前巾著より、錢壹文を取り出して、夕霧へ遣し、是は先年我盛なる時、送りし金何百兩とも思ひたまはるべし、今の身にては、此壹文の錢こそ大切なりとて出しける。なかくに等閑の女郎ならば、此時大きに赤面して、當惑すべきに、さすがの夕霧なれば、少しも臆面なく、件の錢を押し戴き、恭しく藤伊樣の御志と、金入の紙入へい

り、沖こぐ舟の楫をたえ、現なく迷ひ來る、戀慕のやみ、誠に此道の十寸穗は、艶道通鑑に書ける、八橋といへる傾城に、杜若といへる者通ひくるひて、心に雲手の物を思ふとぞ口ずさみけり。又、八文字屋自笑が禁短氣に、色は唯慰みの事と書きしは、至極の格言なり。町人百姓の、一旦は好色に耽り、遊女傾城にはまりても、只慰とばかり心得る時は、深くはまらず、賢を賢として、色に替へよと、論語にもあれば、一色を好む程に、賢なる道を好めとかや。色には命をおとしたる人多し。賢には力をさへ盡す人なき事を、賢聖の人は歎かれしぞかし。扨佐野の次郎左衛門は、表徳を杜若と云ひしと云ふも、八橋といふ傾城にあふといふ心なるべし。新玉の初買より、桃柳月雪花と登りつめしが、終に在所の身代微塵にして、借金夥しく、田畑も皆賣り拂ひ、身貧になりて、今は中々遊里の道もたえ〴〵に成りにけり。傾城八橋も、今まで佐野の次郎左衛門が、いろ〳〵心を盡せしを、わりなくは思ひけんなれども、勤の身の詮方なくや、又は外に移る心の花や誘ふらん、今は誠の心も薄く、身すぼらしきをうるさく思ふ程に成りしと見えしかど、次郎左衛門は、猶もりんゑのきたなくも、折節毎に廓へ來り、仲の町に

江戸著聞集 巻之九

佐野次郎左衛門 萬字屋八橋兩傳

紫野の祇空と云ふ俳諧師の發句に、

九年何公界十年花の春

此句は、半面遊女達磨の畫の讃なりしとかや。達磨の九年面壁にいふより、見世女郎の公界、十年の浮勤の、よくこらへ忍びし心のねれたる所は、心の波の靜りて、阿波の鳴戸の風もなく、靜謐の最上と成るをこそ、俳諧師の十年と云ふなるべし。世の中の男女、此心を能く辨へば、物事に爭ふ事なく、體ゆたかにして怒を生ぜざるこそ、生とし生ける者の修行すべき事ぞかし。元祿の頃、下野佐野の產に、次郎左衛門といふ人あり。佐野の里にて、大いなる身上にて炭問屋をいたし、分限者大臣と呼ばれしが、いつしか江府へ出でて、亂舞遊興を習ひて、ふと新吉原へ通ひ始めて、角町中萬字屋の八橋といふ遊女にあひかゝより、大金を費し、深くはま

此句の心にて考ふべし。雉子も泣かずば討れまじ、と云ふ心を込めたるか。始め云ひし翁の句に、唇寒し秋の風と相對すべし。父才牛死して後、二十年の星霜を經れども、三升（團十郎栢筵なり。）今に市村座へ行かず。是曾子は勝母の里にやどらず、太伯は海棠の詩を作らずとかや。孔子の御弟子曾子は、旅に疲れて宿を求めしに、所の名を聞き給へば、勝母と云ふと答へたり。曾子、母に勝つと云ふ所の名、不孝の名なりとて、其宿に宿らずとかや。されば、柏筵も、父才牛が横死の地なればとて、市村座へ行ざりしは、孝の至れると云ふべし。遠忌の後、ふきや町へも行きし事は、三十年來にも及べばなり。猶、父の恩抔と云へる書を編みて、世界へ流布す。見る人、彼が爲に泪を流さゞる人は、不仁の徒と云ふべきか。此事より後は、市川傳記は、柏の小莚と云ふ草紙を見合すべしと爾云。

の付つべき様はなけれども、時に取ての勇氣なりと、公儀にても、後に此事譽められしとなり

扨其後、公儀へ、杉山を繩付にて指出しければ、奉行某、才牛に遺恨の段々尋ね給へども答へず。たゞいさゝか遺恨御座候段申し上ぐる。强ひて御尋有りし時、杉山申しけるは、市川にあらざれば、我心を知らず、我心にならざれば、市川に意趣有る事を知るべからずと云ひて、其後無言にて刑罪せられけるとなり。あゝ惜しいかな悲しいかな市川才牛、三緣山の寺中念佛院の苔の下に埋もれて、覺榮信士と號して、其名天下に轟く。御府内にて、正月兒女などのもて遊ぶ骨牌と云ふ物にも、三光と云ふ手を、江戸にては團十郎と呼ぶなり。元祿に、才牛殺されて後は、六三枚持ちし手をば、半六とて、團十郎を崩させけり。中興、此事を止め、二代目團十郎、柏筵元祖よりも勝れしとて、讀骨牌を慰む人、此ことを今專らに止めけり。されば二代團十郎今の柏筵は、奇妙の男にして、内外の有樣、くだ〳〵云ふにところなし。一とせ其角法師の、三升を祝して、

　塗顏の父は長柄や雉子の聲

るぞや、其上、親父に貰へと云へば、今權次郎が事にあらず、我をさしての當事なるべし、此間、樂屋傍輩役者の會席にても、我身の惡事を人々に物語して、毎度、かれ故に恥辱を得る事の無念さよ、此意恨こそ堪忍しがたし、所詮彼を生け置きては、後日の恥多かるべしなどと、大きに憤れり。頃は元祿二年二月十五日、星合十二段の狂言、一番目大詰、團十郎、甲賀三郎の役にて、素袍のまゝにて花道へ入る所を、後より寄り添ひ、腰の脇差拔き持ちて、脇つぼへ一刀さし通す。もとより市川思ひも寄らぬ事なれば、是はとねぢむく所を、飛び懸り留をささんとせしを、下より市川手を取り、己れ男に似合はぬ卑怯者、尋常に名乘かけて討たずして、此の如く身重にも衣類著たれば、思に叶はず、何故に斯くはせしと云ふ聲も段々によわり、手もゆるみて、半六は終に才牛を仕留けるこそ無慘なれ。此時、芝居大に騷ぎ立ち、詰囃方其外、芝居懸の者ども、大勢おり重り、杉山を取つておさへ、忽に繩をかけ引きすゑたり。此折から、市川團十郎、（市川九藏事也、團十郎と改名せし也）才牛が甥分にて、いまだ前髪にて久藏と云ひしが、飛び來りて杉山に向ひ、狂言太刀にて、伯父の敵思ひ知れとて、二太刀打ちしとかや。尤も狂言刀なれば、疵

は、平生、子を寵愛して、他人の小兒をも能くなつけ、大勢手前近所の子供を集めて、菓子の類多く與へければ、小兒の習にて、能く馴れなじみ、不斷才牛が側に、倘子供多くむらがり居る。是を樂として、經山の布袋和尚を見る如しと、人々是を申しあへり。誠に小兒は無心にして、邪氣聊もなく、友として素直なれば、布袋も不斷寵愛せしと見えたり。才牛は心のすなほなる事、爰を以て知られたり。芝居樂屋入の節も、小兒大勢跡より付き來り、三階の上り口まで、大勢の子供いつも送り來りけるとかや。其節、才牛、袂に菓子を入れて、銘々に遣して悅ばせ、是を自ら樂とせり。或時又件の如くにせし時、一人の子供、我にも菓子を與へ給へといふを見れば、杉山半六が方に居る、權次郎が悴なり。才牛は、子供にへだてはなけれども、不實なる杉山を憎み、其親と不和なれば、わざと彼には與へず。小兒は猶々貰はんとせし時、才牛云ふ、其方は親に貰ひ候へ、親父は菓子を多く持ち居るぞと云ひしを、其悴、半六が頭取座に控へし所へ行き、才牛樣、我には菓子を給はず、親父に貰へと申し給へども、親權次郎殿には、菓子は持ち給はじと、述懷心に云ひければ、杉山是を聞きて、才牛が小兒へのわけへだては何事な

は、杉山が不義の浮名も、おのづから云ひやみけり。是偏に才牛が信實の工夫より出でたり。誠に兼好法師が、友とするに能き友三たり、物知れる友、學才の人を友とする時は、必ず不義に落ち入らずとは、かやうの事をやいふべき。斯して年月を經けるが、杉山が不行跡は今になほらず。彼一とせ、市村座の頭取と成りて、詰はやし方を抱へる節、件の三味線引權次郎を、市村座へ抱へ入れ、いつしか彼が方へ、半六入り込み、心易くいたし、世話にいふ、燃杭には火の付き易しとやらんにて、件の女房と、また〳〵、始の如く不義密通に及びけり。其年堺町類燒して、多くの役者の小屋々々燒失して、和泉町邊、杉山が居宅は殘りければ、彼伯母權次郎女房は、燒出されて杉山が方へ來り、思ふまゝの不義をはたらきけり。此事才牛聞き出し、言語道斷のいたづら者、最早懇意にすべき奴にあらずと見限り、不通せしとなり。實に尤も至極なり。今は、才牛、異見の道をも絶えけるゆゑ、二人の者制する人なければ、世の誹も人のあざけりをも厭はず、いよ〳〵不道人となり、面は人にして、いつしか心は四足に劣れり。今は權次郎が方にて出來し忰も、半六方へ引取り、母子ともに、彼が方にて養育しけり。さてまた才牛

事、才牛、氣の毒に思ひて、ある時、杉山をひそかに招き、閑談して、此事を云ひ出し、誠に人面獸心とは此事なるべし、唯人の知らざる以前に、急度思ひ止るべし、日頃懇意の事なればこそ、斯くは異見に及ぶなり、と其實を盡し申しければ、杉山も屈伏し、誤り入りてこそ候へ、已來は急度相守らん、と申しける故、しからば伯母と一處に居ては、世間の仇名やみがたし、暫く我等預り申すべしとて、二人が中を引きわけ、才牛方へ、件の伯母を引取り、不義の通路の中を切しこと、適れ賴母しき仕方なり。然るに、二人の者、いかなる惡緣にや、表は思ひ切る體なれども、內證は執著の淵深くして、思ひ繁く人目を忍び、文の取替し度々重り、あこぎが浦のうらなくも、此事又才牛傳へ聞き、さて〳〵不所存なる二人が心よな、戀路の道は、切なるものとはいへども、是は畜生道のたはぶれなり、是より上の不義は有るべからず、所詮此上は思案有るべし、と件の女を似合の方へ緣に付け、彼等が中を遠ざけんと工風して、其後、此女を三味線引の權次郎と云ふ者の方へ妻にくれけり。權次郎へは、才牛親分になり、金子衣服等の物多く指しそへ候故、悅びて貰ひうけ、其後、彼が方にて、此女一子を設けたり。其後

筵三升の現に出でたる事、梧桐に羽打つ鳳鳥、西の狩に麟を得たるともいつべし。かならず等閑に思ふべからず。あゝ惜いかな、是程に汲みわける人の無き事。予憂ひて、爰に彼人を褒稱す。當時、現在の人ば、暫く此書に除く。栢筵傳記は、外に柏の小筵とて、五巻に記して、予が草庵にもてり。是は古才牛の傳の事なり。抑市村の座は、役者大全に讓りて、その缺けたる祕事をいはん。此才牛は、世上一統に知る處、元祿の始め、市村座にて、狂言の折から横死をとげたり。其仔細を尋ぬるに、杉山半六と言へる役者、何やら才牛を恨める事ありと見え、眞劒をひそかに隱し持ち、不意に刺殺したり。是ふしぎの大變、以の外周章せし事なり。其後公儀へ、半六召捕へられて、御詮議有りけれども、唯恨ありて候とばかりにて、何の白狀にも及ばず、御咎は御制法の通り、半六解死人と成り、御仕置相濟みけり。さて其意恨と申すは、この半六は殊の外身持よろしからず、不義不道いはん方なし。杉山が方に懸人となり居たる半六が伯母一人有りしを、半六、彼の伯母と姦淫する事、世間隣家知る人多し。立つや浮名のやるせなく、人口に及びけるを知りながらも、尙も輪廻のきれがたきは、宿因の業とやいはん。此

江戸著聞集　卷之八

古市川才牛覺榮信士が傳

元祿の芭蕉翁の座右の銘に、

物いへば唇寒し秋の風

此句は、濫りに他人の短をいふ事なかれ、口は禍の門にして、舌は災の根なり、口をして鼻の如くする時は、身を終るまで禍なからんとの格言、むべなるかな。當時市川栢筵の父才牛は、元祖團十郎にて、ふしぎに藝の名人たり。一流の上手、藝の外に妙を得たる事夥し。いかにとなれば、此の如く歌舞妓の役者に、市川の家に、斯る希代の者出來て、栢筵、德齋、海丸、三升、皆々表向の藝ばかりにあらず、內證平生たしなみ、入りては孝、出でては忠、篤實の君子の如く、誠に天下泰平打ち續き、聖代の折からは、四海の內、自然妙なるものあらはれ出づる事、尤も和漢に多し。麟鳳龜龍の形を見する事も、此故なり。國人鎖を忘れ二百有餘年、今栢

況んや他人の見物をやとて、殊の外滿足せり。其後、女房、もとの如く心付きて、無事なりけるとなり。されば妻ごひ角田川と云ふ狂言に、牛の御前といふ女と成りて、右の手に鏡を持ち、左の手へ長き黑髮を握つて、宮崎傳吉と小美川を相手にせしは、此女房氣絕せし時の、二階の工夫のふりなりとかや。此體は、市村何虹が能く移し似せて、先年累解脫の狂言に、佐野川萬菊、山下龜松、中村新五郎致せしは、此形にて、鏡を以て怨靈の身振あり。狂言綺語といへども、精心の凝る所、妙にいたると申すべけれ。

斯の如きなり。神流の大坪氏は、馬に乘るの氣取は、人間なれば、巧者の上には知る所なり、乘る馬の氣取を知らずしては、馬の心を辨へがたし、手綱乘鞍の傳とはいはれまじと、思ひ付かざる所へ心をよせ、神に祈りて大坪一日馬と姿を化して、馬の心を得たり。其後又人間に成り、終に馬の氣を取り、能く辨へたりとぞ。之に依りて、神流と名を付く。大坪氏の打ちし鞍は、神作と名付けて、今專らもてはやす事なり。古代より、名人と云ひて、妙を得し人は斯の如きなり。歌舞妓の藝とても、昔の上手には、斯樣の事多し。山中平九郎は、或時、我家の二階へ上りて、鏡に向ひ、舞臺の狂言の怨靈の顏をいろ〳〵工夫して、如何してよからんやと、目をよせ、口を開き、我と心で指南して、二時ばかり考へ、自然と、己も恐しき程の顏の仕方を考へ出して、是にてこそよけれ、と鏡を手に持ちて、思はず立ち上り、怨靈の身振をする所へ、山中が女房、何やら亭主に用有りとて、階子を上りけるに、右の身振を見て、夫とは更に辨へず、なう恐やとて、階子より飛び落ちて、絶え入りけるとなり。山中は女房の氣を失ふには構はず、天を拜し、地を拜し、あら有り難や、我藝精神に入りて、現在の妻さへ斯くの如し、

元祿の翁、正風の發句に、

船になり帆となる風の芭蕉かな

生とし生ける者、人間は勿論、鳥類畜類までも、變化して姿をかゆる事、造化のする處なりといへども、人間、後世を信じて佛となり、此世から三十三相八十種かうとあらはるゝもあり、畜生修羅の形を現世にあらはすこと有りとかや。それは多年の心懸の行法によることと云ふ。性空上人は、生身の普賢に逢ひ、法然上人は、生ける勢至に對面し、日蓮は三光天子を梅に宿らせて、星下の梅と今に云ふ。是其人の妙のうへにて、外の知る所にあらず。今藝者にも、其業を備へし者は、自然と不思議有る事疑ふべからず。左樣なくては、達人とも申し難し。古山中平九郎は、極めて恐しき事の上手なる役者にて、惡方の名人、鬼女怨靈般若に名を得し者にて、格別傳授の隈取あり山中一流の傳とす。(今羽左衛門怨靈の傳を、何虹より繼ぎ傳ふと云へり。)傳へ聞く、古寶生將監が、道成寺の能に、入相の鐘に花や散るらん、と謳ひければ、立所に、何處ともなく櫻の花散り來り、舞臺一面に落花の庭と成りけるなり。精心の至れるは

を、御存分に成さる可く、御刀にて成され候はゞ、猶以て忝かるべし、されども最前申す通りなれば、御刀はけがれ申すべし、是にて成さる可し、と才三郎は履いたる草履抛げ出し、さあさあ夫にて御存分にと、兩手を組みて胡床かいて居たる體、則ち今の柏筵流義の草履打の振と成りけり。右の通り、才三郎思ひ切りたる體なれば、不破は是を聞くよりも、然らば腹癒にと、件の草履を以て、花井才三郎をさんぐ\に打擲して歸りけり。是にて、其場は濟みけり。傳九郎危きを遁れしは、才三郎が勇氣によつてなり。此事、芝居にて、残念にや思ひけん、不破を、何卒草履にて打返す體を狂言に仕組むべしとて、古少長が、名古山三郎（才三郎といふ心なり。）古才牛（元祖團十郎）不破伴左衛門（不破數右衛門といふ心なり）と改名して、草履にて不破を打つ狂言を仕組みけり。是大にあたり狂言にて賑ひけり。今以てする所は、右不破名古屋草履打の根元なり。

山中平九郎鬼女の辨

渠等にさへ斯の如き當事いはれ、君の御外聞を失ふ事の口惜し、さよ君恥かしめらるゝ時は臣死すとの本文有り、已れ、其口引裂き吳れんと、舞臺へ飛び上らんと思ひしが、いや待てしばし、理不盡に狼藉と手込にあうては、無念の上の恥辱なり、しばらく見合せて、一理を以て如何樣ともせんと、わざと舞臺へすり寄りて、少しの手懸を咎め、事にせんと思ひ居る所へ、傳九郎、大太刀を以て、荒事の折から、太刀の鐺、切落の方へ少し出づると、不破數右衞門、武士の頭へ、狂言太刀を、何として當てたるぞ、不禮者のがさじと踊り上り、傳九郎へ飛んでかかる。あり合ふ者ども、これを押へんとするを、取つて投げのけ突きとばし、もとより大力丈夫の數右衞門、向ふ者微塵になさんと、刀を拔きて追ひかけたり。傳九郎初め一座の者ども、一さんに逃げ込みけり。舞鶴は三階へ逃げ上る。不破、すかさず追ひ掛け、二階の上り口まで追ひ行き、すでに階子を上らんとする時、其頃の狂言頭取、古花井才三郎頭取座より飛んで來り、是は以の外の御事なり、歷々の御武家方の大切なる魂を以て、河原者を切らせ給ふならば、其刀、以來御役に相立つまじ、御腹立は御尤なれども、傳九郎ははや逃げ申し候、拙者め

姓吉三が男なれども、寺小姓は女にもひとし、江戸太夫の淨瑠璃に、男なり、又女なり、佐保姫のといふ情を受けたりし。理源院が（萬菊が事）おはつの黑の無地小袖、見附られじとうば玉の、闇の笠ゆく五位の聲といふ、雙笠が文句に習ふは能き情なり。爰に元祿十四五年、淺野瑤泉院尼、歌舞妓の狂言を好み、ひたと芝居へ來り給ふ。是後にこそ反間の謀とは知られたり、其頃はそしる人多かりき。或時、勘三郎、芝居棧敷に居給ふ時に、淺野家の舊臣、其頃浪人なりし不破數右衛門は、何卒瑤泉院に諫を入れんと、一書懷中して切落へ這入り、其間を見あはせ、瑤泉院の棧敷へたよらんと、橋掛近くに身を寄せて居たりけり。其時の狂言外題は、ひがし山殿榮花舞臺と云ひて、古舞鵜が、荒獅子男之助といふ家老にて、東山殿の後室の、身持の惡しきを諫める狂言にて、其臺詞付の文句に、大名の女房子が、其夫に別れて、間もなく酒宴遊興、諸見物に身を取亂し、女の道といはるべきや、人畜生とはこなたの事、殊に赤松といふ敵はあり諸臣と申合して、仇を報ずる心はないか、淺ましい振舞よなと、藝をしながら淺野の棧敷の方に目をかけ、何とやら當りて聞えければ、切落にて、不破數右衛門、無念の涙をのみ込みて、

打擲しけり。扨其後、所の長どもを呼び集め、件の侍申すは、某は江戸表、京極家某と申す者なり、主用にて國元讃州丸龜へ通るなり、然るを大勢取巻き、理不盡の狼藉、其分に致しがたし、早速役人に達して、此意恨を糺明すべしとて、道中泊付駄賃帳を見せけるに、相違なく京極家の武士なり、俄に大勢難儀して、手をすり詫言して、所の者ども、金銀を遣ひ、道中四五日付參りて詫言し、漸々相濟みけるとかや。是は中村少長が謀計にして、一言を殘し最初の恨を何となく晴しけるなり。面白き心得なり。

不破名古屋草履打の辨

不破伴左衛門といふ狂言は、市川古才牛が初めて仕出し、雲に稻妻の衣裳を著けたり。古人の俳諧の發句に、をだ卷の集に見ゆる、

稻妻の初まり見たり不破の關

古代の役者は、衣裳の模樣も自然と雅なり。市川何虹が、相の山に著けるは、片身替なり。小

にも、某は役者なり。許し給へと、多くの酒肴調へ、渡守の人々へ振舞ひ、多くの錢財をつかひける故、和談して通りける。其時、少長、其所の者に向ひて申しけるは、夫につき、各様へ御頼み申し度き事御座候、押付後より、中村傳九郎と申す、私同意の役者參り申し候、是も拙者の如く、さる御方の符を貰ひ、武士となりて登り申し候、此傳九郎は、拙者と違ひ、情の强き者にて、各様御咎めなされ候とも、なか〳〵滅多に役者などと申すまじ、爭ひ申すは、必定に御座候、其時は、何とぞ御免なされ下さるべく候、と申して、少長は上の方へぞ赴きけり。誠に、所の者、大に酒を飲み、錢もしたゝか取り、此上、その傳九郎來らば、又酒錢にせんものをとて、相待つ所へ、小者一人召し連れて、旅裝束の武士、旦那の符をさして、さもいかつがましく、舟を出せ、舟番々々と呼びける。所の者、せゝら笑ひ、何の事なるぞ、おのれ歌舞妓役者として、横柄緩怠なる似非武士おきにしろ、とさん〴〵に詈りければ、彼者大きに腹を立て、推參なる下郎めらと、こと〴〵くねめ廻し、刀に手をかけけるゆゑ、所の者ども大勢集り、最前七三が申し置きし通り、きやつ情强者なり、棒ずくめにせよとて、刀を奪ひ取り、

山下が七三夫婦を連れて來てひねつて見れば馬の跡あしと云ひけれども、翌年の春の二の替り、傾城淺間山の狂言、巴之丞の役にて、傾城奥州が起請を火鉢にくべる狂言、これ大芝居淺間山の狂言の元祖なり。格子縞の羽織を脱いで、口舌に投付けた茶碗の碎けたるを取りて、碁を打つて、切つたく、もう切つたとの和事に、京都の者初めて江戸を慕ふ事は、誠に御當地名物の男なり。天下泰平の節は、かゝる不思議の者、賤しき家に生れ出づる事、治世の奇妙なり。近年、市川柏筵が名譽を攝陽に顯して、江戸の花を百里の外に唉せけるこそ、關東の寶なり。されば正德の始、少長、京都へ登る節、道中海川橋渡し等の用事自由せん爲に、其頃、御旗本の中に、加藤小左衞門といふ醉狂人有りけり。此人の符を貰ひ、刀を指し、侍の如くにして、登りけるとなり。先づは役者と知るものなかりし。然るに、何れの渡にて有りけるか、(此渡、こゝかしこといふ說まちくなり。)渡守の者ども、能く知りて押留め、全く侍にては有るまじ、武士の符を借りて來る、歌舞妓役者の上方登に疑なしと押留め、殊の外やかましく申せしゆゑに、是非なく、少長、段々云譯して、いか

江戸著聞集　卷之七

古少長驛路の辨

寶井晉子が、類柑子と云ふ集に、

山鳥も旅ねうらやむ夫婦連

此句は、中村古七三郎、京都山下京右衛門が座へ登るとて、女房諸共に登りしが、其頃少長、和事の名物男にて、坂田古藤十郎、山下京右衛門、大和山甚左衛門、傾城買ひの色事師の名人たり。此少長、世上より色事師の司の如く申せしゆゑに、其角も、其心を、斯かる男の其妻を伴ひ道中するは、在原の彼まめ男の女を具して下りける、宇津の山邊のうつゝにも、夢にも人に逢はぬと云ひし、伊勢物語の昔男に競べて、山鳥の尾のねたましくや思ふらんと、晉子が風雅今更なり。されば、其冬の顔見せ京都にて致せしが、何とかはしたりけん、面白からず。智者も千慮に一失の咎めは有るべし。例の京童の狂歌に、

しけり。其外、本座の人々の噺にも、あやめ一流の扇子の手妙なりと申す、なか〳〵御府内并に京大阪の歌舞妓役者の所作事師と云ふは、多く有りといへども、皆々歌舞妓扇子にて、本手にあらず、素人は面白しと譽めても、本間の目からは、ひとへに山猿の烏帽子著たるが如し。古春水、中興あやめ并富十郎、又太郎咲之助が如きの地舞は、古今有るまじと、右平井平右衛門も稱美しけり。是等は眞實の巧者と申すべきか。

いへば下を覗く身振り、今皆々素人藝にて、甚だ拙く、本間事を一向知らぬ者のする所なり、先づ舞の扇は、無にして有、虚にして實、陰にして陽なり、陽中の陰、又陰中の陽とて、開くを陽の手、疊むを陰の手、取り落したる扇子は虚の扇、取り上げ拾ふ扇は、實の手、月雪花になぞらへ見る扇の手は、有の扇といふ、手にはに持ち直す扇子は、無の扇と云ふなり、されば天台大師智者大和尙の文句の中に、風大空に入りぬれば、木を動して是をさとし、月重山に隱れば、扇子を上げて是に喩ふと申す事あり、是法華比喩の大事といふ、有りがたき佛說なり。扇子の手は、根本此仔細にて、なか〳〵言葉に盡し難く、容易に知る事かたかるべし、と物語りけるゆゑ、春水の達人たる事を、明に考ふべし。近年、中村慶子がせし娘道成寺の折から、長唄の文句に、月は殘りて有明のと云ふ時に、扇を廣げ、其扇子を見たり。其せつの事なりしが、八町堀にて、平井平右衞門（御部屋御役者なり）物語に、さて〳〵慶子は、扇子の手、不思議なりと譽めけるゆゑ、始めて仔細を、右の平井によく聞きたり。嵐和歌野も、今の菊之丞も、龜藏其外も、月は殘りて有明のと云ふ時は、皆あなたの空を見たりしが、慶子獨は格別なりと申

かし。其理をいはんがため、止事なく是を書きちらしたり。此春水は、歌舞妓役者たりといへども、本間の能の事、能く辨へし者にて、當時四座の人々の極傳授とする、模樣の亂れ道成寺、石橋も悉く習ひ覺え、扇子一通りは、他の及ぶ所にあらず。故に、今富十郎、又は咲之助、中興あやめ、いづれも道成寺石橋のうつしをするに、又なみ〳〵の歌舞妓の藝とは、格別に違ふ事ぞかし。先年古あやめ大阪にて、海士の玉取りやつし舞せし時、地謠共諷ひつれ、春水扇子の手格別なりと稱美する共手の中、ちよつと見れども底もなく、と云ふ所にいたり、扇子を上げて顔をふり上げ、三ヶ月の扇を見ての振なり。或人、古春水へ難じて、あの場は、海原を見やる體なり、海の上へこそ心を移すべきに、扇子をふり仰ぐは、其情氣取あしからん、と申しければ、春水答へけるは、凡そ扇の手と申す習ひは、その舞臺の餝にかまはず、海も、山も、波も、花も、雪も、惣べて、萬物を扇を的に見る事なり、たとへば地謠、此松はと諷ふ時は、扇子を上げて、松にたとへたり、月は隈なく照り渡ると諷へば、扇子を月に見て、大空へ心は移さず、扇子のみ氣を取るを、舞の傳授と致す事なり、それを扇へ心をば用ひず、月と云へば空に目をつかひ、山といへば仰き、川と

く、人毎に待ちわびて、耳を悦し、聲を聞かんと、こゝろ有るも心なきも、此事を思ふのみ。其聲の、たび〳〵新しき心地して、八千八聲を聞くとも、いつも聞きあかず。堀川の僧正は、「聞く度に珍しければ郭公いつも初音の心地こそすれ」と詠みしゆゑ、初音の僧正と異名しけり。此句に、時鳥鳴くやと言ひしは、珍敷しく面白く、いつもあかぬ色を詠みしなり。五尺は、人間の長なれば、此あやめ草、今はあらぬ芳澤春水が事なり。(古あやめは、慶子が爲にも、山下好妙が爲にも、父なり。)元祿の頃は、あやめ四條にて第一の藝子にて、其頃、堀川邊に或僧の有りしが、あやめが幼少の頃、甚だ戀慕して、寺院を失ひ、墮落せしとかや。此出家を、堀川の僧正、初音の僧正とくらべて、芭蕉の戯に、京都にていはれし句なり。之に依りて、時鳥啼やとは、彼の僧の事、あやめは美少年なりしが、子供の節より極めて長甚だのびたり、年に合せて、尺過ぎたり、(今の慶子が如くなり)依りて、翁の、五尺の菖蒲と申し給ふと云ふ事なり。あちこちと遠慮の意味有りて、畢竟戯句故に、蕉門の傳授にして、五尺のあやめは二十年の働、茶食を三石喰はぬ人に說くべからず、と申されたり。此事祕して、濫りに他へ語り給ふ事をば用捨し給へ

それより睦しく、濱村にて、めでたき戀路の情知りやと、諸人其頃語りつぎけるとなん。仙鶴此事思ひ出でて、瀬川采女と菊が夫婦の中程、男女の情深き事はなし、女房はかういふやさがたなる意氣を、よく〳〵辨へずんば成るまじ、殊に吉次は濱村の生なれば、幸なりとて、濱村やを瀬川と改め、女房の菊といふを名にして、菊之丞と名乘りけるとなり。誠に近代の女形なり。一生の藝評は、世上板本に載せ顯せば、略之只少し聞きし事どもを、圓覺院（瀬川路考が事なり。）傳記と記して、好人に示すのみ。

芳澤春水が傳

芭蕉翁の句撰に、

郭公鳴くや五尺の菖蒲かな

此句、俳諧二十五ヶ條の大事にして、蕉門の傳授とするは、五尺の菖蒲なり。只延び過ぎて、五尺にも餘る菖蒲と、一通りにて置くべし、しかし、翁の心に、時鳥といふ鳥は、初音ゆかし

懐しく、彼の佐夜姫が松浦潟、西國の末に居給ふのみにて、山川遙に隔りぬれば、戀しとばかり夕月の入る方こそ、我戀人のまします方と、泪ながらに泣明す、人まつ虫の聲とてもかれがれに、御縁も盡せぬまゝに文して、と書きて泣きくどく女の文、秀吉公御覽じ、糺明し給ふ處、山城國濱村の住人、瀨川釆女といふ侍にて、龍造寺の家臣なり。今度出陣前、此釆女、婚姻調ひて三日目に出陣したり。其女房菊といふ女、甚だ名殘を惜み、鎧の袖に縋り押し留め、いかなればかゝる縁やらん。夫婦となりまゐらせ、かはすまもなき新枕、願ふ連理の枝折れて、西の遠つ國へ合戰に赴き給ふ事、若しも是が永き別れなるべきかと、黑髮を切りて釆女に渡し、たとへ御最後は國を隔つるとも、同じ臺の蓮葉の、濁にしまぬ貞女の操、嬉しくも瀨川釆女は名殘を惜みて出陣し、此陣に居たりける。秀吉公聞給ひ、あはれに思ひ給ひければ、我陣中、數萬の勢有り、瀨川一人居らねばとて、敵を亡す便を失ふにもあらず、是は戀路の深き情なり、陣中を赦し歸し、彼等夫婦が心を慰めん事、はるかの情、仁惠ならんと、彼瀨川釆女に御暇賜はり、濱村へ歸し給ふ。釆女歸りて女房菊に對面しければ、菊は飛立つ如く嬉しく、夫婦

さればとよ、上べと底意と云ふは其所なり、地女は底意からの悋氣、傾城は上べの悋氣なり、それも狂言と時によるべし、頑には云ひがたし、まづ左樣に覺えられよ、とぞ申しけるこそ道理なりと、濱村路考が語りけると、言ひ傳へて、若女形の心得とすると、嵐扇子が噺を、予聞きけり。扨瀨川路考は、京都にて、元濱村屋吉次といひし者なり。ふと夷屋が座へ出でし時、瀨川菊之丞と付けし事も、面白き譯有りと云ふ老人有り。予、其根元を押して尋ぬるに、京都三條の邊りに、古仙鶴と云ふ俳諧師あつて、路考と相談して、此名を付きたり。其譯は、往昔太閤秀吉公の朝鮮征伐の節、肥前國名古屋の城に在城ありし時、日本の諸侯群候す。其内に、龍造寺隆景といふ大名あり、(今の鍋島家なり、松平丹後守祖。)古隆景の陣屋の前堀の内に、油紙包の狀箱落ちて、堀水にうかみ流るゝを、番人是を見て取り上げ、目附へ出しけり。萬一、敵の内通の書簡にもやとて、陣中の事なれば、其封のまゝにて、大將の御前へ持ち出でたり。秀吉公開き見給へば、女の文なり。其文章は、其夫は此度御供して、はるぐ\と都より登りたり、もしも討死し給はんやと案じ煩ひ、蓬の宿に寐もやらず、ひとり案じて、そなたの空の

るは、作者の働なりと、近松は申されしとぞ。爰を以て言ふ時は、底意を作ると云ふ心になりて、存分にせず、内場にして、心に力を入れて、上べに力を薄くするが女形の本意なりと、瀬川菊之丞は物語しけり。先年、備中屋長十郎（澤村古長十郎訥子師匠也）と、荻野古藤巳（八重桐なり）、狂言の仕組には、八重桐は、長十郎が女房にて、悋氣の仕打にて、備中屋が胸座取りて引きすゆる事なり。其處になりて、長十郎、いなくさうではなしと、二度も三度も仕組を仕直しければ、長十郎大聲にて、扨々不器用千萬なり、此悋氣は、傾城のりんきにて、地女の悋氣は、さうでなしと云ふ。藤巳大いに腹を立てて、面倒なと云ひて、長十郎が胸座しつかと取り、然らばかうかと、最前の腹立にて、誠の氣にて、向の方の痛むをも構はずして、突き廻せば、長十郎笑つて、いかにもく、さうでこそよけれ、御自分、今は本心に腹を立てられしゆゑに、精心よく移れり、其心にて致さるべし、と申しければ、八重桐は、長十郎が氣取のよきを、始めて知るとかや。其後八重桐長十郎に尋ねて、最前の悋氣は遊女傾城の悋氣の仕方なりと宣ふ、地女のりんき、傾城のりんきと、仕方は何と替り候や、と尋ねれば、長十郎答へて、

路考が噺に、都て女形は濡れ事と色事を第一にせねば、上手とはいはれがたし、其濡事に、今やうは、女方より男を戀慕ひ、色々のあつかましき臺詞をも、女形の云ふ事多く流行て、女の本情をやぶる事有るなり、女の情は、なか／＼男にいか程心ありても、口へ出して、女の方より口說くことはなき事なり、文などにて、心を通はす事はありといへども、夫もなほざりにはなかるべし。然ども、近松が作（近松門左衛門）の、或る淨瑠璃に、皆女の方より、男へかき口說く、戀の情、心至つていやらしく文章を書きたり。或人、是を門左衛門へ難じければ、近松答へて、いかにも女の方より斯樣にあつかましくは有るべからず候へども、惣て文章淨瑠璃は、狂言綺語と申して、夜を晝になし、世を化して組み、裏を工夫し、上べを作り、底意を作るといふ事を、能く知らざれば、却つて狂言淨瑠璃の作意にならず、なか／＼一通りの見識、書物一邊の義理にかゝはる學者は、斯樣の思ひもよらぬ事、知る事にてなし、もとより開けぬ心の片意地、物知の草紙よみ、何とて辨へ知るべきや、女の臺詞には、有るまじき男にむかひて、いろ／＼と恥しき詞は、是底意を作ると云ふ狂言の法にて、女の心の底を、上べに顯はし見す

百年たらぬつくも髪と、それ〲の役に似合の移るは、功を積みしと云ふが、則ち年を積みしなり。年を積むまで、女の情をよく移し、言語に至るまで、名人と花實相體するは、よく〲の達人、たいていに平生をたしなまずんばなるべからず。取りわけ女形ほど氣とり大事なることはあるべからず。吉澤村小傳次と申すが、大和廻りの時、法隆寺にて駕籠より出でて、今日は一日駕籠にゆられて、血の道が起りしといひしを、人々輕忽と笑ひしが、西鶴は是を稱し、誠に女形の情深しと云ひけるよし、役者大全に見えたり、さも有りたき事なり。女形の雛祭は、萩野の古花妻が始めしが、今に於いて、三月には、惣じての女形雛をもて遊ぶ事なり。平生、若女形は、至りて和らかに、諸事陰氣に内場に心持をするぞかし。しかし、根元男なれば、自然と陽氣の盛んなる心も出さうな物ぞかし。瀬川路考が發句集に、

女形女の氣にてあすか川秋の夜中は男氣も出る

あすか川は、替り易き事なり。女の氣になつて愼みても、秋の夜長くして、寐覺がちにて、つれづれならん時は、男氣も出づべし。殊に秋の空と男の心と、替りやすきに叶はんか。平生、

江戸著聞集　巻之六

瀨川路考が傳

元文の歳旦帳に、超波が句なりとて、

近付きの女形あり年の暮

是歳末の發句にして、行く年の惜しくもあるかな十寸鏡といふ、歌の心にかなひ、彼の孟子の梁の惠王の、羊を以て牛にかへよといふ、仁者の言葉、近付の女形ならば、今年はいくつに成る事ぞ、今一年たゝば何ほどと、指を折り算へば、情なくも悲しからん。誠に女形ほど年を惜しむ者は有るまじと思へば、我ひいきの役者の年寄るは、我身の上より哀に思ふなるべし。是仁者の心なり。超波が句の情、其意味深し。昨日まで禿千鳥の部屋子が、今日突出しの少將箱王を見初しは、過ぎし箱根の兒の舞の折柄と、貌を赤めて恥かしの、もれてや餘所に浮名立ち、油屋お染、八百屋お七の功を積んで、大磯の虎の役すこし年を經て、戀ぞ積りて女の白波、女非人の

る事は、此玉琴が仕始しなり。今屋敷方の女中も、多く鏡の裏の方へ梛の葉を入れて、女のたしなみの事としけり。玉琴は遊女の習ひ、勤の起請誓紙の神かけて、馴染し客へ疎略なく、僞らぬ證據に、鏡は誠を以て寫すものなれば、女の魂同前たり、近づく客へ粗末せまじきと、神に約する起請の梛の葉、此葉は豆州大權現の神木にて之あるよし、伊豆箱根の權現は、起請誓紙の守神にて、別けて誓を守ることの御神なりと聞きて、斯くの如くにしけるとなり。此玉琴、盛の年に、終に病の事あり。親方も勞りて、色々醫師を付け療するといへども、叶はずして終に冥途の客となり、生年廿五歳なり。竹婦人が水調子といふ淨瑠璃を作りて、親方蘭州が音曲して其跡を弔ひぬ。されば文句に、廿五げんの玉琴とも云ひけり。誠に其情深き女なりけるとなん。

れんいつはりなし」と書きて、仲之町揚屋町へも出したり。それ人の紋は、其身の體を顯し、體を照すと云ふなり。俗にも、生るゝ子の衣胞に親の定紋をあらはすと云ふ。然れば、奥州が本心の體は、來る客ごとにて、手練僞はなしといふ本體を、挑灯に顯して照すといふ心なり。誠に宜なる女郎なり。

蔓蔦屋玉琴が傳

芭蕉翁の句に、

辛崎の松は花より朧にて

是は、孤松のみさをは、朧夜の花よりもと、かはらぬ松の位を稱しての句なり。其松の位にはあらねども、心は花より朧の辛崎の松におとらぬ蔦屋の玉琴といふ遊女は、心ばせ實有りて、情深く、愛こぼるゝばかりにて、詞づかひならぶ方なく綺麗にて、假初にも片言をいはず、てには立派に物いひ、遊女めかずと、其頃世上に噂しけるとなり。鏡の柄の中へ、梛の葉を入る

荷屋の奥州といへる傾城、其頃名高く、客座配心立等、なほざりならず、萬客に親しく勤むといひ、情能くしりて、甚だ誠深く、その夜〳〵の客を、たとへ初會にても、至極大切にして、馴染の客來りても、初めに上りし客を貰ふ事更になく、一夜の夫と、客を我が佛と尊び、女房の貞實をつくして、他に心を傾けず、客を介抱し、いかなる不男にても、是を誠情する事、おろそかならず。傳へ聞く、難波の夕霧は、此道の情しりと申しけれども、おさ〳〵此奥州には及ぶまじとぞ申しける。或時、初會の客の酒を過して、大きに醉ひ病みしを、其介抱幾年も馴染し女房も及ぶべからず。其客曉に大きに吐逆しけるを、禿其外の者にも知らせず、自分一人して、取り賄ひいたはりける。其客しかも不男にして、女の情を通ずるまでにも有るまじけれども、斯の如き事どもなり。なか〳〵かゝる全盛の女郎、何とてかく致すべきや。うるさく穢しとて、罵りさみすべきを、却つて外の人の知らざるやうにいたはりし事、遊里第一の希者、優しき最上と、晉子、是を稱美して、郭公の珍しきにも勝れしものなりと云ふ心にて、いはれし所の名句なり。扨此奥州が持たれたる挑灯は、紋を付けずして、假名の文字にて、「て

萬寳くらからずといへども、心に任かせぬ住居なれば、たとへ花の都も、其身には鬼界が島とも思ふべし、我身を籠の鳥にくらべて、此鳥も金銀の籠、何とて嬉しかるべき、汝が心を察せり、さぞや大空の戀しかるらん、我が故郷のゆかしきに思ひくらべてとて、籠の内より彼鳥を取り出し、遙の空へ逃しやりし。心の内情有りて、いかばかりか清し。兼好のつれ〴〵草に譽めたりし、許由といふ者の生瓢捨てしも、今勝山がいきかたにはしかじと、兼好現在ならば稱美あるべきにと、稱歎して書き記すのみ。

茗荷屋奥州が傳

晋子集に、

暁の反吐は隣か郭公

此句は、其角の名高き句なり。句の意仔細有り。表一通りにてすますべし。唯後朝きぬ〴〵の、吉原の、暁の酒の名殘り過ぎたる體と見て可なり。夫について内證あり。仔細は、江戸町茗

花をつみ、夏書をして、しとやかなりし女なりとかや。されば髪の結樣を一流工夫して、世上多く時花りて、勝山結と名付けし。其風至極實貞にして、伊達ならず、よつて諸侯太夫の室も是をまなび、今專ら士農工商の女房娘、勝山と云ふ髪の風を用ふる事なり。扨其頃、官廳の奉行に、甲斐庄何某といふ人、此勝山に馴初て、多くの金銀を費し、綾羅の山を築き、錦繡の階をかざる。其ころ、朝鮮國の島鵯、甚だ拂底なりし名鳥を一羽、金の横渡しに銀の細箱にて、結構にこしらへたる鳥籠の中へ入れて、甲斐の庄より送りける。是は珍しき鳥にて、大名高家の手にも入る事難し、仔細ありて、奉行の勢にまかせ得たるか、其方へ遣すとて、給はりけり。勝山、これを忝く思ひ悅びて、家內の人々にとくと見せて、其後に、我座敷へ持ち來り、鳥に向ひ申しけるは、鵯よく〱、汝はかくの如き金銀の籠に入りて、人々の寵愛淺からず、天晴仕合ものなり、果報めでたしなど、といふ人あれども、我ひとり汝が心を知り、此勝山が身を抓みて、げにも哀を知るぞかし、廓に年を送くる身は、籠中の鳥の如く、身に綾羅を纏ひ、萬にきらを盡すとも、憂川竹のとらはれ同前にして、彼の王昭君が胡國の質となり、七珍

ひの遊女、多くは猫を飼ひ、禿にもたせねばならぬやうに、風俗となりしなり。

山本勝山が傳

京町二丁目、山本屋助右衛門が抱に、勝山といふ遊女あり。是はさん茶女郎なれども、心いと優しく、敷島の道にかしこく、誠に情深しとかや。嵐雪が俳諧の句に、

石女の雛かしづくぞ哀れなり

此句は、元祿二年三月上巳の折から、山本屋の、勝山が座鋪を見れば、雛祭の調度とり並べたる有り。夫れ雛祭は、女に生れ出でて人に嫁し、子を設けて、其子孫の永く傳はるをもつて要とす。故に、子なきは去ると云ふ本文あり。女として子を設けざるは、浮世の恥の第一とす。雛は雛鳥とて、卵より、初めて小鳥と成るを云ふなり。傾城は子なしといふなれば、此ものの雛かしづく事を憐みし、嵐雪が風雅、尤も宜なり。此勝山は、遊女ながらも、至りて志し實にして、物ごと浮氣なる事なし。神佛を信じ、見世女郎なれば、晝夜に限らず、役所に居る時は、夏

を慕ひ放れず、人々是も追放しければ、口悲しげに泣き叫び、打つ杖の下よりも、薄雲が膝もとを離るゝ事を悲みけり。殊に厠への用たし毎に、猫も付き行きける故、人々度々追ひちらしけれども、慕ひ來るゆゑ、いよ〳〵此猫見込しならんと、家内の者、寄合相談して、所詮此猫を打ち殺し仕舞はんとて、手組居る處に、薄雲、ある日、用達しに厠へ行きしに、何方よりか猫來りて、同じく厠へ入らんとするを見付け、家内の男女、追ひちらさんとす。亭主、脇差を拔き切りかけしに、猫の首、水もたまらず打ち落す。其首飛んで、厠より下へくゞり、猫の胴は、戸口に殘り、首は見えず。方々と尋ねければ、厠の下の角の方に、大きなる蛇の住居して居たりし、其所へ件の猫の頭喰ひ付きて、蛇を喰ひ殺してゐたり。人々肝をつぶし、手を打ちて感じけるは、是は此蛇の厠に住んで、薄雲を見込しを知らず、咎なき猫に心を付け、斯く心ある猫を殺しけるこそ卒忽なれ、日ごろ寵愛せしゆゑ、猫は厚恩を思ひて、斯の如きやさしき心ねなるを知らず、殺せし事の殘念さよと、いづれも感を催しけり。薄雲は猶も不便のまして、泪を流し、終に、其猫の骸を道哲へ納めて猫塚と云へり。是よりして、揚屋通

代有りし名なり。是は元祿七八の頃より、十二三年へ涉る三代薄雲と呼びし女なり。（近年板本に、北州女傳を書けり、甚だ非なり。但し、板本故、誠をあらはさゞるか。）此薄雲、平生に、三毛の小猫のかはゆらしきを、緋縮緬の首玉に、金の鈴を付け、是を寵愛しければ、其頃、人人の口ずさみけるとなり。夫が中に、薄雲によくなつきし猫一疋有りて、朝夕側を離れず、夜も寐間まで入りて、片時も外へ出でず、春の夜の野良猫の、妻乞ふ聲にもうかれいでず、手元をはなれぬは、神妙にも、いとしほらしと、薄雲は悅び、猶々寵愛し、大小用のため、厠、雪隱へ行くにも、此猫、猶々側をはなれず、一つ厠の内へ入れずしては、鳴きこがれて喧しければ、是非なく其通りにして、厠迄も連れて行く。人々、其頃云ひはやし、浮名を立てていひけるは、古より、猫は陰獸にして、甚だ魔をなす物なり、薄雲が容色うるはしきゆゑ、猫の見入れしならんと、一人いひ出すと、其のまゝ大勢の口へわたり、薄雲は猫に見入れられしといひ囃す。三浦屋の親方、耳に入れて、薄雲に異見して、古より囃し傳ふ譯もあり、餘り猫を愛し給ふ事なかれと云ふ。薄雲も、人々の物語の恐しく思ひ、寵愛怠りけれども、猫はたゞ薄雲

江戸著聞集　巻之五

三浦抱女古薄雲が傳

晉其角發句に、

京町の猫通ひけり揚屋町

此句は、春の句にて、猫通ふとは申す也。(猫「サカルコガルヽ」)をだ巻の初春の季に入りてあるなり。京町の猫とは、遊女を猫に見立たる姿なりといふ。斯有ると聞えけれども、今、其角流の俳諧にては、人を畜類鳥類にくらぶるは、正風にあらずとて致さず。此句は、元祿の頃、太夫格子の京町三浦の傾城、揚屋入の時は、禿に猫を抱へさせて、思ひ〳〵に首玉を付けて、猫を寵愛しけり。すべての遊女、猫を玩び、道中に持たせ、揚屋に通ふを、風雅に云ひかなへたりし心なるべし。其頃、太夫格子の、猫をいだかせ、道中せし根元は、四郎左衛門抱に、薄雲といふ遊女あり。此道の松の位と經上りて、普く人の知る所なり。高尾薄雲といふは、代

其頃、狂歌に、

げにまことと名も畜生の熊なれや不義はくもりし胸の月の輪

白子屋を下からよめば親ころし聟を殺さんたくみなりける

身も婦人こゝろも不仁母のつねげに理不盡の巧みなりけり

此時、お熊は、引廻しに出づるに、衣裳きよらかに出立ち、白無垢の中著うるはしく、上へ黄八丈の小袖を著し、繩にくゝられて馬に乘り、襟に水晶の珠數をかけ、口に法花經の普門品を唱へ、高らかに、能滅諸有苦、假使興害意、墜落大火坑、念彼觀音力と唱へて、引き廻されけるとかや。かゝる時に、觀音何としてか救ひ給ふべきや。たゞ頼めしめちが原と宣ひしは、平生人々誠を盡して祈れとの事なり。此已來、人の妻子、黄八丈の小袖は、お熊が引廻しの時著たりとて、忌み嫌ひて、當世著る人なし。是、大なる僻事なり。八丈は目出たき織物なり、何んぞかれに因りて、是を捨つべけんや、惜しいかな。されども、不義の女著ける服なればとて著ざる心は、貞に基く處か。然らば、猶々、後をよく愼むべき事なり。

同人手代　清兵衛

同人下人　彦八

同　長介

同　權介

同　伊介

此者共御構無レ之候。

右御書付、御用番御老中松平左近將監殿より、大岡越前守殿へ御渡し被成候と也。

に疵付候段不屆至極に付、死罪に申付く。

但し引廻しには不レ及候。

正三郎妻

つね

右常儀、養子又四郎へ菊疵付候儀に付、常事母子之儀に候へば、悪事巧候事露顯、依レ之遠流申付く、但事濟候迄牢舍。

又四郎養父

正三郎

養子又四郎へ菊疵付候節、早速に樣子をも不二見屆一、其上妻娘并手代忠七儀一所に乍二罷在一、不レ存段重々不埒成儀に付、江戶追放申付く。

正三郎養子

又四郎

此者儀、手代忠七と致二密通一不屆至極に付、町中引廻し、於二淺草一獄門に行ふ者也。

正三郎手代
忠　七

此者儀、主人正三郎養子又四郎妻と致二密通一不屆至極に付、町中引廻し於二淺草一獄門に行ふ者也。

正三郎下女
ひ　さ

此者儀、正三郎聟養子又四郎へ疵付候樣にと菊に申進め、其上又四郎妻熊へ手代忠七密通の儀取次致し、旁不屆に付町中引廻之上死罪に申付候。

正三郎下女
き　く

此者儀、主人正三郎妻つね何程申付候とも、主人の事に候へば致方も可レ有レ之處、又四郎

呼び集めて、此の如きの仕合、是にこそさまぐ〳〵の仔細あり、某彼等が企、悪事の段、具に存じ罷り在る所なり、委細は公儀にて申し上ぐべし、御訴下され候へ、と名主役人へ申しける故、止む事なく町奉行所へ、又四郎、并に一家の者ども罷り出で、兼ての工を委細に申し上げけるこそ心地よけれ。時の奉行は、大岡越前守忠相にて、此事を聞き給うて、是は誠に大そうなる詮議者なり、八逆の人多く出づべしと、流石の越前守殿眉に皺を寄せ給ふとかや。同町加賀屋長兵衛、いろいろ内證扱ひ見れども、又四郎親類、かつて堪忍致さざれば、終に御吟味と相成る。是享保十二年十二月七日に、落著いたしけり。養子又四郎三拾九歳、繼母常は四拾九歳、お熊は二十三歳、下女菊は十八歳、誠に古今の悪逆なりと、公の日記に有る所を拾ひて、爰にあらはしぬ。

御仕置書左之通

又四郎 妻

くま

し、下女のひさといふ者と申し合せ、腰元のきくといへる女ありけるに申含め、其方主人又四郎の寐間へ忍び入り、又四郎へ、少しばかりにても、剃刀にて疵つけくれよ、さやうに致せし跡にては、金銀衣服を取らすべしとて、お常お熊もろとも、いろ〳〵と賺し頼みければ、悪因のなす處なるかな、菊といふ女、衣服金銀吳んと云ひけるに心迷ひ、いかにも少々疵をつくる程の事は致すべし、と請合ひけるこそ、不屆の事どもなり。扨、右のたくみは、菊に少し疵付けさせて、又四郎と菊と心中なりといひふらして、又四郎に浮名を立てさせ、世間のならぬやうに拵へ、離緣して、持參の金子返さずして仕舞ふべき手段なり。さて是までの趣向にて、刃にて又四郎を殺す程の悪事までには及ばずといへども、菊が殺さんと忍び入りしに、御詮議落著し、世間も右の如くに語りけり。斯くて下女の菊は、或夜、又四郎が寐入りし所へ忍び入り、剃刀にて、咽喉のあたりを、少し疵を付けければ、又四郎起き上り、菊を忽ち取りておさへ動かさず。其音に人々馳け付け、菊にも疵付け、心中といひつる企なりしが、天の罪、何かはのがるべき、其手廻し調はず、又四郎、其儘菊を押さへ、下人長介を呼び、早く町内組合家主等を

行き、右の趣を物語りしければ、長兵衛は穩便なる人故、又四郎を宥めて、其後、白子屋の妻お熊にも、餘所ながら異見をくはへ、亭主正三郎へ向ひ申しけるは、所詮聟又四郎、母御の心に叶はざる事あらば、是非に及ばず候まゝ、離緣いたさるべし、持參金の返濟に困られ給はば、爰こそ詮方もなき所なり、持屋敷を賣拂ひなりと致さるべし、と勸めけり。是は又四郎を其まゝに差置きなば、必ず災出來せんと思ふ長兵衛が厚志の程こそ尤もなり。正三郎も、いかにも貴殿の異見こそ忝しとて、內證にて、屋敷を長兵衛に賣り、金子を請取り、是を付けて離緣するより外有るべからずとぞ思ひ、此節屋敷は、加賀屋長兵衛へ相渡しけり。今新材木町の長兵衛持ち傳ふる屋敷なり。其長兵衛の子は百太とて、世間にて知る男也(繪風流の作者也)其子今幼年の長兵衛なり。予、彼が屋敷の內に、一ヶ年間借り住ひしければ、此邊の事は詳なり。扨、右金子にて又四郎を返しなば、禍をも除くべきに、惡事は破れ易すきこそ、天の憎む所なるゆゑか、其金子を請取りし後、正三郎、妻つね、手代忠七もろともに、何卒して、又四郎へ金子差添へずに離緣し、其金をば此方の要用に致し度き事なりとて、又ひそかに謀を廻ら

なども欺きて、其後を、忠七とお熊夫婦となつて榮えんと、工みけるこそ恐しけれ。母親のお常も、娘不便と、いふまゝに心迷ひ、また己が身持の惡しきまゝに、娘の不義を政道する事もならざりけり。養子聟の又四郎とお熊が中に、一男子出生しけれども、此子もひとへに手代の忠七が胤なりと、母も合點して愛しけるこそ、白子屋の家内、皆人面獸心といふべけれ。扨彼等は、かね〳〵工みて、或時又四郎が朝飯の膳部の中へ、大毒を才覺して是をそゝぎかけて、一と口喰ふとすぐに死する處の大祕法をぞ行ひける。又四郎は夢にもしらず、只今のかれが命は、朝顔の日影待つ間の如くなり。爰に白子屋の下人の長介といふもの、此毒殺の事を、少し耳に入れたりければ、大きに驚き、こはいかに勿體なき人々の所存かな、人は兎も角も、我朝夕の賄ひ食事の義を司れば、後難我にもかゝるべしと思ひければ、又四郎湯へ行きし時、跡より引き續き湯屋へ來りて申しけるは、必ず〳〵御宿にて、何にても食事なさるまじく候、と密に申しければ、又四郎申すやう、何とて其方は左樣には申し候ぞや、近頃心得がたきと申しける故、長介有の儘に物語りしける故、又四郎は用心して、夫より日頃懇意なる加賀屋長兵衛方へ

江戸著聞集　巻之四

白子屋一件亡失の辨

去る頃、俳諧の發句に、

きり〴〵す手足に聲をしぼりけり

此句の心は、秋の枯野に住む虫の、我から聲をしぼりつゝ、手足も瘠て、きり〴〵すの、霜夜の床の憂き思ひ、誠に、天のなせる災は避くべし自らなせる災は避くべからずと、聖人の御言葉有り難きかな。人は、己が爲にする欲心には、何ぞ天の荷擔して、是をゆるす所有るべけんや。

白子屋家内には、養子又四郎をば、いつしか疎み憎み、妻のお熊、繼母お常、いろ〳〵と是を不縁し、追ひ出さんとはかれども、表向より離縁する時は、持參の五百兩の金子戻さねばならず、何卒して退けんと、いろ〳〵工風をめぐらしける。誠に、女の猿智慧に、手代の忠七が姦計の工より思ひ設けて、所詮又四郎をひそかに殺して仕舞ひ、病死と世間をいつはり、かれが親

其外、世間の不足取賄は、當用の助として、日頃の懇意なれば、某、貸して參らすべし、先づ屋敷賣拂の相談は、同じくは止り給へとて、長兵衛方より、金三百兩を白子屋へ貸して、正三郎方より證文取りて、家屋敷を賣らずして、一旦彼を合力せしこそ、誠に實氣なる男かなと、近隣に於いても、是を賞美せざる者なかりける。此上にも、度々白子屋家内の事につき、始終此者異見いろ〳〵申せしが、用ひずして、終には其家を失ひ、永く仇名立けるこそ本意なけれ。友とするに能き友ありとは、かゝる事をや申すべき。白子屋其心おろかにして、かゝる信友の言を用ひずして、終に失家となりぬ。

賀屋彌兵衛と云ふ者の方に、年久しく奉公して、其後町内へ店を持ちて、段々榮え、富貴の者にして、子孫今に榮え、軒端高く、千歳の松かざり御規式の御用達仰付けられし人也。此加賀屋長兵衛、日ごろ懇意にて、白子屋と申しかはせし律儀なる人にて有りければ、或時長兵衛を呼んで、白子屋の手代忠七、お常と相談して、長兵衛へ何卒屋敷を賣りたしと頼みければ、段々と不如意の譯を聞きて、長兵衛、二人に向ひ申しけるは、さて／＼氣の毒千萬なる事かな、さりながら、持ち傳へたる家屋敷を賣りはらひ給ふ事、さぞ殘念に思はるべし、殊に、聟又四郎殿、近年持參金も多く有りて候に、何とて左樣には之あり候ぞや、その聟殿の親許へ聞えてはいかゞなり、必竟家持といふ者ゆゑにこそ、又四郎も五百兩と申す大金を持參して、養子に來りしと思はる、それに右の企は、以の外の事なり、凡そ不如意といふは、分限より不相應に奢り有るゆゑなり、只此上、御内儀始め、お熊殿、質素を第一に思はれて、急度物事内場に致され、忠七も隨分と精出して、主人を大切に致し、商賣にのみ心を付け碎きなば、何んぞ白子屋の身上、不如意の事あるべきや。此段をよく／＼了簡致さるべし、今までの問屋前の借金、

と伴ひて、爰を欠落せんかと、例の狂言芝居を、好きこのんで見置きければ、心中事の外芝居風の不了簡ばかりにて、本懐に叶ふ思案もなかりける。されば忠七とも相談して、一度は親々の心を安ずる爲なればとて、漸々思案を仕直し、又四郎と盃して、後はしらず、まづ婚姻もとゝのへ、千秋萬歳の睦言を、父母も悦び、町内の披露も取り仕舞ひ、是よりして、白子屋の見世商賣も相應に繁昌して、月日を過ごしけり。されども家内取り締りなく、亭主の正三郎愚にして、家内取始末行きとゞかず、聟又四郎は昨今の部屋住なり、母のお常はいつもかたましく、奢の心止まず、娘お熊は、密に手代忠七と、不義の密通亂法にて、下女下男も、とも〴〵に姦婬にして、更に人家のまじはりにあらず。その上、手代共も、引負金をして、欠落取逃するもあり、賣溜懸け先の間違、番頭の忠七も、聟來りて後は遊女狂、惡所通ひなどして、親方の金銀を多く費し、白子屋の身上、間もなく散々になりにけり。爰に於いて、白子屋の代々持ち傳へたる角屋敷を、賣拂ひ申すべき相談に相究りける。この時も、正三郎は、平生が愚鈍にて、女房と手代忠七兩人の作略なり。同町に、加賀屋長兵衛と云ふ者あり。是は新材木町加

らし。後々は、下女のひさといふ者の取持にて、わりなくも、終には夫婦の契約して、神々をおどろかす、起請の數々取りかはしけり。此事、父母はしらぬ火の、筑紫の海の淺からぬ中に、外より仲人ありて、白子屋正三郎方へ申し入りけるは、お熊殿も年頃に相成り候へば、外に男子も持ち給はねば、似合の聟養子をして、家に根繼の石ずゑして、富貴繁昌に、子孫の榮ゆる末を見給へ、と白子屋夫婦に勸めければ、此せつ、白子屋も、女房の驕つよく、家内猥がちにて、身上も少し不廻りに成り、問屋向にも不埒も多く、居屋舖も書入れし借金等も出來ければ、金子持參すべき聟も有るならば、相談すべしと申すにつき、仲人其段を聞き屆け、大傳馬町一丁目地主彌太郎手代を、金子五百兩の持參にて聟養子とし、其名を又四郎と呼びけり。やがて相談相極り、又四郎を引取り、お熊と婚姻を取り結びけり。娘は、やがて夫婦の契約せし忠七へ、譯立たずとて泪を流し、此事下女ひさより外に、我心を知る人もなし、いかゞはせんと案じ煩ひ、いかに二親の仰なりとても、今更婚姻をとゝのへ、新枕かはしては、忠七へ義理たゝず、いつそ命をおとし仕舞はんか、さすれば、二親へ不孝の罪、のがるべき道もなし、所詮忠七

任せ置きけり。此女房、夫の鬱氣を尻にしき、我儘をはたらき、身上向を己がまゝに仕こなし、内證にて密夫をこしらへ、物見遊山に費をいとはず、伊達なる衣服を著がざり、娘お熊に、下女召仕も、いと結構に衣服をかざらせて、今日は上野の花、明日は角田川の舟遊び、芝居の見物、浮氣の僭上と奢の山をつき、高慢の海をなす。是必ず失家の災遠きにあらずと、爪はじきして笑ふ者多かりき。此女房お常をば、江戸中にて知らぬ者もなく、其仇名を一つ、印籠のおつねと申しけるかや。去れば、娘の子は、父親の教よりは、母親の教誡にてこそ、志も正しかるべきに、かゝる母親の身持なれば、お熊が幼少よりの育に、衣裳の拵へ、髪形の風俗も、芝居役者を見る如くに仕立て、淨瑠璃三味線の外、正しき事を一つも知らざれば、自然と惡道へ心を傾けけり。是ぞ姑息の愛とて、禮記に聖人の戒め給ふとかや。白子屋の手代忠七とて、器量風俗相應にして、發明なる者あり、商賣の道にうとからず、正三郎が名代を勤めて、町内にても、人々、彼をば、此家の番頭ともはやしける。いつの程よりか、お熊と、人しれず、野にすだく松虫の、露ばかりなる假の枕も重なる程に、住む虫の、我からと忍び逢ふ中とぞなりけ

今公儀松飾御規式相勤め候者の家となる、一年、加賀屋長兵衛傳記と云ふものを、林大學頭信亮記して、彼が篤實を稱ふる、此ものの忠義傳にあり。

右白子屋の正三郎に、一人の娘お熊とて、容顔甚美しく、傾國の粧ありて、多く心を通はす者あり、二八の春秋も過ぎて、やゝ年ごろにもなりければ、戀路の道の山をなし、引手あまたの身なれども、世に逢坂の關よりも、我下紐の關はゆるさじ、と彼淸少納言がをしへをば、いつしか今は忘草、誠に勸學院の雀は蒙求をさへづり、智者のほとりの童は習はぬ經を讀み、朱にまじはる者赤しとかや。歌舞妓狂言座の隣町にて、朝夕見ゆる芝居の櫓は、八百屋お七、油屋お染がいたづらなる仕組の狂言、大經師のおさんが、道ならぬ戀路に、浮名粟田口の昔語を、己が身におしあてゝ、誠に伊達なる心の浮氣より、平生身持はすはに育ちしは、その父母敎へかた宜しからざる所なり。取りわけ母親のお常といへるは、其心持至りてかたましく、慾心の盛なるいふばかりなし。父正三郎は、生得鬱氣者にて、商賣の道は少しばかりしりて、材木の買出し等、人並にするといへども、世間向世事の事にうとく、世帯表向は、女房おつねに

江戸著聞集　巻之三

新材木町白子屋お熊仇名の辨

近年、水國と云ふ俳諧師の發句に、

美しい雪は心のむごいもの

此句は、雪のいと深う降りし夜に、他より歸り、宿の扉を敲きけれども、能くいねりて起き出づる者なし、やるせなく、打ち起しけるを、女房やうやう起き出でて、腹立顔にて、戸を明けて入れけり。我身は是ほどの寒氣に難儀し、道すがら歸りしに、打ち腹だち、情なや、貌美しくても、左程心なくてはと、雪にくらべてつらねし發句、面白し。外面如菩薩、内心如夜叉と、お七傳にもあらはす如く、戀には暗き倉橋山、直ぐにはたゞぬ新材木町に、年久しく富有に世を送りける、白子屋正三郎とて、家持角屋敷の主にて、世に知れる者なり。

今、和國餅と云ふあり。右の場所は、白子屋が住居せし所なり。地主加賀屋長兵衛と云ふ。

中山殿、爰に於いて大きにあぐみ果てて、詮方なく、天下の大法默しがたく、今は、かゝる證據、世上一統知る所なれば、是を用捨せば、天下の仕置といふべからずと、御老中へ申し上げられ、御詮議の上、お七は火炙に究り、鈴が森にて、天和二年春二月、御仕置に成りにける。吉三郎も同罪にて、お七と一所に火あぶりに行はれけるとなり。是中山殿文庫の日記にして、聊も違なき實說なり。予、先年、公の御文庫に眼をさらしたる勤の節、胸に覺え、心にこたへしが、今舌講の師たるゆゑ、憚りを顧ず、爰に筆記する物なり。

早出せと宣へば、いかにも申し上ぐべしと、彼お七が、十一歳の時に、谷中感應寺といへる、日蓮宗の祖師堂に、

此節、感應寺はいまだ日蓮宗なり。此後に、故あつて改宗して天台となる。感應寺の祖師は、今同所の瑞林寺の飯かひの祖師是なり。

一つの額を上げたり。額の文字は、常在靈鷲山法華最第一と云ふ額なり。其下に、本郷お七拾一歳筆と、右の通りの額あり、それは延寶四年春二月と書きて之あり候、よもや〱、神佛へ虚言は書きて上げまじ、虚を書きても、今更僞とはいはすべきや、是にましたる證據あらじ、延寶四より、五六七、天和元二と、六年に成り申し候、十一歳より六年、ちやうど十六歳に候はずや、何とて、見苦しくも左様に庇ひ給ふぞと、吉三郎が悪口まじりの道理詰に、中山殿も心に怒れど、理の當然に行きづまり、しからば感應寺の額を取寄せよ、と命ぜられて、頓て持参しける處に、案に違はず、吉三郎が申せしに相違なし。

今、狂言綺語に、湯島にかけし松竹梅といふは、此事なり。

正しく其罪己にあり、言語道断の悪人かな、と申し給へば、吉三郎、大きに嘲り笑ひ、左様に欺き宣ふこそ、奉行の心暗きと申す物なり、子供心の愚なるを、そゝのかしてと仰せられ候へども、彼は何から火を附けんとは致せしぞ、戀ゆゑにさむらはずや、男女色欲の情を思ふを、何ぞ子供心と申されんや、年たけし事は、色情の深きを以て爭ふべからず、と申しけるこそ、道理に留りて聞えける。勘解由殿も、この返答にこまられしが、いやとよ、汝に其事の詮議を習ふべきや、ふりわけ髪の昔より、井筒にかけしまろがたけ、君ならずして誰かあぐべきと詠みしは、戀路の情を、幼きより知る事、我朝の昔より言ひ傳ふる所、何ぞ夫を以て證とすべき、彼は町所の名主家主、扨て又彼が父母の申す所實正なり、子の年は、父母ならずして、誰か知る者のあらんや、と申し給へば、吉三郎、猶も言ひつのり、いや〳〵夫れは僻事なり、かゝる所にて、父母町所の申分は、いかな〳〵誠に成りがたし、夫こそ、俗に縁者の證據、助けたしと思ふもの、白きを黑きと申さゞるべきや、父母よりも何よりも、彼が年、十六歳に違ひなき、第一の證據こそ候へ、と申しける。中山殿、大きに腹にするゑかね、其證據見るべし、早

候由、名主御請合ひ申し上げ候、と言上しける。何卒助け度くと思ひ、口を揃へて僞りけるも外の虚言を言上するとは異にして、父は子の爲に隱し、子は父の爲にかくす、直き事其中にありと、論語に聖人の説かしめ給ふにも叶ふべし。是より中山殿、お七を出牢させて、家來、中山獨といふ者へ預け給ひ、はなし囚人同前に致しおかれぬ。獨は、彼をいたはり撫育しけり。然るに、最初訴人致せし彼吉三郎、大惡無道の曲者なれば、お七が罪を寬めらるゝを、妬みそねみて、己が刑せらるゝことを殘念に思ひ、中山殿へ訴へけるは、お七、年十四歳にて、其罪を許し給ふのよし承り候、是はいかなる公儀の御沙汰にて候ぞや、凡そ贔屓依怙の無きを以て奉行とは申せ、かれは美しき女なるによつて、中山殿、その色香にめでての沙汰か、其意を得ざる義なり。かゝる大罪を助け給はゞ、我々が罪は、何とて糺さるゝに及ばんや、と大きに罵りけるゆゑ、中山殿、大きに怒りて、己れ憎き大罪人め、幼少にて、前後も辨へぬ女に、色々とすかしだましして火を附けさせ、己が盜賊せん爲に、我が手を出して火を附けずといへども、

はゞ、國禁を犯し候とても、子供の事は、其罪を一段引き下げ、宥め申し付けらるゝ事もこれあるなり、先づ彼が罪の樣子、只おのれが家へ火を付けて、圓乘寺とやらんへ行き度しといふ所、是、疑もなき無心の子供の情なり、よく〳〵穿鑿あるべきことぞ、と申されけり。中山、委細畏り候とて引き退き、さて其後に、お七が兩親、所の名主家主等を呼び出し給ひ、御尋有りけるは、昨日、土井大炊頭殿、忝くも仰せ聞えられ候は、お七が、此度の仕方、誠に大人の心にあらず、大方は子供心にて、前後も辨へず致せしものなるべし、最前十六歲と申し上げしが、よく〳〵有體に申し上ぐべし、大切の事なり、公邊へ對し、間違、僞を申し上ぐる事あらば、急度曲事ならんと、嚴しく申し聞せ給へば、兩親、町所の者、中山殿の詞のはしを聞き取りて、大きに喜び、いかにも御意の如く、この女は、漸々當年十四歲に御座候へども、輕き者の儀、何方へなりとも御奉公にも出し申し度く、年少く申しては有り付きかね申すべしと、兩親も心配致し、外の御屋敷方へも、御目見に出し候節、十六歲に相成り申し候段申し立て候につき、今度も右の通りに申し上げ然るべしと、其通り申し上げ候、人別帳にも、十四歲と認め之あり

と、唐土の堯舜といふ聖人は仰せられしとかや、我朝は、天智天皇の、寒夜に御衣を脱がせ給ふ事を承れば、誠にさも有るべし、我、當時の執權職として、天下の政事を司り、將軍家を輔佐する身なり、古より今に至るまで、かゝる女の、火を附けたる大罪を聞かず、此者、大法を犯しぬれば、いかにも火あぶりたるべし、されども、この事世界にて、さぞかし君の御不德とさみすべき事なり、我朝のそしりは、なげかはしくも忍ぶべし、隣國、朝鮮大明へも聞き傳へなば、日本神國といふ、人の心も直ならんと思ひしに、男ならず、少女の身として、かくの如きの大罪人出づる事、おそろしき國なりと笑はんは、口惜しき事なるべしと。誠に、大炊頭、篤實の君子にして、一旦の理にかゝはらず、始終日本の瑕瑾を悲み給ふこそ、理すぐれてありがたけれ。或時、大炊頭、中山勘解由を呼び給ひて、今度お七が罪のがれがたし、某、彼を庇ひいとふ心底には更々なけれども、天下の御恥辱なり、何とぞ、一通り遠流などといふ樣に、いたし方は有るまじくや、さりながら、最早御詮議濟みし上は、是非もなき事なれども、渠は歳十六歳と申されしかども、能く此段を、今一度吟味致さるべく、萬一、十五以下に候

頓てお七を窃に招き、兎角左兵衛に逢ひ度くば、手前の家へ附火して焼き拂ひ、圓乘寺へ赴くべし、某能き仕方を敎ゆべしとて、附火の仕方、能々指南し、八百屋ばかり焼き捨つれば、外の家をもみ消すべし、しかれば罪にもなるまじ、戀の惡事は諸佛も許し給ふべし、など申しければ、お七は切なる戀の闇、たとへ未來は焦熱大焦熱の地獄へ落つるとも何か厭はん、夫の爲、いかにも其通りにして、圓乘寺へ行かんと、吉三郎に習ひて、頓て、或時、風烈しき日、手前の家の物干へ揚り、屋根裏へ火を挾みけるが、折節風强くして燃え上り、忽ち火事と成りにけり。その騷動斜ならず。吉三郎、ひとり笑みして、煙の中をかけ付けて、八百屋の見世へ來り見れば、太郎兵衛夫婦は、うろたへてお七が手を引き、何方へやら遁れ出でたり。吉三郎、あら嬉しと、掛硯簞笥の中より、衣服金銀取り出し、盜み取りて出でける所へ、天命のがれず、火事場見廻りとて、其頃の盜賊改役、中山勘解由馬上にて、與力同心召連れ來り給ふ所へ、吉三郎怪しき體にて出でける所を、忽ち引き捕へ、繩をかけ、こいつこそ詮議あれと、召連れ役所へ歸り給ひけり。

となしけるこそ、不屈なる奴なり。後は、お七も、父母に隱しての金銀、自由ならねば、吉三郎に合力もなり兼ねたれば、其時は、いかやうに頼みても、又請け合はず、お七に物を思はせける罪の程こそ輕からね。是のみならず、吉三郎、其上に惡事を思ひ立ち、或時、お七を騙し申しけるは、そなた左兵衛に逢ひ度く思はるゝならば、とかく火事にて家を燒き、圓乘寺へ行かずしては、望は叶ふことあるまじ、又家を燒けば、難なく小石川に行きて、自由に戀人に永く逢はるゝ事ぞかし、結ぶの神は火事なる程に、たゞ火事有る事を祈るべし、とぞ申しける。お七は、一途に戀慕の闇、誠に吉三郎がいふ通り、火事ゆゑにこそ契りし、あはれ今一度火事あらば、戀しき人にも逢はれんものをと、終日夜もすがら、居ても立ちても、只火事の有る樣に、なぜ半鐘太鼓は打たざるぞ、牛込邊の火消櫓の見えながら、何ぞ無沙汰の櫓かな、うてば打たるゝ物なるにとの託泣。女の愚智、戀には鬼ともなるものをと、空おそろしくぞ聞えける。吉三郎、此處に乘じて、お七を勸めて附火させ、其火事に紛れ、八百屋の家内、案内はよく知りたり、金銀衣服を奪ひ取り、我爲にせんと思ひ立ち、大惡心こそ、重々不屈千萬なり。

にてこそ候へ、と言上しけるに依りて、其旨糺明に及ばれ、頓てお七を召出されて、御詮議有るべしとて、八百屋一家の者ども、并に町所の長ども、殘らず呼び出し詮議有りて、吉三郎お七、對決を仰せ付けらるゝ處に、一言の申譯にも及ばずして、たちまち白狀に及び、いかにも火を附け候仔細は、斯樣々々と申し上ぐる。因りて、公法のがるべきやうもなく、お七は入牢仰付けられける。八百屋太郎兵衞夫婦の歎きやる方なく、誠に愚なる女心の一筋に、よしなき事を仕出して、親の悲み世のそしり、何と成りなんと、天に託ち地に伏して、涙淵を成すとは、かゝる事をや申すべし。斯くて中山勘解由殿は、詮議落著に付き、近日御定法の通りに、火あぶりに仰付けられ候はんと、御窺書差し出さる。尤も御定法なれば、爭ふ所もなく、火罪に申付くべき旨、御老中方思召なり。然るに其頃、土井大炊頭利勝といふ賢人あつて、申されけるは、誠に情なき哉、かなしき哉、件の女は、不便といふに足らずといへども、我朝治世打ち續き、民は君の德に化して、戸ざしを忘れ、道を讓り、畔を讓り、刑鞭は朽ちて蒲螢となり、諫鼓苔深くして鷄おどろかぬ御代なり、惣じて天下に罪人多くなるは、公の政事不德なるゆゑ

江戸著聞集　巻之二

松竹梅天和政要

芭蕉翁の發句に、

蛇喰ふと聞けば恐し雉子の聲

燒野の雉子妻乞ふ聲、やさしき鳥の姿もまた美しく、千代の古道引きたらずと詠れしも、内證きけば、蛇くふとや、あら恐しと、翁も外面如菩薩、内心如夜叉の心にていはれしか、いかにも、容は西施か、楊貴妃の如くにても、心底には、悪意よこしまなるもあるぞかし。戀なればとて、天下の大法を犯したる、お七さら〳〵のがるべき譯もなし。さるにても、駒込邊の火事のせつ、吉三郎は盗賊改の中山勘解由の手へ召捕はれ、その後拷問せられけるに、今度の火事は汝なるべし、と例の通り銅の馬に乗せて、拷問強ければ、吉三郎白狀申しけるは、全く拙者は附火仕らず候、駒込の火附は、八百屋太郎兵衛と申す者の娘、お七と申す者の所爲

其後江府に、吉三道心と云ふ發心者の坊主有りて、江戸六地藏を建立せしを、人誤りて、吉三道心は、お七が密通の男にて、お七、天和の御仕置後、小姓吉三郎、道心して、お七が無き跡弔ひの爲に、六地藏建立せしと、誠しやかに語る人あり。附會の說にして、大きに笑ふべし。いかにも、吉三と云ひし道心者、六地藏を建立せしなり、是別人なり。仔細を詳にせんには、お七存生の節、天和元年の頃、最早、六地藏の內、二體は出來せし事明かなり。此吉三道心は、お七、十五六の節には、六十歲ばかりの老僧といへり。

吉祥寺の吉三郎は、いつも八百屋の見世などへも來り、遊び居けるが、或時、お七が物思の顏を見て、そもじはいかう何やら案じ煩ふ體なり、我思ふに、圓乘寺の左兵衞を戀ひこがるゝと見えたり、戀路の習ひ、不便なり、何卒取持ちて逢はせくれんと、懇らしう申しけるにより、お七も嬉しく、志にめんじて、身の上の事委く語り、取持たんといふを悅び、金銀など少し吳れければ、吉三郎、文などを認めさせ、其中立の使して、小石川の圓乘寺へ持ち行き、左兵衞よりも返事を取りて、お七に嬉しがらせ、其替りには小袖やうの物を借りて、己が博奕の元手

せしは、實に雲泥の相違なり。扨此山田左兵衛は、至つて美男にして、茶の湯、連俳、手跡など拙なからず、やさがたなる男なりけるゆゑ、此寺に滯留中、お七は、こゝろならずも互に相見る事の日を添うて、山田がとりなり稻舟の、いなにはあらぬ戀の山、ふと思ひ初めて、人目の關を忍びつゝ、逢ひぬる夜の數の重りて、いつしかわりなき中となりにけり。さればこそ、末の松山浪越さじと、思ひの深かりしに、其年の夏過ぎ秋來りて、燒跡へ、新に家居建てつらね、太郎兵衛も新宅へ移らんと、住持へ暇をこひて、願行寺門前町に歸りけり。しかるにお七は、寺にて契りし左兵衛の事、つゆ忘らるゝひまもなく、只明暮に戀ひしたひ、胸をこがすばかりにて、物や思ふと人の問ふ、病の種となりけらし。其頃、此近所に、吉三郎とて甚だ不行跡のあふれ者あり、博奕を好み、大酒して、親の勘當を受け、近邊をうろたへ歩行き、或時は近所の寺院へ雇はれ、火消やしきなどへも入り込みて、惡者の仇名を取りて、聊の事をも喧嘩にして、人にいやがらるゝくたびれ者なり。親は吉祥寺の門番して居たり。是を狂言には、吉祥寺の吉三郎とて、お七が密通の男に拵へたり、實は大いなる相違なり。

題目のありがたく、且つ七面大明神の申し子なりとて、名をお七と付けたり。日に添ひ、月にまして、お七成長に隨ひ、容顏類なく美にして、見る人、情を通ぜざるはなかりけり。お七、生年は寛文八年十月なりと、公の留め書に見えたり。お七、十四歳春の二月、この時、天和元年なりとかや、丸山本妙寺と云ふ寺より出火して、本郷邊、駒込邊まで、一宇も殘らず燒失に及びけり。此節、八百屋太郎兵衛も類燒に及びけるに、小石川圓乘寺は、太郎兵衛現在の弟、肉緣なれば、親子三人、其儘圓乘寺へ行きて、爰に落著きけり。圓乘寺住持は人々をいたはり、普請の出來るまでは、此方寺內に明寮の有るなれば、緩々いつまでも滯留あるやうにと、衣類食事等までさまぐ\と心を付けけるゆゑ、明る年まで、親子三人、此寺にて凌ぎ居たり。其頃、圓乘寺に、小姓のごとく、懸り人となり居たりし、山田左兵衛と云ふ人あり。此人は、御旗本(二千五百石)山田十兵衛の次男なりけれども、繼母の讒によりて、其家に置きがたく、檀那寺なれば、暫く其讒をのがれんために、爰に居たり。後年、此山田左兵衛、御旗本衆となり、文廟、章廟兩君に仕へければ、此事を狂言綺語には深く恐れ、その名を呼ばず、小姓吉三郎と

只其名のみは、高間の山の上つがたより、下々まで云ひ誤り聞き違ふなり。予、天和貞享のやんごとなき文庫に入りて、其眞實を得たり。其意趣を祕記して、爰に傳ふ。されば今、小石川の南緣山圓乘寺(天台宗なり、元は日蓮宗なりしが、元祿の頃、台命に依りて、谷中感應寺などと同時に改宗して、今、天台宗上野の末寺となる。)お七が石碑有りて、人々是を知る所なり。天和三年三月廿九日、秋月妙榮禪定尼と云ふ、苔むしたる塚有り。其施主も絶えたりといへども、近年、堺町、葺屋町の狂言座の役者、お七の狂言の度に、かれが墓所へ花を手向け、香を燒き、卒塔婆を建てて、回向供養する事とはなれり。誠に、是も一の姿の花とはなれり。根元お七が出所は、加賀能登越中三ケ國の大守、前田家の足輕を勤めし、山瀨三郎兵衛と云ふ者の子なりしが、寛文年中三郎兵衛浪人して武士を止め(本鄕追分の先、常信寺坂の下なり。)町人と成り、駒込追分片町願行寺門前町と云ふ所に、八百屋店を出して、八百屋太郎兵衛と名を改め、安らかに渡世しけり。しかれども、夫婦子無き事を歎き、日頃日蓮宗の信者なれば、只祖師上人、鬼子母神七面を祈り奉り、受持法華福不可量をぞ祈りける。斯くて一女を儲けたり。ひとへに七字の

江戸著聞集

巻之一

馬文畊著

八百屋お七が傳

芭蕉翁の句に、

いざさらば雪見にころぶ所まで

此句は、ひとへに人の志す所、中途にして思ひ止らず、命をかぎりと一決して、願を起すべしとの下心、轉ぶを合圖の雪見の風雅、面白し。賢を賢として色に替へよとの格言、宜なるかな。色欲戀路の道には、人々命をも落し、或は心中とて、相對に死する事、來る年も又來る年も絶えざるは、人の心の花にて有りけるといふ場なりけり。爰に、武藏野の若紫の江戸鹿子と云ふ草紙に仇名を留めて、狂言綺語の媒と成りし、八百お七と云ふ少女の實傳、世に知る人なし。

一歌舞妓傳介が事は、其所の長老、現に見聞せし事を語れるを本とす。

一多賀長湖が事は、其當流の人々現に有りて、其講席に毎夜來り、折から委しく語るを本とす。

一觀世左吉が傳は、予亂舞にたよる所、梅若次右衛門は、此左吉が弟子也。其次右衛門物語を本とす。

惑解斷

一八百屋お七一件は、其頃の奉行中山殿の舊記を、其家臣中山獨と云ふ者予に見せしを本とす。

一白子屋お熊一件は、予近來新材木町に住居して、其頃公廳に懸りし人、其土地に多く有りて、物語するを本とす。

一遊女の傳は、古今に言ひ傳ふる事多し、就中遊女遊客の事を知りし廓内の老長、予に語るを本とす。

一少長驛路の辨は、晉子が類柑子を本として、其内證へわたる。

一不破が草履打は、花井桃朝が噺を本とす。

一山中仙我が怨靈の辨は、先年菅白といふ狂言作りの物語を本とす。

一佐野次郎左衞門が傳は、公の御記錄に留めて有レ之よし、鎭目何某といふ其事に預る者、予に語るを本とす。

此卷は杜若といへる男の八つはしと云ふ傾城にまよひくもでに物をと申し十寸穗大和が艷道通鑑の隱せる所を其眞實を顯はして傳を揚ぐる所也

卷十

歌舞妓傳助が記幷山村淨閑木偶人精心の事

此卷は忠義の匹夫仁にちかしと云ふ其眞實の人形町の物語をあらはす所也

卷十一

多賀長湖百人女﨟圖御咎遠流幷後年英一蝶と成るの話

觀世左吉太鼓の妙を得し事幷龍神感應の事

此卷は元祿の正說にして公實のまことを顯す所也

此卷は享保十一年の御評定所日記を伺ひて其疑しきを除きし眞實の辨なり

卷四

白子屋一件亡失の辨

此卷同じく公實の日記によりて其眞實を顯す所也

卷五

遊女薄雲が傳

國勝山が傳

同奥州が傳

同玉琴が傳

此卷は近世遊女のみさを面白きを記して其眞實を拾ひて顯す所なり

卷六

瀨川路考が傳

江戸著聞集總目錄

此書の趣意

先書に顯す近世の花實は、現在に目出度人の事のみ多くありといへども、過ぎしものの併今うつゝにまみゆる目前の品を、いまだあらはせし者なきゆゑに、それを一々ひろひ集めたるのみなり。

序

久かたのあめの帝の雲井なる、誰殿とやらんのめされし著集あり。又近き比もやんごとなき方より續著聞集といふ書出して、世界に鳴る事夥し。されば犬著聞といふも有りと、或書肆のいはれければ、犬にもおとる筆のすさみ、さきの著聞は、宇治和歌山の兩大納言の廣められし處か、犬著聞は誰やらん、犬の中にも、我はこれ病あるすたれし犬とて用ひられず、あはれ人々心めぐみて、犬に藥の小豆の大納言がつくりしゆゑに、名付けて近世江都著聞集とは、をかしくも題號せしめて、書肆誰殿に參らするのみ。

寶曆七年丑の暮秋　　　武江俳師　馬文耕

序

元祿記之古今著聞集者、建長曆應兩合、其撰者宇治亞相之戲語也。後續著聞集者、和歌山亞相之狂言也。雖人每其證不詳、是聞怪言多書、某以爲虛以虛爲誠、事殆嚴隱顯顯聖所美也、因爰江都著聞集、實借其名而已、

寶曆七丁丑稔暮秋

り、芝居へ大金を出して中村慶子などは子分なり。此ばゞ去年六月病死したり。圓成院頓阿信女と號しける。竹の子娘おすみ乘物町に紺屋商して、打續き今芝居の金元して、負ぬ氣の女にて、當正月十四日の夜、堺町燒失しければ、翌朝いまだ夜の明けぬ内に、勘三郎座の普請場のぼり染抜にさせ、數十本立て、普請も十五日晝より始めり。猶々二代竹の子、尤も親の竹の子には及ばぬとて、半夏婆々と人々是を呼けり。

武野俗談終

りし白むくをば、婆々持歸りけり。かはつた事も有る物ぞかし。夫より此ばゝ中村方を隙を取り、其頃新和泉町にて、比丘尼の宿多くありて、時花時分なり。金子五兩程かけて比丘尼宿を致しけり。元來無慈悲第一の者なる故、少しの金子を延しけり。或時材木町より馴染みて來る客有り、比丘尼のおきんといふに枕を竝べて寢たりしに、頓死し、此客の懷中に小判貳拾兩有りけるを、ばゝ押隱して我私欲とせり。扨其客は材木町にて相應の者なりけるが、親類有りて外聞を思ひ、內證にて引取りける故、ばゝが仕合とこそなりにけり。それより右金子にて芝居藝子、舞臺子、陰間などを少々抱へ、堺町勘三郎座へ貸金などをはじめ、十助世話にて出しけるが、段々金が金を生んで、後は夥し。鳶澤町古著店の賣する爲などを何軒といふ事なく買調へ、手代を居ゑて古手商をさせ、いろ〳〵の事にて金をまうけける事、神變ともいひつべし。㊇印は皆竹の子婆々が見世なりとかや。此者竹の子と異名せし事は、抱の陰間に八代太といふ子ありしを、折檻して終に打殺せり。其子の親類へは、竹の子を喰せけるに、夫に當てられて食傷して死にけりとの表向故、內證にて何事なく相濟みける故、世擧つて彼が異名とす。近年殊の外富貴と成

世の中に我ばかりなりとて、今も是をじまんするこそをかしけれ。

竹の子婆々今竹の子半夏婆々が傳

是は御府内は申すに及ばず、犬打つ童も知る所、三ヶ津にて誰知らぬ者もなし。乘物町の竹の子ばゝとて、不思議に名高き者なり。其始は知らず、中年の頃中村十介（勘三郎芝居の仕切場役人是も名高き男也）方にて食焚やら賄ひやらの者なりき。殊の外氣丈意地悪る者にて、十介方にてやう〳〵一ヶ年一兩貳分程の給金を取つて居たり。或時淺草へ寺參りするとて、杖を突き獨行きける。向より大きなる町人の葬禮と見え、麻上下著たる町人大勢出家交り、跡乘物夥し、棺の上へ懸けたる白むくいかがしたりけん、風に吹散つてぱつと飛び來り、ばゝがあたまへ懸りけり。其まゝ右の白むくをうばひ、棺の先へ廻り、以の外ねだりかゝりゆする故、僧俗ともに途中にていろ〳〵詫けれども、棺を止めて殊の外たけり動かねば、外聞かた〴〵施主は分限者の何某たり、やう〳〵内證にてそつと袂へ金子拾五兩入れければ、是にて納得して、其通りにして歸るといへども、右飛散つて來

是は珍しき名なり、さつまばゝの替りにきり島とは、面白き事なり。夫霧島は正保年中薩摩より大阪へ來り、明暦の頃武州染井の花屋伊兵衛方へ來るといふ、然ればこなたもさつまばゝなりとたはむれけるとなり。此節柏莚

運は天に降る雨誰か顔見せん

と隱居の子を祝しけるは、此時とかや。此婆々夫より段々出世して、大名旗本へ出入して甚だ繁昌しけるが、中頃秋葉別當と申し合せ、變成男子といふ祈禱を申し觸れ、秋葉より御符を出し、此ばゝ取揚し子の左の手の内へ御符を握らせて、秋葉御符を出生の子胎内より握り出るといひ觸し、世の人をたぶらかし、其惡評ぱつとして、誰有つて此ばゝをたのむ者なく、後々こんきうに及ぶ。今長生して息才にて、朝夕の暮に大きに困り、此頃は町の奉公人肝煎して、春三月の頃は、女奉公人を十人十四五人づつ引きつれて、此ばゝ先へ立ち、から〱笑ひして大道を恥しくもなく歩行く事、知らぬ者もなし。今はさつまばゝにもあらず琉球ばゝなりと、己が口から言出して、專ら琉球々々と唱へて、とかくきり島の縁をはなれず、柏莚に名を付けて貰ひしばゝは、

霧島ばゝさつまばゝ琉球婆々が傳

本所中の鄕といふ所に、本屋仁兵衛といふ奉公人のきも入りあり。其女房は取揚ばゝとなりて所々をあるきけるが、不斗したる仕合にて、松浦肥前守妾の子を取揚げて、一夜撿校の身のうへに成りけり。夫までは中々見苦しき埴生の小屋のいぶせき暮し、中々奉公人の世話役といふともはかぐしき事もなく、見世にて草花を賣り、又は朝夕草木をかついで商賣しける故、近所にて此婆々を霧しまばゝと呼びけり。隨分其日をやうくと過ぎる者の女房など、産の時たのむより外なかりき。然るに松浦殿下屋敷中の鄕にて、隱居の妾産に望む時に、兼ねて横山町のさつまばゝ病氣にて、差掛り間にあはず、近所ゆゑ此ばゝを招きけり。やうく借り衣裝して來り、取揚參らせ、夜の内に富貴の身となりけり。されば七夜祝義の節、御屋敷へ上りしに、松浦隱居の居間へばゝを招き、盃を賜りけり。日頃御心易ければ、市川柏莚參り合せけり。隱居此ばゝが事を咄し、笑ひ給ふ。柏莚ばゝ樣の名は何と申すと聞けば、霧島ばゝと申すといひければ、

町、天神、明神、神明等、陰間茶屋等へ金子を貸す所、一兩貸して一日の利息貳百文づつ、明日迄待ざる掟とす。けしからぬ高利も有る物かな。此やうなる金は大方勝負事する者借りるとなり。其高利を知て借りる者幾人も有る事、不思議の世の中なり。此金を名付けて烏金といふ。一日の内に返らずして、一夜延引するを泊烏といふなり。夫は四百文の利息を取るなり。是をからす金といふ。仔細は堺町の茶屋より言出せし事なり。堺町吹屋町の茶屋芝居ものは、能く人に異名を付けて呼ぶ事なり。されば公儀の御徒衆の事を、此邊にて隱し言葉に烏といふ、黑ちりめんの羽織を著て、大勢一まとひに成つて、然も横雲の靡く頃、御番往來とて堺町邊を通るを見附けて、朝烏がもう來るなどと戲にいふ事なり。此婆々が金は元竹内が御徒にて、御暇の節受取し金を貸金に出せし故、烏金なりといふなり。今は外の貸金も皆からす金といふなり。二三年以來、郡次郎ばゝ、澁紙ばゝ連立あるき、車ばゝと呼びける。此頃は一人になりければ、片輪車と人々戲れけり。芳町茶屋女房ども、ばゝが事を高田ばゝと呼ぶ故、いかなる事ぞと聞けば、片輪車は榊原なり、越後高田の城主なり、其心にて呼ぶなりと、大に笑ひし事なり。

匁づつ、日數餘程延引すると證文を仕替へ、延銀利息を元にむすびて元金の高にして、其證文二三枚是を取り、のつ引させぬ惡證文、家をこはさせ家ざいを取立て、むごいといふ事更に知らず。此郡次郎婆あくまで心つよく、貸付の處を毎日々々催促にあるき、雨風雪霜をかまはず、青茶の布子に上紺島の帶をして、しんちうの矢立をさして、根津の方より淺草、並木、三島、紅粉横町、堀田原門跡前より馬道の邊、くるり〳〵と貸取立にあるきけり。いかなる鬼のやうなる物に動ぜぬ惡いぢ者も、此ばゝを見るとぞつとするといふ。最初は此ばゝ一人して歩行きけるが、同氣相求むるとやらんにて、同町に澁紙屋のばゝ、或時谷中感應寺の富にあたり、其金を郡次郎ばゝと言合せ、同樣に茶屋々々へ貸して、近年二人連れ立て同じやうなるばゝどもわめき廻りけり。三途川のばゝ分身したるかとうたてかりき。此者ども車錢を貸すといふ心か、但し兩人兩輪の車の如しといふ心か、くるり〳〵と雨風構ひもなく廻る心にてか、人々車ばゝと呼びけり。然るに澁紙ばゝは去年の暮死しけるが、竹内ばゝは未だ最中方々金貸して歩行なり。今は少々金持し人は、此ばゝを賴み廻して貰ふ故に、手廣く貸し歩行く。堺町邊、樂屋新道、芳町新道、木挽

武野俗談　巻之十

車婆々が傳幷烏金の由來

下谷三崎町に車ばゝといふ者有り。此婆々は高利の金を貸して人をせぶらかし、ゆすり同前の事にて世の中を渡るばゝなり。夫は死でなし。其元恥かしからぬ家より出でたり。夫は下谷和泉橋通り、御徒三枝傳藏組にて、七拾俵に五人扶持、竹内伊左衛門といふ能き御奉公人なりき。竹内病死以後、悴郡治郎家督せし處に、身持不行跡の義有つて、公儀より永の御暇被下浪人せしなり。然ども浪人する節、厄介養育金拾五兩下されけり。其金にて町宅をして、夫婦母親渡世しけるが、いつの程よりか、右の金子を根津の女郎屋、又は淺草邊茶屋、廣小路みせもの芝居へ相應に壹兩貳兩づつ貸して高利を取り、壹兩に付壹ヶ月に十二匁づつの利息、貸付の節は先へ利足引取候、口入禮銀、外に加へ都合金五匁引き、壹兩の處へ三分三十日切、もし延引すると延銀とて一日に三

離縁して出けるといひふらし、誰ありて世話やく人一人もなかりしが、時節有りて戊の四月、神田白かべ町山口丈庵といふ醫師、大氣丈なる者にて、ろくろ首にても苦しからず、貰ふべしとて婦妻とす。おつよ随分女業かけたる事なく、夫婦の中むつましく、當三月一人の男子を儲けたり。轆轤首にても時節を經て平愈するものか、但醫師丈庵が幸福のよろしきものか、今は目出度く妹脊山枝葉榮えて居るとなん。

石町鐘樓堂の娘の傳

世に不祥の名を取る事、古今例有り徒然草に栗を喰ひて粟を喰ざる女ありと書けり。いま本石町鐘つきの娘、生れ付甚だ美なり。幼少よりして世間にていひけるは、此娘ろくろ首なりと、誰いふとなく申し出せり。十二三の頃より、子どもとつれ立ち手習に通ふ。首元至極きれいに白し。ぬき衣紋にて歩行し故、首筋少し長く見えたり。手習指南馬場條介方へ通ひけり。おつよといふ。婚姻の頃に成りて人のいふ處、凡そ鐘つきといふ者至つて罪深き者にて、しぜんと人の恨を受るなり、是によつて此娘にむくい、ろくろ首と成りたり、いかほどなりとも金を付けて片附けたしといへども、是を貰はんといふ人もなしと、江戸中にて沙汰するといへども、更に其證を知る人なし、みな是そら事なり。但以前入聟を取しに、ふたり寝の新枕過ぎて夜更け人しづまりて、おつよが寝顔甚だうるはしく、聟は目を覺して見とれて、とぼし火をかき立てたりしに、おつよが首自然とぬけ出て、六尺屏風の上へ上り、にこり〳〵と笑ひけるとかや。是を見て件の聟は、其儘

つ事叶ふべからず、下手にても繪さへ能ば勝べし、名人にても二が三三が四には打たれまじ、馬が十にも成るまじと言ひければ、おりつ答へて、いや〳〵さやうにあらず、繪のあしきを取たる時こそ上手の入る所なり、あながち手前の勝つ事を思ふにあらず、兎角能き手の前、役の有る所へかるたを勝せず、役の無安き方へ打込むやうに致すを以て、よみ打の上手と申すなり。己是非かたんとするは下手なり、去ば徒然草に兼好が書し一ヶ所に、圍碁といふものの上手のいはく、勝たんと思ふ事なかれ、まけまじとかこむべしといひしとなり、負まいと思ふは勝たんと思ふと同じ心のやうなれども、其事甚だ意味の有る名人の言葉なり、又二が三には打たれまじと申され候へども、必ず〳〵打たれる事なり、下手は蠣を二にも三にも打つなり、上手は蠣を蠣に打つ、釋迦はあがりに打たず、釋迦の場にて打つなり、譬ば二三と打ちて四と次へ遣す、其曲なり、返つてくれば馬を打つてきりどやる、四のかはり馬をはなすは、馬の四にも打つ、爰を以て諸事上手は面白く、其繪をこなす事自然の不思議妙なりと答へけるとなり。今以ておりつをかるた打の輩知らざるはなかりけり。

兩國橋向本所一ッ目近所茶屋町に、寄合料理茶屋にて、菱屋小左衛門といふ者あり。彼が父は常憲院樣御代御出頭たりし柳澤甲斐守へ氣に入り、定紋花菱の小袖上下をゆるされ、其家名をも夫より菱屋と名乘りけり。今菱屋小左衛門女房おりつといふは、瓜の仁介といふ通り者の娘なり。幾世餅の女房も仁助娘にて、菱屋の妻が妹なり。されば此おりつは、女の身にして、幼少よりかるたを好き上手にて、所々方々をよみ打に歩行けるが、近年いよ〳〵かるた大きに時花、歴々分限、又は淺草邊寺町の住持、知識、長老、御上人まで、此業を第一として慰むやう、商賣同前に致さるゝ事夥し。今江戸中にてかるた上手と呼はるゝは、猿江の專念寺といふ寺の住持よみ打奇妙なり。又砂村の百姓縫右衛門、專念寺に馬きりのおとり有りといふ、兩替町會津屋五兵衛は、それよりあざだけつよしなど、其内にて申しあへり。彼菱屋おりつ、是等の輩と勝負甲乙なき上手なり。尤も黑札を蒔ちらしたる時に、一枚打出す其人の手に、跡は八枚何々といふ事を見すかす事、鏡にかけたるより猶明らかなりとかや。或人おりつに向ひ、其元かるた上手と申し給へども、凡そかるたは繪の付次第にして、下手も上手も入るまじき、上手にても繪があしくば打

同道して出でんとする時、小野郎を供につれ出んと、早く支度いたせ埒が明ぬなどと、千翁野郎を叱りければ、其妻不角に向ひ、いづれもこそ風雅の面々、雪は面白く有るべきが、此奴僕は何とて面白き事ありて勇むべきや、一年安藤冠里公、あれも人の子といふ初雪の句もあり、陶淵明が、薪水の勞を助く、是も人の子なりの仁心の辭を思ひ給へ、手前の子ならば供には連給ふまじと言ければ、不角いかにも其方の仁心感じ入りたり、則ち其一言發句に成たり、

我子なら供には連じ夜の雪

是は我誤りたりとて、閉口しけるとなり。今此女房尼と成つて妙閑といふなり。不角前の妻は千翁存生の內死たり。

五月や何やら足らぬ家の內

此句は前の女房死せし時の句なり。此妙閑は今存生にて居るなり。

菱屋おりつが傳

半身達磨の貌を傾城に書始めて、殊の外世上にて此繪時花出し、扇子、うちは、たばこ入、柱かくしにまで、女達磨を用ひけり。半身達磨傾城の畫の讃に、

そもさんか　こなさんか

九年母も粋より出し甘みかな　柏莚

九年何公界十年花の春　祇空

此句は半太夫が達磨の咄より思ひ付き、案じたるといひつべし。

不角千翁が妻の傳

不角千翁は誹諧の達人なり。彼禁庭にて堂上の人々に發句を望まれて、

頼政の拾ひ殘せし椎もがな

と申上候と前篇に出たり。此千翁が女房至つて發明にして、風雅の道は園女秋色にも越えたり。ある冬の夜雪いと白う降りければ、近邊の雅人來り千翁を誘ひ、雪見に出でんと有し時、不角も

性空上人、誠の普賢菩薩を拜みたしと有りければ、播州室の津に至り、遊女の歌舞するを見るべしと告げ給ふ。普賢白象に乘り、遊女の姿を顯し見せ給ふは此時なり。既に普賢上天し給はんとする時、性空上人今暫くと象の尾をつかまへ給へば、其尾拔けて性空の手に留ると言傳へたり。性空は一條院の御宇、寛弘四年三月十三日、八十歳にて遷化し給ふとなり。いま其白象の尾、書寫山圓敎寺に是ある故に、半太夫妙源が信心も、是等の事を考へての事にてあるべし。不斷半太夫いひけるは、かゝる浮勤の中にも、法の種はまくべき事ぞかし、後拾遺集釋敎の部の歌に、

津の國の難波のことか法ならぬ遊びたはむれよとてこそしれ

かくの如くの言葉をきけば、いよ〳〵賴母しくこそ候へといふとなり。歷々風雅の人々、爪をくはへるばかり。一年人々集めて、達磨九年面壁座禪の咄を致しけるを、此半太夫聞いて、達磨九年面壁は何程の事かあるべき、女郎の身のうへは四季折々に見世へ出て、晝夜面壁同前たり、達磨は九年、我々は公界十年の事なれば、皆うは手なりと笑ひしなり。英一蜂此事を聞付けて、

武野俗談　巻之九

桑名屋嵐孝が妻の傳

大傳馬町三丁目桑名屋彌惣が妻は、前の中近江屋半太夫なり。今の彌惣嵐孝といふは、親嵐孝の甥にて實子にてはなし。今嵐孝女房は、其後近世の中近江屋善右衛門抱の半太夫なり。此前親嵐孝が妻前半太夫は、今妙源とて尼に成りて、淺草院内姥が池のきはに借宅隱居して、女ながらも風月を樂み、誹諧茶の湯等を樂み、表德を離然とよぶとかや。去ば享保十九乙寅年、大傳馬町藥種店桑名屋が妻となり、大勢男女召仕ひ、其心やさしく情深し。適れ貞情なりと、世人かりそめにも是をそしらず。信心深くして、本所押上村春慶寺といふに普賢菩薩是あるを甚だ信仰して、傳馬町よりひたと參詣、いま淺草に有りても、彼普賢へ日參をするなり。此女勤の時は、衆に異にして艶しかりき。其節より君傾城なれば普賢を信仰しけるなるべし。されば昔書寫の

素人の娘を三絃淨瑠璃をおしへ込み、歷々の慰として留守居寄合の茶屋などへ遣し、藝者のやうにして、其母と稱して附添ひ出でけり。其内に元文の始、三五七組のえもん、千藏組のお照、大すけ組のお緣とて、至極名題の容色よしあり、渠等は髮第一として結構なる櫛笄を用ひ、多くは銀のかみさしなどといふは、渠等より時花出たり。此三人のをどり子ども、暑氣の節菅笠をかぶりては髮をそんずるとて、三人對に言合せて、其柄を黑塗にして、風流なる紋を書せ、日傘をさしたり。是は唐土の大王は靑羅の傘蓋とて、靑き薄物にて傘をはらせ、さし掛けさするといふ、通俗漢書の物語を聞きはつりて、をどり子の彼三人始めてさしけるより、世上一統はやり出し、女中は元より男子まで、靑紙の傘をさしけるこそ、誠にをかしけれ。今に醫家などは是を止ず、一とせ町奉行馬場讚岐守殿、鈞命を蒙りて靑紙の傘御法度仰付けられけり。されども是を忘却して、今又是をさす人多し。但女は苦しからざる歟。

ぬは文車の文芥塚のちりとあれば、向後ちり塚のお松と唱へんといはれしとなり。たとへ賤しき男女なりとも、いづれ戀路に隔あらんや。只心のやさしからば、夜發とても松の位にも增るべし。去ば掃溜女郎の内にては、太夫なりといふ心にて、松の位の松を取つて名としけるなり。然れば夫々の場所にても心ある事ぞかし。是等のこまかなる穴を通ぜんと、馬文耕が心を盡せし所を、見る人をかしく思はれん。去れば三田などにて時花地廻の唄を聞けば、五十ぞく〳〵と下さげて呼びやるな、なんぼ五十でも、心言葉は諸國諸大名の御姫樣よりたふとうござると諷ふを以て知るべし。心の操は貞清美婦胎の五文字をよく保つならば、必ず君と稱すべし。いざなぎのぎの字いざなみのみの字を合せて君といふとかや。君傾城も虚も實も、あながち金銀の高下をわかち論ぜんや。

踊子えもんお照お緣が傳

元文の頃江戸中に踊子といふ女有りて、橘町、難波町、村松町を第一として所々にあり。

およしは、是より女の身として道源吉五郎が跡をついで、町内のふせぎ役となり、いま専ら本所にて其名を賣つて、役者平兵衛か道源およしかと、所の者是に平伏しけり。前方の通り遊女一人より口錢四文づつ取る。此およし年いまだ三十四五にして器量も相應なり。ひたとよし町新道へ通ひ、小佐川御仙へ心を通ずると人々言ひあへり。

掃溜おまつが傳

芝三田町長左衛門裏路次に、掃溜おまつといふ名題の安遊女有り。輕き人々ぼんなうの芥を捨るといふ心にて、掃溜の異名を付けたり。はきだめのきはに小き部屋有りといふ事のみにてもなし。去れば三田の阿州徳島の御家人三浦榮次郎とて、食祿三百石ばかりの歴々たり、此おまつに馴染み、大金を出して袖とめなどをさせしせつは、吉原の新造出し同前に、蒸籠の山を築きて全盛いふばかりなし。此三浦氏甚だ風雅の人にして誹諧の上手なり。掃溜おまつといへども、兼好法師の徒然草に、恐しき猪のふす所を猪の床といへばやさしきこともあり、ありて苦しから

公庭へうづくまる男なり。故に夜見世の女郎一人に、行燈一つ火を灯しさへすると、女郎の口錢とて一人前よりして鳥目四文づつ、吉五郎へ是を取りけり。千三百四人より四文宛を取りける事、毎夜にして莫大なり。吉田町鐘樓堂、入江町、長くら町、新道夥しき、夜發の數なり。猪の堀といふ所に舟まんぢう等多くあり、是等をかけて千三百餘人有之事なり。されば吉五郎大金持と成りけるを、去頃其惡逆顯れて、品川にて獄門に行はれけり。其女房のおよしといふ女、誠に鬼の女房に鬼神とやら、夫吉五郎が首を取り來つて葬らんとて、夜中密に只一人鈴ケ森さして赴きけり。狂言人形淨瑠璃の香取姫は夫兼道の首を奪取り、妻のお蔦は雁がねの五つ連れたる獄門の首を淸川と爭ひしと、出雲が心を盡せし眞鳥雁金の淨瑠璃の樣に能く似たり。扨品川へ行きて夜中に、獄門の木に晒されし夫吉五郎が首を、番の乞食へ談じ、金子を出しもらひとり、風呂敷に包み、只一人本所まで立歸りける心の內、男にも增る丈夫なる女かくの如し。扨其後右の首を本所本佛寺へ納め參らせ、道源が弔は衆僧も夥しく集め、大名諸侯の御葬送の如くに、樂器を調べて、樂弔にせし由、事過ぎたる禮なりと、人々是を云ひ敢り。扨此

の女櫛まきをゆふ事とはなれり。今現に地内に居るなり。

道源およしが傳

本所入江町鐘樓堂の際に、道源小僧吉五郎といふ者あり。此者元道具屋をして源七といひしなり。此故に道源小僧といはれたり。渠は俗にいふ通り者といふのにて、本所邊にて誰知らぬ者もなかりき。入江町にて安遊女見世の有る所なり。人毎に此場所は、三田堂前入江町鐘つき堂とて、其道のやくざ場の如くいへども、繁昌に隨ひ、いまは格別路次數も裏表新道掛けて四十一路次、女の數千三百餘人、入江町に有り。殊に其中にも甲州屋などといふは、遊女の勤晝夜貳分宛なり。吉原の座敷持の價に異ならず。其衣裝寢道具幷に女の器量等、甲州屋おはつといふなどは、今專ら全盛竝ぶ方なく、元日より大晦日迄、ひま日とては更になきほどなり。此町内の口利は右道源吉五郎なり。或は喧嘩手負等有之節は、右道源吉五郎罷出て埒を明けける故、所にて是を敬ふ事かぎりなし。公邊の事など有る時は己罷出で、町内の首代となつて、

は、髪結床の内へ出て、人能く此女を知る所なり。さればをかしきはなしあり。去々年戌の年の大晦日の夜に、客の數丁度三百六十四人ありしとなり。三百六十四は一とせの日數なり、又大年の夜は一年の終なり、旁稀なるはやり夜鷹なりとて、親方一とせのお俊と名乘せける。專ら時花なり。

湊屋お六が傳

淺草觀音の地內、湊屋お六とて名題の女子あり。去ば京都祇園の茶屋の女梶といふは名高く、殊に歌に妙を得て、一生によめる歌數を盡せり。梶の葉といふ書は彼女がよめる集なり。一とせ仙洞崩御の節、御いたみをよんで申し上げたり。其歌に、

及びなき雲の上なるあはれさを天が下までぬるゝ袖かな

かくのごとく茶屋の女にてさへ名歌を詠ず、今時の茶屋女とは大に異なり。此湊屋お六はかみゆひの上手にて、櫛を逆さまにまき込みゆひけるを、櫛まきと名付けたり。此まねをして江戸中

烏石と名乘つて筆道に名高きものあり。此女烏岩といふは、小袖の模樣にもすべての道具にも、悉く烏を書せ、夏冬の衣裝寢道具にも右のごとくなり。何とて烏を付ると、其所謂を聞けば、此女の親は甚だ輕きものにて、今日のいとなみも盡きて、ふたりの親の爲此根津へ身を賣りたり、されど更に親を恨むる心なく、此いは平生申しけるは、人倫として親を思はぬは有るべからず、烏といふ鳥さへ、反哺の孝とて親をやしなひ返すとかや、然れば人間に於ておや、とて客を大切にし勤を丁寧にして、金銀を不時に得る時は己が爲にせず、只親を見繼けり。去ば反哺の孝を忘るまじとて、烏を何にもかにも付けたり。それ故烏おいはといふ名を取りけり。

夜發一とせおしゆんが傳

夜發夜鷹と江戸にて號する、街賣女色と法華經の普門品にも說かれたるは、惣嫁の類なるべし。凡そ鮫ケ橋、淺草、本所、此三ヶ所より出て色を賣る此徒、人別四千に及ぶと、其道の者是を語りき。其中に本所より出づる夜鷹の內に、一きは勝れて器量宜しく每夜柳原土手のはづれ筋違橋ぎ

武野俗談　卷之八

根津の烏お岩が傳

根津といふ所は、其地卑うして南の方に開けて悉く山なり。東は東叡山あり。櫻多くして春は嵯峨吉野に增る。麓に蓮池ありて不忍の池といふ、周廻二三町中に小島ありて天女を安置す。爰の人物ほゞ音羽町に類す。人家至つて古し。淨瑠璃小歌も構はず、絲竹の類惣じて樂器をいむ。人物に構はずして、足の裏に磁石をふる法ある故に、夜服悉く足に付く。又此北に當つていろは茶屋といふあり、隣郷にして人物相似たり。此所陰地にて常に道惡し。此所土產、

芋田樂　湯豆腐

此根津の遊女に川島屋お岩といふあり、是を名題にして烏いはといふ有り。必ず其仇名高し。

をいたしける所、おしげ見かねて、彼男の手を取、膝の下におしかひ、力を出し押へければ、大磐石の如く、岩石を以ておしに懸けらるゝとも、是にはいかで增るべき。大の角力取その腕ひしぐるばかり。骨はくだけてみぢんに成るかと思はれ、見る内に彼男色青ざめ、額より冷汗を流し、泪を浮め物をもいはず、顏をしかめて苦しがるを、おしげは顏色もちがはず、懷中より水晶の長ふさ數珠を取出し、三寳祖師を拜して、靜に自我偈題目をとなへて、少しもさわがず、彼角力取は迯るにも其手をはなさゞれば、必死の體に見えけるを、側より題目講巾厰上下著たる人來つて、達て詫ける故、おしげ赦しければ、角力取も危き命を助かりける。是より音羽おしげとて、今遊客是を知らざるはなかりける。

此所の人物大半南樓に同じくものしづかなり。始めて人にまみゆる時に、「きせるを以てはるかに下に座す、國法と見えたり。此所の土産、

風車　蕎麥　燒餅

此音羽町の茶屋に、石見屋といふあり、其女房のしげといふ者は、元爰に勤せしが、器量能く平生物しづかにして多く物いはず、やさしくおとなしき生れなり、此故に石見屋妻とす。然るに見かけと違ひて大力なり。夫を知る者なく、尤も力を終に人に見せたる事なし。此頃は甚だ大力を人知れり。音羽町の内に、角力の年寄に音羽山峯右衛門といふものあり、渠が方へ若手の角力取大勢來つて居たりしが、或時角力取ども三四人連れ立ち、近所を白晝にぞめき廻りけり。音羽町九丁目の蓮光寺といふ日蓮宗の寺にて、萬巻陀羅尼の修行有り、參詣の男女夥し。其所へ件の角力取どもまゐり、若き女などへ突あたり、人の邪魔して己が樂みとするたはけ世に多し。然るに彼おしげも參詣しけるに、小女ひとり供につれて蓮光寺の客殿の縁側どほりに居ければ、角力取一人來り、彼小女の尻をつめりけれども、知らぬふりして居ける故、猶々じようだん

戸百馬鹿といふ書に、

河東の火消えてほどなく駧馬鹿

といふ馬鹿の其一つは、此京屋のみやこが事なりとかや。此都勤のうち、坊主客を嫌いて、一人も逢はず、尤も醫師にても其通りなり。人々是を咎めて、勤をして其客を嫌ふ事いかゞといへども、嫌ひなりとてあはず。但能く其心をきけば、昔より品川へは、三縁山、長榮山等の所化多く來て金銀を費し、其身終に還俗の奴となるもの多し、是佛のたねをたつといふものなり、さなきだに女は五障の罪深し、浮川竹のためし少き地獄の使とも申すべし、恐し、とて終に坊主客に逢はずといふ。一風有つて心に惻隱を持ちし人といひつべし。

音羽町石見屋おしげが傳

音羽町といふは、中頃人倫なし、近年又繁昌す。北に護國寺といふ伽藍有り。雜司ヶ谷といふ名所に樓有り、西南に目白といふ景地あり、又河水あり、川上を猪の頭といふ。流れて東都に至る。

南樓は品川の宿なり。此處海邊にて冬あたゝかに夏涼し。東の方望洋數百里、總房の二州に對す。西に御殿山有つて絕景の地なり。水行芝汐留より御濱といへる難所あり。陸を行けば高繩八ッ山越えて至る。品川の人物北州に類しても賤し。多くは結び髮にして眉毛甚だけんなり。人と交はる事心易うして馴染早し。淨瑠璃を語り、唄諷ふといふとも、曾て三弦にあはず、常に海上に馴れて、能く客の檝を取る。此所の土產は、

蛤　杓子飯盛の具也　魚類

爰に當所京屋といふの抱女に都といふは、其艷色いふばかりなし。性質貌能く、名題を以て其器量思ひやるべし。されば江府の遊人たれか此都を知らざる人あらんや。然るに都座敷の勤酒事何かに付けて、一つとしてぬけめなしといへども、床に入つて高鼾かく事夥し。いづれの客に逢ひても鼾かいて、騷がしき事いふばかりなし。是以の外惡きくせなり。去ば都は鼾女郎とて名題を取りけり。江戶太夫河東と其中尤も睦ましく、末の松山波こさじと、誰しらぬものもなく、ぱつと浮名も龍田山、紅葉はしても秋風は、吹かぬ中なりけるとかや。爰に近年出たる江

ごに下されける故なり。されば不意にけいどう入る時は、手廻し次第、女どもは舟に乗せて、葭沼通り葛西領、砂村六把島こんにやく橋といふ在郷まで、密に内川續を迯すなり。此間道を外に知る人なし。仔細有つて奇妙に予此事を知れり。砂村六把島扇子新田、太郎兵衛新田の大年寄縫右衛門といふ百姓の方へ、大勢迯懸る事なり。此縫右衛門女房も、深川呼出しなり、其縁に寄る歟。扨此報謝の爲として、深川茶屋中の下ごへは、皆縫右衛門一人の方へ取らせけるとなり。過しけいどうの節は、呼出女郎藝子ども都合七十八人、堂地紋四郎といふ舟宿差配して縫右衛門方へ落して、縫右衛門方にて四十日餘り滯留して、毎日々々三弦にて田舎は更に憚る所なく、騒ぎ暮せし折節、予かしこに有つてまさに能く知れり。

所謂是なりとかや。

深川土産　蒲燒　笊蕎麥

南樓京屋みや古が傳

服などをさら〳〵大切に思はず、實に大氣に見えて、松の位とも言つべし。或時此米蝶并に辨天おかん、木綿屋お吉などと言ふ名題者三人連立ちて、八幡町を靜に歩行きける時、中町の小鳥屋の前にて三人の藝子たゝずみ、小鳥を見て立留り是を見る時、鳥屋の亭主さもいつくしき鳥籠に入たる鳥を出し、いざ君達へ御覽に入るべし、此鳥籠は忝くも銀の箱にて、去やんごとなき御方より預りの籠なり、中の鳥は渡りの朝鮮の鳥ひよ鳥、價金三拾兩なりと、少し自慢にて見せけり。人々見とれていたる時、此米蝶つつと立寄り、實に美事うつくしき鳥なり、去ば此鳥のためには、此いみじき籠の中より廣野戀しく思ふべし、此鳥も此やうに形美しく生れずば、かゝる牢中の苦み有るまじきぞかし、あたひ三拾兩はちり芥の如し、小鳥の命は萬金より重し、助けて空へはなちやりて、其代金は米蝶拂ひ申すべしと、頓て其鳥を取つて大空へ飛せければ、雲井はるかに飛び去りけり。鳥屋其外の人々大にきもを消しけり。終に代金米蝶拂ひけるとなり。實に希有の者と、人々此沙汰世上に廣がりしなり。

一此深川三十三間堂呼出し藝子の類、けいどうといふ事を甚だ恐る。公庭へ拂はれ、新吉原へ奴

つて、女太夫同前に釆女が原、切通などへ出て、淨瑠璃三弦にて人々より一錢二錢を乞うて、其日暮しほそき烟を立て居る内、同じ廣小路にて、先年力持請身をして見物とせし、北濱東之介といふ者あり、今も兩國橋廣小路にて、米俵樽持などをいたす男なり、渠と夫婦に成りけり。是藻に住む蟲の我からといふ淺ましき身なり。其北濱東之介が女房の妹を、おてふといふなり。彼等が母親比丘尼と成つて、毎朝々々鉢開きしておてふを育て上げ、深川へ身を賣たる故、自然と名題者となり、鉢米にて養ひ育たりとて、鉢米のおてふといひしを、夫とも言ず、米蝶々々と呼ばれて、全盛此地に竝ぶものなし。依之親幷に姉聟東之助（本名郡治）深川伊勢崎町にて、今は相應にして、深川けいどうの節は、親元伊勢崎町へ來て滯留して居たりける。此前淨心寺にして身延山開帳の節、おてふが母親手水を賣しに、折ふしおてふ深川やかましく、親元へ歸り居ければ、其手水所へたび〳〵出けるに、群集の貴賤此所に立休らひ、歸らん事を忘れしは、是美景に見とれてなり。去ば其生れはかくの如く賤けれども、氏より育ちとやら、子供の節より綾羅錦繡のうへにそだちし故、その志とては活氣にして、假初にもさもしき事なく、金銀衣

武野俗談　巻之七

深川藝子米蝶が傳

深川呼出し藝子の遊興北州にひとしく、山猫といふも此類屬なり。人往いて是を呼ば則ち來る。常に何國にあるとも知らず、北國の如く立て引の法もあり、其志薄し。遠國他國の人歸帆する時は、船を出して送るなりと、花里通商考といふ書に顯はせり。その中におてふといふ妓女甚だよき女にて、淨瑠璃三弦の術は、かひなしといへども、座敷の取廻し盃の所體、地女に異なりとて、晝夜萬客來り爭うて更に寸暇なし。そのおてふ事を人々米蝶とよぶなり。去れば龜成が百化鳥、續百化鳥の外、遊廓百化鳥にも、洲崎に米蝶といふ鳥ありと、是をたはむるゝなり。米蝶といふわけは、米屋のお蝶といふにてはなし、此おてふが母親二人の娘を持ち、亭主には早く別れて、孀にて深川伊勢崎町にかすかに暮し居たりける。姊娘は宮古路數馬太夫弟子と成

屋此名題にて、一瀕殊の外繁昌しけることそ幸なる事なり。扨又此大巴屋の娘おつやといふは、至くいたづらなる娘にてもなく、尤も行義も能く、人柄等まで殘る所なかりしが、去地廻りの若い者巴屋の娘に心を通し、數通の文章を以て口說けれども、地廻り位の者なれば、返事にも及ばず捨置きけるを、此ものいきどほり、若き者どもいひ合せ、何とぞして戀の意趣を晴さんと、ふだん夜に入ると大巴屋の前へ來つて高らかに、大巴屋のどら娘と謳ひのゝしり、其外大勢にて五丁中を右のごとくうたひ步行ければ、一犬虛を吠えて萬犬其實を傳ふならひ、是も大文字屋の如くに謳ひて、世間へも流布し、大巴屋の娘は、仇名を取りし事めいわく千萬たるべし、誠に不祥のいたりと申すべし。大巴屋の娘おつや、かくの如くにいひ立られ、はづかしとや思ひけん、われ死しては父母の悲まん事を考へて、其事もなく月日をいたづらに重ねて、まことをつくせし自害をやせん、又淵へなりとも身をしづめんと、いろ〳〵思ひしが、元より大孝行者なりければ、甲斐ありて、天道是をあはれみ給ひつゝ、既に其貞淸を人知つて、いま目出たく京町二丁目の山本方へ婚姻して、さかえけるといふなり。

是等は曲輪の最第一なりしが、去年寶暦五年の暮、江市屋宗介請出して曲輪を根引す。實はさる大守の御家老の根引なれども、表向は江市屋なり。それゆゑ去年十二月、江市屋が女房迄來て廓を連立ち出でて、藥研堀村松町の浮ふしんこ屋裏に、借座敷していまそかりけり。

大巴屋どら娘と仇名を取りし事

徒然草に榎の僧正と言ふあり。極めて腹惡き人なり、家の前に大きなる榎の木ある故、人々呼んで榎木の僧正と仇名す。夫故木を切りければ、夫より人々又切株の僧正といふ。依之其根を掘捨られて、其跡窪溜り水入りてありければ、是より人々ほり池の僧正と仇名せしとかや。爰に新吉原大巴屋といふに娘一人、年頃になつて尤も能き生れ付なり。然るに此五六年前より、京町大文字屋市兵衛、其形見苦しく、頭のなりかぼちやに似たりとて、爰に京町大文字屋の大かぼちやと、ひよつと曲輪中をぞめき廻る地廻りといふ男ども惡口を言ひしが、曲輪中の時花となり、來る客毎に是を聞いて謠ひ、段々江戸中の口に懸りて、時花歌と成るこそ可笑けれ。それ故大文字

取持呉と頼み申し候ゆゑ申入候、御情のほどをとかきくどき色々申しければ、瀬川答へて、いかにも執心と候へば餘義なく候へども、藝者淨瑠璃語などへは、勤の身にても枕かはされず候、仔細は外の客衆へさはり申し候間、密に遣はされ候へかし、逢ひ申すべしと申す故、正三悅び、文字太夫に右の趣を申しければ、文字太夫滿足して、綺羅をかざり茶屋舟宿を召連れ、たいこ交りに松葉屋へ客となり行きければ、頓て瀬川も出でて座に付き盃などして、其後瀬川文字太夫に淨瑠璃を望みけり。日頃豐後節をきらひし瀬川、何とも心得ずと思ひし時に、文字太夫嬉しがりて、聲はり上げて瀬川が氣に入らんと思ひ、隨分と精出して語り終りければ、瀬川禿に申し付けて、目錄金子千疋、臺に載せて文字太夫が前に置せ、今宵は御大儀にて候なり、適面白く覺え參らせ候、是は謝禮にて御座候也、酒にても參り御歸り候へといひ捨てゝ、瀬川二階より下へ靜に下りけるとなり。文字太夫藝者として瀬川に逢んと、かく不屆なる事を申しかけ、泣々のいたづらなる傾城と思ひあなどりし故、其心をこらし、且は曲輪の女郎ども、淨瑠璃語などといたづらをして、浮氣なるものどもの戒めにも、かく致せし、瀬川が操天晴なる事にてこそあれ。

氏六十帖なりといふ、風雅の事なり。今も最中替らず其通りなり。其一つ二つを玆にしるす。

帚木とは　間夫といふ符牒なり。あるとは見えてあはぬ君かな、といふ歌の心なり。

篝火とは　やりてといふ事なり。心の火を焚いたり消したり、物思ふといふ心なり。

蓬生とは　多葉粉の事なり。

夕顔とは　裏に來る客の事なり。よりてこそ夫かとも見め黄昏にほの〴〵見ゆるかきの夕がほ、といふ心なるべし。

朝顔とは　後の朝の事。

雲隱とは　きれた客の事。

唐衣とは　きのじやの事。

葵とは　ぜにの事。

是等の事夥しけれども、予もいまだ多は覺えず、誠に面白き事どもなり。扨また瀬川が操を爰にしるす。一とせ揚屋町鳥羽屋正三、中の町にて密に瀬川に言ひけるは、常盤津文字太夫といふ淨瑠璃語り、年頃心を通し候間、哀れ一夜御逢ひなされ下され候やうにと願ひ申して、私に

此文去年の夏の頃、人の見せしによつて是を覺えて、今日爰に寫して、是を悦ぶ人の爲に爰に記す。そしる人は尤も愚が編集は手に振る事なかれ。此松葉屋瀬川右の通りなれば、甚だ平生身持宜しく、家内の傍輩女郎を能く戒め、客を粗末にせず、金銀事、衣服、寢道具、新造出、座敷びらき等も、聊か不義の心なきやうに戒めて、此前方より、宮古路豐後節といふ淨瑠璃世上にはやり、此里猶以の事なり、此瀬川急度禁めて、家内の女郎に此ふし淨瑠璃を語らせず、子供禿若者まで、松業屋にて豐後節知れる人一人もなし。尤も賤しき文句あればなり。去ば慰の場なれば、淨瑠璃かたらずといふ事にはなけれども、新造禿は、江戸節河東半太夫の艶なる文句の淨瑠璃を習ひ覺えて、客のもてなしとす。是によつて人柄惡き客は、松業屋の二階へ足を入るゝ事叶はず。去ば傾城遊女は、我家々にて隱し言葉合言葉、又は符牒言葉などとて、昔より客は聞知らぬ事を女郎同士はいへども、外へは何といふ事やらわからざるやうにする事は、是傾城に限らず、今は諸藝者諸商人にても、言葉遣に符牒あつて、外へ是をしらさず、先傾城より出たり。松葉屋にては、いさゝかいやしき符牒の言葉遣ずして、此瀬川が作意にて、松葉屋の符牒言葉は源

く人の知る處なり。且其上易道占にくはしく心を用ひ、平澤左内が弟子と成つて卜筮を學びけり。平生己が座敷にて蓍木を紫の服紗に包み、さん木を蒔繪の小箱に入れて置き、はうばい女郎の願ひ事或は待人等の事、客の往來首尾吉凶、相生善惡等、毎日々々是を占ひて樂とするなり。不思議千萬の女なり。去年寶暦五の春、江戸町二丁目丁子屋抱の遊女ひな鶴といふ名高き遊女、田所町山崎斗仙根引して、曲輪の名殘、中の町の參會にて近付きに成りし故、瀬川方よりひな鶴へ餞別を送り、其文瀬川例の通り廣澤流にて、唐紙忍ぶずりの半切に、

聞參らせ候處、此里の火宅を今日し御はなれ、涼しき都へ御根引の花、めづらしき御新枕御うらやましきとは物かは、ことに殿は木、そもじ樣は土、一陰陽を起し、陽は養にして御一生を養ふといふ字の卦、萬人を養育し萬人にかしづかるゝと、たのもしくも目出たき御中と、一寸うらなひ參らせ候、あなかしこ。

まつ瀬より

雛樣もとへ

といふ名句有りし故、是より世に吉野と呼びける。正徳の頃、江戸町茗荷屋の奥州が提燈の文字に、貞清美婦胎と五文字、裏へかなにて、てれんいつはりなしと書いて、中の町へ持せ、道中せしとなり。其後享保の萬字屋九重か、

果しなき浮世の末に隅田川流れの水をいつまでか汲む

と三そ一文字に奉行大岡忠相の猛き心を和げしと、要祕錄に先達つて記し出せり。是等は皆曲輪の花紅葉と、其時々の盛なりしも散はてしに、又來る春も咲く花の絶えずして、今の瀬川といふは、器量甚だ勝れて、此里隨一の美人、王昭君西施も面を恥ぢ、衣通姫小町も顏を覆ふ姿なり。其生は、下總國小見川の輕き民の娘たり。幼少にて松葉屋半左衞門へ抱へられ、よく訓へけるに、自然と女の藝一通り、三味線淨瑠璃は更なり、茶の湯、誹諧、碁、雙六、鞠などまで上手になり、其外鼓、笛、謳、舞も能くして、其上能書にて、然も俗筆をはなれ、廣澤烏石が流義、文徵明の墨跡に眼をさらし、唐詩選を取廻し、歷々の儒者蘭亭にも爪をくはへさせ、繪も上手にて、京下の秋平が弟子となりて畫工にくはし。誹諧も能く致し、曲尾乾什米仲が引付に入つて背

武野俗談　巻之六

松葉屋瀬川卜筮に名高き事

新吉原江戸町松葉屋半左衛門抱の瀬川といふ傾城は、十ヶ年以來五丁町にならぶ方なき全盛なり。其人となり異なり。夫遊女といへども、昔を尋ね見れば、此里にも寛永の頃、小紫は能く和歌の道に通じ、不斷敷島の道を尋ね、風雅にしてこゝろやさしく、世擧つて、ひとへに石山の觀音にて源氏六十帖を編集したる紫式部に似たりとて、其名を小紫と名付けるとなり。京都島原に吉野といふ傾城も同斷にて、名高き雅女なり。江戸小紫が花起請文、葉守の神かけて艶なき文章は、美濃の支考が和漢文藻に載せたれば、爰にあらはさす。島原の吉野は、始めは浮舟と云ひしが、或春曲輪に櫻の花盛なるを見て、島原籠中の吟とて、浮舟、

爰にさへさぞなよし野は花盛

風鈴五郎七が事

堺町中村勘三郎木戸頭に、風鈴五郎七とて能き男ぶりにて、渠は芝居にて大氣者なり。去年も公邊事有りて、芝居の爲に奉公せし事あり。正しく今年春中、勘三郎芝居木戸半疊の者一人、打殺されし時も牢舍せしが、皆芝居の爲に、此五郎七身命を惜まず申分け立つて、當正月御免にて、又木戸へ相替らず出たり。知らぬ人の爲に、其形を申さば、五郎七色甚白くせい高く、額大きく拔て、丸顏にて能き男なり。髮を小本多にひしきわげを中折にし、りつぱなる裝束し、鶴の丸の紋所を附けて、諸人に勝れて見ゆる男なり。此者の親分を半鐘權七とて名高きものなり。此權七が親分を釣鐘彌左衞門と異名し、釣鐘が子なれば半鐘權七、半鐘が子なればとて、風鈴五郎七と名乘る事なり。勘三郎芝居木戸にて世話をやき、一日わめきちらしければ、はいり口にてぐわら〳〵となるといふ心にて、風鈴五郎七ともいふならんが、兎角堺町にては、かやうの事を第一とするよしなり。

をさますばかりなり。されども亭主押戴き、懐中へ納めけり。その時八は、そのまゝ鰯の荷を肩へかけて、貳丁目の方へ鰯々と呼んで行きける。跡にて九郎兵衛亭主に向ひて、おらが町内の者は、皆あの通りのいきかたなりと、大きに自慢しけるとなり。何角に付けてとかく我味方の者を能く立ると言が、かゝる人々の第一とする事なり。萬事に付けてかゝる心底の者なりとかや。それゆゑ人々是を用ひて、親分々々とするとなり。是におとらぬ名高き者を左に記す。

田町砂利場　常き分金右衛門

三田同朋町　上見ぬ鷲長左衛門

高砂町　遠州屋小四郎

神田鍋町　中の人形芝居座元也　大工治郎右衛門

本所龜戸　小埋錢廣の頭也　錢頭甚右衛門

右の銘々にも傳記ありといへども、さしたる事なければ略之。

り。吉原より連れ來る日は四月十二日なりしを、市川柏莚九郎兵衛へ祝して、

夜鰹やことに藥師の引合　柏莚

とせしとかや。此九郎兵衛その以前吉原通ひの折節、中の町の近江屋といふ茶屋に腰かけて、女郎交りに十人ばかり酒呑かはしてゐたりける時、大門の方より生鰯々々とていそがしさうに賣り來る。此商人は、新場の八といふ其日過の輕き者なり。さしこの半纒著て、隨分見苦しき體なり。九郎兵衛茶屋より見て、八よく／＼と呼けり。いわし賣り立留り、是は九郎兵衛樣かといひければ、一つ呑んで行けとて盃をさす。鰯賣は荷をおろして、盃をいたゞかんといふ。茶屋の亭主女郎も、此八が體をあなどりて、夫へ腰を懸けられよとて、上り給へともいはず。八はやうやう緣側の角へ腰をかけて居たりける時、九郎兵衛亭主に、吸物一つ出して呉よと申し付けて、九郎兵衛そつと鰯賣の懷へ小判壹兩入れて、夫を亭主へ花にうてと、耳へ口付けて人の知らぬ樣に申しければ、鰯賣の八持つたる盃を亭主へさしける。亭主其盃をのんで八へさす時に、八亭主おさへたり、是はといふ時、御肴せんと小判壹兩盃臺の上へ置きけり。亭主をはじめ人々興

御免を蒙りて、いま隨分繁昌にて、其道の者に親方と尊敬せられける。至つて文盲にて一文不通なれども、大勢惡者の頭押へる身なれば、自然と道理に當る捌有るこそ殊勝なり。今は談義說法、又は夜講釋などの座へ連つて、おゐりの學問をするも尤もの事なり。をかしき事有りけるは、此仁右衞門己が手下の子分大きに喧嘩をして、ぶたれて歸りし時、仁右衞門云ひけるは、わいらもいかに若いとて、無法の喧嘩をする故なり、少々の事はかんにんして歸るこそ人の道といふものなり、わいらもちと講釋を聞きに行け、漢楚軍談を聞けば、大望あればとて謙信は股をくゞりしとなりと申して、上杉越後の謙信と淮陰のかんしんと、一つにしたる文盲の異見と聞いて、我につけて笑ひしなり。

新場九郎兵衞が傳

本材木町新場肴店に九郎兵衞といふ通り者あり。商賣は肴賣にて、是も同じく名高き男なり。女房は新吉原大黑屋右近と云ひし女郎なり。それを廓より連れ出で、十三四年以前に妻となしけ

事甚だなり。其後此者博奕の場へ出て、段々利を得、大きに出世して、今十五六年以前より本所三ッ目通り、兼松又四郎といふ御直衆のやしきの地をかり、土場といふを立て、寄隅の博奕場とし、己は其棟梁となつて貸元とやらんを致し、大きに富貴と成る。古へ辻番の有様は夢にもなく、吉原芝居へ入込み大盡の體なり。此五六年以前に、松平帯刀殿盗賊奉行の節、差口の者ありけん、途中にて此仁右衞門、帯刀殿同心に取られたり。其節宿を尋ね給へども仁右衞門答へなし。拙者なぐさみ師と申して、悪き事を商賣に致すものなり、然れば極りたる宿と申すは御座なく候とて、更に宿所をいはず。地主兼松又四郎をかこひての事なるよし、後々人々是を譽めにけり。夫故又四郎へ何のさゝはりもなかりし。仁右衞門其節牢舍致しけるを、彼が子分の者とて、何を家職とするやら知れざるもの數百人、奉行所へ願ひ、仁右衞門入牢御免なし下さるゝやうにと、色々詫びける故、帯刀殿仁右衞門を牢より出され、無宿なれば預所なしとて、本所回向院の後、非人小屋の頭庄八へ預け給ふ。爰に於て仁右衞門身よりの者ども相集り、彼非人小屋へいろ〳〵の珍物を持運びて見廻とし、日夜殊の外結構目を驚す事なり。扨其後間もなく

拾兩、江村庄介と見えたり。斯のごとく富貴になるものかな。

冬瓜仁右衞門が事

本所吉岡町といふ所に、公儀御小姓組御番衆にて、兼松又四郎といふ御旗本の地面に、結構に普請をして住居、大勢家來ども召仕ひ、子分子方多く有つて、其土地はいふに不及、吉原境町、凡そなぐさみ所にては、悉く人に用ひられ、名を賣る所の仁右衞門といふ者あり。彼が異名を、かも瓜と呼ぶなり。根元此ものは本所邊旗本屋敷の中間奉公して渡りしが、瘡毒を煩ひ、中年の頃骨折奉公なりがたく、本所三ツ目通り輕き御家人衆の寄合辻番の番人に入りけり。此者辻番より又々出て少々痛み、本復の後商をする時、冬瓜を賣るに、大きなるかも瓜を調へ來り、夫をちひさく立割り、西瓜の立賣より思ひ付きて、かも瓜の立賣一錢づつ、裏店住居の殊の外輕き人々の、一朝の汁の實となるほどづつ賣りける。此立賣大きに流行ける。かすかなる事なれども、是にて利を得、少々元手付けり。爰を以て人々今にても冬瓜仁右衞門と呼んで、其名高き

り、江村平藏と改め、只今濱町に借宅結構に普請して住居たるなり。扨又庄介も右妾の蔭にて俄に富貴の身となり、今の通り、へつつひ河岸へ普請して、悉く家藏をしつらひ、暫く移り、昨日まで樂屋にて奴僕なりしが、けふは大福長者となつて、市村羽左衛門芝居にて難儀の節、金を貸し狂言金元をしける。芝居の者、主君の如く尊敬して、皆庄介が門前へはひつくばひける。去ば樂屋にて、掃除等水汲旁働き居たりし時まで、松島町といふ裏屋に、少き所をかり、人間の住居する體にはなく、庄介母親一人其身妹弟ども、何を喰ふやら衣服も親子四人の中に一つ有や無や、何に讐へん方もなく艱難なりし。母親は比丘尼にて、毎日人のとぼそに立ちて、一錢一鉢の米を得て歸り、食事として飢を助かりし事なり。鉢開きの同宿にて居るとて、芝居の輩渠が事を新發意庄介と仇名しけるを、斯のごとく立身せし故、是は新發意どの儀は御聖人にならせられたりとて、芝居へ出た者ども、夫よりして御聖人庄介とぞ異名して呼けり。今は大分限者と成り、庄介日蓮宗の大信者にて、他國より祖師大菩薩の開帳として入らせ給ふ時は、いつとても江村庄介本願主の札を張らざる事はなし。近年深川淨心寺にて身延山開帳の節は、金五

武野俗談　巻之五

御聖人庄介が傳

新大坂町へつつひ河岸に、江村庄介といふ者あり。彼を御聖人庄介と異名して、今專ら人に知られたる者なり。其根元は、市村羽左衛門芝居にて樂屋の働下郎を勤め、役者どもの入込み居風呂の水を汲み、又は近所へ諸用の使などに走り廻りて、天窓を上げる事更にならず、人の中の屑といふべき身なりけり。渠が弟は藤田平藏とて、羽左衛門弟子となつて詰役者になり、是又役に立ずにてありし。時に庄助が妹平藏が姉は、ふとした仕合にて、讃州丸龜城主京極家へ奉公に出で、終に妾となつて、京極殿殊の外氣に入りて、一夜の内富貴身に餘り、庄介平藏へも右妹方より合力致し、殊更京極殿には、活氣人、殊に氣に入の妾の兄弟なりとて、屋敷へ招かれ、種々引出物賜はり、其後は平藏も役者を止めて、浪人者になれとて、京極家より合力扶持給は

燒の節も、直に芝居邊を見廻り、市川海老藏（柏莚）瀨川菊次郎（仙魚）兩人を手前の宅へつれ來り、江戸にて極印三ヶ津の名人ども、二人は我等方へ燒出されて來れりと、人々に語り大きに自慢しけり。誠に活氣の人なり。此人申しけるに、先年肥前國島原切支丹一揆の節、西海道諸侯殘らず進發、御名代兩度まで、捌々骨を折申されたり、今時分にあのやうな事などあらば、町人の受負にて打潰すならば、もの入少くて相濟べし、此東伊などならば、安札を入るべきなりと申しける。天晴名高き譯者なりと、諸人感じぬ。

山にて魔所なり。天狗の住所にして、必ず入り給ふ事御無用と、所の者ども留るといへども、東伊更に合點せず、件の山奥へ入りたり。附參りし百姓も、大に恐れ歸りけり。東伊は其夜件の奥山に夜をあかす、人々は麓へ歸りける。明朝皆々申しけるは、東伊は定めて昨夜天狗の爲に引さかれたらんなどとさゝやき、件の奥山へこは〴〵大勢にて入り見れば、東伊大なる岩角を枕として、能く寢入りたり。皆人奇異の思ひをなして、東伊が大丈夫の志を感じ、昨夜何ぞ出でけるや、と尋ねければ、東伊答へて、何が出でけるか能くふせりし故更に存ぜずと申しける。諸人舌を振ひけるとや。其後日光御普請、松平兵部大輔殿御手傳の節、御普請御用惣請負を東伊致し、日光へ參りければ、東伊殿こそ先年魔所へ入りて、夜中其所に只一人居られし奇妙の人なり、此人より天狗のまじなひの守りを貰はんとて、土地の者ども守りを願ひければ、東伊天狗の守りなりと、小菊の鼻紙を少し切つて、印判の裏判を押して遣しけるを、百姓ども大きに悅び、家々にはり置きける。東伊が天狗除の守り札、今日光に多く有ることをかしけれ。至極活氣にして、江戸中にて誰知らざるものなし。當正月十四日新材木町より出火して、堺町芝居類

日本橋北鞘町住居する東國屋伊兵衛、是又世上にしらぬ人なし。安針町水鳥問屋の第一なり。今は其身隱居して、世上を戯れあるき、終日芝居吉原へひたと行き、夜は品川町瀬戸物町の夜講釋へかゝさず、大きにたのしみ數寄なり。鳥問屋はむすこ源八といふ者勤めて、公儀御鷹野餌御用を相勤めけり。此東伊甚だ世間廣く、今世擧げて通りもの、芝居もの藝者の類は、此人をうやまはぬはなし。若き時は至極器量を自慢して、所々にて喧嘩口論し、鬼の樣なる者にも一度もおくれを取らず、博奕の場にて身を抛ち、夫よりだん〳〵出世しけり。東ばりとて、伊兵衛流のちよぼ一の張やう有り、一二三取ばかりはるを東張といふなり。此人一度牢舍せし事あり。然れども間もなく出牢す。但牢舍の內安針町の見せ戸をさらず、御鷹御用をば相勤めけり。其時分の御側衆の御出頭澁谷和泉守殿といふ人、甚だ懇意なり。

此仔細は澁谷の妾をもらひ、妻とす、尤も一人の男子を付けてもろふに、澁谷の落だれ、今東伊が次男にて本鄕にて、菓子屋となる。

此東伊、先年大御所樣御代巢鷹御用に付き、日光山の奧へ入りけり。所の者どもさへ入らざる深

なりと、世間にて是を流布して、人々賞翫せり。是等の事、外にても度々の勇を振ひし事多かりき。平生曉雨申しけるは、凡そ男伊達といふは、尻へ手をかけ端折をして赤ふんどしを人に見せるは、男伊達の弱みなり、たとへていはゞ姉川新四郎が黒船も、廣治助五郎が男伊達も、尻へ手を掛ける故未だ下手なり、海老藏（市川柏莚）其むかし荒五郎茂兵衛鴈金文七など、假初にも尻へは手を付けず、ゆるりとしたが、忽ち惡者をぶちのめす、揚卷助六などの狂言、今の海丸が（今團十郎三升）今年の仕打に、是こそ大丈夫といふべし。五葉牡丹黒羽二重の小袖に、一つ印籠雲の帶、夫を上品の男伊達といふなり、十町魚樂の藝は穢多の久米八なり、我等が藝は柏莚海丸なり。今年六十に餘るゆゑ、當春曉翁と名を改めて、曉雨といふ名をば伊達屋宗四郎（四郎左衛門舍弟）といふ札差へ讓りけり。此宗四郎は男を立つるやうなるものにてもなく、いまだ美弱なり。岩松とて美しき若衆なりき。今宗四郎曉雨といふなり。黒き小袖に大黒天を紋に付けて著る男なり。

北鞘町東伊が傳

曉雨立帰らんとて、茶屋を出んとする時、人々押留め、久米八待つらん儘、夜明けて帰り給ふべしといふ。曉雨答へて、さればこそ久米八待伏するならん、其待伏を恐れて、夜明けて帰りしと、人にいはれん事を思ふ故に、わざと夜更に帰るなり、必ず〳〵留め給ふまじ、爰が男を立つるといふ者なりとて、終に夜更に只一人、送らんといふ者どもを無理に押止めて、尻をもはしをらず、長き裾の小袖にふくめん頭巾懐手をして、大門を出て衣紋坂へ上り、日本堤を態と平生よりしづかに通り、大聲にてめりやすの唄をうたひ、戻るこそ不敵なり。果して堤の半程に、穢多ども多く草隠れして、久米八等待伏せしてぞ居たりけり。曉雨心付きて、獨言に大聲にて、あらふしぎや、此土手が何やらくさい匂がする、千住小塚原の人を焼く匂でもなし、アヽ是は正しく穢多の匂ひなり、扨は久米八が宵の仕返しに、此土手に待伏せするか、艶しき事かな、いざ早く出よ、踏殺して呉んと、高足駄をはき懐手して、更に尻をまくらんとする氣色もなし、穢多ども切角待伏せするといへども、此勇氣に恐怖して、一人出合ふ者もなし。却つて小くなつてかゞみ隠れ居るにぞ、曉雨がありさますさまじかりき。此事を人々聞傳へ、誠に曉雨は英雄

る所を、曉雨履いたる足駄庭に有りしを片手に持ち、久米八を右の手にて引つつかみ、己れ日頃推參なりと思ひしが、時を得ずして赦し置きたり、今日は百年目覺悟ひろげと、取つて引き伏せ、足駄を以て、さん〴〵に打ちすゑたり。久米八も大力と呼はれしが、夫に増りし大丈夫の大口治兵衞、したゝか打擲して殘りのやからをも散々に追ちらしければ、此勢ひに恐れけん、雲の子を散すが如く迯げ行きける。扨久米八を引起し、おのれ打殺すやつなれども、ゑたを殺してせんなし、一命は助け呉る、立つて歸れ、必ず重ねて此大門より内へ來ると、此曉雨が只一打と、大きにいかりける。さすがの惡者久米八は、はふ〳〵迯げ歸りける。依て曲輪五丁の者ども上下擧つて悅び、且曉雨が大勇を感じける。定めて久米八ぶたれて其分にて居るまじ、必ず日本堤に待伏をして、罷り有るべきまゝ、御歸りの節心元なく御座候へば、宵の内水道尻より密に御歸りなさるべき事、專要ならんと申しければ、曉雨打笑ひ、何ぞ彼等に恐れて、水道尻より宵の内迯歸りて、後日に曉雨が男が立つべきや、又彼等ごときのもの、百千あればとて、我片腕を延すと、皆粉にはたく事なりとて、更に合點せざりき。既に其夜緩々遊び、夜七つ過ぎ

地廻りどもを手に付け、素人も久米八を親分々々と呼びけるこそうたてかりける。去ば中の町を一ぱいになつてありき、繁昌の女郎に、色なりと毒口をきゝ、客の邪魔になつて甚だ迷惑に及ぶといへども、彼に悪く當れば、悉く意趣をする故にかまはず、人々よけて通し置きければ、附上りして、何とも不屈の事ども多く、難儀千萬たり。身を持し客などは、猶々彼等に構はず、いよ〳〵高上りに我儘を働きける。然るに或夜藏前の曉雨は、中の町蔦屋といふ茶屋に、女郎交り酒を呑み、縁先にて遊宴して居たりける。其前を件の久米八、大勢の手下を召連れぞめき通りける。時に大口曉雨是こそ久米八なり、憎き所體こそあれと思ひければ、曉雨大聲にて、何やら甚だ臭く成りたり、是は臭し〳〵と鼻をつまみければ、何事やと思ふ所に、前を通りし久米八立留り、是爰な人、我等此處を通りければくさいと申さるゝが、我等がくさうござるかと、顔色變つて立留りねだり懸ける故、一座の者ども、是は例の久米八むづかしからんと、色を變て居たりしに、曉雨あざ笑ひ、いかにも臭いからくさいと申したり、然も只の匂ひではなし、人間の匂ひではない、かつたいゐたの匂がする、と云ひければ、久米八推參なりと脇差へ手をかけ

武野俗談　巻之四

淺草御藏前曉雨が傳

享保の頃より寶暦の今日まで、世間に其名轟き渡る淺草御藏前にて曉雨とて、凡そ渡世する者此人を知らぬはなし。俗名は大口治兵衛とて、札差仲間米屋なり。其性質大夫丈にして、世にいふ男を立つるといふ人なり。至つて其譯宜し。弱きを引立て無法にして强きをふせぎ、禮儀を亂さず、公庭を敬ひ、不義の事には聊かかゝはらず、是等こそ誠の男伊達とも謂つべし。若き頃新吉原へ入込み、其理屈甚だ能くして、元文の頃新吉原五丁にて名うての惡者あり、穢多町より來るゑたの久米八といふ者、力量さかんの穢多を大勢召連れ、毎夜々々吉原をぞめきありく。尤も其裝束はでやかなり。或時は黑羽二重の小袖羽織小金作の一腰ぼつ込み、女郎屋も知らぬふりして揚げて、客にする所もありしなり。扨又此者金を多く卷散し、箕輪三谷砂利場より來る

金子貳百兩を手附金として身請の契約し、近江屋善右衛門へ、右貳百兩相渡しけるゆゑ、中近江屋は二の町事見世を引かせて、近日幸橋御門下河七庭花大臣方へ、嫁入輿を入るとさゞめきけるに、急に身請の事變じたり。此段いかなる事ぞと聞くに、其手代ども急度止めし由、夫は去事にも致せ、里通ひをする外聞を思ふ身上向の者の仕打には、あまりたはけなる仕方なり。其上中近江屋へ河内屋手代ども參りて、身請手附金として庭花渡せし金貳百兩を返し呉よと申候由、善右衛門方にて大きに此手代をあなどり、ごふをさらさせ、二の町身請の變替させしさへ男に似合ぬ大馬鹿者なり、手附金返せとは古今になき大だはけかなと、五丁中の男女は申すに及ばず、日本橋よりあなたへ出ると、諸人三才の童まで、あれこそ芝口の大だはけ、傾城買の身請盜人と、盡せぬ笑ひ草となりけり。されば二の町は是非なく、二度見世へ出づる事を耻らひ、至極かすかなる方へ、夫より直に片附きけり。遊女傾城の心にも、耻は知るぞかし、然るに七右衛門耻辱を知らざる、人の皮をかぶりし畜生なりと、吉原の蔦屋の兄が物語りなり。

持佛堂の道具どもを、殘らず難波町の仕廻物やへ賣て、其錢にて鰹を調へ、其近所の徘諧の宗匠平砂、百庵、湖十、買明などを招き、大きに振舞けるとなり。其母歸りて大きに驚き歎くといへども、曾て何とも思はず、笑うて爭はず居たるこそ希有の男なり。當寶曆六の年、杉森稻荷の幟を賴まれけれども書ず。依て龍水悴にたのみ書せけり。名を書く時、何と書くべしと龍水に聞ければ、答へて、堺町には親分の名を請つぐ事はやり物なり、釣鐘の子半鐘、半鐘の子風鈴といふなり、龍の子は蛇なり、龍水が悴なれば蛇水と書くべしとて、杉森いなりに、今年の幟筆名蛇水と書きけるこそをかしけれと、此沙汰御城下の語り草となりけり。

河七庭花近江屋二の町身請間違の事

芝口土橋に、銅瓦の軒高く富貴なる藥種屋あり、河内屋七右衛門といふ者なり。能く世間にて知る仔細は、「庭花大臣と言うて惡所狂し、吉原にても堺町にても、其内證を知りし故、大臣と云ひはやしけり。京町二丁目中近江屋二の町といふ遊女に馴染やりて、根引すると約束し、

升も彼が門弟なり。此龍水今存生たり。大きに變物なり。金銀を貪る事更になく、極めて貧窮なり。和泉町大長屋とて裏表百軒の餘ありて、雪隱の掃除を葛西砂村久右衛門といふ者、極めていたし、毎年こやしを金八兩づつ、古金之節前家主の代は出しけるよし。相續して替らず右の金子を出しけるなり。然るに龍水は、何ぞ糞土の代金を以て身の爲とせん、金に及はずと、曾て其禮を取らず。砂村久右衛門代金なしに掃除をさせ、こやしを呉れけるこそかはりものなり。手習稽古の子ども數多あつて、二階下の紙屑夥しければ、紙屑買を呼びて、其母妻是を賣らんとすれば大きにしかり、屑にて捨る物を、錢にして是にて汁の實一つにても調へては、身上のたしに紙くづをするといふ者なり、是よりいやしき事有るべからず、夫より紙屑を其まゝ汁の實にして喰ふべきなどといつて、買人に錢取らずに遣しけり。身上勝手は殊の外不勝手不自由なり。然れども其心淸く貪らざるが、或時母女房寺參に行きて留守にて、四月頃なり、初鰹賣り來る鰹を呼で、調へ喰はんと呼はれば、直段一貫文と稱へしに、錢一文もなかりければ、日頃母親信心にて持佛堂淸らかにかざり、三つ具足光り輝きけり。鰹を買になにも質にやるべきものなければ、

れば、御藏前の者どもは若紫の縮緬のほゝかぶり鉢巻を、何程といふ數も限らず三升方へ送りける。其品々毎日々々狂言の節、鬮にして見物へ出しけるこそ、さもぎやう／＼しき事なり。但大口八兵衛といふは剛夫の部に入りて其傳記明かなり。扨て又此大口八兵衛は、今度藏前より三升へ色々積物等あるに、我は揚巻といふ女郎の客なり、其揚巻間夫とする所の助六といふになる三升へは、積物はいやなり、助六は仇敵なり、揚巻を金出して揚詰にする髭の意休の役は澤村龜音なり、我は意休が贔屓をせんとて、澤村宗十郎方へ、小袖羽織を對に拵らへ遣し、地紫に鳩を八の字形に白絲にて縫にさせ、仕著を遣しけり。此狂言中澤村宗十郎は大口屋に止宿させて置きける。誠に是等は馬鹿かたはけか其類をまぬかれじなれば、此部に入りぬ。此事能く人の知りし所なり。今專上總屋揚巻に鼻毛をよまれて居るとかや。

勝間龍水が傳

新和泉町に、家主役にて、手習指南して勝間龍水とて、府内に名高き者あり。市川前の德齋三

て愚に生れ來て、因緣をしめしけるよと、夫よりして和泉屋夫婦は、深く佛道に入つて、墨染衣の姿となりしは、あぢきなき事どもなり。是藏前のおばあをば知るといへども、其仔細を知る者希なり。是によつて傳記にのするのみ。

大口八兵衛が傳

淺草御藏前札差米問屋大口八兵衛といふ馬鹿者あり。至つて奢つよく、商賣の大事を忘れて、新吉原の傾城堺町の野郎舞臺子に身をゆだね、己が職を忘れ酒宴遊興して、箱番所年行事來ても是を忘却し、書替藏日をもいつと知らぬ日を盡し居るはと、人に指をさゝるゝをも顧みぬこそ淺ましけれ。新吉原江戸町大上總屋揚卷といふ傾城を我物にして、金銀をまきちらして踊り遊びけるが、今年歌舞伎狂言に、中村座にて市川三升が、あげまき助六といふ間夫有りといふ仕組にて、昔より柏莚家の狂言なり。扨今年御藏前よりも助六の狂言と色々積物など致し、新吉原の總女郎より、三升方へ蛇の目の傘に五葉牡丹と三升の紋付いたるを、山の如く數千本送りけ

屋に掛り居たりしを、與次兵衛人知らずその妹と密通し、終に彼女懐胎したり。女房は我が妹といへども、亭主と密通を嫉妬し、心中に大きに怒りて、妹を色々打擲し、其後密に子おろし藥を呑ませける處に、其藥毒に當り、妹は死したり。腹の子七月に及ぶとかや。さて〳〵情なきことのみ多かりき。時に其女房は年頃和泉屋へ嫁し居たりしに、懐胎の事もなかりしに、妹死せし月より身籠りて、月滿ち生産せし處に、男子にて祕藏し養育するといへども、至つて愚にして、二才の暮までも、父母の貌をも知らず、增して父とも母とも呼ぶ事さらになく、傳へ聞く槃特とやらんも、斯とばかり思はれけん。是より兩親いろ〳〵神に祈り佛に誓ひて祈りけるに、三四才までも、東西をわかざりけり。然るに五才の春始めてものを言ひ出せし所、母親を見ておばあと呼びけり。是よりおばあ〳〵といふより外の事なく、爰より始めて世上にて藏前のおばあ〳〵と申し習はしけり。此事いづみや夫婦大きに悲み憂へて、さればこそ因果歴然の理にて、懐胎の妹を情けなくも殺せし故の報にて、其腹の子忽來りて妻の腹にやどり出生せしと見えたり、妹の子なれば甥なり、母といはずにおばあと申す事恐しき事ぞかし斯

武野俗談　卷之三

御藏前おばあが傳

天いかなれば諸人に勝れて愚なるを生じ給ふぞ。佛說因緣のなす所か。爰に淺草御藏前おばあとて、御城下にて萬人の知る所の不思議に愚なる者あり。享保の頃より淺草通兩國橋の邊を、毎日々々徘徊して、前髮立のさも見ぐるしき顏かたち、或は土砂にまぶれ、溝堀に入りて、どろに形を染めて、引きて通る馬の尻をのぞき、大きにはねられて、恐れ驚きなどする體、甚だ愚にして、小兒婦人を見ては、陰莖を出して一笑させてあるく體、誠に愚ともいふべき品なし。されども亂心といふにはなかるべし。此者の事を、誰れいふとなく御藏前のおばあ〳〵と呼はり、此愚の者の親、相應より能き身上の人なり。淺草新堀にてそばうんどんを商ひて、和泉屋與兵衞とて、一子にかゝる子を持ちけるこそ不幸なれ。和泉屋の女房の妹一人有つて、彼和泉

野山など築きしとは、誠に其輩獄門がなつかしき人々歟。

押上大雲寺順譽和尚の傳

本所押上村大雲寺順譽和尚といふ活僧あり。彼寺へ瀬川菊之丞を葬り、巳の九月三日に卒す。圓覺院卽譽深河是空居士と云ふ。路考が墓とて住持、大旦那の事、朝夕香花して諸侯太夫の廟所より大切にしてけるこそをかしけれ。其石塔角石なりしが、巳の九月より知るも知らぬも門前を通る貴賤男女、此寺内へ入つて圓覺院の墓所の石塔をなで廻し、泪を流して、有りし世は舞臺にて色香をかざり世の人をなびかせし歌舞の名人たりしが、今は苔むしたりと哀に思はぬものもなく、依之角石たりし石塔を、人々寄合、終に撫廻しく其角を數萬人の手にて撫で丸めし故、丸石と成つたりと唱へ出し、今は角なき丸石となしけり。是和尚の心底大きなる山師とぞ知られけり。

とは、よく〳〵文盲なる大馬鹿者の仕業なり。新高野山の麓の名も新禿の宿、神谷の里所の口利百姓を新玉屋の與次とまで名乘りけるとぞ。何としたうつけの寄合かなと、哀れ千萬なる人心なり。されば當子四月中江戸中引廻し、品川に於て獄門に行はれし今弘法といふ者あり、彼は尤も在々を今弘法と申し、信者山師等を同道して、百姓をたばかり施物金銀を掠めとり、萬一思ふ程錢を出さざる時は、信者の山伏俗ともに口を揃へて、此弘法樣は御望の事を背く時は、其邪見の人の心を譯させんがため、現罪を當へ給ふなり、往昔弘法大師御通りの節も邪見門に至り給へども、其人の心を和げんとて、百姓の女房に、鍋の中の芋を所望し給ひけるに、猶も邪見の女、是を弘法に與へざりければ、忽ち其芋をまじなひて、其百姓の一畑を石芋となし給ふとかや、爰の人々もさやうなる邪見の心にては、弘法樣の心に背き、いかやうなる事の出來せんも計り難し、御用心なされ候へと、そこ氣味わるく云ひ廻し、人の心をいやがらせて、金銀をねだりとり、ゆすり同前の事顯れて、忽ち召捕つて御公儀御吟味相濟み、今弘法と僞り、在々所々にて金銀をかたり取りし其罪顯れ、獄門に行はれしなり。眼前其事を見聞しながら、新高

今弘法と言ふ時花坊主の事

三四年以來何方よりか、風と來りて今弘法と名乘り、不屈千萬なる坊主出でけり。京都智積院より出けるといへども、其證據なし。然るに山伏のいひなす所か、加持祈禱不思議なりと申し傳へ、いにしへより弘法大師の變化なりとて、今弘法といひふらし、府内にて男女群集させて金銀をむさぼり取る事夥しかりき。其不義に替る愚夫愚婦幾萬億といふ數を知らず。此事終に公儀へ相聞えけん、御府内を追放あり、江戸の住居致させまじと被仰出、鳥井伊賀守殿より御書付を以て、一旦寺院、殊には眞言宗の觸頭たる彌勒寺へ急度被仰渡けり。然れども此頃又々密に徘徊する由なり。其まいす坊主にはかられけるにや、近頃中野の里、鳴子村の近邊に、眞言宗の除地に、彼盜賊の徒集り、新しくちひさき山を築き新高野山と名付け、三千風が拵し鳴立澤の眞似して、大たはけの僧侶、金錢を出し、弘法開基の紀州高野の寫をしつらひ、蛇柳女人堂の、御廟の、橋のと拵へ、「忘れても汲みやしつらん旅人の高野の山の玉川の水」毒水までを寫す

の店を借宅して居るなり。尤も妻を持つて有りける。妻の名はおしなと云ひ、女子一人あり、お条といふ。十ばかりの男子一人松次郎といふ、誠に願人坊主なり。談義町坊主とて此類多くあり。去るは學問等少しもなく、若此書を見て口惜しく思はば、馬文耕といふ者を尋ね來るべし、能教戒して呉れん。彼邪坊主高座の上にして、平世說く所地口秀句のみ、又は軍書のはし熊谷先陣問答等、さりとは不便なる器量なり。彼ものがいふには、日蓮は妙法蓮華經を弘む、妙といふ字は女に少しと書く、女に少しほれられ花とはいやなやつなり。前は佐治兵衛後は權兵衛とは何の事なるぞや。子持のかみ樣達何ほど乳が出ぬとて、雜司谷鬼子母神の米をかりてかゆにして參る事はいらぬものなり、鬼子母神は天竺の山姥にて候といひ、疊をたゝいて題目を申すは、あれは地獄の鹿島踊なりとの地口の惡口を、南無阿彌陀佛と答へて聞く人嬉しがり、何ぞ其心不仁不義ならんや。されば此秀天には、又日蓮宗坂本要傳寺といふに、西檀所の所化正道の說法にて、秀天が廻る先々へ要傳寺向ひて破する事となり、今專ら江戸中の人氣を寄る所なり。

をたゝき、返答するによりて、懸河の流るゝごとく鐵城申し給ふは、頓海の愚僧、日が髭をぬかんとは、きつて世話なやつ、名古屋打の切ものならば、日が髭は五百年來ぬかれねば、其方の祖師の法然、藤井元彦と俗名を付けて、還俗配流の身となれば、己が祖師の法然元彦が額を、多葉粉庖丁のやうにぬいてやれとて、同じく鸚鵡返しの談義して、毎度頓海をいひ詰し故、頓海坊に鐵城は鯨にしやちほこなりと、世上にていひけるゆゑ、頓海は大きに鐵城を恨み、増上寺にて呪咀調伏の法を行ひ、衆僧を集めて鐵城を祈りけるとなり。其邪術一旦の印有つて、鐵城は亂心して說法なりがたきを、日蓮宗萬山の所化、法華經を以て祈禱して、鐵城本心となつて、今は島根村安穩寺の住僧と成り、頓海も三緣山の一文字と成りければ、互に其爭ひをやめけり。今天台の沙門秀天といふ祈禱邪僧あり、甚其身持不義にして、あちこち談義に雇はれあるきけり。辯口能して多く人の氣を取る事上手なり。依之秀天を賴む寺は、大きに勸化物に德付きける故に、四十八夜何の回向、彼修行といふには、七日が間金子何程と直段を極め雇ひて、談義をさせる事なり。此秀天は町坊主にて、本所中の鄕荒井といふ所に、家主治兵衛といふ豆腐屋

し、散々に打擲せし我慢の荒僧なり。斯る故にや、命終る節は惡病をやみ、其からだ六疊敷一ばいになり、頭八つにさけたりとかや。是陀羅尼品の頭破作七分如何物樹枝の經文の的中たるべしと、人是を恐れけり。然るに當時彼頓海といふは、其了海を見る如く、高座にて日蓮宗を惡口し、其談義といふは、元より經文釋書はみぢんも說ず。尤も知るまじ、只地口秀句に立見衣著したる豆僧と言つべし。世の人彼にたぶらかさるゝは、いかなる惡因なる事ぞや。日蓮は船頭の家より出たり、自死の鹿の皮をはぎて衣とすと、身延抄の書に、日蓮自筆に書きたり、然れば日蓮はゑたの子なり、皮をはぎて衣とすると書いたは、皮はぎ穢多に極つたり、それにふといやつは、かく泉流布と長ふさを提げて、長點の髭題目、曼陀羅とは何の事、日蓮は今いふ船頭が子故、まんだらを書いたり、目が髭をぬいてやらう、此頓海は尾張名古屋生れの者なり、毛拔はさみのきつい物と。毎度右の通惡口誹謗、經文のごとくならば命終入二阿鼻獄一たるべし。此せつ酢にます酒鹽とて、日蓮宗中村檀所の鐵城といふ所化出て、其返答談義とて鐵城頓海の近所の日蓮宗の寺へ出でて說法をして、釋經の本文、天台の三大部妙樂の注釋、學問の底

が有るものか、既に我等などは、終に人の目に懸りし事はなし、毎日喰へども其跡かくれし上手なれば、客人も更に知られじと見えたり、先第一骨を殘すといふやうな麁末な事が有るべきか、我等などたべやう、いかやうの肴にても、骨を殘せし事なし、重ねては必ずく骨を殘らずかみくだき、あとで人目にかゝらぬやうに致すべし、在家にて精進日と云ふ事をして、肴を喰ぬ口はあると承る、寺にては其やうな急屈なる日はなし、愚智なる旦那の目に懸ればやかましき程に、以來を能くく愼み候へ、と所化共へ申し渡されけり。折角利口さうに內意を云ひし旦那も、きもを潰して歸りける。誠に活氣の僧、頓話の致し方こそをかしけれ。

頓海秀天談義に高名の事要傳寺鐵城說法上手の事

淨土宗の增上寺塔中の所化に、頓海和尙といふは、當時談義勸化に名高き者なり。往昔大阪の了海坊眞長が禁斷日蓮議論といふは、日蓮法華宗の流義を大きに破らんと、色々誹謗の言葉多し。彼了海坊は談義のせつ、高座の上へ日蓮なりとて人形を引上げ引下し、此日がくと惡口

武野俗談 巻之二

橋場總泉寺柳呑和尙頓話の事

禪宗碩學の僧、今世の知る所橋場總泉寺柳呑和尙、其手に從する所化の敎戒等、至つてよし。然るに所化ども寄合ひて、學門にうみつかれ、或時何やら生魚を調へ打喰ひ、その魚の骨を緣の下へ隱し捨て置きけるを、去る在家の者是を見附けて、旦方の内より密々彼和尙へ申しけるは、御寺の所化衆、肴をたべ申し候と相見え、其骨どもを緣の下へ隱し候を、見附られ給ふよし、其沙汰甚不宜候間、急度御糺明なされ候て、所化衆を御呵り然るべくと、にがにがしく申しければ、和尙聞召し、扨々憎き所化どもが振廻かな、急度可二申付一候、只今其元樣の前へ、坊主どもを呼出し、呵り申すべく候とて、則ち有合所化を殘らず呼つけて、いかに汝等は以て外のふるまひ、生肴を喰ひながら、何ぞ旦那の目に懸るやうにして喰ふといふやうなる不調法の働

大きに感じ、笑はせ給ひ、是は能くあたりたり、いかにも何の役にたゝぬ取るに足らざる馬鹿者の名を書きて、入れ置きたり、是見られよ、と箱を明けて見せ給へば、紙に平澤左内と書いて入れ給ふ。是は左内が一生の占ひの大當り、うぬが事を占ひたる、誠に無益の役にたゝず、取るに足らざる輩といふべしと、心ある人々は是を一笑しけり。

して、變宅疑ひなし。爰を以て知るべし、其人となり宜き事をみぢんも知らず、却て人を入と思はぬゆゑ、人々是を惡みて、或時は半可の輩も來て問答するに、悉く打負け、あたり隣へ外聞わるく、居たまられずして迯廻りけり。江戸中に四五個所會所を拵へ置き、一六は木挽町五丁目本屋與八方、二七はさや丁の不動院方、三八は淺草山本宮内隣などと人の家をかりて、門弟と稱して何も知らぬ鐵火打見るやうなる下郎をあつめ、算木著木取散して素人を驚かして、金銀をむさぼる媒とはしけり。表の障子入口に、知る人の外に、以前仰込れなき方不意に御出なされ候うては對面致さず候とは、あんまりよわき迯言葉を書いて、若學者來り難問せん事を恐れての事なり。軍書講師神田杏林といふ者、白銀町へ推參して論談せしに、大きに左内いひこめられ、赤面しての後、右の通張札を出して、人をこはがりけるとなり。或時去る歷々衆の方へ招かれ、其方左内に尋ね給ふは、この箱の内へ入れたる物あり占ひ給へと有りければ、左内占つて申しけるは、此箱の内に有るもの正しく生類にて候、されども何の役に立つものにてなし、生類にても國土のつひえ取に足らざるものなりと、仔細らしく述けり。其御方

附に合せて呼入れ、脈を伺ふに、何を見るやらはかり難く、此だんも彼雜長持に能く記せり。扨篠崎はいかやうなる病人にも、紅花散の一方のみなり。此外をもる事なし。全く加減も何もなく、紅花散をもりしに、餘人の盛る紅花散とどこか違ひしか、誠に富貴に成るべき時節到來にや、扨利たは、奇妙ぢやと、萬人集つて今に年をかさねて、時行る事止ず。段々繁昌に付いて、少々外聞を思ひけるにや、少し紅花散へ、加減を致されけるは、此頃の事なり。盲千人の時に逢ふこそ、其身の幸ひなり。

平澤左内が事

爰に平澤左内（醫員と號）といふト者有り、其以前は柳原和泉橋向新道通りに、かすかにして辻などへ出でて手の筋を見、かた〴〵細きけぶりを立てたるは、享保元文の頃なり。不圖はやり出して、今占の一流、平澤とは片腹いたきいやな奴なり。扨々文盲千萬の匹夫、店替する事一ケ月に二三度づつなり。白銀町も居たまられず、龜井町をも追立られ、此頃兩國米澤町なり。久からず

のやうなる竹を以てさす事なり。是を七國將棊と名付け侍るとかや。大納言樣殊の外御好きにて被遊し。田安右衛門督樣最初に是を學び給ひ、田安にては御書院番戸田內藏介妹おくらどのと申す女中上手に差習ひ、此女中に續く者は、江戸にて一人もなし。されば西丸家治公にも、田安へ被仰遣候て、右のおくらどのを御かりなされ候て、此女中に七國將棊御稽古なされ候由。人其性に寄つて上手に成る事妙なり。

篠崎三哲の事

日本橋篠崎三哲といふは、小兒の名醫なりと、世こぞつて是を稱するなり。近年出板の雜長持といふ續本によそながら書き顯せり、入山形に片假名のタの字印は下手の看板かと書いて。釣好にて伯耆みよ釜そこくらまで度々出らるゝよし。第一醫師に似合ぬ大朝寢にて、早朝より子供を呼集め、晝下りまで腰懸けに寒風暑氣の差別なく是を待せ、大概の達者なるものも此腰かけにて屈して、能い加減の病人と成るべし。それより洗湯に入り、朝飯を晝時分に喰ひ、其後番

奇妙不思議の上手なり。爰に又江戸に居して圍碁の名人といふは、芝増上寺の塔中の所化快全といふ若僧あり、是今の世の碁の妙を得たり。いまだ年若ければ、此上後年は、日本にて此僧の上に立つ碁はあるべからずといふ。不思議の上手も出來るものぞかし。

中將棊の事

今江戸中にて、中將棊の上手にて其名高く、御旗本衆竝福祐の町人、皆々其門弟と成て、會合す。其先生といふは西丸御書院番衆にて、大津又右衛門といふ人なり。濱町に住居、尤も六十ばかりの老人たり。其生れ付ちと愚なり。されども中將棊は上手の名取りなり。

七國將棊の事

秦の七國將棊とて、近年朝鮮國より將軍家へけんじ奉り、秦の七勇將の取合せの駒組にして、其盤の大さ三間四方なり、駒數夥し、是をさすに七人してさすなり。將床に腰をかけて、杖

淨林釜の極め所は當時北八丁堀北島に罷り在る大西國貞といふ者なり。藤四郎燒は淺草聖天町高原藤四郎といふ者、茶碗水さしを燒くなり。瀬戸物は數寄屋町岸の瀬戸介燒なり。

天神新助名灸の事

茅場町に住居する天神新助といふ者あり。名灸の灸治を覺えて諸人に施し、するさするに、いかやうなる難病にても治せずといふ事なしと言傳へたり。毎年六月廿日の日一日ばかり名灸の點を施行しけるとなり。

快全圍碁の事

當時圍碁の名人は、遠國波濤を越えて、爰へ遊行する内にては、備中國より源五郎といふ者來る。此男五十年以來の名人なり。年毎に江府へ出でて能く人の知る所なり。彼源五郎が甥なりとて、前髪立の小悴三松といふを、一兩年以來連れ來る。是又碁打の精來ともいひつべし。

術を悉く稱し給ふ事有て、其辭を以て彼が家の面目とす。又鳥羽屋三右衞門は、唄三絃曲彈の名人なり。有馬玄蕃頭より東武緣太夫といふ名を買ひ、今其通に名乘る。是又彼が家の本意とするとなり。

匾匠木履の事

新和泉町匾匠平四郎といふ、木履の名人なりといひ傳へたり。樫の木齒の足駄のあらん限ぬけるといふ事なし。印に菱を打つなり。へうたんの印も打つなり。其履心よし。此平四郎匾匠にてはなし。此前の平四郎も尤も匾匠にてはなし。凡そ下り坂を足駄にてあるく事甚難澁なるに、渠が木履ははき心能くして、下り坂の難儀もなし。誠にけほうの下り坂ば、自由なるものなりといふ、たとへの諺を取りて、渠が木履の異名を匾匠と名付けるとかや。

淨林釜藤四郎燒の事

淨瑠璃語になりて、綿武々々と人に呼ばれ、今は綿太夫とて、名題ものと成る。此綿庄は、繪の名人と成りけり。誠に名高き事とはなれり。

藤植撿校鼓弓名人の事

當時江戸麹町七丁目に住す藤植撿校は鼓弓の名人なり。竝々の鼓弓と違ひ、四筋の絲を懸けて、是を彈きならすに、其音色格別にてよし。梁の塵を飛し、魚鼈又は人禽獸の心を一に寄ると言傳へたり。此藤植は、堀田相州の殊の外氣に入りにて、不斷腰元に候ず。依レ之人々藤植に付きて堀田へ取入る祕計を廻らしけるとなり。

山彦鳥羽屋三絃の事

山彦源四郎は江戸節三絃の元祖にて、尤も名人なり。山彦といふは、三味線の名にて、源四郎は十寸見と名乘るよし、彼が家に山彦と名付し三絃ありしゆゑ苗字とす。松平出羽守、彼が

武野俗談

馬文耕錄

巻之一

名畫九霞之事

當時江戸のみにあらず、三ヶ津にて繪師の名人といふは、池の秋平、畫の名は九霞と申す者なり。元京都出生なり。丹波屋の鯉長は彼の弟子なり。天王寺屋の慶子は英一蜂が弟子なり。此池の九霞は畫工に妙を得て、五本の指を以て畫くよし。戊辰の十月江戸へ來れり。諸侯太夫の御歴々方聞及ばれて、大名の御座敷へ罷り出でて、あなた此方にて席畫仕る。未だ三十四五歳なり。知れる人にきけば京都にて綿屋のよし、子供の時より、商賣に一切不構、綿屋庄兵衛と申せし者の由。大阪にも綿屋武兵衛といふは、義太夫節好きにて、綿商賣にかまはず、終に

自序

八方有德の君と謳ひ、四海化を樂み、とざしを忘れし御代の始より、萬治天和の事までの荒增こそ、獨燈下に武藏野の廣き物語を記せしは、御書所の木邑先醒の武野燭談、我は今日此頃の笑可男面白女の事、硯をめてにして、あらましを記して武野俗談と號けけらし。

丙子孟夏

武州記錄者

馬 文 耕

窓のすさみ追加 終

ども、先に妻の心をつくし、こたび身を賣りて、夫をしたてたる事ども語り出でて、又妻とし
たらばよかりなんと云ふに、父も其誠なる志を感じて許ければ、青樓に通じて、其よしを云
ひ、再び請出すべき代などの事談じけるに、主人云ひけるは、此の子は始より人柄殊にすぐれ
て、外の者の作法を正しくする爲に、前にも惜みながら進らせ候、此たび參りても取扱よく、
おのづから家も繁昌して悅びしゆゑ、緣につけ遣し申すべしと存じ候ところなれば、代金など
の沙汰はなく候とて、さまぐ\に餞けして越しけるとぞ。女の嫉妬なるは古今の情なるに、身
を捨てて夫を立てんとしたる心、誠に淺からずこそ。

泊ある事かへすぐ悲しく、夜の目もあはず居申すなり、此まゝにては、頓て路頭に立ち申すべしと存じ候ところに、いまだ天道に捨てられずして、かやうの事出來たる上は、ためらひなく其方へ御こし有りてたび候へ、妾が事は少しも御心に懸けられまじ、存ずる旨候へば、倒れ死ぬるやうにも候まじ、此ところを去れば、後に悔いてもかひ有るまじ、かへすがへすこの謀とゝのふやうに、といさめけるが、其夜ひそかに逃れ出でて、本の青樓に行きて、此由を云ひ、もとの如く身を賣り、その趣を文に認め、その價を旅裝の料に越しければ、此上はとて、丹波へ往きて養はれ、一年餘りも居けり。明の年に及びて、婚禮もすべきになりぬればゞ、さすが心よからざりしにや、且つは養母のかだましく、安からぬよしにて、暇乞ひて浪花に歸りぬ。人柄もいやしからず、常の行跡もそゞろならざるよしにて、皆人惜みあへりしとぞ。かくて舊友どもうちよりて、父に請ひけるは、若氣にてそゞろなる事有るべけれども、もとの人柄は忠實にあれば、許し給へよと云ひけるに、元より外に子はなし、戀しく思ふをりからなれば、此度はやすくうけて呼び返し、殊に喜びあへりければ、をりをえて、友人

茂卿、是を著よしとて、常に用ひられしが、或時之をこひて、

給はりし芭蕉は破れうせにけり今より後は何をかは著ん

時量卿、一反贈りつかはすとて、

いはれざる心ばせをば見せおきて破るゝたびの音信ぞうき

○浪花の富人の子に、小四郎とて若者有り、娼妓と相馴れ、終に買ひ得て、隱れたる所におきて行き通ひ妻としけり。父これを聞きて、大いに怒り、かゝる事なす者、行末料りがたしとて、追ひ出しければ、傍へなる小家を借りて、夫婦ありけるが、賤しきわざは馴れざれば、しばしの中に衰へて、朝夕の烟も絶え〴〵になり行きければ、親しき友どち哀れがりて、勞りけれど、それも限りなければ、力に及びがたく、如何はせんといふうちに、一人の云ふ、かくては復た潰に及びなん、此ころ丹波の笹山なる富家に、女一人持ちたるが、養嗣を望む者有り、此方へ往きてんやと勸むるに、小四郎は、我身を立てんとて妻を流浪させん事本意にあらず、思ひよらずと云ふ。その妻、物陰にて是を聞き、立ち出でて云ふやう、此日頃、妾故夫の漂

御家中上下に分散して遣し候と云ふ。それは誠によかり、さて汝は何を取りえたると問はれしに、いや某は何も取り申さず、と答へしに、無調法なる事哉と咲ひて、取りあへもせられざりしとぞ。禪學を好れし故、かく無心なりしにやと、ある人の語りし。

○寶永年中、京の火災に、内裏炎上して、卿相の家、過半燒け、中院の宅も燒けしが、文庫に火入りて、書籍悉く燒けけり。前内府、終に言ひ出されたる事も無りけり。或時、代々重寶有りし古今集の事語り出でられし序、燒け失せて惜しき事なり、と有りしを聞きしばかりなりと、毎に立ち入る人の語りしとぞ。此日、淸水谷實業卿、實種卿に向ひて、

　風早ときくもうるさき今日の日に

と有りしかば、實種卿、とりあへず、

　淸水谷とて燒けもとまらず

優にやさしかりける事にこそ。

○平松中納言は、薩摩の縁家にて、毎年芭蕉布をえられて、中院家へわかち贈られける。通

ひらき、机一脚、硯石、三本入の扇子箱に筆有り。其間へは、年月經て、人の入る事なし。故に坐せらるゝ跡付きて、其外は塵埃滿ち〳〵たり。公宴とて、參内院參などの時も、かの扇箱に硯を入れ、手に下げ、乘輿にいれ、會席へ持參ありけり。此卿江戸に召されて三年在府し、頃日まで有りし高倉屋敷に滯留ありしとぞ。かくて歸り上るべき由聞えけるに、兼ねて座敷の前に倉有りしを、留守せる雜掌云ふやう、君久しく江戸におはして、廣き所に馴れ給ひしに、歸り給ひて、此庫藏目前近くて、うるさく思し召されんとて、毀ち取りてけり。此藏は、數十年來、諸家より贈られる寶物をつめ置きたるなり。其寶をば書院にならべ置き、詳に書き記し、さて家中わかち取るべしとて、悉く遣しけるが、己は一種もとらざりけり。かくて光廣卿、歸京有りて、四五日經ぬれど、不審有ることも無りしかば、雜掌云ふやうは、御庭の模樣の替りは致さずやと申す時、いかさま廣くなりたる樣なりと思へば、藏の有りつるが如何したるぞ、と有りければ、されば江戸にて、廣々としたる所に御住居して、さぞ鬱々しく思し召すべきと存じ、近頃拂ひ捨てたるに候と云ふ。然らば内に有りたる物どもは、如何したるぞ、と有りしかば、

常談になりぬ。されば商利二倍君子言レ之と欲する歟の訾も有りつるにや。

○厩橋少將忠清朝臣、執政の時、營中にて、春の末にや有りけん、俄に同列の方々休所に下りて、下著を脱ぎて出席ありしに、汗ばみぬれば、その下著を欄干にかけて乾しける。朝臣の小袖の裏、背のあたり繼ぎたてたるのを、廣げ置きければ、宿所にて、其事を司る老女に、殿中出仕の下著は、繼ぎたる裏は用ふべからず、と有りしに、老女云ふ、時に移りて、さの如く仰有るとも、我等が一生は、なり申さず候と答へしとぞ。其頃はやゝ華美になれるといへども、今の世に有るべき事とは見えず、誠に尊き風俗にや。余が幼年の頃までは、皆人、夏は生平の帷子に、うるし紋などつけ、高宮の袴に、津戻子を著來るに、又うるし紋附、冬は下著と言ふ物、別に調じて著る者はめづらしく、夏は綿ぬき、小袖を袷にし、冬は又綿入などして著ぬるを、まのあたり見たりしが、元祿の半過ぎより、頻りに衣服美麗になりしを覺えし。それも今みれば、猶遺風の有りけるぞかし。

○烏丸光廣卿は、常に居る一間、十疊ばかり敷きて、書物を悉く引きひろげ、四枚の襖を二枚

○御旗本の士、十二月の末に、一萬石領せらるゝ列侯の許へ云ひやられしは、正月の設に熨斗目小袖借用申し度し、と有りしかば、その答に、我等も一つならでは持ち候はず、掃部頭殿にて、借りて進すべしとて、其よし通ぜられければ、こなたにも著替はなし、但し、子持筋なるを持ちたる間、是にてもよくば用ひられよとて貸されければ、それを著て、晴の公務を濟しけり。すべて寛文明暦の頃までは、國初の遺風有りて、上下質素なる事ども言ひ傳ふるが、是にて見れば、誠にさ有りけるにや。

○篠山の故先君、鷹野などに用ひらるゝ水口の煙管、赤塗の革袋に入れて持せらるゝに、此器の出來たるを知りたる者無かりしと、其時の古き者ども申せしとかや。晴著の小袖、黑羽二重にて調じ、只二つ有り、宿所にて、絹紬の外用ひられず。されば上下など給はりし者、一兩人が一度ほどづつ有りしのみなり。さ有りて、君主は大樣にして卑しき事は露も知らず、平士までも、金銀利用の物語する人をば、商家の徒よとて、爪はじきしけるとか。余が幼き頃までも其遺風有りて、吝嗇の士の、ともすれば損得の物語するを、袖を引きて笑ひしが、今は

守の一通到來して、事故なく城を渡しける。其前、彼士の許へ、大膳亮より使者を遣し、前知は知らざれども、一倍の祿を與ふべし、我方へ來れと有りしかば、仰辱く候、但前日の御氣色、骨髓に徹し、忘れ難く候、尼ケ崎を悉く給はるとも、御家へ參るべき志はなく候と答へけるとぞ。

○佐倉少將利勝朝臣、大老たりし時、或國君、執政たちに請はれけるは、近日茶をすゝめたく候、御出で下さるべく候や、と申されしかば、朝臣を始め、各一同に、是は興ある事に候、某の日皆參るべしと約束有りけり。退出の時、利勝朝臣諸老に向ひて、尤もしたゝめ候て參るべし、と議定有りける。當日に及びて、老臣達うち連れて行かれければ、主人門内に迎へて、辱きよしを述べ、書院に請じ、やがて數寄屋に入られけるに、小さき重箱に、かいもちひ五つ入れ蓋の上に楊枝をそへて出されけり。さて有りて、主人、茶をたてゝすゝめて事すみぬ。四方山の物語に時移り、厚く禮謝して歸られけり。つれ〴〵草に、最明寺入道の、足利左馬入道の許へ立ち寄られたるに、亭主の質素なるを書ける、いとも尊く覺えしが、此ころの風俗、古に異らざる、今の諸君眞にしなんや。

○京極丹後守高國、父安智の訟にて、領知宮津城を召し上げられけるに、丹後守、江戸にて配流せられければ、留守しける落合主税助云ひけるは、城を預り居申す身は、公命なればとて、容易に渡しては、主君への分たゝず、丹後守より渡し候へと、一通來りなば異儀に及ぶまじ、さなくては承引仕るまじ、この事を上使へ願ふとも叶はずば、一支へさゝへて後、城を枕にして自殺しぬべき由、一同に士連判を以て約束して、其由使者を以て江戸へ申し趣しけるに、上使青山大膳亮、上らるゝとて、赤坂の驛にて逢ひし程に、その旨申し上げけるに、大膳亮大に怒り、公命を以て召し上げらるゝに、何の違背か有るべき、上使到著して、異議に及びなば蹈みつぶしなん、但し一味同心に挨拶申す所、江戸へも注進すべし、其趣、只今我前にて調へ差し出すべしと有りし時、使者申すは、麁筆にして、中々旨趣を書き述べ難く候、右筆に申付けられ給ふべしと云ふに、さやうの事叶ひ難し、只目前にて認め候へ、と責られければ、さらばとて書きて出しけるに、形の如く能書なりけり。調へ終りて、判をするよと有りければ、判を書きて、手振ひたるさまして、うち消して懐に入れ、さて本の如く認めてさし出しけり。其後丹後

○享保年中、東叡山にて法會行はれ、終の日、諸國君香奠を獻ずるに、尼ヶ崎の遠江守忠喬の使者、志方茂右衛門と云ふ者、例のごとく諸大夫の上に坐列しけるを、御目附出でて、家祿の列に並び候へ、と有りしかど、きかざるふりして、元の如く居たりしかば、御徒目附云ふ、御指圖の上は、下られ候へと有るに、古來、五位の御方は、大祿の御方にても、其上に坐列候先格に候、此度より先例を變じ申す事致し難し、と云ひければ、その由を御目附の方へ達しけるに、最初より下につかれ候へと指揮し置き候を、違背申さるゝ事無禮なり、と散々に云はれし程に、力なく下につきて、獻じて歸りて、國君に告げければ、御目附の指揮をもどきし間、少時引籠り居よと有りて、さて執政笠間侍從正岑朝臣の許にゆきて、上野にての樣を申し、向後例を變じ候はるゝ御事にや、と申されければ、執政聞きて、御代々の御作法、變じ申すべき樣や有らん、本のごとく心得られ候へ、使者の致しかた、前後調ひ尤もなり、有司へ、向後の事、屹度可申聞とて、卒爾のあやまちを咎められけるとぞ。茂右衛門は、よくぞ申したるとて、祿を增して賞せられけり。使者たる者は、心得有るべき事にぞ。

の朝、御用對面の間へ、其服を著し出でつゝ、昨日關東より下し給はりし衣服に候と、諸有司へ色代有りけり。その明の日、大坂城代内藤君より、使者來りて、昨日關東より給ひし時服、例より數多く候、是は御方へ違へと取りたるにこそ、卽ち贈り參らすとの事なり。頓て答へられしは、さやうの事もや候はん、某が心づかず、其儘調じて著して候、然る上は、取り替へがたく候、其儘御拜領して然るべしとて、返し遣されける。跡にて、初よりかく有るべしと思ひし故、急ぎ調じて服せしなり、これは江戸にて、指札の違ひたるなり、此賜物を違ひたるとて、取りかはしぬれば、必ず江戸に聞えて沙汰に及ぶべし、さある時は、是にかゝりたる諸役人、多く咎めらるゝなれば、安からざる事なり、と有りしとぞ。

○いつの頃にや、正月殿中にて、太刀進上の使者、大廣間に伺候申して、目錄を捧げ出ししが、如何したりけん、烏帽子落ちけり。使者少しも騷がず、太刀を下に置き、烏帽子をいとも靜に著し、又目錄を捧げて、進みて奏者の君に渡しまゐらせて退きけり。執政の人々是を見て、感じあはれけるが、後に其主君に、その沙汰有りて賞美有しかば、加恩有りしとぞ。

りがたきにこそ。

○小田原侍従忠朝朝臣、執政たりし頃、或國君の使者、國許よりの封書を達し置きて歸りしに頓て參るべき由下知有りければ、急ぎ出でけるに、一間に呼びて、朝臣みづからさきの書を出し、封を開きつゝ、是見られよとて見せられしに、書損じたる反古を、かたの如く封じたるなり。使者驚き入りて、とかくの詞も無りける。朝臣曰く、取り違へてかゝる事も有るまじき事ならず、此儀沙汰有りては、その役の者の爲、重き事なり、何方にも判紙と云ふ物有る物なり、書き改めて誰がしが方までこさるべし、あなかしこ、歸りても此事深く隱し申されよとて、返し給ひければ、感歎に堪へず、書き改めて出しぬ。かくて有るべきにもあらざれば、其君の出府のをり、ひそかに告げければ、重ねて伺候ありし折、ひそかに此事を云ひ出でんとせられけるに、朝臣は、いなとよ、そこに御聞き有ることには無く候、とばかり答られけり。

○篠山侍従、京の司たりしころ、夏ごとに關東より、時服十づつ給はりけり。ある時、例のごと如く來りしかば、ひらき見給へば、七つ有りけり。その時、今夜中、一つ仕立てよとて、翌日

誠に餘儀なき體なりければ、中山氏大いに感じて申されけるは、八左衛門の舊惡発すべき者にあらず、然れども、只今義を立て、堅く守る所すぐれたる上は、以來惡事有るべきとも思はれず、向後を愼めとて、二人ともに免し歸されける。匹夫といへども、羞惡の心ある事思ひ知られぬ。

○德菴と云ふ醫師、その子の庄兵衛と云ふ者に鼓を習せしが、鼓の皮を賣り來るを見せにつかはすとて、

　ちょつちつちと見て給へ此鼓音はいか程かしやう兵衛どの

返し、

　とたんたむたむとはせまい此鼓ちょつちとなら買つてとく菴

○加賀少將光高朝臣、早世有り、子息犬千代、三四歳ばかりにて繼がれけり。母夫人は、猷廟の御養君にて、淸泰院殿と申しけり。服終りて後、乳母など、今は外へも出させ給はず、御氣も鬱し候はんまゝ、物見の窓を御覽有れかし、と勸めければ、寡婦はかきこもりゐる事常なり、但し犬千代君、五歳をもこえ給はゞ、窓をも見んと答へ給しとかや。後の世には、かゝる類有

しとて、先づあがり屋へ入れおかれけり。さある中に、御代かはりつゝ、其制禁やみし程に二人共に免されてけり。彌太夫はいよ〳〵釣を垂れありくに、一人はさきに釣せざるよし陳じたる上は、變ずべきやうなしとて、一生釣竿を手にとらざりけり。二人ともに、柔弱ならざる人にこそ。

○元祿の初、中山勘解由、盜賊幷に遊俠のはびこりたるを制して、暴徒悉く靜りたるを、予が幼年の頃覺えし。其頃向溝八左衛門と云ふ俠客有りて、其黨多かりければ、搜し求められけるに、同名の者有りて捕へられけるに、疑しくて、暫し禁獄して、實否を糺さんと待たれける所に、彼俠客八左衛門、始は影を隱しけるが、此由を聞きて、我故に科なき者を刑せられんやうなしとて、自ら訟へ出でて、某こそ御尋の向溝にて候へ、さきに同名の者有りて捕へられしと承り候て、忍びがたく罷り出で候、急ぎ彼者を免し給ひ候へ、と申す候程に、前に囚へ置き候八左衛門を呼び出し、問はれけるに、我等こそ、御尋の者に候なり、只今までは、何とぞ申し逃れんと陳じ候へども、かの者を罪におとしては本意ならず候、いよ〳〵我等を刑せられ候へと申して、

同僚にいふ樣、そこにはいかゞ答へん、と有りしかば、某はあくまでも釣をせざるよし陳ずべし、と云ふ。彌太夫は始より釣したる由申すべし、と云ひ合ひて、各出でたるに、彌太夫申すは、御制禁とは存じながら、若年より好きたる事にて、老後やみがたく、公務の間は、是ばかりに懸り、樂み暮し候と申しけるに、此御制禁の世に、釣針などは何くより求め出せしぞ、と問はれければ、某は若年より此事に熟し、釣針など人の製したるは心に叶はず候故、初めより手自ら磨きて、世にも愛久津流と申して、某のを手本に致す事故、求めたる事はこれなく候、と答へけり。一人申す樣、某は釣好み申さず候て、其事にたづさはらず候、人の申すは虚言に候、と强ひてあらがひければ、然らば證據を見すべしとて、人の許へ手づから釣り得たる魚を贈るとある書狀を見ぜられければ、あざ笑ひて、いかにも某が筆に候、各の御方より贈物有るにも、たゞにて珍しからがる故、或は釣りえたる魚といひ、又は到來したると云ふ野菜は、手作など云ひて、風趣にいたす事、世のつねに候、某も魚店より調へたると申しては、何のふしもなく候故、釣りえたる由申し遣したりしと、さはやかに云ひければ、追つて尋ぬべ

んや、承るべしと仰せられければ、定めて畏まり申すにて有るべし、と申し上げて退出し、御歌披露申して候へば、御感の上、永き逗留退屈たらん、今は歸京候へとの御事に候、と有りければ、辱きむね御請ありし時、古今の傳授有りて御歸り候へとの仰なり、と申されければ、それはかたく成り申さゞる義に、たとへ其咎にて、永く在府申すとも力なし、道の事は大切なり、と申しきられしかば、南光坊、さもこそ有るべく存じ候へども、先づ上意の通りを申したり、此上は申し上げやう有るべしとて、登城し、上意の旨申し聞え候へば、忝なき旨拜謝いたし候と有りし時、古今傳授は如何と御尋ね有り。されば其事申し聞え候へば、傳授申し上ぐべしと申し候、去りながら御やめ有りて然るべく候、その故は、永き潔齋、旁種々の身持むづかしき事ども多くこれあり候、何の益なき事に候間、御やめ有りて然るべく候はんと、申し上げられしかば、然らば、止ぬべしと仰せられける。僧正の滑稽よく當りぬるよといひ傳へぬ。

○寶永の末にや、殺生制禁の頃、御歩行組頭愛久津彌太夫といふ者、同僚の何某とうち連れて釣を好み、常の事にして樂びしが、きこえて召し出でて推問有りけり。その出づる時、彌太夫

に、又の日、其主來りけるに、其由を語りて、力なき事ながら、そこの寶を失ひし事、返す〲心苦しと言ひあへりければ、少しも苦しからぬ事なり、たゞ某が持ちたると、內府の聞し召されん事恐しく候に、それと知られ申さぬこそ、寶を得たる心地にこそと云ひしとぞ。その子前右府大納言なりし時、關東下向有り、少將は吉保朝臣にて饗應あり。見物の爲とて、あやつり芝居を催されける。晝夜坐して見やりもせず、扇子を支へて睡られける。相伴の人、御嫌ひにやと問ひければ、公家は斯樣の類は見ざる者にこそ、と答有りしかば、急に別席に請じて、饗應有りけるとぞ。

○寬永の頃にや、祖父前內府公（通村）、關東の御不審にて下向し、南光坊に蟄居し、三年おはせしが、秋月を見て、

行くかたに身をばさそはで夜な〱の袖の露とふ武藏野の月

と詠ぜられしを、僧正感吟して、登城の時、此歌の事を申し上げられしに、御感有りて、三年在府の旅情餘儀なき事なり、もはや歸京すべしと申し聞けよ、と上意有り、その後、古今傳授しな

ては、甚だ無禮なる事、且は御爲に災の本に候、何事も大殿の仰に随ひ給ふ義大切に候、されば、某大殿に伺ひ候へば、苦しかるまじと御許有りし故、初の程には有るまじく候へども、かはりを奉り候とて、參らせしかば、家督君も感涙袖をひたし、詞なくしてゐ給ひしとかや。

○青蓮院の宮にや、慥ならず、幼き宮方に、中院前内府御後見なりしか、常に碁、雙六を制せられけり。或時參られしに、將棊盤の有りしを見て、家司坊官を招かれ、かねて申せしに、何とて斯樣の物を置きけるぞ、はしたなきわざは、もとより惡しけれど、たとへ有りても、御年もゆきぬれば、御心付有りて止む事有る者なり、是等の類は、さして惡事に非るが故、その事に馴れ、空しく月日を過し、學問御修行の御志すさむ者なれば、第一の惡しき物にこそ有れとて、忽ち退けられけり。公の言、誠に確言にこそ有れ。又ある時、宮人出入する者、尺八の名管を御覽に入れんとて持ち來り、折紙など有りて高上なる器なりとて、御前の人々もてなやみける所へ、前内府おはして、是は誰がわざぞ、かやうの物御目にかくるやうやあるとて、柱にうち當てて碎かれけり。近侍の輩、かの主の大切の道具をかくなしていかゞ云ふらんと案じゐける

平の世に在りては、諫めて死する事を忘るべからずと有りしとぞ。

○篠山の大安公、高槻にゐ申せし時、父公鷹を好みて、數多養はれしが、家督の君も、蒼鷹を養ひたきよし望有りけれども、其世の質素なるか、父君許し給はず、年月經けるが、兎角堪へがたく、方料も有ることなれば、忍びて一居求めえられけるに、伴善左衛門と云ふ老臣、一朝、鷹ども見ありきて來り、此蒼鷹はいつより有るぞ、と問ひければ、鷹師ども、二三日此かたの事にと云ふに、大殿の許しなき物を飼れんやとて、小刀を拔きて、攣を切りて放しけり。其跡へ家督の君來り給ひて、こは如何にと驚き給へば、しかぐ〱の由を、鷹師ども申すに、興さめて立ち歸り、かき籠りて居給ふ。善左衛門は、其日卽ち君侯に申す樣、若殿にも年たけ給ひて鷹好み給ふに、大鷹御ゆるしなきは、いかゞに候、さやうにては、おのづから御父子の中も和しがたく候、是非御許し候へ、と申しければ、さほどに好きの事ならば、飼ひても然るべし、と有りけり。そこにて善左衛門、逸物の蒼鷹又なきを買ひよせて、家督の前にすゑ出して、さきに御祕藏の鷹を放し候て、さぞ御にくしみ有るべし、大殿の御許なきに、さやうなる事有り

に、求めしかば、東の京にかくれ居られける。頓て召し出して、仰に云ふ、汝來りしな、もし來らずはよかりなんやと有りて、前の事を命ぜられてけり。太平の世といへども、千里の朝覲、戰場と同じ心にて、後の咎を顧る心は露もなく、忍びて登られけるに、必ずかく有らん事を、かねて察しおはします明智の遠き、後の世に有り難かるべし。その志のわりなく、且つ君臣水魚のたとへ、思ひ出でられぬ。

○紀伊の先公は、智勇拔群なりし上、諫を納るゝ事、江海の如くなりしとぞ。年盛におはせし時にや、刀をためしみむとて、刑戮の有りし時出で給ひて、手づから生袈裟を試み給ふに、いとも快く切れしかば、喜悅ましく〳〵、那波道圓御側に在りしに、何といさぎよからずや、かゝる劒も切る人も、漢土に有るべしや、と有りし時、道圓、劒は干將莫邪など此の如くなるべし、人は桀紂卽ち其人なり、と申ししかば、御氣色あしく、其儘歸り入り給ひしが、其夕使を給はりて、今日の事誤なる由を思ひ知りたりと有りて、其後は事無りけり。君臣皆誠に忠信なりしとぞ覺ゆる。道圓子に對して、常に誡めしは、亂世には、臣は君の爲に死すること有り、太

司る大島傳八と云ふ士に、如何して斯樣には有ると、屬々糺問有りけれども、損ずべき樣はなく候へども、かゝる上は、力なくこそ、あや有る事は覺なし、と幾度も同じ答なりけり。實は近侍の方に仔細有る事にて、その由を申し達しなば、申拔き立つ事なれば、何とて申さぬとて、皆々密に云ひ聞せけれども、それは沙汰のみにて、直に見たる事にもあらず、見屆もせざる事を證として、身の申拔きして、重き人々を罪に陷しなむは本意ならずとて、猶知らざるよし申しければ、暫し禁獄せられて、屢々問ひけれども、始終同じ詞にて、少しも變ぜざりしかば、終に免されて、本の役を命ぜられ、程なく祿を增し給はりて、職も進み榮えけるとぞ。

○猷廟の御時、但馬守數直朝臣、まだ少身にて近仕せられけるが、事有りて逼塞にて在りける。其頃、上洛ましく〳〵ける。數直忍びて御跡より登られける。親屬、臣僕、屢々とゞめけれども聽きいれず、偸に京に著きて、傍なる所に、忍びて居られける。ある時、それ〴〵の事、數直に申し付けよ、と仰有りける程に、皆々驚きて、數直は逼塞仰付られ、江戶に居申し候、如何と申し上げられければ、君聞召して、先づ尋ねて見よ、居ざる事は有るまじ、と仰有りける程

○萩原源兵衛と云ふ官府の士、奴僕罪ある由にて、刺し殺しけり。その奴の兄なる男ありけり。いかに主なればとて、弟をあへなく殺されたる、その怨むくうべしとて、其家の奴となりけり。萩原早く見知りけるが、さらぬ體にて、槍を持たする奴と定めて、出入に供しつゝ、五年を經しが、終にあやしき事も無りけり。さて有りて、かの奴、此春は暇給ふべし、と云ふに、萩原云ふやう、年久しくつかひて、常に怠らず勤めぬれば、猶もあれかしと思ふに、何とてさは云ふぞ、直に聞ゆべしとて呼びければ、刀を脱し、身を改めて出でつゝ云ふやう、されば弟を殺され申しつる故、怨み申すべき心得にて、五年以來仕へ候が、主君の威光、さすが思ひよるべきよすがなく、且は殊更に憐み給はり、かたぐ\恨み申さん心うせはて候、此上は世を捨てゝ法師とならんと存じ候とて、卽ち髪を切り、涙を流して申しければ、奇特なる心入なり、とくより汝が心を知りぬるぞかし、その申す所も聞き届けぬ、さらば衣にても調ぜよとて、金を與へて遣しけるとぞ。

○元文の頃にや、殿中の近臣、酒を給はりてたうべし時、その酒、損じて悪しかりけり。是を

に先あり、食事して出でたるは、初太刀必ずあたるべし、深手など負ひぬれば、食氣なくては元氣續きがたく、手前を丈夫にする爲に、食を多くしたゝめぬる由、語りけるとぞ。

○館林より御供したる何某と云ふ者、小石川三百坂のあたりに住みけるが、よき鶉をもてり。播磨守賴明侍從、此音を常々聞かれつゝ、殿中にて、常に出入する小吏に語られけるは、いつもそこ〳〵を通るごとに、殊に勝れたる鶉の音するはと有りしが、それは某と申す者の宅にて候、さほど御心に叶ひて候はゞ、申し聞かせて進上すべし、と申しければ、大いに喜悦有りて、禮金はいか程も遣すべし、何さまにももらひて得させよと有りしかば、直に歸さに立ち寄りて、物語の後、こゝもとの鶉、たぐひなき聲なれば、朝臣の深く御望有る間、進らせられんや、禮謝に貳拾金贈らるべし、具足にても修復せられば、鶉よりはましなんと云ふ。いかにもそれはともかくもしなんとて、酒を出してもてなし、後に鶉を燒きて肴に出しければ、是は珍し、よく有り合せつると云へば、是は先程御申ありし廿金の鶉なり、士の商買仕らんより、酒の肴に用ひたるはよく候、と答へければ、赤面して詞なく歸りけり。

わざを行ひ、若し驗なくば病人を刺し殺し、我も自害すべきと極め、再び家に歸るまじと思ひながら行きつるが、かくのごとくに有りし、と云ひしとかや。無二に思ひ究めたる故、妖獸を驚したるにこそ。武士の事にあたりたる、此心得あるべき事にこそ。

○柔術を業とする士有りけり。町家にて人を害して閉ぢ籠りたる者有りしに、大勢集りて詮議すれども、すべきやうなし。かの士これを聞きしが、宿に在つて、出合はず居ければ、其妻云ふやう、日頃名有る身にて、町内の難を見捨ておかれば、名の上の瑾なるべし、往きて捕へ給へかし、と屢々勸めけれども、其者共の毛も角もすべしとて出でんともせざるを、さまぐ\に勸めければ、さらば食を炊ぐべし、食氣なくては、わざをなし難しとて、心靜に食事して後、靜に其所に往きて押し入りければ、初太刀に頸を餘程切られけるが、卽ち其者を捕へて、所へ渡し、暫し絕倒して、やゝ有りて蘇り、よほどの手なりけれど、療治して癒えけり。其時、友人、何として初より出合はれざりける、と問ひければ、いやとよ、此士よほど手者と見えたり、始め勢强き時はむづかし、暫く時をうつして、彼に危ぶむ氣の出でたらん時入れば、此方

り。妖怪は人によりておこること、げにもと思ひ知られぬ。
○田舍わたらひしける士、弓術をえしかば、邪病など有る所にては、鳴弦を以て是を退け、志を知られけり。或家に狐の附きて年經し者有りて、是を憑みければ、久しくなりたるは、いかゞ有らんと云ひけれど、頻に頼みぬるにやみがたくて、往きて、そのわざをしけれども、何の驗も無りければ、口惜しき事におもひ、一兩日へて今一度行ふべし、と云ひけるに、妻など云ひけるは、此度御越ありてしるしなくば、永き名折になるべきまゝ、やめ給へ、と頻に止めければ、思ふ仔細有る間、此度は是非おとしぬべしとて、弓矢を携へ、その家に行きけるに、内に入るとひとしく、狐の聲して、恐れさわぎたる模樣にて、忽に去りて、病は其まゝ癒えにけり。皆人感にたへず、遠所まで此沙汰に及びけり。或人是を問ひて云ふ、同じわざを以て、前には驗無りしに、後には未だわざをも始めざるに、速におちたるは、いかなる事にや、と云ければ、其士答へけるは、初め往きし時は、年久しき怪病なれば、如何有らなんと危みつる故、驗無りしと思はる、かくて其まゝありては、弓術の名一時に捨り申すこと口惜しく候ゆゑ、重ねて

とかぬれどかゝらず、その狐を早く出すべし、さなくば此社壇を破壊して捨てさせ給はん羂をかけぬれどかゝらず、その狐を早く出すべし、さなくば此社壇を破壊して捨てさせ給はん

との旨なりと、云ひすてゝ歸りぬ。その明の朝、老さらぼひたる狐、うちなやまされたるが如くなるが、わなの前に死して有りけり。それより後、他の鳥をとる事、たえて無りけり。狐も國によるにや。

○三井寺の觀音より大津へ越ゆる道を、小關越といふ。大津の濱邊に住める驗者、その所を通るとて、狐の子を連れて晝寐しゐたるを、うち散らして通りけり。程なく宿に留守したる妻、口ばしりて、何の咎もなき子どもを打ち散らされ、口惜しきと、呻き叫ぶほどに、あたりの者うち寄りて、それは誰がしけるぞ、と問ふに、是なる夫法師のせられしと云ふ。さらば其夫にはつかで、露しらぬ妻を苦しむるぞと云へば、いや〳〵夫の坊は恐しき人にて、中々寄りもつかれず、それ故かく有り、と罵りて止まず。明の日、夫歸りぬると、其まゝやみぬ。さてはよきぞとて、夫出づれば、必ず口ばしりてやむことなし。夫これを聞き、さらばすべき樣ありとて、腕をまくり眼を怒らし、一日一夜、しばしも撓まず睨めつめければ、跡かたなくやみにけ

べし、しばらく御待ち候へとて、奥に入りて、此由を妻女に告げければ、驚き入りて、思もよらぬ事と、あひ歎き悲しむ事限なし。かくて、早く事をへぬべし、沐浴の湯沸せよとて、其用意するうちに、家のうち擧りて、兎角の事はわかたず、絶え入るばかりなりけるに、湯を燒く下部の、亭の庭を見やるに、塀の上に數多の狐、頭をならべて窺き居たり。亭の方をむきて、今や今やと云ふに、供にありける士、手を振りて、いまだしと答へけり。此よしを見附けて、急ぎ主人に私語きければ、これを聞きて、さこそあらめ、此上は立ち出でて、使者を切り捨て、もし事違ひなば、其時こそ我兎も角もならんと獨言して、今こそ自殺し侍らめとて、亭へ出でければ、はや其氣を知りけるか、悉く迯げ失せけり。頓て此由を申して、山々を狩して、多くの狐を取りければ、何事もなくてやみけり。

○篠山の先君大安公、府下の別業に飼はれける鶴を、狐のとりたると見えて、はしたなく喰ひ散しおきけり。頓て羂をかけつゝ、二三日に及べどもかゝらざりければ、王地山とて、稻荷の祠ある所へ使を遣し、社頭にて云ふやう、君の御飼鳥を狐の取りたる罪許すべからず、二三日

りて他國へ移り住き、郡中人なきが如し。止みがたくて、其由を公にも訴へ、さて虛言なる由を、こまやかにふれ知らせければ、漸にして民も歸りけり。是は狐のしわざよとて、其年は藥の沙汰はなくて事過ぎけり。又の年になりて、物頭の勇壯なるが申しけるは、さきには狐の祟とて、藥をも調ぜられざりし、府下に居侍る狐の所爲とて、數代調ぜられたる藥の絕えなんも、君威の薄きに似候間、某に命ぜられ候へ、狐狩して、さやうの類こらしめ申すべし、と申しければ、然るべしと有りて、また其事の外には知れざりけるに、ある朝、第一の重臣中川何がし、とみの事有りとて、物頭の許に來りしかば、渴仰して亭に請じ、さて如何樣の御事にやと申ししかば、わどのが昔そゞろなりし事ども、法の許しがたき事どもなり。この書付を見て、申し披きあるべしと、一通を渡しければ、是を見るに、まだ若かりしより、年盛りまで、若氣にて有りし過失を書きつゞけたり。披き終りて云ふやう、是は皆若き頃の血氣にて、仕損じたりしあやまちどもなり、只今の事にてはなく候へども、申し披くべき樣なし、と答へければ、さらば切腹候へとの命なり、疾く〳〵と有りければ、力およばぬ事なり、その用意いたす

る田づらに出でて、營み候ひけり。かくて女の童一人になりければ、やがて搦めて、藏は何くに在るぞ、申すべしと云ふに、かの童案内して、さて云ふやう、とても童が身にて、何事もあらがひ申すまじければ、繩を釋してたべ、藏の中にある箱ども、皆錠をおろしてあれば、あけ給はん事易からじ、此上は鍵どもとり出してまゐらせんはいかゞ、と云へば、げにもとて釋してけり。鍵を數々持ち來りて渡しければ、それを取りて藏に入り、數々の箱どもを開かんとしけるまに、藏の戸をたて、錠をおろしつゝ、やがて厩に往きて、二疋有りける馬を曳き出し、園の樹木に結び付け置き、さて厩に火をつけければ、燃えあがりし程に、村々より集ひ來けるに、其由を語りしかば、やがて盜人を捕へけり。少女の童の、かゝる思慮も有りける事にこそ、國君にきこえて、その童をば、大臣の中へ嫁せしめられたりとぞ。

○中川の家に傳へて、疱瘡の藥を製せられしに、狐の生膽を取りて調ずる事なりけり。延寶の頃とや、今年は國に歸りたらば、藥を調ぜんと有りける春、君歸らせ給ひなば、十五以上の兒の生膽をとらせ給ひなんと、誰とはなく、國中にふれければ、子を持ちたる農商、皆所を去

殿中に、何事もおはせぬにやと云ふに、皆人右の由を語りければ、さこそ候はめ、我等昨の暮がた、門に入らんとせしに、杖の當りたる音、常ざまの調子にあらず候ひしかば、不具なる身の宿しぬべき夜にあらずと存じ候ひて、歸り候よし云ひけるとかや。師曠が聰とかやも、かゝる類にや。

○明暦三年の春、江戸の大災ありける前年の冬、伊勢國なる四方一と云ふ瞽者、江戸に在りて、調子を聞きて仕業としけるが、此ごろの調子、常にあらず、春は變事有りぬべし、盲者の居べき時にあらずとて、急ぎ伊勢に歸りしとぞ。

○豐前國小倉の山中の農家に（或ハ紀伊トモ云フ）、六十六部の旅客來りて、日も暮れかゝりぬれば、宿をかして給べと云ふ。主人、折しも心ざしある日なれば、幸の事とて、一夜止めてもてなしぬ。明の日、あるじ云ひけるは、急の旅におはさずば、今日も留りてたべ、近き里に佛事有りて、夫婦まかりぬべければ、留守して給はれ、十三になる女の童殘しおき侍るまゝ、召しつかはせ給へとて、下部女二三人有りつるをも、供に具して出でぬ。下男四五人は、晝のほど谷を隔てた

よき教を聞きて、今より鶉を好む事はやめぬ、彼に此禮詞をよく傳へてたべ、と有りしかば、申せし人、詞なくして出でられける。

○近江守總茂、三福一對の畫を買ひ得て賞せられし時、常々出入する者に、是を見せて、目利せよ、と有りしかば、誰某筆に紛れなく見えて、好物に候。某にも求めえ度き畫にと申す。然らば、價は幾程がよからんと有りしかば、大抵銀百兩ばかりに求め候はゞ、幸たるべく候、それを減じてば、手放し申すまじくや、と申しけり。そこにて、其事に預る臣下を召して、此畫さきに三十兩に求めえたりといへども、百兩たるべき物を、そこばく減じて得べきやうなし直に、其分遣し候へと有りて、百兩にして與へられけるとぞ。

○佐倉侍從忠昌の朝臣、京の司なりし時、萩一と云ふ瞽者、常に來り仕へけり。或夕暮來りて、門に入らんとして、つきたる杖の敷居の内にあたりけるを、又取り直し、四五度地を敲きて見けるが、その儘歸りける。其夜半、殿中に狂亂の人有りて、宿直の者を切り殺しけり。いつも萩一が休らふ間なりけり。居あひなば、とくに害せられなん。その明の日參りて、よさり

ければ、侍従の曰く、いとも畏き詔にこそ、さりながら、あらはれて仰せ下されては申しがたし、幸右の内意に候間申すべし、桐壺は只一木御園に咲く故に、天下の名物なり、それを分ち給ひては、種類有りて、名を滅し侍らんと、某かつて、牡丹を好み侍らず、園に少し栽ゑおきたるも、皆普通の花にて、名花は持ち侍らず、折角下し賜ひても、さのみ賞翫もせず、かたがた此よし申し入れ、あなかしこ下し給はざる様に、深く御取りなし賴み入るよし有りしかば、守護も感じて歸られしとぞ。

○忍侍従忠秋朝臣、鶉を好みて、多く集めおかれたり。その頃、富商世上第一と聞ゆる鶉を持ちしが、朝臣の御許にまゐらせたき由、立ち入る御旗本衆に申し置きけるを、或時、をりよかりしにや、其事を申し出でられたるに、其答はなくて、四方山の物語、時を移して後、近侍の者を呼びて、聚めおける鶉の籠を持ち來りてならべよ、と有りしかば、悉くかいつらねし時、其戸を皆開き候へとて、あけし程に、鶉は殘らず飛び去りぬ。そこにて、朝臣の云ふ、重職の人は、物を好む事大いなる誤にて有るを、今まで心づかで、鶉數多集めおきしに、さきの富商の

となく大臣聞き付けて、細野を下しける。政府に出でければ、大膳罵りていはく、汝は微賤の士、此座に出づるは過分なり、と申しけるに、細野是にとりあはず、奉行に向ひて云ふ、大膳申す如く、某は常に彼と相對する位にあらず、且つ大膳は、文才も有之、國家の事に熟したる者に候へども、某等が力を以て、彼と是非を論すべき樣更になし、然るに彼が申す處長じ候ては、府下の大臣の誤にて、畢竟幼君の科に歸し、國滅亡に及び候、此所を存ぜざる者にはなく候、己が理を立てて、君の家を滅すを善とする道は、何の書に有りて、誰人の語に出で候や、大膳に御聞き下され候へ、願ひ奉るよしを申しければ、執政官吏一同に、尤も至極せりとて、大膳は上を犯せる罪に坐して、重科に處せらけるとぞ。細野が只一言にて、大難を理めし事、誠に才智の士なり、と云ひふらせしと、肥後に遊びたる士の語りし。

○故の篠山侍從京の司なりし時、仙洞の殊にめでさせ給ひ、桐壺と云ふ牡丹を、年々に一枝づつ給ひしが、或時守護の人來りて申されけるは、年々給はる桐壺を、今年は根こぢて下し給ふべき由御内慮なり、近日傳奏の公卿來りて、院宣を傳へ候ふべし、先づ内意を申す由有り

して、却りて咎められぬれば、この事あしく沙汰ありなば、君の爲に罪をそへなん、口惜しきわざ哉と思ひ定め、其由をくれ〴〵と書きつらねて、頓て自殺しけり。内匠頭、驚きて、大久保玄蕃頭は從弟なりしかば、如何せんと談じられければ、玄蕃頭、明の日殿中にて、老臣達列座の中にて、事の由を細々と申されし時、川越少將もそこに在りて、殊勝の若者かな、不便の事なり、且つ少作の籠居も程へぬる事なり、御免有りても宜しかりぬべしとて、上聽に達して、許させ給ひけり。唯七が無二の志、大臣をも感ぜしめけるにこそ。

○肥後侍從光利朝臣死後、總嗣六丸四五歳の頃にや、菅大膳と云ふ家老、權柄をとりて、江戸に在りて、威勢逞しかりければ、府内の大臣うけがはず、各方人有りて爭ひつのり、官府に訟へける程に、召し出でて諍論するに、大膳は文才智慮有りて、且公義に熟したるに、國の大臣は公邊疎く、格別の才もなければ、毎度大膳が理分の樣に聞えける。斯くては國の大事に及びなんと、日々に府下に告げ來る。最早相對して論ずべき人も有りがたき頃、細野忠兵衞とて、騎馬役にて三百石とれるが、あはれ我等對決せば、言下に利をえんと呟きけるを、何

りに及び候故、かき入れんと仕り候が、とかくおそなはりたるにて候、と申しければ、それは快き事なり、猶々酒をたべよ、肴下し給はらんとて、御鷹の鳥を一羽下し給はりけり。一町の者、感にたへず、今に至るまで、廿日の日は、御忌日とて、その講會をやめぬるとぞ。

○元祿の頃、牧野内匠頭、御小姓組番頭にて當番なりしが、御社參の前にて忌服を禁ぜられしを、心得違ひたる事有りて、職をけづられて、籠居すべきよし命ぜられければ、かき籠りて三四年になりぬ。疾も出でて快き事もなかりしかば、横溝唯七と云ふ士、年若きものなりしが、主君の年も老い、若し此うちに變も有りなば、家を滅さん事を深く悲しみ、させる罪にもあらざる由こまやかに書き記し、川越少將の第に往きて、執事の人々に對面したきよし言ひ入れけるに、事むづかしげに聞えければ、ありあはざる由を云ひ出しぬ。執次人云はるゝは、我等に申しおかれよ、と有りしに、何とぞ執事の御方へ直に申し度く侍り、出仕有らんまで待ち申すべき由云ひける時、陪臣として刀を携へられし事、如何なる由にや、と咎めければ、召使ひ候者の無き故にて候へど、御咎に逢ひては迷惑の由言ひて、歸りつゝ思けるは、主君の爲に志を盡さんと

其事止みてけり。此ころまでも昔の遺風残りけるにぞ。

○寛永の頃、御鷹野に出でさせ給ひて、不意に道の側なる寺に入らせ給ひて、御休らひ有りしかば、信綱朝臣、眠蔵に入りて居睡して在りしが、久しく有りて、天井の中より、最早時分能にやと言聲しければ、不思議に思ひ居られしに、しばし有りて、板をおし開きて、いと若き女の窺きけるが、朝臣を見て、驚きつゝ隠れけり。翌日、朝臣此由を申し上げられけるに、御笑有りて、何の御答も無りしかば、程へて後、其事を申し出でて、斯様の者は、罪に致して然るべしと言上有りし時、いやとよ、女犯を禁ずるは彼等が法なり、此方の法さへ破らずば、その儘にして、彼等が法は、彼等に預け置きたるがよきと仰有りしとかや。

○同じ御時、御鷹狩の歸御のをり、傳馬町を通らせ給ひしに、ある家の前に、年たけたる男、あふのき寐ねて、餘念なくねいりたるを、あわてかき入れんとするを御覧じて、何事にやと御尋ね有るに、今日はかねて惠比須講とて、上下打ち寄り候て、酒給ひしが、主人の男、殊の外に醉ひ倒れて候を、御先拂のをり故、色々にして起し候へども、目覺め申さざるにて、はや御通

登城せんとて、平川口へ行きかゝり、春日なるぞ通し候へ、と有りければ、天照太神にても、夜は通す事ならざるとて、開かざりしかば、是非なく歸り、翌日登城して、涙を流し語られけるに、さも有るべしと上意にて、御感のけしきなりければ、其沙汰もなかりけり。されば宇都宮より急に還御有りし時も、夜の事なれば、たやすく通し奉らざりしを、却りて御感有りしとかや。昔は武備を大切に守りし國風、おのづから如此なりしとぞ。

○元祿のころ、護持院僧正、梅林坂を通らんとするに、通さゞりしかば、是も訟へ申されけるに、若年寄の方、御物頭たちを召して、何とて通されざりしぞ、と問はれしかば、護持院通し申せとの御書付もなきに、通し申すべき樣なく候と申されし時、書付なきとても、格別御信仰の僧なれば、通さるべき事なり、其上前々も通りたる由僧正申されば、通さるべしとありしを、いや御口上ばかりにては通しがたく候、此僧、前に通したる事なく候と申さる。其時、前かた通りたると僧正言るゝなれば、出家の虛言有るべきや、と有りしかば、さて出家は虛言なくして武士は表裏有るものにや、さ候はゞ足下の仰も信じがたく候、とあらゝかに答へられしかば、

いまだ歸宅なかりしかば、さらば待ち奉るべきとて、亭へ通りて居られけり。かくて朝臣歸られければ、その由を申すに、朝臣うち笑ひ、さ有りなんとて、直にあひて、よくこそ來られたれ、先には組の面々へ指南して候ひし、ふと思ひ寄りて、卒爾なる事にこそ候ひつれ、あやまり候ぞ、心に掛けられなと有りければ、さの仰にて候へども事濟み候、某が預りたる組の事を、御方なればとて、御いろひ有るべき事に候はず、それ故其由を承るべきとて參りたるに候、御會釋の上は、遺恨もなく候、と有りしかば、今朝よりの勤に、さびしく有るべし、常飯參らせんとて、さま〴〵もてなし、數獻の上、是は上より給ひたる木なり、分ち贈らんとて、沈を一ふし贈られけり。かゝるうちに、小栗の陪從輿を持ち來り、死體を受取りに參り候、と云ひ入りけり。朝臣の聰明故にこそ、事なくて止みける。其世の武士の剛强、大やう此類なりしとぞ。此又市郎、坂下御門當番たりし日、品川邊へ御成有りて、只今還御なると、御先拂來りて云ふとも、御門を開かずして、御門前に蹲り居たるに、御輿いたりて、又市々々と御詞有りし時、御門を開きしとかや。惣じて其頃は、大概此格にて有りしにや、春日局の、何事にや夜

の書上りたるに、長太郎は、某をも代にとりて給はれと書きて出しける。兩奉行立ち合ひて、此事を尋ねきかれ、若し人の勸めけるにやと、其所の者どもを呼びて、此事を知りたるにやと糺明有りけれど、誰も曾て知らず、母は此事を頻りに制しぬれど、隱れて三人出しけるよし申す。三兒の思ひ入りたるけしき、此事叶はずば、火にも水にも入りぬべく見えて、伏し沈み歎きたる有樣、上下皆見るに忍びずして、先づ晒しおける者をやめて、かさねて沙汰すべきとて、やうやうに返されけり。さて其旨江戶に達し、御指圖有りて、その明の年、刑人は死罪を許して追放有りけり。三兒の至誠人を動しぬること、誠に稀なる例にこそ。

○寛永の後の事なるべし、增上寺にて法會ありし時、小栗又市郞の組の立ち並びたる行列、少し出張りければ、伊豆守信綱朝臣通るとて、少し後へ退くべし、と命ぜられける。與力の士言ひけるは、此事を聞き入れなば、小栗殿の心に叶ふまじとて、其儘にして居つゝ、その事すみて、密に小栗氏に申しければ、いしくも他の下知に從はざりつる、若し從ひなば許すまじきにと云ひて、宿所へ文を遣し、その身は朝臣の許に往きて、見參に入りたきよし申されけるに、

人の落したるには紛なし、その人を尋ねて返さんとは思はずして、持ちて歸りぬるは、則ち盜なりとて、追ひ出し候ゆゑ、足を空にして、主を尋ねに出でぬるに、幸にこゝにて返しぬれば、親の責をもまぬがれ申すべき事、是に過ぎたる喜なし、されば祝ひ候とて、酒肴を調ひて、二人を饗應しける。何も感にたへかね、その男と打連れて、父の所に往き、その由を述べて、禮の爲とて、金を少し贈らんと云ふに、中々うけがはず、詞なくして下りぬと語りけると、三省語りしが、阿部川の村老など、此事を奉行所に告げけるに、松浦君感心有りて褒美を給ひしが、其よし高聽に入りて、又賜物下し給はりて、殊に賞せられける。元文四年の事なり。

○元文三年の冬、浪花の舟士勝浦屋太郎兵衞と云ふ者、米船を盜みとり、さま〴〵の謀計あらはれて、三日が間晒して、死刑に處せらるべきとて、十一月廿八日より晒されける。その子長太郎十二歲、むすめ市十五歲、まき同年、翌二十三日夜も明けざるうちより、町奉行佐々氏に罷り、父の代に我々どもを刑せられ、父を免し給はれと、自筆の上書して、又なく願ひける。まだ幼少なる故、願の書もしどけなく、殊に長太郎は養子に候間、我等を失ひて給はれと、二女

窓のすさみ追加　巻之下

○京なる商家、友どちと二人、江戸に下りしが、阿部川を渉りて後、一人懐なる金を落せしと云ひければ、ともぐ〵たち歸りて、河原をかなたこなたと尋ねさまよひける。やゝ有りて、いと若き男の走り來りて、もし物もや落し給へる、その袋は、我等拾ひぬれば、主を求めて返し贈らんとて、急ぎ來り候ぞ、まゐらせんと云ふ。是は思ひよらぬ事哉、わが友、川のわたりにて、十五金を落しぬ、我等もさぐり出さんとて徘徊し居るなり、やがて友の來らん程に、待ち居られよ、といふうちに、友人來りしかば、其由を語り、是は思ひよらざる事にこそ、その金少しく頒ち贈らなん、と云へば、いやとよ、某は川越にて候が、さきに此川岸にて是を拾ひ候て、主も知れざるものなれば、幸をえたりと思ひ、急ぎ家に歸りて見せ候へば、父大いに怒り、いづくより盗み來れるとて、打擲せんとせし故、事の由を申しぬれば、主知らずとて、

やうに有りしが、かれがばたと倒れしを見ると、數年心にかけてける藤戸の佛ころびのひしと顯れて、感通じぬる、誠に夢の覺めたる心地して、妙術刹那に覺悟しぬ、偏にかの兒にならひたるなりと、涙を流し語りける。其道に深く心を入れぬれば、かゝる歎の中にも、忘れぬは名人の妙なりと、余が少き時、人の語りぬ。小術すら、かくの如くならでは、妙所に至りがたし。人の君として、民の父母たるの道、日夜に是を忘れず、君子にたより聞きて、常に是を心とせずしては、いかで古の明君に及びなんや。故に君子終食の間も仁に違ふ事なしと、孔子も宣へり。此故に道を學びずして人の上たらんは、天道に背く罪おそれ愼むべき事にこそ。

云ふ。それはあまりなり、士の刀を渡すべき様なし、さりとて皆々も取らではおくまじ、然らば我身のつくるまで闘ふべし、弱りたる時取られよ、と云へば、三人詞を改め、尤もの事なり、見申す所、よしある人と見えたり、先づ煙草召さるべし、と云ふに、立ち寄りて二三ぶく吸ひたるに、さて、此所を御過ぎ候とも、先にも二所まで悪しき所の候間、今夜我等が宿申すべしとて、伴なひ歸り、懇にもてなし、明日難所を過ぐるまで、送の人を附けて遣しけるとぞ。余が親の知れる人にて、寛保二年の事なり。

○古七太夫、上方に登りて、しばし逗留せし間に、少兒の、跡にて病みて死したりければ、終を見ざる悲さへそひて、歎きくらしつゝ下りけるが、宿所に入らんとせし時、乳母なる女走り出で、少君の失せさせ給ひしはとて、口走るやうにて、裳裾に縋りつかんとせしを、門前なれば、人の見る目もいかゞなりとてつきのけけるが、疲れてそこに倒れけるを見て、あつと感じて、そとに蹲まり居けるが、此兒の深き孝子なりける哉と云ひつゝ、内に入りける。皆々見て、何事にやと問ひければ、されば彼が我に縋りつくを見るにつけて、かの兒の面影目にさへぎる

べからず、と云ひながら、後より組みけるを、足にて後を蹴たりしに、かの男絶入りて倒れけり。一人は荷物を取りにかゝりしが、これを見て逃げ往くを、脇指を抜きて追ひけるが、逃げのびければ、其儘にして使に往きて歸りしとぞ。手早きわざ、けなげなる事にこそ。

○ある士、上方に仕へけるが、仔細有りて立退き、しばし影を隱し、江戸へ下りなんとするに、さだかに宿とる事もなく、木蔭岩間に夜を明し、やう／＼駿河まで來りしが、心地そこなひて、詮方なく、木蔭に休らひゐたるを、旅僧立ち寄りて、藥與へなどしければ、力つきて去らんとするに、彼僧、御有様殊の外に衰へて見ゆ、江戸まで路金有りやと問ふ。何の心あてもなしと答へければ、金一片を出して、是にてしのぎ往き給へ、我は增上寺の所化寮に、某と申す僧なり、都に上り、頓て下り申す間、用事あらば尋ね給へ、と云ひて別れけり。さて箱根路にかかりて、本道は關所の通路改めあれば、元箱根と云ふ所を通るに、山間いと嶮しく、日は暮れかゝり、往きなやみたるに、由々しき男三人居けるが、酒手を與へよと云ふ。見らるゝ通り、衰へ果てたる我なれば、何を與ふべきやうなし、と答へけるに、さらば其刀を出すべしと

くは云ふらん。我等とても、永く借りはせまじきにと云ふに、何しにさやうの事を思はんや、互の爲を思ひてかくは云ふと、いひもて往くうちに、左右より、一同に脇差をぬきけるが、拔くとひとしく、一人は溝の中へ、一人は道へ打ち倒れ、中に立ちたる男は、一間ばかり先へ往きぬけて、腰なる煙管を手に握りて立てり。其早かりし事、何のしなも見えざりけり。かくて立ち歸り、二人の男を引き起し、衣類の泥を拭ひ、手足を洗ひ、介抱しける所へ、所の者ども集ひ寄りて、如何と問ふに、是は友達の酒に醉ひたる故に候、我等心得有之候間、如何樣にも介抱し、つれ行き申すべく候、御存じなき分に賴み入り候、且つ御手傳にも及ばずと色代して、二人を宥めて連れ行きける。逸はやき手づまなりしと、語りしとぞ。

○篠山の家士の下部に、正月の初め、酒餠など持せ、川上と云ふ三里ばかりある所へ、使に遣しけるに、とある山の峠にて、逞しき男二人出であひ、其酒飮せよと云ひければ、下部云ふやう、主人の使に持ちゆく酒を飮まんと云ふやうやある、それとも强ひて望むならば、この坂を下りて、麓なる酒店にて飮ましむべし、あれまで行きてよと云ふに、一人の男、事々しく云ふ

と秋とに悉く收納申すべし、此旨御聞きわけ願ひ奉ると、誠を盡して申しければ、各の志奇特なり、此旨尤も然るべしと許せし程に、兩年に事故なく納めけり。機に應ずる才、殊に勝れたりしと、人の語りし。

○高輪の家士手塚氏の召し仕ふ僕、柔術を習ひて、常にとり繩など懐中して、心懸油斷せざる者なりしが、一日外より歸りて云ふやう、今日魚籃觀音堂前の茶店に、中間ていの男四人立ち寄りて酒を飲みけるが、我等通りかゝりし時、其所より立ち出て、聖坂の通りに出でて、坂に向ひ行く。先に立ちたるは老人なり、跡に三人並び行く。中なるは三十計り、左右の二人は二十七八とも見ゆるが、兩人醉ひたる體にて、足少しよろめきながら、中なる男に、いざ是より直に神明に往きて、今一度酒飲みてんと云ふ。中なる男、いやとよ我は少し醉へり、二人はよほど過ぎたると見ゆ、今日一日は、とても隙なれば、方々歩きて、ぬしたちの醉さめぬる時、何かたにてなりとも飲みぬべし、神明は近ければ、此上飲みたらば、各とり亂しぬべし、我に任せよと云ふ。兩人きかず、終に云ふ樣、さきの酒の價を、御身取りかへたる故に、か

此度我等被仰付も、未進の納らざる故なり、さらばとて、人々産業を失うては、君の御爲にもならざれば、末々油斷なく納むべきと心得て、當分先づ其事には及ぶまじき、と云ひければ、皆喜ぶ事限なし。又云ふやう、此村は一向宗のよし、十五村ともに、一宗なりやと問ふ。一同に、さの如しと答へけり。然らば我も同宗なり、いよ〳〵申し合すべしとて、宗門の尊き事など暫し語りければ、皆々喜びて、うち解けたる樣なりけり。そこにて、各宗門の御箇條持ちたるにやと問ふに、誰々が持ちしと云ふ。それを取り寄せて見るべしとて、人をして讀ましむるに、第一ヶ條に、守護への收納怠るべからずと有り。一編を終りて後、その掟の殊勝なるを讃嘆し、各感心しける時、又云ふやう、面々初ヶ條の掟には背けるに非ずや、然りとて、困窮の各に、此方より催促もなり難し、されど又御地頭にそむき、宗門の御箇條に違ふも又氣の毒なり、いかゞしなん、まづ退きて皆々考へて見よとて歸しけり。かくて村々の者ども立ち去りて、一夜談じけるが、翌日又一緒に來りて、皆々申し談じ候に、仰の旨、理り至極に候、此上は妻子を賣りてなりとも、今暮三分一上納申すべく、殘貳分は暫し御ゆるし給はらば、明春

○間部氏の高崎を領せられし頃、十五ヶ村の民、未進を納めざる事三年に及べり。樣々に催促すれども、不納して云ふやう、我等困窮納むべき力なし、此上は人々が首を召さるべしとて、徒黨すべき模樣なりしかば、諸役人憂ひて、さま〴〵に計れども、事ゆくべしとも見えざりけり。足輕の一人云ふ、あはれ予がかゝりたらば容易く納めさせんと云ひしを、長臣の許に聞えて、呼び出し、代官になしけり。かくて其村長の許に往きて、我この役になりぬれば、村中の民と艱苦を共にせざれば本意ならず、未進の事も納めざれば法たゝず、しかりとて、納むべき力もなきに、强ひて責むべき樣もなし、心を一つにしてはからひたらば、其術も亦出來ぬべし、とかくに睦しからざれば調ひがたし、先づ暫く逗留して、村中の樣をもとくと見屆くべし、一兩日中に、村々の民どもを呼び集めて逢ひぬべし、今日は先づ休息せんとて、打ち解け語り、そこら見廻せば、一間なる所に持佛堂有りて、一向宗の念佛本尊を置きたり。そこにて云ふやう、此村は、一向宗なりけり、幸 某も同宗なり、物事申合にも宜こそとて、その日を過し、次の日より、村々の邑長を始め、惣百姓までつどひ來りけるに、前の如く云ひて、さて

申すべき事あり、身を淸めて、明朝私宅へ御越し候へ、と有りければ、尙政朝臣、忝なしと色代して、さて明朝沐浴して、禮服にて詣られける。直孝朝臣、出であひて、世俗に油斷大敵と申す事、定めて御存じ候はん、萬事は油斷よりやぶる事に候、此詞を御忘れ有るべからずと有りける。丹書の敎も思ひ出でられて、確言とぞ思はる。

○營中にて晴の御能あらんとする前夜、大雨はげしくて、御目通なる所の塀損じ、白壁落ちければ、晴の御催に、見苦しくてはいかゞせむと、皆人いひ合へるに、伊豆守信綱朝臣、白き奉書の紙を張らせられければ、遠き所にて壁の如く見えける程に、皆人思ひよらざる頓智を、上下感じ合ひける。讃岐守忠勝朝臣、これを聞きて悅ばず、信綱朝臣に向ひて、急なる所に御働き驚き入り候、なれども我等存ずるは、上たる人には、ならざる事はならずと知らせ奉る事にて候、御用なれば何事も調ふものぞと思し知りては、ゆく〳〵驕にながれ申すなり、其時は如何に御工風候ても調へ申すまじ、故にかやうの事は、御勘考有るべく候へ、と云はれしとぞ。

く立退きて、傳八が成立を待ちける。其中に一人の士、妻は稲葉丹後守殿の士の女なりければ、預け置きけるが、或時來りて、存ずる旨ある間離別すべし、何方へも再嫁して、親君の苦勞にならざる樣に有るべし、と云ひければ、多年睦しく過しつる中、俄にさやうに仰あるは、大志有りての事ならん、さもなくて、徒に暇給りては、親に向ひて申譯なく候間、其趣を語りてたべと、わりなく云ひければ、夫もつゝみ難く、實は一味の儀有なれば、五三年中には大事に及ぶべし、その時は討死又は刑罰に逢ふべし、御身は年若き身の、いつまでも流浪して、親君にもてあつかはれんこと、いたましくて斯は申すなりと云ひける時、妻は立ち入りて本結のきはより髮を切り、御利運にて御目に懸り候まで、此髮いろひ申すまじと誓ひて、泣く〳〵別れけり。かくて年月經て讎をうち、彼士もすくよかに助太刀して、功成りぬれば來りけるに、本結の間より髮のび出でて、本結はその儘有りしとぞ。貞節の婦人なりとて、細井廣澤の語りし。

○信濃守倘政朝臣、執政となられし時、掃部頭直孝、朝臣に向ひて、不肖の身、大任をうけ覺束なく存じ候、御教訓をえて、恙なく勤め申し度きよし懇に申されければ、直孝答へて、我等傳へ

分の了簡次第に致さるゝは、危き事の至極ならずやと語りけり。

○庄内の士湯口熊治とて、十八九の男、母と妹を具して、堺町の俳優を見物しけるに、隣の桟敷にかろき士三四人在りて、酒興のあまり、此方へ時々無禮しかけゝるを、やう〳〵にあひしらひ、見物果てて、柳原の土手へ出で、新し橋へかゝるに、道すがら、いろ〳〵と妨げしが、橋上にて、彼男一人、妹へ抱き付きけるを、熊次、かれが髻を取つて引きすゑけるに、かの男、此方の胸を執りけるを、拔うちに切り倒しければ、殘り三人、皆々迯げ行きけるを、二三町追ひかけゝるに、所の溢者大勢出で、人殺しと呼びて、終に熊治を打ち殺しける。此熊治、武藝も心懸けたるにや、一人をばよく切りたれども、若氣にて心得足らざりけり。桟敷にて左樣の者に逢はば、早く出でて歸るか、たとひ附き添ひ來るとも、町にてしかとしたる家に入りて、所の者に其よしを云ひて、しばらく是をよけぬべし、又一人を切り倒して、殘の男迯げ失せば、其まゝ捨て置きて歸らば、何の難も有るまじきに、若氣故、不行屆仕方、惜しき事ぞと申し侍りし。

○奥平傳八、父の讎隼人を討ちし時、其始、傳八幼少にして君家を退きしころ、一味の族、悉

に旨に違ひ、座敷牢に押し込められ、數百日在りけり。其寃を憤りて立ち退きし士數十人有りしとぞ。かくて丹治は、牢内を不斷廻り〳〵しけり。番人に向ひて、我等がやうに日夜廻りぬるを、皆々不審して心も亂れたるかと思はれん、さにはあらず、やがて死刑に行はれん時、居すくみて、世に云ふ牢くらしになりて、腰などぬけぬれば、死樣見苦しきものなる故、其用意にかくありと云ひける。程なく許されければ、又門人多く附き添ひ、京江戸に往來し、名高かりしが、寛保三年の頃、八十餘にて終りぬ。

○佐藤五郎左衛門直方、大儒にて世に用ひられ、前橋の君の賓客なりけり。彦根の君の亭に招請せられて往き、いまだ君の前へ出でざるうち、家老など物語する時、直方云ふ、大事は勿論、聊のわざも傳授ならひと申すもの有りて、師にたよりて傳へ、又工夫を盡して後にこそ得るものなるに、日本にては、大切の事に傳授なくして、自己の分別にて事すましぬる義あり、各は御存に候やと云ふに、皆通ぜず、如何と問ふ。されば國家の政にて候、萬民の命にかゝり、安危の至極なる故、聖人教へおかれたる萬世の道あれども、今諸家の君臣是に心を付けず、自

月詣もなり難く候、何とぞ居所に神影をうつし奉り、朝暮拜し申し度しと望みける。神體は寫すべき形もなければ、かの吏三郎が皇后へ上るとて、鯛を釣りて持ち行ける所を、給に寫して與へけるが、世に廣まりたるなりとぞ。

○篠山侍從、中症三年やまひして終らんとせられし前に、世子を始め、男子三人庶子の女子三人を召し出し、遺言それ〴〵の心得を示し、三女子は歸られよとて奥へ歸し、錠口を締めさせらる。其時、妻幷に老女附きそひたれども、つねと違ひ、此二人に詞もかけられず、それより三日にして終られけり。魯公、路寢に薨じぬるを、春秋に特書して賞せるにも叶へるにや。男子は女子の手に死なん事を恥づと、古にも云へるにこそ。

○近江守總茂門前御成有りとて、腰板を洗ふとて、溝の水をすくひかけて洗ひけるを見附け、是は諸士も寄りそふものなり、不淨の水を用ひて洗ひぬるは、無禮なり、淸水をかけて、洗ひなほすべしと命ぜられしとぞ。

○三宅丹治は、闇齋流にて、勝れたる學者なり。忍の君に仕へて重職なりしが、直諫して、大

して荒く烈しく、手討など有りけり。此杢左衛門は、鍔本をくつろげて、のり怒らるゝ度毎に、初は遠くに在りて、次第に側近く詰めよせて、其断を述べける程に、申所明かにて、いつも事故なく濟みけり。勇氣強く、物に驚かずして、靜なる士なりけり。近邊大火にて、屋敷にも移りぬべきころ、或人訪ひて、如何と問ひけるに、此體にては遁れがたく候と答へける體、少も常に變らず、最も物靜に物語のやうに有りけり。日頃の沈勇、いよ〳〵都合して覺えけると、人の語りし。

○惠比須の像とて、繪にも書き、木にも刻みぬるは、廣田の神主の像なり。神功皇后、筑紫より歸路の時、西宮廣田大明神の祠荒れ果てて、神主、釣をいとなみなどして、やう〳〵神に仕へけるが、鯛を釣りて捧げしかば、褒賞有りて、由緒を悉く聽せ給ひ、望み有りやと尋ねられしに、唯神社再興を願ひ申す、と申ししかば、頓て造立有りしとぞ。此神主の名を、夷三郎と云ひける。此神主が功にて中興せしかば、末社にあがめて祭りける。後世に至りて、堺の商家、此宮を信じ月詣せしが、折節逐年富有になりしは、神の惠とて、殊に渇仰しけり。老後に、最早

居して一生を送り、病に沈みてければ、初の程は集ひて見繼ぎしが、やゝ重りければ、内より戸をさし込めて人を入れず、問ふ人も力なくて歸りぬ。しばし過ぎて往き見れば、内に音もせざりし程に、戸を押し放し見れば、とくに死して有りけり。すべて一生かくの如く有りしとぞ。惣じていまだ知らざる藝を始めてなすに、みな上達の如くなりけり。ある時云へるは、水に浮ぶは自然の道なり、畏るゝ氣有る故浮きえず、我未だ水を知らざれども、試みてみんとて、遠淺に入りて試み、貳度目に淺草川に入りけるに、初より浮み上り、やす〳〵と越えけるとぞ。

○京の火災に、堀川邊燒けけるに、仁齋は堀川の中に床を置き、酒を携へて悠々としてありければ、或人訪ひ行きて、御宅も類燒して氣の毒なるよし云ひけるに、されば天災是非なく候、立ち騷ぎて老人怪我などいたしては如何と存じ、初よりこれに居り候、先づ酒一つ飲まれよとて、酒盛して何心もなかりしと、見たる人の一兩人語りし。

○越中守定賢の士に、闞戸杢左衛門と云ふは、若年より定利朝臣に仕へしが、朝臣は性急に

から飯炊ぎ暮す人なりしが、入口の戸を、上下かけがねして、堅く締め置けるを、戸を急に敲きける故、下の戸をはづし、戸の上のかけがねはづさんとする所を、詞をかけて、竹刀を以て、一打ちうちけるに、そのまゝ下に蹲ると、かの男は向へこして、打つ伏しにのめりけり。感歎して止めける。やゝ月日經て、又朝來りぬ。空曇火を焚きて居られけり。かゝる時は、手袋を掛けて取り扱ひ、人と語るには、暫しはづし、又かけて焚れけり。隙間を見合せ、薪一本密に隱し、是を以て打ちかけゝれば、其者、卽座に庭へ投げられぬ。そこにて、空曇 汝表裏を以て劍術をえんと思へるや、とても此道得がたし、向後勘當するぞ、と叱られければ、面目をうしなひて歸りけり。されども、この士も業をよく覺えて、一流をたて、弟子多く榮えけり。さて空曇の術、又なく勝れたるを、ある國君聞き及びて、高知にて召し寄せられんと有りしかど、中々御用に立ちぬるさまの事に非ずと、固く辭して仕へざりけり。或は金川に引籠り、又江戸へ出で、裏家住居して、人の音物も受けざりしかば、弟子共、さやうに有りては、取りつき難く有るべきと、屢々云ひければ、貧福は人力に及ばざるものなりとて、その如く獨

大勢御手傳仰せ付けられ候はゞ、廓は丈夫になるべく候へども、武備有るまじく候と申し上げられければ、理なりとて、翌日又諸大名を召して、昨日の御企は仰せ渡されけれども、掃部頭申す所尤に付き、御やめ有るとの仰なりけり、君の諫に從ふ事流の如くなりしと人の語りし。

○片桐空曇とて、劒術の名人と呼ばるゝありけり。廿六歳にて、初て一雲と云ふ達人に從ひて術を學びしが、此道の聰明にして、廿四五の時、無上の妙を得しかば、一雲感じて、自身相手になり打ち合ひけるに、此流に最上とする相祓と云へるをなしければ、即ち印可して遣せり。是より、世上に慕ひ用らるゝ事限なし。常に懷に手を組みて居睡する人なりければ、或人云ひけるは、いかに名人なればとて、此間を打ちなば如何すべしとて、或時眠を見合せ、一打うたんと聲をかけしかば、其者その儘うち倒されて、空曇は元のごとく眠りゐたり。かゝる所へ、よの人來り見れば、その人打ち臥して、鼻血夥しく流れたり。湯など與へて心付きぬ。空曇に何として如是にやと問へば、吾は不知あり、かの人の自身せられたるにこそと答へけり。又他年修行して、業もやゝ勝れたる弟子、朝ごみに來れり。空曇は、かろき裏屋に一人住て、手づ

○猷廟の御前にて雜談有りし時、至つて快事は何ぞと御尋有りしに、さま〴〵の心得たる事ども申す中に、一人途中にて大便を催し、難儀したる時、閑所を見付けて居申したる程、快事はなく候と申されければ、無禮なる事申したりとて、御咎有りて籠居せられけり。程へて後、御狩の時、田中にて閑所を御尋ねあれどもなくて、やう〳〵寺を求めて入り給ひ、御出有りて、かの人を急に召し出し、汝が申せし事思ひ出せり、よくぞ直なる事申したりとて、御賞美有りしとぞ。

○臺廟の御時、諸大名を召して、世上太平とは云ひながら、若君も未だ幼穉におはします、旁諸士安堵の爲惣廓を仰せつけらるべしと被思召なり、所存あらば申すべしと有りし時、皆一同に御請有りしが、掃部頭直孝朝臣御請なかりしかば、各退出せし後、如何なる故ぞと御尋あり。直孝答へて、上意の趣心得がたく候、若君御幼少に候へども、治平の時なれば、御氣遣もなし、一廓減ぜらるゝと有る程にてこそ、人々安堵仕るべけれ、御幼君ゆゑ廓を增さるゝと有りては、衆人の危心を生じ、甚だ御威光の障になり申すべし、且つ又、去年兩君御上洛にて、諸大名過分の財寶を費し候て、五三年も儉約せざれば償ひがたく有るべく候、其上に御普請初り、

さず、且つ剛强なれば、その事にも及ばず、彼國に至りて、なほ止まざりけり。其頃呂宋より攻め來りて二邑を取られ、次第に敵强くなりゆくを見て、常に云ひけるは、此國の戰法にて勝つべきやうなし、我それに當らば、討ち敗りなんと云へるを、終に國主にきこえ、小卒を付けて、惣軍と一つになりて戰ひしが、敵を散々に追ひ靡け、二邑を取り返しつ、將たるもの引きて歸らんと云ふに、闞生が云ふ、此まゝにて置きなば、又敵に勢つきぬべし、追ひ付きて敵國へ踏み入りなんとて、上書して王に告げければ、惣大將に命ぜられ、呂宋へ入りけるに、寛永の頃にて、國姓爺が武勇を見なれ、日本の武勇を惧れぬる所を、押しかけ〳〵戰ひける程に、一國を伐ち從へ、呂宋の王出奔しける程に、悉く平げてければ、交留吧王、大いに喜び、闞生を婿とし、大官を授け、且つ呂宋を與へける。こゝにて呂宋の主となり、親屬の方へ書を越して贈物をし、さて日本の松茸戀しくあるに、丸干にしてこされば、堅土をうるほし、是に栽ゑて二三日ふると生の如くなるよしにて請ひければ、贈り遣しけり。兩度まで便して、さや二巻贈りこし、其切れ我が幼年の頃まで有りし由、文左衛門が子雲的が語りし。

なれ、打ち留めよと云ひければ、鐵砲を差し向けたるに、直政朝臣も遁れがたくや有りけむ、馬上にて長刀を左の方にさし向けて、玉を受くる心にて進み來られけるを、頭の名を名告りて放しける玉、長刀の身に中りたる故、腰骨へかすりに中り、落馬ありける。軍兵圍みて引き取りける中、福島政則と戰になりし故、直政は事故なく引取られし。太平の後、薩摩の君の宅へ、直政朝臣を請じて饗應ありける時、杉田某を呼び出し、盃をさし、前年御身に打たれ、既に死すべかりし身の、幸にながらへ、今日對面喜び申すなり、但し、今に片足不自由に有なりと申され、扨君に向ひ、此士、某をかくまで惱せし武功有るに、承れば祿不足に候間、我等へ御馳走に、御加恩有りて給はれと有りしかば、加恩多く給ひけり。此士、後に語りけるは、朝臣の前に呼び出され、拜面の時の迷惑さ、生涯に不覺とて哄ひけると、日高氏の語し。

○篠山の臣關文左衞門と云ふ士の伯父なる男、勇氣つよく、辻切などし、且つ酒に醉ひ、博奕を常として、行事惡き故、親屬義絕しける。才智ある者にて、長崎へ下り、後に交留吧の商と博奕して、大に勝ちける故、賺し連れて船中にて殺さむと思ひ、つれ行きけるに、和風の長刀を

問ふ。かの士、いさとよ、君は討死し給ひぬ、と答へければ、商家落涙し、年來御厚恩の事なれば、關ヶ原敗軍と聞くより、御出あるべきと存じ、舟を調じて待ち居たるかひもなく、口惜しき事なり、せめて黄泉の御供申さんとて、水中へ飛び入らんとする時、おし留めて、實は落來り給へど、大切の時なれば、初の如く言ひしといひければ、さほどまで御疑ひ候事、恨めしく候へども、その事申しては時移り申すなり、早く舟に乗せ奉るべしと云ふ中に、義弘朝臣著有りしかば、さうさうにしたゝめさせ參らせて、酒樽を積みならべ、其間に朝臣を乗せ、四方を樽にて積み廻して、その身附きそひ、直に薩摩へ下りける。其者の子の中、一人よび出されし、子孫なりとぞ。

按ずるに、關ヶ原記に書けるとは相違せり。但是はその子孫の物語なれば、疑ふべからず。

本記にあるは、左の如くにして、人數を下し、自身ばかり是の如くして下られしと思はる。

關ヶ原敗軍の時、義弘朝臣、手勢引きまとひ、御旗本さして懸りしに、御下知にて取りあはず。井伊兵部少輔直政、朝臣の手へ向ひける。杉田某と云へる物頭、朝鮮陣の時、連れて歸りし小兒の成長したるを組子にして、陣の中に在りしが、それに命じて、鹿の角の前立の冑こそ直政

しく成りて眼くらく、心消え入りしに、虎は其上に横たはりて眠りぬ。時移りぬるにや、此男正氣付きて見れば、己が上に虎眠りゐる程に、靜に彼が腹を撫でければ、鼾出けり。其時、己が腰に附け置きける細引を、臥しながらひき出し、虎の淫囊をまとひつゝ、さて靜に伺ふに、なほ眠りて居りければ、その繩を大木に固く結び付け置き、早々歸りて、同列引き連れ往きて、これを驚しければ、虎怒りて前なる岨へ飛びけるに、淫囊切れ離れければ、卽死しける。其皮を剝ぎて、國君に奉りし、今に重器の蓋になりてあるよし語りぬ。

○又語りしは、昔平家の落人薩摩に隱れ居りしといふは、實にさありと見ゆ。今に平家谷とて、一鄕他人を交へず、其子孫とて、髮も惣結にして、皆一同官名を付け、物事一國の風とは違ひ、規式だちたるならはせ多く、鄕談も殊の外違ひてある由にこそ。

○同國左近丞氏と云ふ姓有りて、予が友達田浦氏の、外孫の談なりとて語りしは、慶長の頃、浪華の商家にて、薩摩の米を取り扱ひ、年來出入しけり、兵庫頭義弘朝臣關原の戰果てて、浪速に著せられしに、先達て士一人來りしに、商家待ちわびたる體にて立ち向ひ、君は如何おはしまし候と

めけるが、甘き事限りなし。さて有りて、熊先に立ち行きけるに、付きて往くほどに、窟の中に入りぬ。草を置きて、その上に居らしめ、いたはる體に見え、時々掌を出して舐らするに、飢うる事なかりけり。明日歸るべきと思ひ、人に暇乞ふ如くして出でけるに、熊は名殘惜しげに見えて、登るべき路まで案内して別れ去りけり。此者、不仁なる者にや、其のち鐵砲を持ちつゝ、かの道より傳ひ下りて、かの窟に行き、熊の臥居たるを打ち殺し、膽を取りて奉行所に捧げしに、その次第を尋ねられて、中將綱久朝臣聞き給ひ、獸さへ人の難儀を救ひ勞りしに、其恩を知らざるのみならず、是を害せしこと、人にして獸に劣れり、かゝる者は世のみせしめなりとて、其窟の前に磔に行はれけり。宋景濂の筆話にも、猩々に助けられて、却りてこれを殺さんと謀りし事あり。昔より、善人のする事必ず符合し、惡人の仕業又同じく合ひぬる事、一二にあらず。自然に斯くの如くなると見ゆ。

○薩摩の士の語りしは、義弘朝臣朝鮮在陣の時、足輕馬草を刈らんとて、山岨へ出でしに、虎一つ來りて、頸もとを輕く喰へ、山深く入り、手玉に取りて慰むこと、猫の鼠を玩が如し。久

が、後にはかの女と通じて、かくの如くといひけるに、父怒り驚き、此事を告げて問ふに、此女、初は女なりしが、いつとなく男になりけるとぞ。さて互に爭ひて訟へ出でければ、奉行所にて仔細を尋ね問はれしに、父の云ふやう、今まで男になりたるは存ぜず候ひしが、この女生れし時、淫戸の上に、少しはれたる如く小さき物候ひしが、年ゆきてはさらに存ぜず候。兩度まで出されしを、何故かと存じ候ひつるが、斯樣のことにても候はんかと申すに、其女に問はれしかば、父が申すごとく、いつしか年長るに從ひ、男根となり、近頃は淫戸は深く通じもなくなり候と申ししかば、さらば養ひて婿とすべし、男子に變ずるは吉瑞なりとて、賜物ありしとぞ。奇異なる事とて、其國の人の語りしとぞ。漢京房易傳、女子化して丈夫と成る、これを陰昌と云ふ。竹書紀年、殷紂の時女化して男となる、漢晉宋明にその事有り。男の子を生ずるも、宋明にありしとぞ、白石の鬼神論に見えたり。誠に怪力亂神の說にこそ。

○薩摩の獵師にや有りけむ、山路を通るとて、崖道を踏みはづし、谷底へ陷り、幸にあやまちはせざりけれど、絶倒しけるを、大なる熊出でて、掌を口に當ててすりければ、おのづから嘗

も、猶二寸高く見ゆ、されば、四寸高かりしを見損じたると云はれしに、驚きて切りけるとぞ。功者のわざは常ならずと、人の語りし。

○小堀遠州の方に、ある大名より、□□を造り候が、形を好み給はれと云ひやられければ、長圍爐裏の前に居て、使者をよび出し、火箸を以て、灰の上に形を付けて、斯樣にてよかりなんやと有りしかば、その形を紙に寫し取りて歸りぬ。翌日又使者來りて、昨日の圖は、いかにしてか紛失申し候、今一度形を申し請け度く候、と申ししかば、又火箸を以て、昨日の如く形をつけられし程に、又紙に寫し取り、持ちて歸り、さきの形に合せぬるに、一分も違はず合ひぬるとぞ。

○備中國にて、農家の女、嫁して程なく出されければ、外へ嫁しけるが、又出されける程に、父の家に居りけり。此女、十六七歳なりけるが、生つき健にて男めきたり。心も剛にして、父が村里の夜使などに當りぬれば、代り行きて、夜半といへど畏れざりけり。其隣に同じこころなる女有りしが、いつとなく懷姙しければ、父、その夫をさまぐ\と問ひけるに、初の程はかくせし

汝すべしとて、日數へし後、又其事を申し出でけるに、されば此頃くり返し思ひみるに、汝等申す如く、急に命じては、下ざまも慌しく、費用も多かるべし、されども、さり難き事のあれば、その旨を語るべし、我今重臣の列にあれば、賓客の許に、前より達しなば、他に約束したるをも變改して來らるべし、猿樂はもとより諸大名又は方々に往きて、產業の潤をなす者なるに、我方より呼ぶ時は、公用の外は、他の方を止めて來るべし、さ有りては、かれら所業の妨とならん事を思ふにより、いつも當日の朝いひつかはし、先約あらば、必ず來らざるやうにと云ひやるなり、こゝを思ひて、前夜云ひ付くるなり、此ところ如何すべきと有りければ、臣下も理に服してやみけるとぞ。

○寛永の頃にや有りけん、茶亭を設けられて、石谷土入に命ぜられけるに、あら木立しける時、土入一見して、二寸高く見ゆるなれば、柱根にて切るべし、と命じて歸られけり。下司工匠を始め、是は餘りに事にふけりて、功者を示すべしとならんとて、其儘おきけり。明日又一見して、年老い眼あしく、目がね違ひぬるぞ、昨日二寸切れと云ひしかば、定めて切りたらん、今日見て

しとて、障子を隔ててこれを聞き、未だ熟せざる程に復京へ往き、今三年を經て來れとて、復金五兩與へ遣しぬ。其期に及びて歸り來るに、又醫書に附箋して、障子を隔てて辨ずるを聞きつゝ、障子を開き、今こそ我子なれ、久しき間見ずして戀しかりつるに、學問成就して歸りぬる嬉しさよとて、殊の外に賞し、葛籠一荷に衣服を調じおき待請しぞとて、金五百兩與へ、程なく連れて老臣の宅に往き、愚息近年京へ遣し學問致させ候が、醫道よく覺え候間、我等老廢もはや勤め難く候、隱居させて給ひ候へ、さて醫師の千石は過分に候間、五百石相續願ひ申すとて、跡を讓りてけり。

○但馬守喬朝朝臣、元祿の頃、執政の中、隨一と稱し、政正しく、才智も勝れ、上下慕ひあはざるはなし。今に語り傳ふる事にこそ。能く亂舞を好まれ折節は猿樂をよびて、客をもてなされけるに、必ず前夜その事を下に命じて、明日誰々を招くべし、猿樂よべとありければ、いつも事急なる故、その役さら〳〵しく、其費用も多くいり、旁下ざまにて憂ひ候間、何とぞ以來は、一兩日も前に命ぜられ候へかしと、其事を司る輩申しければ、朝臣聞きて、考へて後沙

類まゝある事にて、折節聞ける事なり。

○薩摩の重臣伊集院江閑、八萬石を領し、太閤の旨に叶ひ、大阪にあり威を振ひ、島津家の障になるべき趣なりしかば、兵庫頭義弘、かれを國に召して罪すべく思はれけれども、もし居城に籠りなどしては、事むづかしかりなんと思ひて、屋形の數寄屋にて茶を給はるとて、義弘朝臣、手づから脇指にて切り付けられしを、側に居ける十三歳の兒小姓立ち寄りて、肩先より切りけるに、刀短くて後へ屆かざりしかば、義弘朝臣の、脇指を、是にてよと投げ與へられしを取りて、討ち留めけるに、卽ちこれを給はりける、その刀一尺三寸有りけるとぞ、田浦氏の語りし。今も薩摩人の脇指は短し。長短は、人の心によるものにて、一定すべからず。されども其ころは、脇指の短きを多く好みしとなり。

○越前守本多利長の、横須賀を領せられし時、笠原長順と云ふ醫者、勝れて功者なりければ、千石給はりける。嫡子順庵を、京に往きて學問すべしとて、金五兩與て遣しぬ。親屬見かねて、各助力して京へ行り、三年經て歸りしに對面せず、運氣論に四五ヶ所附箋して出し、此辨をすべ

御詞の都合をあはせ、當座の御威光を照せしなり。近侍の中、御譜代又は前々より御寵愛甚しき輩多く有りつれども、御請不申、君の御盃さしおかれ難き故、御答申したるを、君も定めて御勘辨有るべし、其後加恩給ひしは、その首尾を合せたる御褒美と見ゆ、然ればあへなく殉死仕るべき心得には候はず、然れども格別の御恩有りて、常に勢他に異なりし誰々の輩殉死せば、三人とは残り申すまじ、先その面々へ尋ねられ候て、御左右候へと答へける。さて其由を翌日遺書して、白晝に立ち退きける。この事隣國に聞えて、他家へ高祿にてよび出されけるとぞ。

○死者三日にして殯する事、誠に古來の道なり。或家の婢女疫疾にて死しければ、例の桶に入れて寺に送りしに、大雨にて墓の坑鑿きがたく、桶ながら眠藏に置きける。その翌日、白き帷子著たる者、よろぼひ出でて佛壇へ來りし故、若き同宿など、あわて騒ぎて迯げまどひける。住持出でて、是をたゞし聞けば、彼婢女蘇りて、桶をやう／＼に押し開きて出でたるなり。食事などして、頓て本復しぬ。髪は既に剃りぬれば、比丘尼になりて遁世しけるとぞ。此

○ある大名、わたり小姓を大勢召しおきて、寵せられし。ある時、新古うち交り、君前にて酒飲みかはし、興に乗じて、君盃を取りて酒を受けつゝ、汝等、今かやうに快く戯れ遊べども、我百年の後供すべき者有らんや、其者にさすべし、と有りけるに、他の戯と異なれば、返答すべき様なく、しらみあひて無興に及びける時、此頃呼び出されたる小童、某こそ御供仕り候はんと潔く申しければ、君喜悦し、さらばさすぞとて盃を給はり、又興を催して終りけり。其後程なく、祿をまして給はりぬ。されば此童を御供申す人と皆々云ひふらしける。かくて年月經て、君所勞なりしかば、皆人、此男が殉死するならんと言ひあへるに、程なく君も薨ぜられぬ。さてこそ兼ての事なれば、今日死するか、明日は終はるかと、人々待ちくらせど、其沙汰もなし、中陰もやう〳〵終りなんとする頃、家老の方より内意しけるは、其方は君へ御約諾申されたる事なれば、定めて殉死申さるべし、最早中陰も終るなれば、其覺悟有りぬべし、と云はせければ、此男答へて、我等新參の身にて、殉死仕るべき様なし、先年御請申したるは、君の御詞出でて暫時答へ奉る人なく、御口開きて閉ぢ難し、座上の無興、見るに堪へがたく、君の

て、此よしを告げければ、朝臣聞きて、わが子死にたるや、又は兩眼盲ひたるにやと有りければ、片眼に中りて、一眼は無恙、尤御身もあやまちもなく候と申しければ、幸なる事哉、たとひ死したればとて、少兒の仕業いかゞすべき、片目あれば、用は事かけず、是程幸はなしと、くり返し喜び給へば、少兒の咎は、いさゝかも無かりけり。朝臣の徳義は、人々しりたる事なり。是にて推して知るべし。

○貞享の頃にや、或大名の足輕、木挽町の芝居に往きて物言しければ、町人寄り合ひて打擲しけり。ほう〳〵歸りければ、此由を留守居の士聞きて、大勢人數をつれ行き、一町の木戸を打ち、其あたりの者を悉く敲きすてゝ歸りけり。此由政府に訟へければ、留守居を召し出して、町人共の申す所を以て問はれければ、右のあらまし述べける時、然らば其由を前々此方へ内意にもなど申されざりけると有りしかば、町人に向ひて、只今の仰承りたるや、汝等、此方の足輕を打擲せし時、其よし訟へ申したるや、不審なりと云ひければ、官長達も、尤なり、向後町人ども無禮仕るまじとて、事濟みけり。時に當りて賢き答なりとぞ申し傳へたり。

是を進せたく候とて、白銀を包みてすゝめしかば、妻の云へるは、心ざしよく勤めつれば、此方よりこそしるし有るべけれ、何しに是を受けなんや、と有りしかば、婢の云へるは、是を進せ候はでは、久しくうち臥したりし内御養のつぐのひなく、冥加つき候間、うけて給ひ候へと、くれ〴〵と云ひし故、いかなる故と問ふに、國の習、誰にても、職分を勤めずして養はれぬるは、天道に背き候とて、少なりとも其恩を謝する心ざしをいたす事、國の習にて、是は熊澤君の教とて、上下皆是を守り申す事に候と申ししかば、是をうけて、又似付たる報をしてけり。息遊子の教、今に傳へて守る事とぞ。又備前の國中、公私の下部ども、藁をうちて寸莎になし、毎日食椀一つ宛、その上へさゝぐるとなり。是もさし當りたる勤は、その職分なり、飯をうけて生命を送る償のため、さゝげ物にするよしにて、熊澤の教へおきし餘風とぞ。今數十年にして、賤しき下部の其教を守り、國風となりぬるは、深く心服せし事と思はる。

○加賀守正盛朝臣の末子、家中の小兒とうち群れ遊びゐられけるに、少兒弓を射るとて、誤りて朝臣の御子の眼に中りて、目盲ひぬ。其親驚きて、其子を殺さんとしけるを、皆々さし止め

かに語られしに、何となく其事ならんと、心にうつりて覺えしと答へけり。至誠人を動ずるの義にや。

○ある國君、藤樹の廟を拜せんとて小川に往き、廟門を開きくれよと、前斷を以て通ぜられしに、村老出でて、古より拜禮のため、高貴の御出有るに、門外やゝ遠く下馬し、拜趨ある事に候、今門前まで乘輿有りて、門を開けと仰せ有りては、叶ひ申さず、とあらゝかに申しければ、國君誤つて無禮したり、容慮して入れよ、と再三請はれけれども、最初より御渇仰のけしきなく、只御聞き及びにて御見物の御事と相見え候、さ有りては、貴賤に不限、見物の料に成りては、神威を汚し申すにて候へば、とかく叶ひ難しとて、立ち去りければ、國君も力なくて、終に空しく歸り去られけり。一村の氏神の如く尊みて、今に祭祀の禮怠らず、敬ひ仕ふるとぞ。

○姬路の家中（本多氏）に、備前より婢女を置きけり。一年居りけるに、半は煩ひしが、明春出がはり行く時、役にたゝず、疾にて忠實にもつかへず、本意ならず候を、勞り給ひ候事忘れ難く、

て、又本の如く仕へけり。其頃君臣合體のさま、誠に頼もしき世の中なりし事思ひしられぬ。同じ家の士、或時我等は君臣睦しからず、君の旨に不叶候まゝ、祿を辭して去り申したく候と達しければ、汝吾が家を捨てゝ他家へ往き、先知より減じたらば討殺すべし、祿を增したらば來るべしとて、許されけり。一年を經て、或國君の使者に來り、某事御餘光を以て、先知より高く、三百石にて仕へし、と告げ云ひければ、忠行朝臣對面して、よくこそ出身したれとて、賜物給りて歸されけり。其世の氣概盛なりし事思ひやらる。

○近江大溝にて、罪人有りて入牢せしが、さのみ大罪にもあらざりしかば、所の者ども藤樹(中江與右衛門)の許に往きて、何とぞ免さるゝやうに、御言葉を加へられ給へかしと、一同に歎きければ、さらば其旨を通じ遣すべしとて、夜さり有司の許に往き、宵過ぐるまで四方山の物語し、其事は言ひ出さずして歸られける。翌日有司、彼罪人を免しければ、諸吏云ふやう、何とて今日速に免され候ぞと問ひしかば、藤樹の扱有る上は、仔細に及ぶべきやうなしと云ふ。夜前の御物語、其沙汰は無かりしがと云ひければ、その言はなかりしが、先生、夜陰に來臨、しめや

洩れきこえて、兩人深く感歎し、かしこまつて身を正しく持ちければ、後にはよき士になりしとかや。

○其父阿波守忠行朝臣の時、譜代の士に、或時使を以て被命けるは、汝これ〳〵の罪あり、自殺すべきや、又は家を出でて去るべきや、又は籠居して有らんや、申すべしと有りしかば、對へて云ふやう、臣が罪死すべき科にあらず、譜代相傳の君に離れ申さん事本意ならねば、出で去る事も望にあらず、籠居してむなしく祿を食まんも無益の事に候、その儘勤め申すべし、と云ふに、さらば廣間の番をすべし、と有りしかば、畏りたると答へて、其儘廣間に出で、朝夕食事の外、座を去らず、十日ばかりが程、少しも不動坐して居けり。ある時、近臣來りて、君の召さるゝなりと云ふに、我は科有りて今こゝに在り、君前へ出づべきやうなし、汝、聞き違へたるならんとて、不應しかば、又來りて、只今出づべしと召さるゝなりと、再三に及びしかば、此上はとて出でたるに、何の事もなく、以前に命じおかれたる用事を、それ〴〵にせよと有りし時、仰承りぬ、但臣は、此ごろ自殺せよと仰有りしに、不思議に存命、御用承り候事よと

○松前伊豆守、京都の町奉行たりし時、海北友竹と云ふ畫工參りたりしに、冬の日に、紅梅の快く咲きたるを生け置れしかば、友竹賞して、所司代丼に御屋形ならでは、かやうの初花見申す事なるまじく、と云ひければ、豆州答なく、淚を流されければ、心に障る事もや有ると案じ居けるに、やゝ有りて、能こそ言ひたれ、誠にさにて有るべし、我等不肖の身にて重任をうけ、かゝる威勢有るを心づかず有るは油斷なり、是に付きても大切の職なり、それに任じ居る、過分の御恩ぞと、恭く又氣遣しく思ひて、淚にたへずと答へられしとなり。されば此人の仁德、京に後まで語り傳ふるとぞ。

○雅樂頭忠淸朝臣の家臣、姨に通ずる由專ら沙汰し、旣に露顯に及びし頃、大目附の者、是を通じければ、朝臣聞きて、それは風說ならむ、とくと吟味したるにやと有りしに、隨分吟味のうへ申し上げ候と答へしに、其者はいまだ若輩なり、いくつになるぞと問はれしに、十七歲に成り候と云ふ。朝臣打ち笑ひ、小兒のしわざ、少ししどけなき事有りつるとて、取りあぐる事には非じ、今少し年ゆきなば、何とてさやうの事有らんとて、さだかに答も無かりけり。此事

番士は、始終不動見て居たり。兩人如斯とりあふに、何とて餘所に見て居ける、と尋ねられしに、彼者詞も不懸、後より打ち候は、亂氣と見え候、彌五兵衛組み合ひ候へば、氣遣もなき事と存じ、且三人の者、不殘立ち騷ぎては、番所に警固なく候故、其儘居て、成りゆく末を見居たるに候、と答へしかば、尤もなる事なり、と賞しられけり。彌五兵衛はしば〳〵參會しける故、手疵をも見、昔物語に云ひ出でける。たび〳〵聞きしなり。

○駿河の在番稻葉伊勢守を、夜中に刺殺し、自害の體にしなし置きたり。正能の家老安藤甚五左衛門、正能の愛童杉長喜内と申し合せ弑したるならん、と云ふ者有りて、其旨を密に申さるるも有り、諸司さもあらんと有りしに、御城代松平丹後守勝信聞かれて、中々左樣の事は有るまじ、小兒の分として可致やうもなく、況んや家老たるもの同心すまじき、と有りければ、然ば容易に究め難く哉とて、注進狀に其事は記されざりけり。さて彼兩人を急に執へて、江戸へ下し、糺問の上、此者に究り、刑に處せられけり。一座にて、さは有るまじと云はれしは、若洩らして彼者が逐電せん事を恐れ、暫時ながらさの如く答へられしとぞ。

る所あり、一谷の形に比して名付しと見ゆ、其具足は今に残りたるが、隨分輕くして、裝束など、當時輕き倍從の著すべきものとみゆるとかや。賴義朝臣奥州陣の時、味方の鎧美麗なるを、凶亡の兆ありと稱して、拂かへさせられしと云へるも、思ひ出られぬ。

○ある國君、和泉守高虎朝臣の許へ、具足を緘し申すに、その形はいかゞ仕りたるが善く候はんやと尋ねられしに、具足はさまぐの物數奇有之候へども、畢竟は手かろく、胴短くして、あきま多きやうにする事、第一の義に候、胴の長きは、馬に乘られず、高にのぼられざる者に候と答へられけり。

○大和守信之朝臣、吉田在城の時、廣間の番高田彌五兵衞と云ふ物頭、其外兩人在りけるが、夕暮かゝる頃、彌五兵衞が居眠したる所を、一人の士、後へ廻り、首を切りける。睡中にひややかに覺えしか、今一刀にてふり返り、意趣もなきにかく有るは、亂氣にや、と云ひながら、此者を組留めんとす。彼者は意趣こそあれ、と云ひて、猶切付くるをかれこれと組み合ひ、終に組みふせぬ。身には、十四ケ所うす手負ひぬ。糺明の上、亂氣に極りて事濟みけり。今一人の

と云ふ。さればその心得とみゆるなり、そも〳〵山伏のさまになり、さらぬよしをさま〴〵陳じてだに、關守のあやしみやまず、初より辨慶と見えて通すべきや、と云ひしにぞ、讃歎して彌術をねり妙を得しとぞ。

○觀世大夫道中にて、隣家に謳をうたふを聞きて、かれを止めさせて見すべしとて、一曲謡ひ出だしければ、しばしのうちに、かの謡はやみぬ。又とある宿にて謳ふもの有りけるに、前夜の事を側より云ひ出して、前の如くに有れかしと望みければ、是は叶ひがたし、いかにとなれば、さきの謳はよほど巧なる謳なりし故、我聲を發するときゝとめて、此方を細に聞き、且つ自分を恥て止めつるなり、此夜の謳は他の善惡を聞き知るほどの業にあらざれば、何程此方にて謡ひても、通じざればすべきやうなし、と答へしとぞ。總べてのわざ如レ此。たゞにこれのみにあらず、うてどもひゞかざる、いと多し。

○竹中氏の祖は半兵衛とて、太閤秀吉の軍術の師にて、六萬石を領せしが、其家に重寶したる一谷の冑は、名高き具なり。よく知りたる人に問ひしに、鉢を長高くして、後に深くきざみた

かる上は尋ね問ふべきやうなし、されども此者を見出し刑に處せざれば、家法にさゝはれるなり、予が爲には替へられまじ、密に云ひきかせてくれよと、人を退けて、いとも懇にいはれければ、三人申すやう、高命の如く、臣等三人彼に親しき事隱れなく候、されば露ほども此度の事承り候なば、一所に罷出で、助太刀仕り候はで不レ叶事に候へども、勝負の時おめ〳〵と餘所に聞き、腰をぬかし居申候へば、其儀不存候事御察し有るべしと、一同に言ひければ、理なりとて、歸されけり。跡にてさてもにくき奴原哉、明かに同類と知りたれども、如レ此理を立て云ふ上は、搜り問ふべき樣なしとてやみけり。此比は古時の風まだ盛なりしとみゆ。

○喜多七太夫が祖古七太夫と、世に稱して、藝術堪能なりしとかや。その母一見して批判するに、皆妙處を云ひけるとぞ。安宅の能を見て、汝が藝術殊の外に進みたれども、未だ妙に至らざるとみゆ、猶工夫してよ、と云ひしかば、さま〴〵に勘へつゝ、日を經て後是を見せけるに、未ださにあらじと云ふ、此上は自慮に及び難し、其意を承りたしと問ひければ、さらば語りぬべし、一體豪氣十分にて、さながら辨慶と見ゆるやと云ふ。それを能第一と仕り候へ、猶いかゞ

る所尤もの至なり、若君の路を塞がんとしたる咎重き故、かの奴僕の中、頭取三人只今成敗申付け候、此上は御身も無レ恙歸り申されよと有りし時、かゝる上は可レ申様なしとて、色代して歸りけり。正盛朝臣もいかゞと案じ思ひ待ちかねられし所、立ち歸りて申し達しければ、大に喜悦有りて、卽座に五百石加增して、千石給りけり。元よりわが徒士兩人譜代の者とて、五十石づつ與へ置きしが、直に百石づつ與へけり。其外勝れたる士なりしかば、佐倉滅びて後、大國の君へ呼ばれて仕へけると、佐倉の士の語りし。

○上野介正信の使番の士、未明に淺草の第より出仕しけるをり、佐倉に在りける同僚の士忍び來て、淺草橋の側にて、馬上より切落して、往きがたなく失せにけり。さま〴〵に搜し求められけれども、行衛知れざりけるに、佐倉に在りける門間治部左衛門と云ふ者、外に兩人調じ合せ、匿し置きたると、專ら沙汰しければ、此三人に様々尋ねられけるに、兎角不レ知よし申しきりぬ、と達しける。正信朝臣江戸へ召しよせて、直に問はれしは、汝等三人兄弟の如く有るよしは、かねて聞きつるなり、然る上は其方齊く固く祕するは、士の義にして、道理至極せり、か

歸るさに又其所を通らんとせしに、館の前に奴僕數十人有て、路をさし塞へし樣子とみえけるに、花木外記とて十九歳の士、蒲生家の浪人にて名ある士なれば、五百石領しけるが、器量ある者なれば、若輩にて跡乘して行きけり、其樣を見るとひとしく、使をはせて、我等相手になるべし、主君をば通すべし、と云ひやりて、事なく通しぬ。偖馬をはやめて行き、門前にて飛下り、其儘門に入り、式臺にさし懸り、某幼君の供にて候が、今朝通りし節、前駈に水うちかけられ候故、某指圖してつき倒させし、其憤を散ぜんとにや、只今歸路を塞んと、御家の奴僕達、御覧の如く大勢待ちうけ居られ候、あの面々にわたり合ひ候はゞ、御門前を騷せ申すも如何に候間、御庭にて切腹仕り、大勢の意趣をはらさせ可申と、是迄參りて候と云ふに、侯家の老臣立出で、さま〴〵言ひなだむれども承知せず、某たとひ仰に隨ひておめ〳〵と罷り歸りても、主君同心仕る氣に候はじ、且つ某の最初申し付けあしき故、幼君の歸路をふさがれ申す事、某誤り至極に候へば、とかく御庭を穢し申さでは、主君への申わけ立ちがたく候、御免あれと云ふに、當時の加賀守の若君と云ふ事も知れ、上下もてあぐみつゝ、君侯出であはれ、申さる

じみるに、必ずしも其父母兄弟のみを愛せられたるにはあらじ、それ族刑は聖王の政にあらず、商鞅が法より初りたれば、用ふべき事にはあらざれども、いつとなく法の如くなれるにや、今東京にて改むべきやうもなければ、事に托してなだめられけるにや、はかりがたし、享保以來族刑の沙汰なきに付て、此事符合したるにや、と或人の申し侍りし。

○國性爺日本へ加勢をこひける時、殿中評議有りて、老臣達御前へ召出され、是を見のがしにしては、本國の名折なれば、加勢遣はされなんとて、上意有りし時、各有無の御請なし難く見合せられしに、稲葉丹後守正勝、これは其儘さしおかれて可レ然候と、再々申し上げられしかば、御けしき悪しくて入らせ給ひけり。明日召出て、仰に云ふ、昨日申せし所思召に不叶しが、つく〴〵御思案あるに、申す所理なり、加勢の事御やめらるべきとて、事濟みけり。今是を考ふるに、丹後守の智計、遠大の慮とぞしられぬ。

○加賀守正盛朝臣の嫡子久太郎正信、脇坂氏の許へ行くとて、幸橋にかゝらんとするに、ある國君の館の前にて、掃除の中間、前駈に水をうちかけければ、其者を溝へつき倒して通りけり。

時、常例は死刑の罪にもあらざる故免されけり。此の時に及びて、侍従の心始めて安堵なりしとぞ。其不辜を殺さんより、寧ろ不經に失せよとの心にもや。

○京木屋町の商家病死して九歳の子有りしを、老夫乳母二人して養育し居けるが、近所の寺諂にとて、二人共に出でける隙に、幼小より抱へおける長藏を云ふ奴、十八歳、かねて不行跡なりしが、彼の兒子を菜刀にて切殺し、金を盗み取り出奔せり。町奉行よりとらへて禁獄し、刑に行はるべきに及びて、かれが父母兄弟法令の如く斷らるべくと議定して、篠山侍從に告げられしに、侍従是を聞きて、其者は論なし、父母兄弟の事はいかゞ有らん有りし故、町奉行も今一應論談してこそとて退きつゝ、日をへて又この事を申し出されしにも、猶も思慮候へとて程へぬ。やゝ有りて又うかゞはれしに、朝臣の云ふ、下部のならひ、結券有るべし、各はとりよせて見られしにや、と有りしかば、幼少よりよびおき候故、券なく候と申されけるに、商家などは結券を以て奴僕のしるしとする事なれば、券なくては一定の弑逆にも定めがたし、其奴は法の如くの刑にして、族類の刑には及ぶまじくと有りし故、一人刑せられてやみけり。是を案

早く參るべし、と答へられし時、彥坂云ふ、我等はさやうに不存、御城は御城代、御定番、御加番歷々あり、又近國の諸大名出合るべし、然らば何の氣遣もなし、我等は町の騷動を鎭むる事大切に候故、組の者を早速町中へ遣し、騷動なき樣にとふれさせ候、足下にも組下を召され然るべし、是にて示し合居候て、町中違變もなきを聞き屆けたる上、登城可ㇾ然、先づ湯漬を食し、心靜に組下へ御申付候へ、と有りければ、そこにて自身の組下へ使を遣し、所々見分の者を云ひ付けて、事の次第を聞屆けられしとぞ。彥坂氏の心得尤もなる事とぞ申しあひける。

○故篠山侍從京の司たりし時、寶永の前にや、悲田寺領の屠夫、病馬の皮を剝しと訟ふる者あり。其比は殊に殺生の禁甚しくあれば、囚獄して後、例の如く死刑に可ㇾ處の由、兩奉行よりしばしば伺はれけれども許されず、先づ其まゝとて沙汰に不ㇾ及、侍從の心、屠夫の皮剝は所業なり、病馬の事さだかならず、萬々一も誤つて刑するときは、屠夫といへども彌なるべからず、然ども時禁嚴なる折りなれば、容易に決斷なり難し、年月歷とも暴殺に及びがたしと思ひて、右のごとくなりとぞ。兎角する程に、九年を歷て、正德年中に及びて、さして制禁もなかりし

固くいなびける所に、その者の子の庭に居けるが、父の言は我等も存じ候て、去りがたき事に候へども、此人の是程に御望み事餘儀もなし、且は彼人は藥ながら殺さむよし、是はたすけんと有るなれば、先づ其方に許容有りて然るべしと申しければ、父もせんかたなき體にて、然らばまゐらせんと云ふ。殊の外に喜び、むすこの方のとり持過分のいたりなり、しかと禮謝申したく候へども、今日は持合せず、明日必ず御禮申さんとて、此の狐をとりて放し、さて翌日になりて、昨日の禮に、使して金をもたせ遣しけるに、其家には昨日の者は一人もなくて、よの者の家居なりければ、昨日の事を問ふに、かつて不知、思ふに昨日は其家を一日かりて、右の事をなしたるとみゆ、約を納るは窓よりし、人をたぶらかすは闇所よりするためしこれなり。寛保二年六月の事なり。

〇寛文五年乙巳、浪花にて雷天主に落ちて、都下の騒動大かたならず、町奉行某登城せんとて、取敢へず立出でて、先づ同役彦坂九兵衛の方へ往きて、同道せんと有りしに、彦坂氏湯漬を食ひながら、何とて登城せんとは有るぞと、問はれしかば、是程の大變、遲參候ては如何なり、

ければ、それはいと易き事なり、明日ゆきて救ふべし、わが女の疾をば、とにもかくにもたのむと云ふに、それはうけがひ候へば、何の御案じの事もなく候、親の命を偏にたのみまゐらすと、互にたのもしくて別れけり。明けの日目黒に尋ねゆき、家居の體も聞きおきぬれば、其家にいたりて見れば、大なる家に人少く、主人は老體にて坐し居たり。茶をこひて立ちより、しばらく時の物語して見廻すに、狐のありかも見えざる故、若此家に狐など飼れ候やと問へど、さやうの物はなしと云ふ、不思議やと思ひて、やゝ久しく休みて語りゐる中に、縁の上に、風呂敷やうの物に包みたる物有りしが、白狐の足をふみ出せり。さてはと思ひ、あれは何故おかれしや、あの狐を望み候、我に給へと云へば、あれは深川邊の醫師の、藥に用ふるため、生膽を取らんとて、とくよりの賴に候を、やう〳〵一昨日とらへ候、白狐は希なる物にてえがたし、故にまゐらせがたく候、御望に候はゞ、重ねてとりおき遣すべし、と云ひければ、我等宿願の仔細候ひて、此狐に限りて命ごひ致したく候へば、重ねては待ち難し、是を給はらば、二十金禮謝にまゐらせんといへど、是は明日取に參る筈なれば、何ほどの禮金有りとも進じ難しと、

かゝる執心深き者も有りける事にこそ。

○日本橋邊の商家、少女の久しく疾に沈みぬるを苦みて、所々の神佛に祈願しけるが、雑司谷の鬼子母神へ日々參りて祈念しけるに、若き女の來て拜み居けるが、側近く立寄りて、御ぬしは御娘子の御煩ひ故、御祈願候て、日々御參詣候事いたはしく候、それに付き、妾も深き願の候ひて、これへ參り候が、わらはが願は、御配慮をたのみ參らせてとげ申したく候、御娘子の御やまひはわらはうけあひ申し候、やがてすら〳〵と御本復あるべく候、只妾が願をば叶へたび給へ、と涙を流し云ひけり。そのさまいともあはれにて、且は不思議なる事なれば、此男も驚きて、思ひがけなき事を承るかな、但わが女の疾をうけあひ、快くしてたべんと有るうへは、そなたの望の事、我等が力にて調ふべき事ならば、いかにも叶へ申さん、先づ御身はいかなる人ぞといへば、妾は實は日黑邊に住める狐にて候が、父は此頃彼邊の人にとられ、近きうちに生膽をとらるゝとて、家内に搦おかれ、過分の價にて人の方へつかはす筈に候故、是を償ひて救ひ申す事なりがたし、御ぬしならでは賴み奉る方なく候故、申し出し候と、かきくどき語り

ばれし時、かの男立ちあがりて、僧は路金あるべし、此方へわたすべし、さなくば討殺さんと云ふ。拾金持ちたりとて與へければ、道を教へけるほどに、二三丁往きしが、急に走り歸りて、もとの男をあるやと問ひ、扨有りて云ふやう、さきに金をこはれしとき、實は二十金持ちたるを、欲心發して十金あると僞りし事、返々恥しくある間、殘りし金をつかはすとて、取出し與へければ、彼の男感涙を流し、さても某は畜類同事にて候、今より御弟子になして給はれとて、元結を拂ひ、供に具して奧州に下りたりしとかや、人の語りし。

〇洞家の僧隱遁して芝邊に住みけり。年老いて疾に伏せしかば、甥なる士常に來りていたはりけり。やゝ重りければ、予が方に招き入れて看病せんと云へど、きかざりけり。一日云ふやう、小き餅を二百ほしきと云ひければ、その如くして與へけるに、思ふ事ある間、汝とく歸れとて、内より戶をさし固めけり。明る朝往きて戶を敲きけれど、答ざりし故、押し放ちて入りて見れば、かの餅に金一づつ包み込み、さて四十八ばかり喰ひしが、そこにて死したりと見えて倒れ居たり。此金を跡に殘さん事の口惜くて、悉く餅にうめて腹中に入れおかんと思ひけるにこそ。

給ひ候はんやと云ひければ、さらば參るべしとて、うちつれて元の庵へ歸りけり。直不疑がふたゝび出たるにやと思はる。

○松島の雲居、廣德寺の住持たりしとかや、其頃訟の事有りて廳へ出でし時、井上河內守正利是を論じて、殊の外に押下して大言せられければ、雲居申さく、獄の事は御裁許に隨ひ申さどらんや、但しあやまりなる迄、御いやしめ有るはいかゞ候やと有ければ、汝常ならばかほど迄はなけれども、今日の獄は俗情を以ての事なれば、かくはあひしらふなりと有りし時、雲居感歎して、重々誤り申したり、重ねて御穿議に及ぶべからず、愚僧甚だ誤り候、然る上は只此許より寺をひらき、是より遠國申すとて、つい立ちて、供の者どもに、われ仔細有りて寺をひらき、是より遠國するぞと云ひやり、行方しれずなりけり。從者歸りて告げければ、寺僧ども驚きて、此上は定めて奥州へ下らるべし、路次の費用もいかならんとて、一人急ぎ跡をしたひ、やう〳〵に追ひつきて、金貳拾兩を贈りて、なく〳〵別れ歸りけり。斯くて雲居は、唯一人野道にかゝり、別れ道のある所にて、覺束なくや有りけむ、草刈男の有りけるに、道のすぢを問

○鎌倉のある村老の富人、無南を尊み、庵を結びてとめおき、常にうやまひつかへけり。やゝありて村老の女懐妊しける程に、いろ〳〵にせめ問ひしかば、和向の忍び〳〵來召され候ひて、かやうになり候、と云ひし程に、村老殊の外にいかり、無南の許にゆき、今迄はたふとく思ひて渇仰せしが、我が女と通じられけるを知らで在りける口惜しさよ、唯今出て何方へも往かれよと、あらゝかにのゝしりければ、一言にも不及、其まゝ出でて雪の下のあたりに親しき者の在りけるが許に往きければ、元より尊信しける者にて、あきたる寺におきて馳走しける。しばし有りて女云ふ、かねて和尚を尊み給ふ故、御咎め輕かるべきと存じ候て、さきのごとく申せしなり、實は誰がしと年月なれあひたるに候、和尚には終に物申したる事もなく候と、かきくどきあかしければ、その男をよびて細に尋ねしに、いよ〳〵それにきはまりければ、村老大に仰天して、和尚へ無實の難を言ひかけ、且つ惡口せしを、いかにして申し披かんとて、其儘走り出で、雪の下へやう〳〵に行きつき、涙をながしあやまりを述べけるに、無南につことうち笑ひ、露ばかりもとがむるけしきなし。そこにて、我等申し拔きの爲、元の所へ一たび歸りて

○僧無南は飄逸の禪僧、傑出の沙門なりけり。常に親く交る商家に行きしに、折節其家掃除して、うち散したる比にて、一間なる所の殘りたるにて、うち語ひける所へ、下部の來て、そこより來たるよし言ひて、金一片を紙に包みて出しけり。主人受取りて、さて久しく語りて歸りけり。やゝ有りて主人先の金の事を思ひ出でて、いづくに置きたりしにやと、おもひ廻せど、更に思ひつかず、衣を振ひて見れどもなし。あまりの事に、無南の許に往きて、ひる間の金を座に置きしが、もし心得違へて懷中にてもせられけるや、見て給はれと云ひしかば、無南聞きて、何の思趣もせず、金一片を取り出して與へぬ。主人是を取りて家に歸り、日をへて其一間に在りける小衾の鴨居の上に塵有りければ、手づからに箒にて拂ひしに、紙に包みたる物落ちしかば、取りて見れば、先の日下部の持出し金なり。紙にも其由を書けり。主人興さめて、無南の許に走り行きて、さても卒爾なる事を申し候ひて、面目を失ひたるよし云ひて、金を返しけるに、何の心もなき氣色にて、心得違はれたるなんと計りにて請取り、露も心に懸りたる樣なかりしとぞ。

夫よりして格子を造れるとぞ。斯くて年月數多經て後、騎馬の士供人あまた具して、此家を尋ね來り、主人に對面すべしとて、一間に通りて云ふやう、此所に昔見世の金を奪ひ取りたる者や候、御身は年若く見ゆれば、其時の主人とは見えず、從者どもに委しく聞きて給はれと有りしかば、聞及ばざる事なれば、古き者共に問ひて後、出て其時の事承るに、なる程さやうの事有りて、今に古き者は存じ居るの由答へければ、されば其時の盗は我等にて候、久々流浪してありけるが、或方へ呼び出さるべきになりて、よそほひの設なき故、命をかけて此家にて奪ひ取り、其蔭を以て快く片附、次第に立身し、今はよほどの祿を得候故、其時の金子持參申すな、り、さて高恩の禮謝として、目錄を持參候とて、かず〳〵ならべぬ。主人以下驚きて、昔の世の事にて、今まで承も及ばざる事に候へば、此金受け申すまじと、さま〴〵辭退しけれど、さ有りては我等誠の盗賊になり申す事、一分立ち難しと、かたく云ひ述べて、金をわたして歸りしとぞ。豪雄の夫と見えたり。余が幼き時人の語しは、京にて大地の上人斯く有りしと聞きしが、此事を云ひまがへもしつらめと思ける。

りければ、舟子言やう、某は浪花の者にて候が、其金は某拾ひ候て、何人の落しおかれしやらん、返しつかはすべしと存じ候へども、急には知りがたく候故、先づ持ちて歸り、その儘封をつけ、妻子にても見附けなば、もし失もやし候はんと、持佛堂の佛壇の底に隱しおき、その主に逢ひ次第返すべきと、餘所のやうに尋ね候へども、今迄あひ不申候ひし、わが宿へ御供申し、右の金を渡し申すべしと云ふに、旅人驚歎し、さりとも正直の人かな、さほど迄心を盡し申さるゝ事、誠にたぐひも有るまじ、さある上は、これを贈りたりとも受けらるまじき間、其金請取申すべし、此貞實のこゝろざし、たゞにはおくべき樣なし、重ねて禮を致し申すべしとて、さゝ濱の元船を讓り與へけるとかや。それよりして今のごとくの大富者となれるとぞ。

〇兩替見世先に、駒よせのごとく、ひきゝ格子をたておくは、故ある事とぞ。昔此設なかりし頃、兩替町へ、何處ともなく士一人急にかけ來り、積みおける金を兩手にてかいつみ、袖に入れて飛出でぬ。西の方へ走り行くを、皆人驚き追ひかけ行くに、金を一つ二つ程づつ路にこぼし置きければ、先づ是を拾はんとする間に、堀端へかけ出でぬれば、大勢にかき紛れて見えざりけり。

窓のすさみ追加

松崎堯臣撰

巻之上

○浪花の富商辰巳屋と云へるが祖父は、本は舟子なりけり。ある富人伏見より舟に乗りて浪花に往くとて、舟子に向ひて、何と此わたりの舟子の中に、近年富有になれる者はなきにやと問ひしかば、舟子答へて、左様の者は候はず、但し其物語は仔細も候にや、こなたにも承り度き事の候と云ひければ、されば三年前、舟わたりせし時、五拾金袋に入れて持ちしが、棚の下へ置きつゝ睡りゐて、舟著きしかば急ぎ陸に上るとて、かい忘れて出ぬ、道にて思ひつきしかど、尋ぬるともたやすくは出まじ、我は是を失ひても、さのみ事かく身にもあらねば、拾ひしものの幸よと思ひて、其事言も出さざりしが、其者は今は富有ならんと思ひて問へる計なり、と語

窓のすさみ終

○片倉小十郎白石城にあり、仙臺を去ること十二里餘ありとぞ、家中の士終日勤役して、日暮に白石を出て、夜通し仙臺に行き、弓馬鎗太刀等の諸藝をはげみ、暮れて後去りつゝ、暁までに、歸る事ならはしなりとぞ。思ふにかくの如く武術盛ならば、人の氣質實にして、風俗おのづからすなほにて、國の長久思ひやられぬ。すべて武義のはやらざる國は、風俗きれいにて、華奢風流を好み、茶の湯俳諧など弄び、淨瑠璃小歌、はては芝居遊女をよろこび、博奕などに流るゝもあり、浮薄の風俗日々に起りて、眞實次第に薄くなりゆく事、古今みな然り。心を附けて見るべき事なり。

祈りたればとて、何のしるしか候はんと申しければ、上をあざける事重き罪なりとて、新島へ流されしが、大赦有りて歸府し、わが父の方へも來り、一宿して歌など詠じけるが、殊勝なる僧なりし。高貴、尊敬して、請待する方多かりしとかや。日光御門主より內意ありて、江戸徘徊遠慮すべきよしにて、上方の故鄕に歸りて終りしとぞ。

○胤海僧正の詠める狂歌に、

　歌よまず詩も又ならず連歌せぬ人の寢覺やまたなかるらむ

實にもよくいひとれるなるべし。

○庄內の民、東國のならひにて、子を生じて三四人にも及べば、まびくとて殺し捨つる事を、老臣水野大膳元朝深く憂ひて、さま〴〵にしけれど、とかく改らざりければ、貧民の養ひがたきものをえらび、その子五才になるまで、扶持米をあたふ事に成りて、此風改りぬるとぞ。戸田氏の宇都宮に留守せし時にも、此政ありて、あらたまりぬるよしなり。深く心を用ひて行はれざる事はなきを、思ひ知るべき事にこそ。

達してたまへと、強てたのみける程に、山宮に云ひ聞かせけれども聞き入れず、さて破門兵衞は書置して出奔せり。さて君より、山宮儒者に似合ざる取さばきのよしにて、立さるべき旨命ぜられしかば、山宮は妻を先づ江戸へ遣し、後日自身は一僕をつれて所をさり、江戸に出づるとて、領境の見世先に休らひ居る所へ、破門兵衞來り、山宮を拔打に斬つて倒して、寺へ行き、自殺すべけれど、上へ達し命を受けて後終るべしとて、役人へ通じければ、先づおしこめてあるよし風說す。破門兵衞は不義をせんとしてまた師を殺し、大惡不道論ずべからず、山宮は不明の迂儒と見えたり。

○日光山の學頭貞晩僧正とて、世に尊みしとかや、元祿八年の頃、七十ばかりに見えし。そのさき兒君御違例重くありしかば、諸方にて加持祈禱などいふ事限りなかりけり。貞晩に命ぜられしに、答へて言ふ、祈禱は神佛に祈るなり、神佛は慈悲を以て第一とす、今苛政甚だしく、萬民心を安ずる日なし、如此ありて何やうに祈りたりとも、神佛納受あるべからず、苛政を改められ、仁愛を施されば、祈禱なくとも、御疾は御本復あるべし、今の如くにて、愚僧などが

ひけり。即ち糺明の上各刑罪せられ、妻は家財をこと〴〵く賜はり、下女は褒美を給はりける。藁にて吟味せしは、能く心附しにや。

○山宮官兵衞は、三宅丹治の弟子にて、朱學の聞えあり、且つ博識なりけり。厩橋の君の姫路に在りし時、招れて仕へ居しが、厩橋に移り居れり。寛延四年の春、江戸へ暫らく出て、日數經て歸りぬ。物頭役の破門兵衞と云ふ三百石とれる士門人なるが、隣に住居せしかば、留守中の事たのみ置きけり。かくて山宮歸りつゝ、しばし有りて、腰張などせんとて、反古など出して見れば、山宮が妻に破門兵衞が戀慕して送りける艶書あり。山宮おどろき、妻に問ひければ、さる事のありしが、返事もせず打捨て置きたるよしを云ふ。文のようもその如くに見えければ、妻に罪はなきぞと知りて、大目附役の郡太兵衞といふ者に密にいふやう、所存ある間、破門兵衞と義絶すべし、此由通じてたべよと云ふ。郡太兵衞師命いなみ申すべき樣はなし、されば何故となくては通じがたし、旨趣を承はり候べしと、しきりに問へどもかくいはず、力及ばずして其旨を破門兵衞に告げければ、心肝にしみてあやまり候、義絶をばゆるし給はるべし、そのむねをよく

へ、われら案内候はんとて、翌日つれ立ち行きて、事故なく執へけるとぞ。
○信州御領の民、年貢代千兩、御代官の手代附添來りしが、上納の後、箱を開き見れば、金はなくして、錢を古藁に包み、重みを合せて入れ置きけり。御代官卽ち信州上州の手代を呼寄せ、右の詰たるわらを見せ、これは信州のわらか、上州のかと尋ねられければ、信州のなる由申しゝゆゑ、手代二人同心二十人ばかり、初止宿せし坂本輕井澤へ遣し吟味しけり。輕井澤に至り、本陣の亭主をはじめ家内こと〴〵く捕へけるに、下女の云はく、我等此金の事よく存じ居候、御捕へにおよばず、委細申すべし、但し主人を訴人致し、主殺しの刑に入り候事迷惑に候、さあらば骨をくだかるゝとも申すまじ、と云ひければ、此方より糺明に附いて云ふなれば、訴人とは事違へり、罪にあたらざる事明白なりと云はれて、さらば申すべし、主人宰領の手代を馳走甚しく、われらを相手に申付けられ、酒をつよくしひて醉はしたる時、大工と申し合せて、箱を明け入替申候、妻は安中の士の女にて、折から里がへりして留守なりしが、歸りて此はなしを聞き、さまざまに諫められしかども聞入れなき故、病氣と稱して里へ行きつゝ、今に歸り申されずと云

○田原君の願にて、屋形を江戸見坂にて給はり、小石川の邸地半分白川の君の別業に給り、地形を作りしに、鮑貝に入りて金二三兩埋めあり、其外一分判、貝などにつゝみ入れ埋めおけるあまたあり、數十年前、役人の私欲にしたるものと見ゆと言へり。

○伊賀侍從の側近くつかはれし坊主、屋形近き町家の女を誘ひて出奔しけるが、高虎朝臣の拜領ありし茶壺、國の什器にて尊重せられしを盜み取りて、質に置きけるゆゑ、四方の海道筋へ足輕四十人づつ分ち遣し、此ものを搜し求めける。關東に向へる一組鴻巣に宿しけるに、小頭なるもの、宿の長に云ふ樣、此處にて馬子の中にわかものの名を得たるあらば、呼びてよと賴みしほどに、一人を呼び來りければ、一兩日中に二十三四歲の坊主、十六七の女をつれて、馬を雇ひ往きし事はなきやとて、その坊主の形相をかたり、汝が仲間を尋ね、心あたりあらば語り聞せよ、もし此ものを尋得たらば、十金を與ふべしと云ひけるに、馬子云ふ、それこそ一昨日此處を通り、我等が馬に乘せて追ひ候、松井田に泊り居候、中瀨栗橋の渡しをも、われら村役人へ達し、手形を取りて渡し候、彼を御執へ候はんには大勢にはおよばず、手きゝの人二人ばかりつれられ候

死せしが、期に臨まんとして京なる執齋の許、その外にも告別の情懇に認め、詩など贈りし。その書を謙齋の許にて見たりし、是又一快事なり。

○小倉の君の牛込の別業に、隱居の女君住まれける。四方樹木にて圍るなれば、常々殊に君用心きびしくありしが、寛延三年の秋、夜奧へ怪しき男一人來り、女君の寢所へ切り入らんとす。淺草口藏寺門前町人の女そよと云へるが、久しく仕へたる、一人立向ひながら、君早々御立退き候へと、くりかへしいひやまず、數ケ所切られて死しけり。此騷を聞きて、奧附の士小杉傳左衛門來り、面に少し疵をば蒙りたれど、彼男を袈裟がけに切り倒しぬ。さて公儀の檢使を受けて死骸をさらし、またその出所吟味あり。雜司谷に住める同心の子なるが、不行跡にて義絶しけるものなりとぞ。されども親も中間を番に付けられて、稍久しく押込み置かれける。彼男の懷中艶書ありて、隱居君に仕ふる中老役の女と、兼ねて密通して忍び入りけるに、その日俄に濱町の屋形へ使などにて往き、とまり居て歸らざる跡へ來りて、他人に見咎られ、せんかたなくて騷動にびおよぬると見えしと沙汰せり。

かば、皆人驚きあへりしに、此君氣色だちたる事もなく、上に著給へりし小袖をとりてうちきせ、水をかけて消されければ、何事なく止みけり。君深く感じ思召して、近く召仕はれしより、日々昵近して二君をも生じ給へり。延寶八年位を繼がせ給ひて後、何にても大望あらばかなへ遣はさるべしと、たび〳〵仰有りけれども、かつて望みなしとて退給ひぬ。唯一つ亡父の讐小山田彌一郎といふものを罪して給はり候はゞ、外に望み申す事是なきよし成りければ、やがて人相書を以て尋ねられ、重刑に處せられけり。君薨去の後も、院殿と申しておはせしが、質素にして宮中の作法もつゝまやかなりけり。淺草邊にや、何がし院とか、辨天の別當白蛇を求め得て養ひ置き、池中に生ぜしが、辨天の使者なれば上るとて、指出せしほどに、其よしを達しければ、元來蛇は好み給はず、早々水中に投ずべしとて、直にはなされける。

○佐久間立齋とて、郡山の曾平が子成るよし、郡山亡びし後流落し、兵術を教授して暮しぬ。孫子流とて、止戈辨論などいふ書を著し、陽明學と見えて、執齋と睦しく、心學の圖畫など作り、われも一面識なり。後水戸の學校に往き、書寫の科にて過ぎしとぞ。寛延のころ老病にて

が、成貞朝臣をとゞめて、これは如何とありければ、朝臣、予が参るに咎むる事やあると叱られけるを、さあらば何とて脇差を帯しながら御入り候やと云ひければ、朝臣心付きて、あまりに心せきて、甚だ誤りしと謝して、脇差を解きて入りつゝ、上言して事濟みけり。此事を君にも初より透し見おはしまして、殊の外に感じ思召けるより、次第に昇進有りけるとぞ。出羽守とて御側衆なりしころ、御膳を調じて、御飯を査けるに、改め見れば小石一つ交りてありしかば、常の格にて御ぜん番見咎め、此事を吟味最中に、出羽守例の如く、御膳改めに出られけるが、その事を不圖聞きて、何となき體にて箸を取り、白米にもみ有りとて、やゝもすれば交りあるものとて、その小石を縁へ投げ捨てられしかば、何事なく事濟けり。吟味に成りぬれば、大勢難儀を受くる事なるに、長者の仕業とて、皆人感悦しける。聰明の人なりしと見ゆ。されども元和寛文のころの大臣になぞらへば、あまれりやたらずや。

○元祿の頃、五丸殿と稱せしは、綱吉公御子德松君、鶴姫君の母君なりし。其始館林の君とておはせしころ、竝の女中にて侍はれしが、或時御庭にて火鉢の火こぼれて、芝に付き燃上りし

ければ、甚だ賞せられ、五百石を與へられしが、後に家中にまた剛力の士ありてければ、腕押をさせられしに、右馬之介はやすく思ひて押しあひ、終に勝ちけれども、右の指二本地へつきければ、甚だ無興せられ、終に暇を給はりて京に住みける。祇園祭にや有りけん、見物に出でけるが、雜仕と爭ひ出來て、鐵棒をひらめかしければ、そのまゝ奪ひ取り、鐵棒をひきまげ、領を廻し、前にて二つ三つより合せて歸りける。これを放し取らんとするに、仕かたなし、與力の士云ふやう、如此の業何者かせん、定めて右馬介なるべし、われ謀にて彼に解せんとて、高木が許に往きて、何者にかあらん、此の事なしたり、足下ならではこれを賴むべき樣なし、御出ありて解き給はり候へと云ひしかば、心得候とてすなはち來り、本の如くにほどきてけると、作州出の士語りしとぞ。

○甲斐少將の、小身より出身ありし初めを、或人かたりしは、稻葉石見守の佐倉少將を害せられし時、殿中騷動甚だしかりし、牧野備後守成貞朝臣此事を申上げんとて、常の御座へ急に立ち入りなんとせられしに、吉保朝臣その頃は彌太郎とて、二百五十俵を給はり、御次番にてありし

が、人を討ちて立退ける。後は水野監物殿へ呼ばれ、旅奉行たりしが、後に致仕して、美濃國に籠居して病死せり。子甚五左衛門永貞は、小笠原信濃守殿に仕へ、歳十八歳にて初陣に、城壁に附し時、一番乘の高名しける。後には京極丹後守殿につかへ、宮津落去の時、落合主税介頭取にて、墨附來らずば城を渡すまじとて、籠城の用意しける連判の人數なりしが、判形來りて、事故なく城を渡し、離散の後美濃國に籠居して、八十餘歳にて死ける。或時甥の來りて、亂心して切りかけける。甚五左衛門平坐して居けるが、ふと切り懸けられ、起んとして、肘をつきて、少し仰ぎける時に、その妻中に入り、刀の下へ後を推あてけるほどに、肩先餘程切られける中に、甚五左衛門起上り、其者をば切り殺しける。時に當りて剛雄なる、女の業には珍しくこそ。その子は東馬とて、吾藩の士なり。

○高木右馬介、初めは美作國に中小姓やうの體にて仕へけり。忠政朝臣野がけに出でられしが、道に川ありて、雨後にて水強く出て渡りがたし、道を替へんとすれば程遠し、如何とありし時、右馬介進み出て、某御馬をば渡し候はんとて、朝臣乘られたる馬の四足を差上げて、安々と渡り

〇平川天神の別當骨族の僧にて、大力なりしとかや、延享三年に科あるよしにて遠島しぬ。彼に六年仕へたる奴僕、今は町人となりて居りしが、奉行所に出でて、此僧一人遠島に候はん事堪へがたくおぼえ候間、某供仕りたく候を、是非指添られ下されと、强ひて願ひければ、奉行所にも、遠島の者は出船の間牢舍するなれば、科なきものを入れ置かん事如何なりとありし上、別當も此者五十に越ば、先にて死候はゞ、某一人の迷惑にて候間、御取上なきやうにと、再三願ひけれども、此男とかく身を捨てゝ望みければ、奉行所にも默止がたくして許容して、終に供にて島へ赴きぬとぞ。此僧の往く時、方々より餞別とて、米五十俵、金二十兩、時服二十贈りける。他の流人には、公儀より金二兩づつ給はる事なりとぞ。

〇慶長五年の戰に、濃州移束の城に、石田方丸茂三郎兵衛籠りしを、市橋下總守德永法印、横井伊織等攻めて落城せし時、西脇幸左衛門、澁谷太右衛門、踏留りて二人一所に討死し、高名を殘しける。幸左衛門子彌五左衛門、移束落城の時、立歸り、火をかけ城を燒きて立退けり。池田輝政の臣伊木淸兵衛、此由を見屆けしかば、關ケ原平治の時、池田家へ呼び出され勤め居ける

り過して、拔打ちに切りければ、二つに成りて倒れけり。斯くて初に云ひ付けし如く、奴僕を呼び、帶を結び、刀を指して、直に役人の方へ往きて、具に告げければ、信綱朝臣これを聞きて賞歎淺からず、家老の方に子無きありしに、家督となして、後に家を繼がしめられけり。

○或旗本中の息女、家中の若士と密通して、彼士息女をつれて出奔しける。主人御城に宿直の夜なりければ、そのむね書中にて達しけるに、歸りて後申し付くべし、隨分穩密にして居よと返答ありけり。翌朝退出後、立退きたるものは知れければ、偸に居所を聞き付くべしと、穩密に云ひ付け、さて氣分勝れず候程に、保養の爲今日囃子申し付くべしとて、客を招き、終日夜まで遊び、三日續けてそのごとくせられしかば、世上に、もよや異變はあるまじとて、沙汰するものもなくて止みけり。かくてつれ退きたるもの行衛知れければ、金五十兩遣はし、まづともかくも凌ぎ居よ、追つてまた安く暮しぬる樣にして遣すべしと云ひやられける。かゝりしゆゑ、世の風說なくして終へぬ。近頃事あしく取りなして、恥をひろげぬるも有りし。總て近年、貴人の姉妹、又は妻女など、不義の出奔時々ありて、めづらしからぬ樣なりぬ。

追て往きかよりに見し、門口五軒許の家たり、討ちたる所も人の敎へて見せし。

○伊豆守信綱朝臣川越を領せられし頃、深井藤太夫と云ふ長臣あり、江戸にて妻を貰ひ得て歸りしが、其弟なる者、浪人にて有りしかば、ともに呼び寄せて置きけり。斯くて藤太夫また出府せし時、留守の事、此弟にしめし置きて出でけり。此弟年二十三歲なりしが、殊の外おとなしくて、藤太夫祕藏しける。ある朝此弟未明に起き出でて、楊枝をくはへ、紙子の夜服に單帶して、脇差ばかりにて下部を起し、刀と帶とを渡し置き、われ呼ばん時、此二品を持ちて早く來るべし、と云ひ付けて、門外へ出でけり。これは此弟二階に寢けるが、隣家に二百石領して物頭の士住みけるが、前夜若黨をあらけなく叱する聲聞えける、何とやらん討ちもしぬべき樣に思はれければ、心懸りて曉前より目を覺し聞き居たるに、打合ふ音しぬるゆゑ、隣家に在りて見遁すべき樣もなしと思ひて、隣の門前に往きて、隣に向ひて小便するよしにて立居ける。程なく彼の若黨主人を討ちたると見えて、血刀引さげて門の扉を推し開き出でけるが、立居けるを見て驚きければ、脇へゆびさして、少しも早く立退けと、小聲にいひしほどに、その方へ往く所をや

きて彼是尋ね見て、加右衛門が出奔をも知りぬ。此上はとて、弟宇内と言合はせ、兩人とも君へ達し、家を退きて、讐を捜求めしが、五三年を經て、元文五年庚申三月六日、武平次廿四歳、宇内廿歳なりしが、築地小田原町にて見附けける。加右衛門五十歳ばかりにてありしが、六十六部修行者になり、四人連にて通りしに、聲を掛けしが、無刀の身なれば立合がたしと云ふ。宇内己が脇指を出し、是にて相手になれよと言ひけれど、是を取らず、餅賣る店の家へ逃込みし所を、武平次卽ち首より喉へ切附け、倒るゝ時、宇内持ちたる脇指を以て脊を一刀切つて、さて突通しけり。かくて奉行所へ召出して吟味の上、委細無相違かと穿議により、咎にて入るゝにては無之といへども、少時揚屋へ往き居られよと、懇に斷を立られ、一兩日過ぎ、委細吟味も濟み、元來敵討の事なれば構もなく、手ぎはよく討ち珍重と褒美して歸されけり。竹中周防守殿より、兩日共人を附け置きて、事濟み奉行所へ禮儀の時、著用の衣類上下抔を遣し置き、直に呼返し、取立て使はれけり。坂倉君の方にては、少々加恩ありしばかりにて、さのみ賞美もなかりしとて、世上に誹る者もありし。其討れたる小田原町菓子屋傳兵衛と云ふ宅を、

忍の家士に通達し、ふと見損じて奴僕の切りたるゆゑ、已む事を得ず討留し、卒爾の至り、此上遁るべき樣無之候、敵は越後に居候と承りて、尋ね行くとて如此の通りに候、此僕をば讐を討ち候まで、命を御貸し候て、本望とげ候樣に成し下され候へかし、と云ひしかば、檢使の士聞屆け、僕を免じ遣し、その士は自殺させけり。斯くて奴僕は、翌年越後にて讐を討ちしとぞ。見損じたるは本より卒忽なり、荒卷が先馬上にて早く笠をぬぎ、自身覺なき由言ひたらば、面を見て得心すべし、殘多き事にこそ。讐討は尼崎の君の士なりしとぞ。

○伊勢の龜山の君の足輕體の者死して、妻は子二人ありしが、年若かりし故、杉山加右衛門と云へる輕き者へ再嫁してけり。二人の子やゝ生長し、常に加右衛門の方へ出入せしが、夫婦不和なるを歎き居けり。かくて加右衛門終に妻を切害しぬ。不義の事有るにもなく、不和より起りての事なりしかば、子供の有るを畏れけるが、立退きてけり。二人の子、兄は天内武平次、足輕にて在り、弟は山下宇内とて、竹中周防守殿の小士など勤め居けり。武平次一日加右衛門方へ往きて見れば、戸をしめて有り、不審に思ひ、窓を押破り窺き見れば、切害して有りし故、驚

主の物なれば遣しがたし、我ものとては、一錢も持ち合はせず、免し給はれといふ。是非取るべし、左なくば殺さんといひければ、然らば先錢を渡し申すべしとて、棒を擲出し、金子は懐中襟に懸けたり、手すくみて出し難し、御取り候へと答へければ、山伏と見ゆる剛勢の男立寄りて、懐へ手を入る所を、それが差したる刀を抜きとりて、袈裟がけに切り倒しければ、殘り三人は遁げ退きけり。卽ち其刀を腰に指して歸り、後に忍の家中へ金三兩に賣りけり。刀は孫六にて、よき刀なりしとぞ。

○元祿のころにや、武藏の三田と云ふ所、渡邊綱が在所にて、忍領の境なり、忍の君の目附役荒巻十左衛門と云ふ士、馬上にて通りしに、年二十六七ばかりの士一人、三十ばかりの奴僕一人つれて來りしが、馬上に向ひて、親の敵なり、討果し申すべし、馬より下りられよ、と云ひ懸しかば、荒巻編笠を著したるが、其儘下り立つ所を、奴僕拔打に足を切りければ倒れしを、彼の士一刀に切殺しぬ。扨て笠をとりて見れば、人違ひなりしほどに、初め遁散し、若黨鑓持などを呼びあつめて、家苗を聞きて、いよ〱見損じたる成りければ、近所の寺へ立ち入り、

り、劍術者にては、夜の大刀などいひて、祕するよし承り及び候と語りけり。
○又物語に、往昔常陸呑兵衛、下野喰兵衛、上野嚙兵衛、無藏某四人同類にて、夜挊のみせし頃、池のはるかなる此方の野原の堤に、四人休らひ居しに、池のかたより人音のしければ、呑兵衛喰兵衛、いざ往きて討ちとめんと云ふ。殘り二人は無用の事なりと制止すれども、聞かずして往きけるが、しばらく討合ふ聲聞えしかば、如何あらんと思ふ內、稍有りて旅人の聲にて、足手まどひに手間とりぬと悔みながら、二人休み居る前を、何ともなき體にて通り往きしが、先の兩人討れたるとは知りながら、手を出すべきやうもなかりしゆゑ、是非なく見過して通せしが、後にて聞けば仙臺の飛脚なりと聞きしと語りけり。
○關東に住める野武士の子、若氣にて放埒ゆゑ追ひ出され、熊谷なる鍋屋の奴僕となりて有りしが、鴻巣に賣りかけありしかば、十二月晦日取りに行きつゝ、夜に入り歸るとて、錢二貫文棒の前後に結びつけかつぎて、熊谷の此方久下堤を通りしが、夜半ばかりになりぬ。夜盜四人出でて、酒手を與へよといひしかば、我はかけ乞にて、主の賣かけ錢二貫文金五兩持ちたれども、

しからず、此刀を多年御馴染候へば進上申すべしとて、取替へて自ら訴へ出でけるに、自奏故斬罪にて事濟みけり。その刀は和泉守兼定二尺七寸五分、丈夫にてすぐれたる刀なり。惣兵衛は友人無的が外祖父なりければ、後これを讓られて祕藏せしを、予が細に見しなり。

○武州□□郡八幡村に武田無二右衛門と云ふ者、夜盗を業として、老後まで健に有りけるが、寶永の頃江戸にて犬を殺せる者、走り來りて賴みければ、犬切りたる刀を取替遣し、壻のかたへ忍ばせけるを、捜し出されて刑せらる。無二右衛門並に壻ともに隱し置き、殊に刀を取りかへ遣したる科にて、梟首されける。無二右衛門若年より夜働をして、度々人を討ちたる者なりしが、或時語りけるは、惣じて辻切夜盗の類ひ、本より慰み又は渡世のためになす業なれば、覺悟極りたる者にてなし、要害よく心得て來る者に逢ひては近づき得ざるものなり、故に夜陰に畏しき途通らんとせば、譬へば半町も前まで、謠やうのもの高くうたひ往き、その所にてひしとやめ、とくと身固をなし、彼等が待ちたる前を、何心なき體にて歩み行く時は、その者ども、先の聲の止みたるにて不審したる上に、再び何とも思はざる體にて行く者には、中々手出し成らざるものな

しが、故鄕の跡繼の子死て、外に親族の繼ぐべきものなきゆゑ、此女を申し下して、家を立てたき由願ひしかば、許容ありて、君より送りのもの三四人付けて、駕籠にて故鄕へ歸しゝが、定日より翌日まで著せず、覺束なき事とて、江戶まで尋ねに出し、又君の方にても、送りの者歸らざるはいかなる事とて、問に遣はされしかど、兎角行衞知れず、方々と搜し求めて、小林と云ふ所の池の底より、主從の骸を求め出だせり。盜賊大勢にて如此なせしと見えしほどに、さまざま穿議しければ、武藏大宮領指扇村指扇源次郎とて、上州の馬盜の手下なる盜賊どもに極りて、公聽へ達し、これを點檢し、捕へて入牢しけり。源次郎は此度の事には拘はらざりしかども、惡黨の棟梁なれば召囚らるべきとて、嚴しく求められけれども、行衞知れず。かくて源次郎は、忍の家中竹內惣兵衛と云ふ士の方へ出入しけるが、來り申けるは、此度某搜され候ゆゑ、一旦形を隱し候へども、某ゆゑに數多のものどもに難儀させせんも心外に候へば、自奏して罷り出づべく存じ候、されば某數年持ち來り候刀、空しく捨候はんも惜しく候間、何にても隨分麁末なる刀を給はり候へ、奉行所まで指して出で候道の中ばかりに候、夫より捕られ候へば、何にてもくる

僕一人遠島せしとかや。巷說に、此濱川は尾州宗春公に仕へ、間者の役なりしが、後には側近く召されしともいへり。岡崎へ盗みに入りし咄など、其外種々の物語ありし。

金千兩并に衣類上池村駒右衛門、千百兩并に質物に取置候衣類向坂村甚七郎、六十兩餘向坂村西村大德寺、千兩并に衣類山崎村平之助、四兩程山瀨村彌次兵衛、質物の衣類土藏一ヶ所に積有り山梨村十次郎、三十兩餘并に衣類平林村忠次郎、五十兩程并に衣類兩關村權平、御年貢金三兩并衣類三木賀村治兵衛、五十兩并に衣類赤池村源左衛門、衣類半抱深見村金左衛門、一兩貳分并に衣類北島村平十郎、

右庄藏當春より所々押込み取り申候、此外村々にて取られ候もの數々に候、手下のものども去月十九日より廿二日まで段々召捕り候、日本左衛門は遁げ申し候、

右之趣德山五兵衛殿より申上られ候由、風說書に見えたり、此時掛川の城主小笠原土丸殿幼年なり、家老ども注進申さず、越度なりとて逼塞の公命有ありしとぞ。

○元和のころほひにや、武州埼玉郡萱間村名主の妹、領主市橋下總守殿の奥方に、年寄役勤め居

るべく候へども、某を御尋ねに付き、歴々御辛勞のだん承り候故、罷り出で候、又士の禮にて若黨などつれ、御門まで參り候は、一人にて參りては、見咎られて、捕れては口惜しく候故、如此の體に仕立罷り出で候、此上は重刑に處せられ候はん事、覺悟の上にて候と申しければ、繩を懸んとしけるに、强く御搦は御無用にて候、いかやうに御搦にても、遁れんと存ずれば心にまかせ候、又二十間退き候へば、人手には懸り申さず、と云ひけり。延享四年丁卯の春、江戶へ下し囚獄し、其手下の者共の捕置けるを引出し見せけるに、平伏して、尊貴人に事ふるが如く、おそれ敬ひけるとぞ。種々推問の上、汝遁れざる身なりとて、京町奉行所へ出でたるはさも有るべし、見附の宿にて捕し時立退きて、程經て出ぬるは、心底に巧む所ありと見ゆ、又人々の物を盜みたるにてはなく、貧なるゆゑ富有の方に往きて金を借りて、困窮のものに貸し與へつるゆゑ、諸人歸伏しぬるといふ、さあらば某の村の民共へ大金を借し置き、返すべきといへども受けざる事、徒黨の志と見ゆ、此二ヶ條申披くべしとありければ、此儀誤りて候、今さら申し開きこれなく候、と申せしと巷說にありし。夏の初江戶中引廻し斬罪、見附の宿に梟首せられぬ。同類の中に六人同罪、奴

十分一をわれに與ふるを厭ひて、僞りぬるにこそと疑ひける。程經て後縫右衛門が宅にて、酒宴半に、某昨夜夢を見たり、御身關東の主に成りたもふと正しく見えたりと云ふ。本多も醉後なれば、それは快き夢なりとて、事濟みぬ。五三日過ぎて又往きて、此中の夢を、今般は現のやうに見たり、先づ酒を出して祝ひたまへとて、常のごとく酒盛して、醉中の興の樣に、御身は武藏守と號し、子息は何の守と名乘られぬよとて、興を催して歸り、土岐勘之助をすゝめて訴へさせ、御褒美あらば分ち與へられよと約束しての上、訴人したるなりと云ふ人あり。餘りあさき事ながら、訴人兩人ながら斬罪に處せられたるにて、萬一さも有りけるかといふ人もありし。

○同じ頃、遠州見附袋井の邊に、濱川庄兵衛と云ふ者、仇名に日本左衛門と云ふ、年三十餘り、長五尺七八寸、强力にして、從ふもの五六百人といへり。所々押入りて强盜すとて、盜賊改役德山五郎兵衛より、組の者を遣して、黨類數十人を捕へけるに、庄藏は遁出て逐電せしかば、人相書を以て撿せられしが、冬の末にいたつて、京町奉行永井丹波守殿へ出て自ら訟へけるは、御尋ねの庄兵衛にて候、人相書にて御尋ね候へば、隱れ申すべき方もなく、あるひは自殺又溺死にても仕

合等の注文、帯の地合且心の事までいち〳〵に申し、數年合力のうへ、近頃又合力を願ひ候へども、餘りしげ〳〵の事故、かまはずして置き候を恨に存じ候て、無實の訴狀仕候と存じ候、又某等徒黨を結びし段申し候、然ばその者共の中、頭立ち候者どもの姓名御聞かせ下さるべく候、といひし程に、推問せられしかども、無實の事なれば、一人の名も答へず、斯くて訴人權左衞門、勘之助兩人は斬罪、縫右衞門同大三郎父子は遠島に處せられ、その餘はこと〴〵く免し歸されぬ。無實の故と聞えし。但し楠戸宗本が能く斷りし故にこそ。巷說に、權左衞門是を發せし基は、權左衞門は常々縫右衞門が酒友にて有りしが、縫右衞門貞宗の刀をもち、無銘なれば高代を得がたし、本阿彌に極めさせて、添簡を取り置きぬれば、三百兩には賣れぬべしと、權左衞門勸めけるほどに、本阿彌が方へ出しぬれど、貞宗とは極めがたしとて返しければ、權左衞門云ひけるは、高林遠山は近頃まで御腰物方にて有りし程に、本阿彌とむつまじ、某高林を賴み申すべし、事なりなば十分一を給はるべしと約束して、高林に達しければ、高林より本阿彌へ遣しゝかど、又本の如くにて返しけり。永田是を聞きて、本阿彌は定めて添狀出しつらめ、

〇延享三年の冬、内藤越前守殿組小普請土岐勘之助訴出けるは、本多縫右衞門と申すもの、大勢徒黨し逆心を企て候よし申しければ、すなはち召囚られし面々、御簞笥奉行高林鄕助、遠山三太夫、町奉行能勢肥後守宅へ呼びて尋ねの上、揚り屋へ遣し、本多縫右衞門は、浪人にて、本多左京殿由緒あるよしにて、扶持を助成して下屋敷に置かれけるが、剛强の士なりければ、同心三十人押入ければ、妻子を立退け、捕手三四人投打けるが、終に捕へて禁獄せられ、加納杢右衞門、横山定四郎、三好孫次郎、四谷安谷寺、高田馬場下楠戸宗本など云ふ醫師、同類のよしにて日々に糺明ありけれども、曾て異心なしと申しけるほどに、拷問甚だ嚴なりける。楠戸宗本云ひけるは、斯くては近日死申すべし、願はくは此事申出たる訴人と對決させられ給はるべしと申しければ、富士御寶藏番永田權左衞門、竝に土岐勘之助を召出して引合せられし時、宗本高聲にて、權左衞門盜めと叱りければ、權左衞門誤れる體なりける程に、如何にと尋ねられければ、宗本云ふ、彼は縫右衞門と某兩人にて、多年合力仕り、漸く勤役いたし候、只今著用の服、二つながら縫右衞門が服にて候、帶は某がのにて候と、上下の紋所地

卒爾にて門違ひしたるなりけり。互に興さめてまもり居たるに、彼の町人中村に向ひ、わぬし其一流にては尊敬するなれば、さもあらんが、吾黨には何とも思はぬぞかし、斯く打解けて居ぬる所へ立ち入る事やあると、あらゝかに咎めければ、中村も赤面し、所違にて案内者に任せ來り候て、迷惑千萬のよし、過を謝し、伽のものどもも面々に、宥恕あれと陳謝しければ、然らば誤り證文予が望の通り認められよとて、思ふさまに書せて歸しけり。やゝ日數經し後、彼の町人、隣町の家主、其外へも久しく參會せず候間、靈山にて一日語り申し度く候、御出あれかし、と云ひ遣しければ、此男左樣の參會せざる者の、何と思へるならんとて、打揃ひて往きければ、させる興もなく候へども、めづらしき妙墨を得候間、御目にかくべしとて請じつるなりとて、床に彼の誤り證文をうるはしく表具して懸けたり。これは珍しとて、寫しもてはやす人多かり、また遠類の家々をも如此して見せければ、京外大阪までも云ひふらしける程に、中村迷惑し、人をたのみ、此の狀を返したべと、度々詫びけれど聞き入れざりしを、仲介のもの大勢にて、漸うにあつかひて後、千金を出して乞ひ得けるとぞ。

爲と思へるや、家中の急病を聞きながら、ゆたかに夜會せん事、君をかすむるなり、今行かれずばわれら相手となり、不忠の臣を誅し申さん、とつめよせて云ひければ、誤り候とて、卽ち往きてけるとぞ。

○銀座の中村内藏助とて、正德の頃世に鳴りわたり、富有にふけり、上見ぬ鷲などいへる類なりけり。冬の夕、庭前の池薄氷なるを詠め居て、酒飯かはしつゝ、中村云ふ、此氷れる池へ裸身にて入られなんや、今にても入りたるものあらば、三百金與ふべしと云ひもはてぬに、末座の男つい立ちて、衣をぬぎ捨て飛び入り、横に伏して顏ばかり出し、しばし居て上りけるほどに、殊の外興を催し、卽ち金を與へけると云ひふらしけるが、驕長じて、五年甲午の夏ころ追放せられしを、京にて聞きしなり。

○京の町人妻子をつれて、靈山へ往きて遊びける所へ、神樂と云ふ類のもの奥へつと入りて、中村樣御出といふと等しく、内藏介伽のもの四五人召しつれ、いうくと來りて、上座になほり、あたりを見れば、人の妻子眷族うちとけて遊び居たるに驚きて、立も得せず有りけり。案内の

とめ、夫に習らひて成長しぬる故、今まで殘りたる質實おのづから變じ、僞のみにて過ぎ行く樣になりぬべしといひしが、まことによくあたりぬると思はる。

○伴意湯屋へ往きて浴しけるに、町奴など云ふもの一人來りて共に入りけるが。元より細くたけひきゝ生得なれば、殊に見落して、いともなめげにしける。はては坊主我が垢かけよといひしに、心得候とて念頃に垢かきければ、彼も打とけて物語などしけるころ、足を洗んとてのばさせて、陰嚢の本をつよくしめける程に、此男うちかへり、誤りを謝すれども聞入れず、すでに殺さんとせしを、傍より詫ければ、二度此湯へ來まじきと云ふ、證文を書かせて許しける。

○此人細川采女正より月俸を贈られしかば、しげ〳〵出入しけるが、家士のかたへ夜會ありて、夕かたより集り居たりしに、醫師一人他行して遲く來り、座に著きぬる所へ、家中より病人有るよしにて呼びに來りけるに、方々療治に往きて只今歸りぬ、いまだ食事もせず候間、後刻參るべし、先餘の方へ御賴み候へと返答しけるを、伴意聞きて、その使待たせよとて、その儘膝本へより、凡そ大名の醫師を抱へ置けるゝは、不時の病用の爲第一なり、御身高祿をはみ何の

過れども知れざりしが、ある日采女原へ往きて、茶店に腰かけて休らひながら尋ぬれど知れざれば、如何して見んと談ずるを、茶店の女聞きて、何を御尋ね候や、と問ひしほどに、しか〴〵のよし語りければ、あの向に伏し居候裸なる乞丐人に御頼み候はゞ、知れ申すべし、と云ひしまま、右のよしを語り、何卒捜出して吳れよと賴みければ、明後日ごろ御出で御待ち候へ、と云ひしに任せ、その日往きて待ち居ければ、かの金を持ち來りて、則ち取りかへし候とて出しけるほどに、金少し分ち彼れに遣しければ、夫を申し請けては、私の爲に惡しく候とて、堅く辭して受けざりけり。この頃の事とて、吟甫が語りける。

○元祿の頃、富永伴意とて外科ありしが、老醫にて世にてもてはやしぬ。その人壯勇にして質直なりしが、予が十二三ばかりの時にや、金銀の吹替始りしころ、ある所にて皆人打語りしに、伴意予に向ひて、御身幼少なれば末久しく世のさまを見給はん、今より後は、世の中次第に手うすく、眞實ます〳〵少くなりぬべし、御身の五六十ばかりのころは、世上困窮におよびぬべし、いかにとなれば、金銀は萬寶の本なり、その本體を失ひぬれば、人心も次第に本を捨て利をも

悲しぶを見て、その由を問ひければ、此人は或奥方の女中より代參に參られたる由にて、佛前にて拜みて居る中に、供物をかず〳〵包み置きたるを、誰となく盜み取りて去りしが、跡方もなかりし故、尋ぬべき樣もなく、歸りて主人へ云ひ出すべき詞もなしとて、先程よりあの如く伏沈みて居られ候、いたはしき事にこそと語りけるに、町人らしき男一人來りて、店をかりしとて休み居しが、これも見附けて、いかなる事にやと問ひしほどに、先のあらまし語りしかば、あはれなる事かな、すべき樣も候べし、今少し御まち候へと云ひける內、若き男一人通りけるを呼びかけて、この女中かく〳〵の次第にてあるよし、代參をも得せず難儀なる體なり、御身世話して取りかへしやられ候へ、われはうりの仁介なりと云ひければ、このものかしこまり心得候とて往きつゝ、やゝありてその品取揃へて持ち來り、彼是と尋ね候て、手間取り候よしを云ひて、彼の者に渡しければ、則ち女に返し與へけるとぞ。彼が世上に手廣き事知るべし、と人の語りけるが、その儘に居ずして、私多くなりて、寛保のころ刑せられぬ。

〇町家の小奴、金三兩ばかり盜みて出奔せしかば、近所のもの連立ちて尋ねに出でつゝ、一兩日

はせける。残るものども遁げ散らんとせしかど、門へ出づる事ならず、塀を越えんとして、大溝にころび入り、重り合ひて大に疵を蒙る者十二三人に及べり、恙なく遁げ去りしは二三人ばかりなり。領主にて吟味あり、妻の敵討に立ちて、夫は罪なかりけるとぞ。

○芝の大佛の住持、如來寺の寢間近く、士と見えて五七人、山をつたひ下りて押込なん氣色なり。差掛りの席には、住持の甥とやらん十五六ばかりなる角前髪の少年、寢て居りしが聞付けて、身繕ひして向ひ、やゝしばらく鬪ふ所に、住持は次の間にありて、隨分働くべし、爰に鎗を提げて居るなれば、手づよくばわれ出て突伏せんと、高聲に呼ぶ中に、少年よく働きて、一人に手を負はせければ、皆々山へかけのぼりて、引取りけるとぞ聞えし。元祿のはじめのころにやありけん。

○うりの仁介とて、目明しの頭なるものあり、下町に大に家造して、弟子など多く持ちける。遠國にある惡黨とても、彼が方より通達して捜しぬれば、卽ち知れぬる由にてありける。目黑へ往きしもの、歸路に町家へ腰かけて休らひ居たるに、女一人上り居て、俯伏になりて泣き

を見れば、樽を白布にて包み、その上に妻の法名を製して大きく書きたり。主人妻に向ひて、如斯の上は、彼等を打果さでは一分立ちがたし、是非なく暇遣する間、里へ歸りて給べよといふ。かくて妻は一間へ入り、一通を認めける。

これはわれらに付きての事なりと見え候、祖父の世には、所のものへ金など貸し候ひしが、祖父隱居して後、父になりて、田地も多く持ちそへて富有に候故、金貸す事をやめ候を、處にて疾むと承りおよび候、左樣の事にて、われらに對し、かくの如きの事と見え候へば、我等自害申し候、此者どもを切殺して給はり候へ。

と書き置きて死ける。夫も此上は是非に不及とて、さあらぬ體にて、今夜みな〱御出で候ひて、祝ひ給はり候へ、と云ひやりける程に、夜に入り各來りける。かたの如くもてなし、酒三獻の上、家内の者をこと〲く外へ出し、門を外より閉ぢさせ置き、客へ向ひて、今夜の設に一種調じ置き候といひつゝ、出したるを見れば、妻女を切りてまな板にのせ座中におきける。人々驚きたる所を、急ぎより、頭取と知りたる男二人なるを、先づ一人切り倒し、三人深手負

近隣までも疾み侍り、御身何となく誘ひ引出して、人しれず殺して給はれ、と頼みければ、夫も兼ねて心得ある事なれば、一應辭退して終に請けあひけり。さてありて、一日母を誘ひて、淺草參りすると稱して出でつゝ、日くれて歸りしかば、妻の云ふ、母はいかにぞと問ふに、彼是と謀をめぐらし、羽柴の川にて人目を忍びさし殺し、水底へよく沈めぬと語りけるに、脇差を請ひて拔き見れば、血つきて有りしかば、能くぞ本意を遂げて給はりぬ、と喜びて、扨て明日奉行所へ出でて、夫なるもの、我母を殺し候、と訟へし程に、召出して檢斷の上、脇差を改めらるゝに、のり付きたり。時に夫の云ふ、始よりの次第かく〳〵候うへ、殊にあやしく存候故、母をば淺草なる何某と申す緣者に預け置き候、脇差には魚のわたを塗付け申し候、と申しければ、母を召出して尋ねらるゝに、夫の申す通り、事明白なりければ、女は重刑に處せられしとぞ。延享元年の事なり。巷說元より明らかならざれど、聞きしまゝに記し置きぬ。

○鴻巢の民家妻を迎へけるに、所のならひにて、樽を入と稱して、大勢集り、酒肴を贈りぬれば、夫等を呼びて酒宴する事なりけるが、所の溢れもの十八人、組合うて樽を贈りける。これ

神妙にありとて、先例なき事なれど、兩方名跡無相違給はりけり。幼少の時、人の語りしを思ひ出たるなれば、前後相違有るべきも知らねど、めづらしき事故書き記しぬ。

○松平安房守信孝、御書院番頭となられし時、此組にて何やらん大過有りて、番頭荒川土佐守役儀召上られし跡役なりけり。安房守被申は、役儀は勿論過分の事に候へども、此組今度大過ありしゆゑ、爾來當組より役拔等仰付られまじき御沙汰に候はゞ、何分にも勤役の御請け仕りがたく、此旨趣被仰聞下され候へ、と執政へ乞はれければ、なか〱左樣の障りは有るまじき、とありし時、左候はゞ辱く御請申上べく候とて、其職に任ぜられけり。去るほどに間もなく此組より役拔ありし故、その頃一統にこれを稱しけるとぞ。是またおなじく十歳ばかりの時聞きしなり。

○神田の邊の町人の女、母ありて、聟養子して暮しけるが、養子聟死しければ、替りの養子して在りけり。此女常に母に對して不孝なりしかば、養子も行末いかゞと思ひ煩ふ内に、密夫有る事を知りて、近ごろなすべき謀を案じ居る所に、或夜女房いひけるは、母のたけ〴〵しくて、

元の如く勢ひ出でける程に、頓て引具して國に赴きて後、名馬なれば種を殘す爲なりとて、牧へはなち置かれしかば、頓て駒を生じぬ。彼の國狼多く出て駒を取る故、常に駒をば中に寢させて、親ども多く集り、外を圍ひ丸く居るなるが、やゝもすれば駒をとらるゝなるに、彼の馬は狼の出ると見ると、その廻りを走りつゞけて、折ふしは狼を蹴殺しぬる事多かりけり。一年を經て、勝れたる逸物なれば、今も乘られなんやとて、馬場にて試るに、少しも前に變らず有りけり。さるゆゑいよ〳〵大切にして飼ひ置かれしとぞ。あやしきやうなれど、質直の士の語りにしゆゑ記し置きぬ。かつ犬馬人近づくものなれば、稀にさもありなんか。陸士衡が故鄕へ書を傳へし犬などもあるなれ。

○御書院番の士、駿河の詰中、番人何事にかありけん、忿怒して既に討果さんとせしが、大切の務に珍事あらん事、殊さらの不忠なり、暫時打延べて、歸府の後鬱忿を散さんと言合せつゝ、事故なく在勤して、秋後歸參の上、御吟味も例のごとく濟しければ、兩人しめし合せ、委細書置して、指しちがへて死せられけり。遺書の趣上へ達し、勤番を大切に守りて、今まで存し事

らざりしが、淺草門外にて御先拂などの來れる時、乘りかゝりてけるに、かけ出して、頓て御側近くと覺えしかば、轡にて下口を一さんに切下しければ、四足を折りてひざまづきし程に、側に下り居て下坐しけるを、上覽ありて、朝臣へ、汝が士至て馬の上手と見ゆると、御感ありしかば、則ち祿を加へて賞美せられけり。此手綱傳受ありて、大概にては叶はざる手のよし、我藩中の士へ其門弟なりし、國府寺十郎かたりしとぞ。

○薩摩の士の語りしは、光久朝臣の時、祕藏の乘馬二十年にも及べりしかば、今年は國許へは引かれまじ、邸中に殘し置かるべし、とありしほどに、今日明日は立たれなんと云ふ頃、口附のもの馬を飼ふとて、今年は殘るげなと、人に云ふ如くいひけるに、馬は頭をうなだれて、かゆを食はず、餘りにあはれげに見えければ、人々驚きあへる折ふし、朝臣例の如く來り、これを見て、馬の煩ふにや、いかにかくはある、と問はれしに、右のよしを申しければ、かねて祕藏の事なれば、大に感じつゝ、いたはりてこそ殘さんといひし、此の上はなどか引かざらんとて、馬の頭を撫て、自身も感涙して、必ず連れ行かん、と有りければ、人の聞き入るが如くにて、

くちぬ只猶をり〳〵人のとひくれば心にかゝる峯のかけはし

をり〳〵の角に猶と書きそへありて、寺僧もたゞ猶と唱へつるよし、今思ふに猶の字を書き加へて、たゞの字を消しぬべきを、批點を落したるにや、歌の體、けぞも勝れて見えぬるにや。

○石川丈山は八郎左衛門直元とて、元和の戰に、御旗本より拔駈して、武功勝れたりしかば、上下感じあへりけれど、軍令を破りたる罪重くして浪々し、洛東に籠居せられける。

渡らじなせみの小川の淸ければ老の浪そふかげもはづかし

と詠じて、再び入洛せられざりしとぞ。先年今に殘りたる詩仙堂樓閣などみたりし。幽閑の住居と見ゆ。詩はその世に類をこえたりけれと見ゆ。誠に文武の士なりけり。後まで勇壯なりけるにや、ある時商人の往きて、何事にか過言したりとて、切殺されしかば、商家こぞりて所司代へ訟へけるに、重宗朝臣聞きて、大山に向ひて過言したらばさこそあるべけれ、誠の自殺といふものよとて、微笑ありし程に、何の沙汰もなかりしとぞ。

○佐倉侍從正盛朝臣の士に、爲井權之丞とて、乘馬の達人ありけり。大猷君の野邊の御成と知

ければ、後に呼び返へされたりとかや。

○蘭亭の父は豪富にて百里と號し、芭蕉門下の達人なりしが、病重りて、既に限ぞと見えしころ、原芸庵を呼びて、辭世の句出來たり、紙筆をとて取寄せ、大筆に、

しんでおいてすゞしき月をみるもよし

と書きて、しばらくして、先に書きかゝりける時、芸庵のさう〴〵しかりつるにて、書き損じたるぞとて、又紙をとりて、下の字を、みるぞかしと書き改めて、筆を置きながら事終りけるとぞ。前に書けるは前後字體も明白なり、改め書せるのは、上は正しくして、みるぞかしの文字さだかならず、豪氣たくましかりしとこそ覺ゆれ。

○深草元政上人は、國初以來の詩人、元々唱和集に見えたる詩、諸體を備へ、近體又その世の人の及ぶ所にあらざめり。文章もその折の中には類ひあるまじくと見ゆ。和歌もよかりしと聞きながら、いまだ集を見ずにあり。原養澤京へ往きし時、深草へ立寄りしに、蟲ぼしにて、墨跡など出し置きたるに、一見せし自筆の歌に、

候やと問ひければ、しかぐ〳〵の由をあらまし語りしに、我等方に此程三十兩ばかり紛失して、穿議最中に候、員數の程同じ事なるも不審に候、そのものは何方に居候やと問ふに、淺草とばかり聞きてしかと知らず、とありければ、然らば不審に候間、外へ御出て候なと云ひて、直に奉行所へ訴へける程に、此浪人を呼出され、やうすを問はれけるに、是非なく昔よりありし事の次第を細に達しければ、さらば淺草筋に紙帳を賣るものあらば、つれ來れと命じて呼出して、細やかに問はれけるに、始終の事を詳に申しけるに、奉行所にも感慨ありて、家主は證據もなき事を申し出、士に無實の難を懸けんとせし罪甚だし、女衒は人賣する事は重き御法なれども、吉原といふ所ゆるし置く事なれば、肝煎遣すまじきものにもあらず、然らば給金十分一か二十分一も取らばその通りの事なり、五十金の内より十五金取るといふは不義の至り也、急度吟味して死罪にもなすべけれども、容恕して置くなり、然れば過料二十兩出すべし、家主は右の過料三十金出すべし、二人の過料五十兩吉原へ下さるゝ間、右の女子をば親のもとへ返すべし、と裁斷あり。浪人は事濟みぬれば、何事もなく歸して後、彥根の留守居へ奉行の所存を語られ

り侍り、前年法のごとくに處せられれば、夫婦ともに今は墓の木も朽ちぬべし、身にかへて助け給はりたればこそ、娘もかく有るなれ、これを女衒にあつらへて、その代をもつてみつぎ奉らんと云ひければ、夫も悦びて、女子を吉原に賣りしかば、性質美麗なりし程に、五十金をかしぬ。女衒の料とて、十五金を分ち取りければ、三十五金を得ぬ。急ぎ故主の許へ持ち行きつゝ、御ありさま見參らせ、歎しく夜もねられず候、幸ひ某商の利を得候まゝ、しばしの御ふせぎにも成り候へかしと出しければ、妻君おもひも寄らざる事とて請けず、男は强ひて參らせんと、さま／＼と云ひぬれど、とかく事ならず、男は餘りに肝いりてつかれ候まゝ、近所にて酒食べてまゐりなんとて出でしが、日暮れけれども來らず、夫も立ちあひて、彼が宿を聞き置きしやと問へども、唯淺草と云ひしばかりにて、そこともいはざりし故、今に及びて返すべきよすがもなし、扨は力なし、重ねて來りなんまで預り置きぬべしと、能く納めて置きける。さて宿賃數月重なり、主人より度々はたる事の苦しければ、此內一片をかりて先づ償ふべしとて、持ち行きて渡しければ、家主云ふ、御暮しのやう、此金出すべき事とも存じられず、いかにして御調ひ

町邊に居けるに、年を經て窮困し、糟糠にだに飽くことなくてありける。延享三年の頃、かの士に出されたる男、淺草邊に商家となりて居けるが、二月末の火災に、家財みな失して乏しき體になり、紙帳をうりありきけるが、ふと麹町の邊りへ賣り行き、裏屋へ入れば、年たけたる女の出でて、紙帳を買ふべしと云ふを見るに、先君の妻女に能く似たるやうなれば、不思議に思ひながら賣りて近所へ立寄り、此人の姓名由緒を問へども、近頃移り來ぬる人とて、由緒を知りたる人もなく、姓名は元より昔にあらず、知るべき樣もなかりければ、立出で少し歸りけるが、兎角覺束なくて、又立ちかへり、女君に逢ひて、卒爾ながら何某の御方にてましまさずや、と問ひければ、何故問はるゝと答へし程に、昔の事をかたり出でて、ともに涙にしづみて歸りつつ、妻に語りて、一日をえ過し給はぬありさまなり、此儘にては居がたし、先づ急を救ふ仕業もがなと、米一斗錢三百文持ち行きて贈りければ、辭して請けざるを、種々に言述べて、やうやうにして受けければ、歸り去りて後夫婦談じけるは、五三日の急をば補ひぬれど、此儘にては永きはからひなし、如何せんと申しけるに、妻の云ひけるは、幸に女子あり、十五歳にもな

中に考る事の候て、うかくと歩み掛りての事に候、少しもくるしからずとて、直に君の式臺に上り、何某と申す與力の士にて、營中勤番に出で候とて通りしに、誤ちて如此水懸り、衣服つよく濡して、今立歸りては程遠く、時刻殊の外移り、迷惑に候、元來某無調法にて斯くは候へども、差當り勤を缺き候間、御役人中御了簡にて、君の御召ふるしの禮服を下し給はり候様に、御沙汰賴み入る、と云ひければ、執事の士則ち達してければ、君にも聞召して、水打の者の大なる過をせしに、まめやかなる申され樣感じ候とて、卽ち衣服を賜はり、向後出入し、心易く致され候へ、公用の事など賴み申さるべしと、懇に會釋ありしとぞ。

〇彥根の臣向坂次郎右衞門と云ふ士、召仕のもの腰元の女と密通し懷妊しける。國法かやうのもの殺してゆるす事なし。もし見ゆるす時は罪せらるゝ事、他より甚だしかりけるに、右のごとくにて免しがたき者なりけるに、妻女云ふ、いまだ外にも知る人あるまじければ、知らざるよしにて退けたきよし、夫へ願ひければ、彼士も餘儀なく思ひ、何となく出しつかはしける。程へてその事もれ出て、役人つよく穿議して、終に法を犯したる科にて、浪々の身となり、麴

若き男の聲して、いう〳〵と謳をうたひ來るありけり。この挾箱は、何とて此者を事故なく通しけるぞと思ひながら、月影に立向ひみれば、しなやか成る男の雪踏をはきて、しづかに來るを、待ち受けて拔きかけければ、此男少し御待ち候へと云ひながら、雪踏をぬぎて、たゝき合せて土をはらひ、腰にはさみ、尻をかいつかみてさしこみ、扇子を拔き持ち、いざと云ひてかゝりし程に、ふりあげて打ちつけたるに、扇にて緣の所をほと〳〵とたゝき、夫にてはまゐらずと笑ひながら言ふ。又打直さんとするを、又押へて、今少し不足候、夜遊びは手の熟せざる内はあぶなきものに候、今少し御鍛練候事然るべく候と云ひしかば、驚き入りて、何者ぞと問ひければ、兼保と申す者に候、と云ひ捨てて、また謳をうたひて往きけるが、中々寄附べき樣子もなかりしと、其士の語りけるとぞ。

○青山に住める與力の士、正月の頃勤番に出づるとて、安藝の屋形の前を通りしに、水打のものども大勢出て水うちけるが、いかにしてか、かの與力の衣服につよくかゝりしかば、奉行の役人おどろきて、こはいかに誤りたるよしを申しければ、與力の士、某片つき申すべき所、心

四人の者共負けぬれば、諸士ども柄を握りて忿怒の色に滿ちし、其上にて仕負ぬるを見たらば、おのづからおぼえず拔きつれて掛るべきかと察しぬ、錠を下せしも、人の得寄附かざる爲にこそ、と答へられける。後小野氏も家業を怠らず、達人の名世に滿しとかや。毎日千本づつ、木刀にてあて木を打つる事一日も闕かず、當番の節は、役所にて人の起きざる内に、千本づつ打つ事をかゝれざりしと、門下の人の語りしとぞ。

○美作守亡びて後、國の臣江戸に來りて、常に交りし。夫れが話に、寶永の頃かや、古昔の遺風ありて武術甚だはやり、若き士はやゝもすれば夜行して、辻切などして興じける。作州の壯士忍びて京へ出で、二人つれて西へ往きつゝ、夜行の人をおびやかし、あるひは切捨などしける。いつも手ばやき業して、度々心覺えあるゆゑ、自ら驕りて、人をおそるゝ心などは、露程もなかりけり。一人は少し先へ行きて、手ごわき者などあれば、跡をつけつゝ一處に成りて攻鬪ふ事、いつもならはしなりけり。此夜先へ往きたる者は、人の肩先より能く切付けて、其切られたる者挾箱持ちたる樣にありとて、挾箱と呼びけるが、往きて一人は此方に待ち居たるに、

よし、懇望の間、御出あられよと云ひ來りしかば、小野氏も彼大家に往きて勝ちなば、大勢寄りて生けては歸さじと思はれしかば、從弟の許に立寄りて、しか〴〵の事にて參り候なり、大かた生きては歸るまじ、宿所へもあらましひそかに知らせ給はるべし、と有りしかば、主人聞きて、他事にてあらば、此言を聞きて、見居ずしては居がたき事なれど、藝術所望の方へ附添ひても往き難し、さあらば跡の事は取計ひ申さんとて別れけり。薩摩の邸にいたられしかば、薩摩の君見物にて、術を練りたる士四人立會ひて、こと〴〵く負けければ、小野氏云ふ、とてもの事に四人一同に打ちて見られよとありしに、皆忿怒して一同に立ち懸り、四方より打ちかけけれども、手もなく打負ければ、一座に詰あへる士ども、脇差の柄を握りて、忿怒の色滿溢れたり。その時薩摩の君居間へ入りて、人をしてこれへ來られよ、とありしかば、すなはち往かれしに、われら仕合して弟子になるべしとて、戸口の錠をおろし、立合れしが、負けられしと見えて、師弟の契約して、扨みな〳〵も弟子に成るべしと宣ひて、事故なく歸られけり。後日に小野氏、前日居間へ請ぜられ、錠をおろされしは、いかなる御心得にや、と問はれしかば、御覽の如く、

して、上下なしと師にもいはれ、かつたび〳〵仕合して見るにも、いかさま同等と見ゆ、然れば傳流のため、眞劍にて仕合したらんには、勝負その運にあらん、負けたらんもの、地下にても恨とおもふべからず、勝ちたる者は苗字を名のり、後まで祭祀して、其恩をわするまじと云ひ合せ、その由を一刀齋に告げければ、許容しけるまゝ、居所の近き栗津が原にて立合ひて、勝負を試みけるに、善鬼は戰ひ負けて半町ばかり退きて、傍にありける瓶をかぶりたるを典膳立懸り、瓶ともに打ちわりて立歸りければ、一刀齋始より見居たる事なれば、典膳に悉く傳授して、扨二階へ上りしほどに、跡より行き見るに、いつともなくかきくれて失せにけり。夫よりして典膳は善鬼と約せし如く、其姓を冒して御子神と稱し、一刀流と世に傳へけるとぞ。また一說には、御子神典膳と云ふ人一刀齋に學びて後、一刀齋を殺し、藝術を世につたへ、小野次郎左衛門と改名し、眞田の七本鑓も、この一人たりしといへり。諸說まち〳〵にして、いづれか正說ならん、知るべからず。

○小野氏の術、日々に世に盛なりしころ、薩摩の君より、家臣どもの修行のため、仕合し度き

見るに、追々供も來りしかば、歷々と見て卽ち請待し、何事の御用にかと云ひければ、われは小野某なり、御身と仕合せんとて來りたりとあれば、畏入り候、木刀にて仕るべきかといふ。指料にてすべしとて、庭へ下り戶をしめて打合て、善鬼が左の手を切落されければ、右手をあげてゆるし給はれ、御弟子と成り候べしと云ひけれども、たゞみかけて切附け、瓶を被りて遁れしを、瓶を打わりて歸られし。その瓶今に傳へてある由、人のかたりけるとぞ。されども必ずとも信じがたし。其流に瓶わりと云ふ太刀業の有りとぞ、故にさま〴〵に語るにやと、又人のいひし。

一說に、伊東一刀齋、劍術を世に傳へて、名高かりしに、御子神善鬼小野典膳とて、二人優劣なき弟子なりしが、或時一刀齋兩人に云ひて、予近ごろ離散の志有り、然るに家流を傳ふる事唯受一人の法なり、今二人共に雌雄分ち難きなれば、何に傳ふべきとも定めがたし、我離散せば、此傳の絕えなんこと口惜くこそ、と有りければ、兩人退きて、師の言誠に餘儀なき事なり、然ばとて傳流の絕えなんはいたましき業なり、兩人元より同等の藝に

かくて刑罰にあひ候ては、親代々の名を穢し候はん事口惜しく候、幸ひわれら參り候間、介錯してくれよと申しも敢ず、某が脇差を拔取り、自害し候故、是非なく首をうちて候ひし、と申しければ、いかさま餘儀なき事ぞと、答へられ、さてありて近習の者どもへ語られしは、佐久間が刑罰をのがさんとて、すゝめて自殺させしものなり、今に初めぬ義氣ぞとて、微笑せられけるとかや。

○小野次郎右衛門、久しく瘧を煩ひて、打臥し居られけるに、看病のものども囁きて、此頃御子神善鬼が劍術世にもてはやすなり、と云ふを聞き付けて、起きあがり、馬に鞍おかせよ、往きて仕合しなんとて、寢たるまゝに大小をさし、供をもつれず馬に乘りて、飯田町のあたりと聞きて乘著られしに、同列の衆飯田町の下にて蕎麥切を喰ひて居られしが、これを見附けて、何方へ行かるゝぞ、病氣は如何と問はれしかば、未だ快くもあらざれども、據なき事にて往くなりと有りしに、さらば立寄りて蕎麥切を食せられよ、といふに答へて、急ぎ出て供の者もつれざる故、得立寄りがたしとありしかば、さらば馬上にて食せられよとて贈られしに、倹飩を三杯食して、直に別れ、善鬼が宿へ行き、對面せんと云はるゝに、思ひよらざれば、おどろき立出て

せず候、いかなる死刑にも處せられ候へば大幸に候、若し事濟み出牢候ては、自殺より外なく候、此上の御情に、今日重科に處せられ給へと、くれ〴〵も云ひしかば、奉行にも古き大家の作法さもこそ有るべく候へ、と感歎して、然らば吟味の中、留守居中へ預り申され候へとて歸されつつ、一兩度尋ねの上、事濟みたりしとぞ。

○本多内記政勝朝臣郡山を領せられし時、本より甚だ豪雄にて、上下おの〳〵しのぎを削り、事あらばと、日々に勢猛にありける。法令嚴刻にて、寛容の沙汰はなかりける。時に家中の若士法を犯してければ、明屋敷に押入れて、番を附けおかれしが、頓て斬罪にもなりなんと沙汰しける。爰に佐久間曾平とて、勇氣を以て出頭し、大祿を得、時勢肩をならぶる者なかりしが、彼の士の親と入魂なりしかば、則ち彼の屋敷に往きて、奥の間さして通りけるに、皆色代して通しける。其儘通りて、彼士に向ひて、御邊が罪重くして、近日死刑に處せられんと聞ゆ、親の世より格別の親しみなれば、餘處に見捨がたくて來れり、吾介錯せん、只今自殺せよとて、腹を切らせ、首を討ちて立出で、其まゝ君前に出で、何某は彼親と無二の交り候ゆゑ、見廻り候へば、彼者申すは、

は先づ執へて推問ありしかど、その證いまだ明らかならざる時に、薩摩の邸外に、手紙に血附たるありとて差出す、その名薩摩の臣なりしかば、町奉行に召出して問はれしに、その士云ふ、窓の中にて髭を剃り候とて、面を餘ほど切り候て、手元に紙なくして、折から有合せ候まゝ、反古にて血を押拭ひ、窓に置きしを、風の吹きちらして、窓の外へ落ち失せ候ゆゑ、そのまゝにて置きしとて、則ち疵をも見せつ。されども名の記したる紙に血の附きたれば、先づ吟味のうち揚屋に往きて居られよ、とありしかば、士云ふ、某名記したる紙に血の附きたるが落ち散り候は運命に候、則ち御仕置に被仰付給はるべし、揚屋へは得參るまじといふ。奉行これを聞きて、もつともには候へども、證跡もなきに、死刑に所すべき樣もなし、三度も吟味する法なれば、かく云ひたり、揚屋は旗本の面々も度々入れ置き、事濟みて出たる後、少しも恥辱なる事はなし、大法なれば入れ置く計なりとあり。士の云ふ、さも有るべく候へども、公儀は廣き事故、人々得心申すなり、吾國は小國にて、心も小く候へば、一度左樣の事にあひ候ひては、朋友みな交りも斷ち申す事に候へば、おのづから主人も召使がたく候、左候うて國をはなれ、他へ出づる事は得

て煎茶三碗づつ、必ず婦人これを奉られける。婦人へ今高貴なりとて、昔を忘れては天に背くなりと、日々教誡有りける。居間には青銅五十文、縄ざしにてなげしに掛け置き、又三本入扇子箱の事と書きて張置かれける。親しき人の問ひけるに、我京に在て浪々たりし時、關東より下るべしとの御内意ありければ、三本入の扇子箱を二條家の家司へ持參して、暇給はるべき禮謝を述べんと思ひて、御影堂に行きて扇子を買んとするに、懐中に五十錢持合せければ、これにて賣りなんやといふに、早く此事を知りけるにや、價の沙汰におよばす、扇子は何ほども御用に立て候はんとて持出ける。此時關東の御威光かくも有る事にこそと思ひしが、今は斯の如くの高貴になりて、錢の扇子のといふものは、有るやらん無きやらん、知らずしてすぎゆくなる。されば本を忘れぬれば、君恩に背き、自身の驕も出でくるなれば、その折の事を忘るまじとて、掛け置くなり、と語られけるとぞ。おのづから鮑叔が寧戚をして、牛下に飲みしを忘れざらしめんと、示せしにかなへるにや。

○元祿年中、殺生の禁甚しかりける時、芝邊にて犬を切りしもの知れざりしかば、疑しきもの

今按ずるに、誠に渡邊は義氣甚しき勇士にや。浪人は小膽にて愚なりと見ゆ。渡邊も初め浪人の言葉を聞き、一應とゞめたるばかりにて、陥穽に入るものを救ひ得ざるは、知計なきしわざなり。さて此一儀、備前國士の説なれば、實事なるべけれども、輝政朝臣の世の事なれば、前後相違もあるにや。此儘にては會得しがたき所あり。先づ傳のまゝ書置くのみ。

○鳥居孫右衛門は、數度の軍功ある上、長篠の時見レ危而致レ命ごとく、解揚と符合せる忠節の士なり。高名今に傳へぬ。その子に父の跡を與へられしとき、君より即ち父の俗名を稱し候へとありしかども、固辭して他の名を名乘ければ、何故に然るぞと人の問ひけるに、答へて云ふ、父の功にはおよびがたし、されども武運あらば父に增したる功もあるまじきものならず、さる時何ほどの功ありても、後世には紛れて父の功になりなんもはかりがたし、若しさの如くならば、親ながら功を奪れんも口惜きゆゑ、名のらずといひける。これまた英雄と見えたり。

○因幡守宗俊朝臣、布衣より昇進して侍從に任じ、笠間の君に封ぜられ、當時の顯貴みな奔走して、門前市をなせり。朝臣元より恭謙の人にて、彌淳厚なりしとぞ。毎日朝飯の後、婦人に命じ

會ず、浪人の死骸は臺所の小部屋にあり、半介が家來の大小を見るに心懸りなし。側のもの二人、背より外出すといふ。死骸を見れば、押込とおぼしき板戸に、切先の跡血つきたるを拭ひたる跡あり。押附けて喉を突きたると見ゆ。渡邊は大雲寺に是を見られよとて、紙を張りて封印す。半介が陪從これは存じの外の穿議なり、浪人は亂心に極まりたりといへども、渡邊は一向に取りあはず歸りけり。其頃備前國中の政、皆姫路より輝政朝臣の下知なり。渡邊最初よりの次第と、浪人の書附とを以て姫路へ訟へけり。細野は二千石にて、其頃威勢甚だしき家老日置豐前の寄子なり、因て最屓の人多し、渡邊は組附にて微祿なり、なか〱事よく濟むべきに非ざれども、彼浪人最期の一言に、身を捨て穿議を願ひぬ。細野は最屓の面々召連れて、立退くべきやと沙汰せり。輝政朝臣一日鷹狩有り、備前西大寺にて、士大將に鐵砲をそへ、廣谷とて、播磨口、備中口、作州口、舟路は船手平手何某等に二三手づつ人數を添へられ、細野出退は押止め、叉合力する人あらば、一門家老なりとも旗本にて討取るべしとなり。即ち細野を召捕りて成敗あり、其後西大寺にて鷹狩ありしとぞ。渡邊頼もしき士なりと評しけるとなり。

がれがたき半介が仕かたなり、是天命なり、今更御恩をうけ、他國すべきやうもなし、御恩には死後の事よろしく奉ㇾ願と云ふ。助兵衛硯を取出し、半介の方に逗留の初めよりの次第を浪人に書き記させ、しばらく爰に居られよ、古郷の物語承るべきとて止め置き、自分は半介が宅に往きて、對面せんと案内すれども、病氣とて出で合はず。助兵衛歸りて、酒をすゝめて物がたり時移り、浪人歸りければ、助兵衛も打ちつれて出で行くに、浪人大雲寺といふ寺に、渡邊とうちつれて立寄り、住持に對面し、生死無常の世の習ひ、もし某死したりと聞かれなば、一遍の回向賴むといふ。住持も深夜と云ひ、怪き事におもへる氣色にて、見送りつゝ別れけり。浪人が細野が方へ歸り、門をたゝきければ、內より錠をあけて入れけり。浪人は渡邊が手をとりて、なごりをしげに別れけり。渡邊は前刻の一言、無下に忘はせまじと云ひて歸りぬ。渡邊歸り來て、寢ても睡られず、如何と思ひつゞくるうちに、曉方門をたゝきて、細野半助抱への浪人亂氣して、唯今自盡しぬ、夜前此宅にありしと聞きしゆゑ、知らせ申すとなり。渡邊其まゝ出て大雲寺へ行き、前時の次第をかたり、僧と連立ち、細野が宅へ往くに、半介不快とて出

る事にて用意覺束なく思はれしに、伊木長門守かくあらんと思ひて、支度し置きければ、二汁五菜の膳六七十人を饗するに滯なかりけるとぞ。さてありておの〳〵登營ありけるとかや。

○池田武藏守利隆岡山在城の時、渡邊助兵衞とて二百石の祿なりし、一夕ある人一人來り、初めて對面し、某は細野半助方に居る浪人にて候、足下伊賀國の人のよし、同地の生れのよしみ、且つ義理正しき御方と承り及び、推參申し候、さて一大事をかたり申し度く候、人を退けて給はり候へとて、半介事某を御當家へ奉公に出すべきとて抱へ置かれしが、近頃作州よりの浪人を奉公の取持いたし、某をば取りかへ申さるゝ樣子、且某を殺し申すべきたくみこれあり候、元來浪人なれば、立退き申すべく候へども、少々蓄へ置きたる金子を、みな半助借り取りに致し、返濟の才覺なく、某を殺す相談におよび候、死後亂心か盜賊に取りなされ申すべく候、御聞き置き被下候へとて、涙と共に語る。助兵衞聞きて、おなじ在所のよしみにて、かゝる大事を、人數ならぬわれらに申し被聞候事、忘却すべからず候、但徒に成行かれん事殘念なり、今夜にも立退かれ候へ、路金は合力せんと云ふ。浪人いかにもそれも存じ寄り候へども、とてもの

ありてと答へられし。すでに御船澳を通りしに、異なる出立なれば、誰そど御尋ねありしが、又光政なるべしと仰せありて、小舟にて召させられ、則ち安宅へ乗移られしかば、出立は如何と御問ひありしに、御祝の御観式は舟中にての義、臣等陸へ出るは、警固のためと存じ依りて、如斯くに候、と申されしかば、御感ありて、其羽織を進上候へとて召し上げられ、御羽織を下され、御盃を給はり、祝儀ぞと仰せなり、光政起ちて自然居士を舞はれければ、御歓甚だしく、陸よりも見え渡りて、比類なき次第なりし。かくて陸に歸りて後、諸大名賀儀として登城あるべしとて、濱側を退散あるに、供の者は遠のきに拂はれてありしかば、一時に押懸けて、混亂大かたならず、主君を見失ひ騷動す。光政朝臣は彼陣扇子を開きければ、供のもの卽ち見知りて隨從す。光政朝臣諸君に向ひ、おの〳〵隨從混亂の間、某が從者を爰に殘し置き、某が方へ追て參著候樣に申し傳へさせ候はんまゝ、先づ立寄り御待合ありて登營然るべし、と有りければ、みなこれに同じられけり。されば品川より、諸大名皆步行にて同行、珍らしき事なりき。かくて鍛治橋の邸へ同道あり、書院へ請じ、陪從を待合せらるゝ中に、常飯進ずべしとなり。されども急な

某丹精を抽んでて御受け有る樣に致すべきと申せし故、みな〳〵よろこびて某おこし候ぬ、かくて御受け無之とて罷り歸り、同列へ面を向くべき樣もなく候間、御庭をかりて自裁仕り候はんと、餘義なき體に見えければ、力なく之をうけられけり。與力の士大に喜びて出でければ、同心のものつどひ來り侍ち居て、如何、御受納ありしにやと申しければ、右の旨を語りける程に、さても歡ばしき事にこそ、と云ふうちに、一統に竹木板の類を持ち運び、門内に積み置きけり。されば此人をしたふ事、子の親を思ふが如くなりけるとぞ。すなはち國家の忠臣といふべきか。

○寛永十年向井將監忠勝に命ぜられて、相州三浦にて安宅丸造作あり。同十二年出來、六月江戸の海上にて御乘初あり。諸大名みな品川の海際へ罷出でよとの仰なり。備前の光政朝臣、母公の帷子をかりて著し、上に陣羽織を著せられけり。居宅を出る時、門内にて牀几にかゝり、暫しありて扇子を開かれしに、陣扇子なり、目立たる裝束かなと、供人も思へり。さて品川に至て、諸大名皆麻上下なるに、かゝる體なりしかば、如何なる事にや、と問はるゝ方あれば、存ずる仔細

となり。さらば我等申し達して願はんとて、若老中へ右の理り細かに達しられけるほどに、頭の申さるゝ事なれば、その意に任せられ候へ、とありしかば、直にその辻番へ往きて、御歩行目附の吟味し居たる所にて、これはわれら申し達し、事濟し候間、此方へ請取り候はんとある中に、御目附よりもそのむね申し來りけるにや、思ふまゝになりければ、すなはち宿所へ歸り、かの僕は改めて手討にし、何事なく事濟みけり。初めのもやうにては、亂氣になりて、その人亡びなんを、横田氏の器量にて治りぬるほどに、組の與力同心感慨に堪へず、何事にてもあれかし、この厚恩を報いなんと、常に申しあひける。かくて後横田氏の宅火災にかゝりて、殘りなく燒けけり。殊にかねて貧くして、漸々圍ひなどしけるほどに、與力の輩相謀りて金二百兩持參し、御造作のかたはしにも成し候へかしと申しければ、横田氏大に感じて、各の志もだしがたく思へども、存念もある間、これは請けまじき由具に云ひ聞かせられければ、與力の士申しけるは、さ候はゞ是非におよばず候間、某切腹すべき由を申す、それは如何なる故にやと有りしかば、此度の事、面々志は切に候へども、とても御受け有るまじき、と各申せしを、

を殊の外にあんじ給へり、心得有るべき事にこそと、しみ〴〵と語りしかば、それより夜ありきせざりしとぞ。

○横田甚右衛門百人組の頭にてありし時、與力の許に年久しく召仕ひける僕の、心變じて盗をなして遁げんとするを見附けて、折ふし湯あみしけるに、脇差を取つて抜打に切りけるが、少し疵附きて遁げけるを、直ちに追ひかけ行くこと四五町ばかりにて、辻番へかけ入りけるを、追ひ附きて右のよしを語り、此者を渡して給べと云ひけれども、赤裸にて脇差抜き持來たるなれば、狂氣したるならんと皆思ひけるほどに、家の役人出合ひて、なか〳〵渡さず、御目附へ屆などしける。召仕なども追て來り、同組の與力皆來りぬれど、衣服の心附かざりしかば、猶裸にてありける程に、屏風にて圍ひなどつけて、偏に亂心の人と思へりけり。かくて此事横田の許に聞えければ、その儘にては事濟まじとて、自身登營して御目附へ逢ひて、われら組に紛れなく、手討したる事分明なれば、我等方へ請取りて吟味すべし、公邊の沙汰に及んでは我等一分立ち不申候、とありければ、早若老中へ達し、御詰目附吟味に遣はされたれば、今更改めがたきこ

とよ、諫言は益なきものにこそ、そのまゝおかれて御覽あれかし。母君、それにては彼が行末いかゞあるべきと、くり返し歎きければ、さらば御方へ諫言申したりとも、御聞あるまじ、いはんや若き人の何として聞き入れ給はん、先づ御諫言はいかやうになされ候やと問ひければ、さやうに夜ありきして宿の事も知らざる樣なるは不埒なる事なりと度々叱り、この頃はこまらすべしとて、戸などしめて明けざる故、門外に一夜をあかしぬる事も候と有りければ、さやうの事にては、いよ〳〵あら立て聞き入れなきものなり、今よりは人をも起し置き、湯などわかし、酒などにてもこしらへて馳走ありて、夜な〳〵如斯くして見給はんやと云ひければ、あの如くの不埒に、左樣の事なるべき事かはとあり。御覽候へ、御身すでに諫言を御聞き候はず、これにて御合點あるべく候、と云ひければ、然らば左樣にいたし見申すべきとて、其夜より取繕ひ待ち受けて、今歸られぬるとて酒肴など調じてもてなし、如斯する事五六日も過ぎぬれば、此子浪人に向ひて、われら夜あるき致しがたく候、何としてにや、俄に母の夜な〳〵待ち請け、馳走いたされ候て世話にあひ、これにては出でがたし、と語りしほどに、されば母の御身の夜ありき

に、かくも移りかはれるものか。

○松平左近將監乘邑朝臣の執政たりし時、邸中より火出でて、暫時燃えたりける。諸君よりの使者門に滿ち、式臺に居るべき所もなく、執奏のものは邸中の者勤なれば立出て會釋もせず、諸方の使者各徘徊して時を移しけるに、庄内の士多田三左衞門跡より來りて、誰の使者某と姓名を記して、柱木に張付けて退きかへりけり。それより見習うて、さの如くして歸るもの多かりきと、ある人の語りし。

○幕下の士の年若きが、父は幼時に失せて、母の養育にて生立し、二十歳にも及びぬる頃、ものごとしまりがたきを母の憂ひて、おのづから心にも叶はざる樣にありけり。久しく立ち入りて萬事の相談などしける浪人のありしが、ある時母君の語りしは、むすこの萬に我儘にて、我等が申す事用ひ申さず、殊に夜な〳〵出でてあるき、夜半曉に歸る事每夜なり、さのごとくにてはいかゞなりとて、度々叱りぬれど聞き入れず、餘りの憎さに、此頃はかれが難儀する樣にして見候へども、猶も心儘になりゆき侍り、强く意見してたべ、と有りければ、答へて云ふ、いや

みたはぶれしなり。むすこの座にありしが、俗話に、西行播磨潟へ修行の時、人麿の神靈夢に見えて、われ身まかりし時、辭世に、

石見潟高津のやまの木の間より浮世の月を見はてつるかな

とよめりしが、いまだ妙境にいらざるゆゑ、三途に迷ひて流轉しぬ、と有りしかば、西行浮世も月もとありたらば、迷途を轉じぬべし、といはれける、そこにて得脱を得られし、と申し傳ふるなり、と戲言しければ、父の聞きて、汝戲言も事によるぞかし、さやうの兒輩の言をば、歷歷の前にて語らざるものぞ、且つ輪廻するやうなるものが、島がくれ行く舟をしぞ思ふと云ふ歌の出るものかといひし。戲ながらさもこそとおもはれし。

○中橋に膏藥次郎兵衞とて名あるものあり、いかなるゆゑにて名乘ぞとなれば、神君の東のわたり御通りありし時、次郎兵衞路上を掃きて居たりしが、御駕の來るを見て、驚きつゝ平伏するとて、石につまづき轉びて、額を損じけるを御覽じて、御駕の中より膏藥を給はらせけり。それよりして此名を所にて稱しけるなりとぞ。その世の質實にして君民親しかりし事、思ひ見る

はれしかば、士答へて云ふ、何もなく候、夜中など急なる事のありて起出るには、陰嚢を引きたるがよく候、嚢の縮みて居るものは、身ぶるひ出でて埒の明かざる者に候、と答へけり。この士生得放蕩にて、夏の日あか裸にて晝寢し居たるに、隣にて人を切り殺してかけ出でつゝ、門をさして走り行くに、此音を聞き、其まゝ起出つゝ、下帶の上に大小さし、追かけ行き、裏門の近所にて一刀に切倒し、宿へかへり、また打臥して、高鼾して寢ねたりけり。君にも即ち聞えけれど、その士をば召されず、明日出仕せる時、昨日は手早に片附られたるとばかりにて、退きたる後人をして問はれけるは、仰せらるゝも如何なれど、晝寢にはだかにて居られしは、人の不審する所なり、いかゞあるべきや、とありしかば、あつさに裸にて寢ねたりとばかりにて、何の答もせざりける。輝綱は例の我儘によとてはゝゑみておはしけり。功名の士を尊ぶ事、古の名將の常なり、此人は名を得し君ならめ、誠に今の君たる人よく然らんや。

○芝に木屋吉左衛門とて商家ありしが、學問兵書などに熟して、人に教へつゝ、弟子も多かりし。予が若かりし時親しくて、しばしば語りあひたり。ある時それが許にて、おもふどち二三人酒飲

○急變に臨んで驚くは平人の習なり。勇士とても、不意の變にあひては、胸中驚かざるにはあらねど、平人の如く、肩へ響てちゞみ、胸中さわぎ候事はなきとぞ。すぐれて剛勇なるは性質なり、大體は常の心持による事にこそ、殊に士たる人は心得べき事なり。高木右馬之助居眠し居たる所へ、雷の落ちたるを聞きて、驚きたる體なりければ、側に仕へける十五六の男兒、これを見て偸に笑ひける。其時高木火鉢に炭火をおこさせて、火箸をさし込みて焼けるその氣色、手にも握るべき樣に見えしかば、兒童色を變じて涙を浮めける、時に右馬之介云ふ、汝さきに予が雷に驚きたるを笑ひしは尤もなり、然れども思ひよらざる事に驚くはずなり、覺悟しては何事にても驚かざるを專とすとて、自身の股にかの火箸を二つまで押しあてゝ見せ、汝不意に驚くをとがめ、覺悟してなす事にそれほど驚き惶るは、誠の勇にあらずとて叱りけるとぞ。思ふに北宮黝が流風にこそ。

○松平甲斐守輝綱のもとに、武功の譽ある士を客として置かれける。常に慇懃を盡されけり。夜話の序に、事の急變ある時に、うろたゆるもの多し、兼ねて心懸くる樣有るにありや、と問

ある様にて、五七日ぬりければ、常のごとくになりぬと、人の語りければ、かたへのもののそれに附きて云ふ、ある者筍は食する事あまりに多くして、面目より下板の如くになり苦しみぬるに、さまぐ〵薬を與へぬれど驗なかりしとき、加賀國より來りたる扇子賣ありしが、これを見て、妙方の候、用ひて御覽候へとて、宿に歸り、薬を調じて持ち來り、煎じて二服ばかり喉に入れければ、少しは和して、やゝありてくつろぎぬ。そこにてこれはいかなる妙藥にや、と問ひければ、甘草にて候、加賀にて骨竹を製するに、甘草水に浸しぬれば、しなやかに和らぎ、心のまゝにつかはれ候故、存じ寄りたるに候、と答へけり。

〇水野隼人正直忠、享保十年營中にて喪心し、大江師就を後より切りかけられしかば、目附役長田氏見あひて、後より組とめられし時、師就十五歳なりしが、長田氏に云はれけるは、隼人正一面の友にてもなきに、かゝる事せられしは、失心ぞと存じ候て、鞘ごしに拔きて刀をうけ侍り、失心と見え候間、後の取りはからひあるべき事にこそと、明白に詞をかけられしとぞ。少年にてかゝりしは、英雄と見えしと人の語りし。

○幕下の士殿中に宿直したる夜、宿所にて若黨狂氣にや有りけん、奥をさして立ち入り、小兒を抱きて出でつゝ、己が小屋に歸り、此子を横たへてすまひしたり。各察し見るに、寢覺にふと上氣して、右の如くせまり入りぬるに、人々目さまして咎めぬるに心附き、かゝる上はのがれなき身とぞ思ひて、此子を質に取りたるらめと評しあひて、さてこれに立ちよらば此子を殺しなん、いかゞはすべきと、とりぐ\云ひあへれど、なすべき樣なかりしかば、宿直したる所へ急ぎ告げければ、彼士同列へ跡を賴み置き、立歸り彼小屋へ行き見るに、子をかゝへおれり。何のいらへもなく、するぐ\と立ち寄りて、拔打に切殺しけり。遲滯せば危かりなんに、無意にして掛りぬるゆゑ、事なく討たれたるにこそといひあへり。

○秋の頃雷の落ちたりし時、營中宿直の人の行厨をはこぶとてさし荷ひゆく下部にあたりて、其所へ倒れしが、半かゝりて死もやらず、身はうち碎けたる如くにて、手足もなえて、取あつかふべき樣もなきを、板に載せてやうぐ\と持ち歸り、人の數へたるに任せ、鮒をすりつぶして惣身にぬる事二夜三日に及べり。初め一日より後、いつとなく濕ひ出で、三日後はやうぐ\しるし

など呑み。さて問ひけるは、只今此家より出でたる僧はいかなる人にやと問ふに、さればよ、彼はむかし此所に神樂といひしものなり、かれは此所にて人を殺して、遠くへ遁れ候ものなれば、此所などへ來べきものにはあらずと語りける。弟は是にて心落つきければ、さあらぬ體にて退きつゝ、いそぎ宿に歸り、兄弟つれてその宿に行き、神樂こゝにあるを見附たり、誰がしが子兄弟數年ねらひたりしが、今日ぞ時節ならめ、親の仇のがすまじ、尋常に出であへ、と呼ばはりければ、心得たりと答へて、漸々久しかりければ、裏へ廻りて見るに、そこの窓を破りて遠淺へ飛び込み、大船へゆかんと思ひけれど、泥中へ入りて動く事成り得ず、苦しむ所を、兩人ともに切り附けて、あへなく殺してけり。所のものども立寄りて見れば、二人ながら十歲ばかりの小兒の服を廣くしたれど、猶引やぶりて上に著たり。いかなる事ぞと問ふに、われら十歲の時より此事を存じ附きて候ひし故、年經て懈る心も出來なんやと恐れて、其時の服をたくはへ置き候て、今日又著し候へば、廣げ置きたるも猶せばくて破れ候なりと答へり。かくて此事關東へも告げられければ、褒美に銀子代給はり、また產業なくて食事つかれぬらんとて、米十俵宛給はりしとぞ。

出會被下まじ、此事臣等ばかりの所存にあらず、厩橋少將へ通じ置き候、御不審の事候はゞ、彼方へ御尋ねあるべし、と云ひければ、各詞なくして退散ありけり。さて近習の其事に專らなりけるものども、咎もなく國元へ遣して、外樣になしけると、厩橋の臣の語りし。

○長崎に神樂と名乘る相撲の男ありけり。本より剛强人に勝れ、不敵の溢れ者なりしが、享保八年ばかりの程にや、商人の許に來り、何事をか聞出て云ひつのり、夫婦共に切殺し、所を去つて行方知れず、或は肥後にありなどもいひけり。討たれし跡に、四歲と二歲の男子ありしが、誰かありてそだてけん、延寶の初のころ、二十一と十九とに成りける。ほど經ぬる事なれば、それがこと知るものも少なかりけり。一日弟なる子、野菜を賣りて町中を過ぐる所に、夕方なりしが、とある家より、たけたかくすさまじき僧の出でて、向の家に入りけるを見れば、兼てねらひぬる神樂ならめと思はる。され共それと見知るべきやうもなければ、如何して此僧のやうを聞きなんと思ふ中に、其家より呼びかけて、芋を買ひなんといひければ、立入りて賣りけるに、いとも心よき若者なれば、商家もあはれがりて、今より後常に來れよと懇にいひければ、腰かけて茶

めて、多年君が諫を不用、誤りたる事詞なし、向後は悉く改めて君が意に從ふべし、早く立歸りて今一度教へよと、詞を卑うして罪を謝せられければ、翁もだしがたく、歸り來りて元の如く仕へけり。これよりして今までの非義悉くあらためて、別の人になられけると、人の語りしも、三十年ばかりにやなりぬらんと覺ゆ。

○丸龜の君年若くして、蕩遊を好み、無賴の客をあつめて、行事猥なる事、世に云ひふらしける。國に在りける老臣佐々何某、是を聞きて、不時に東都に來り、まづ母公の御方へ參じて思ふ旨を達し、外祖厩橋少將、此家の大事は常に指南あるなるに往て所存を述べ、さて申しけるは、某申たる所主君承引なき時は、外祖君の御旨に候と、申すべきむねを達し置き、主君へ諫言し、其意に隨はれければ、年頃たち入る貴人を初め、幕下の諸貴人、或は隨ひ附きし坊主などいふ類まで、君より餐應と稱して招き集め、君は病氣とて出會はれず、飲饌美を盡してもてなし、晩に及びて佐々何某出て、多年主君へ御入魂、臣等までも辱く存ずるなり、然る上は、定めて主君の身の爲よき様にと思し召さるゝなるべし、實に主君の爲よき様にと思召しならば、向後御

ある日、木俣氏綸子の服を著て登城しければ、その事を司どる士ども呵きて、これは忘れてこそ著せられけん、木俣殿の服をはがれはせじ、然ばとてその儘にしなば、咎められなんとて、密に木俣にあひて、御忘にてや其服を著用ありし、偏に御ぬぎかへ候はんやと云ひければ、大に驚きたるよしにて、さても其事をふつと忘れてかくの如し、されば法を破るは大切の事なり、ここにて剝がるべしとて、卽ち脱ぎて渡しける。是より後は一國聊も法を破らざりしとぞ。術數ながらときによりてかくもあるべきや。

○因幡守豐就の家に老儒ありけり。君少にして孤となり、婦女の中にてそだち、常に酒食に耽り、放逸のみにありしかば、彼翁さま〴〵に敎訓せしかども、あへて用ふる心なく、縱欲日日に長じければ、翁その家を立退きける。一通を殘して云ふ、先君仰せ置かれし旨に任せ、年月愚意を申せども御許容なし、されば某先君の御遺戒と違ひ、且素餐のそしり辭しがたく、立退く由を書けり。翁の退きたりしを豐就聞きて、書置けるものはなきや、とありし時、其書を出したりしかば、これを取りて一間に入り、終日讀みて、怏々として愁にたへず、卽ち人を走らし

御事候へば、我主君何の思ひ寄も候まじく、如斯極め候よし申し聞ゆべしとて、歸りて達しければ、理なる事なり、急に臨みて能くぞ事を調へぬるとて、殊に賞せられたり。

○觀瀾の始めて江戸に來て、知人もなかりしかば、日本橋の邊の裏屋に宿を求めて住居せる、時しも十二月晦日の夜に、隣の家に商人の來り、貸し置きたる金を返されよとて、さま〴〵にはたりけれど、其主窮困して償ふべき樣もなく、爭ひてやまざりしを、壁ごしに聞き附けて、直に行きて、われらは先刻此所に移り來りし旅人に候が、先よりこの爭論を聞くに、堪へがたく候、折節道にてつかひ殘したる金少しばかりあり、これを贈り申すべく候間、償はれ候へとて渡しければ、主客共に驚きて、これを感じてやまず。此事を語り傳へて、世に名を知られける。人に知られんの料とて、かくなせるにもあらざらめども、不忍の心にてかくの如く有りしより、世に名をあらはしけるとかや。

○彥根にて木俣氏、令を請けて儉約を衆に示し、衣服にはつむぎに極め、絹類のものを著たらんには、晴の場にても剝ぎとるべきよしをさだめたりける。やゝありて重陽にやありけん、禮儀

て月俸を返し、その家を辭して退きけり。君も深く惜みて、さま〴〵にとゞめられけれども、かたく辭して退きぬ。さてありて君より使をして、子息へ二十口を贈り度く申し遣はされければ、直方使に向ひて、豚兒いまだ幼少なれば、仕ふる事もなり得ず候、それながら給り候へば、自ら某も此俸をはみ候はん、されば用なくして錦を受け申すになり候、かくの如くは存じも寄らざる事に候とて、固く辭して受けざりけるとぞ。

○今の諸士の仕へゐるは、君を愛する心にはあらで、唯米を愛するのみ多しと、原養澤がいひし、實にもとおもはる。三田の君疾重かりければ、庶流の君自身往かれざる間には、使者を附け置きて樣體を伺れけるに、老臣立出て、主君の疾今を限りと見え候、君家の御子を請じ、入れて嗣とし度く候へども、此よしをいまだ君家へ申し達せず候ゆゑ、此方にてなしがたく候、急に御歸りありて、此由を告げられ、御領掌ある樣に沙汰ありて、早く答へを給り候へかし、と云ひければ、使者答へて、立歸りて其由申べし、但御疾せまり候時に於て、この答を御まち候ことは、時移りて危きに似申すべし、答を御待ちなく、上への御願の事を急がるべし、本家の

用に立たずして仕へ申すべきやうなく候間、立退き候、何とぞ此上も、御行跡改り候様の御勘辨第一に候とて、立退きしが、果して翌年不徳の罪にて家斷絕しける。其婦人は厩橋少將の姊なりしが、常に此事を語り出して、直方が退し故、彼の家は亡びしと、度々なげかれける。厩橋少將終に迎へて、賓客の禮を以てさし置かれける。最後に國の倉廩乏しくして、漸々衰へ行くに附けて、諸老臣術盡きたるにや、直方に問ひけるは、かくの如く諸用辨じがたくなりぬるに、若御考も候はゞ、その術を承り度くこそ、と一同に云ひければ、直方答へて云ふ、それがしもとくより心附き候へども、その職にあらざるゆゑもだし候なり、經濟さま〴〵の事候へども、先づ内外の事用を過分に減じて、商家へのあたひをもしばらくさしとめ、世上への贈りものをも、しばらく止められて、四五年も儉約し給はゞ、いつとなく本へ歸り申すべく候、此法をたてずして昔に返す事は、なり得ぬ事に候、と云ひければ、老臣云ふ、仰の通り理至極に候へども、世上のつとめを省く事は致しがたき事にて候、と答へけり。かくて直方思ひけるは、一度言を出して行はれざるは、己が職を失ひたるなれば、本意に背きたる事なりとて、頓

はかり、十六七人の朝餉を調じて旅立をなぐさめ、馬のはなむけ懇にもてなしける。老臣は感涙袖をひたし、かゝる人とは知らで、今日まで疎かにしつる事の口惜さよと、後悔しけるとぞ。かくて山人不仁をにくむの甚しきより、君の心に背きて滄浪の客となり、程へて後助成にせんとて、ひめおける道雅をひさぎけるに、ある國君の求められけるが、價を問れしかば、こがね八片給はらんと云ひたりければ、その如く遣し給ひぬ。ある人その君の許に參りし序に、此書を見て、かばかりの料なる書には侍らず、せめて十金も與へられてこそと申しければ、頓て此君より二金をまた贈られし時、山人聞きて、初めより望みたらましかばさもこそ候はめ、八金と申せしまゝ其如く給はりしに、今此金を給はらん事は、えこそうけまじとて、かたく辭して返せしとぞ。

○佐藤直方ある國の君に仕へて、君の行作妄慢なるを憂ひ、直諫數度に及びしかども、承引なくして年月を經ければ、諸老臣に向ひて、君の御行儀あまりに放逸におはしまし候、如此にては、三年はつゞき申まじく候、某も今まで數十度愚存を申し候へども、御聞き入れなく候、此うへは御

著けりとて、取り出しあたへければ、兎角の答も得せず、涙にむせび、存じも寄らざる御なさけ、生々世々えこそ忘れ申すまじと禮拜して、往きわかれける。終に音信もなかりける。數年の後、紀州の役人高野に使して巡見しけるに、長さ六七尺の石碑に、かの足輕の名を彫付け、彼座頭勾當撿校となりて、其足輕の祈禱の爲に建てたるよしを書きたり。不思議の事に思ひて、國に歸り人にかたりしが、いつとなく上へも聞えて、彼者を呼出し尋ねられしに、しかのよしを申しければ、至つて正直なるものなりとて、士に取立られしとぞ。

○上杉山人は質直好義の類ならんかし、常に惡をにくむ事甚しく、一人の老臣の、位を高ぶりて諫をいれざるを深くそしりて、その宅へも往かざりしほどに、彼老臣も又、此ぬしのさがなく人を誹謗するをにくみてやまず、邸中にも此事を云ひふらしける。程へて後彼老臣何事にかはありけん、君のにくみを得て、職祿を削りて、田舍に蟄居せよ、とありければ、急に邸中を出て、あがたみにまかるにきはまりぬ。かゝりければ日頃門を拂ひし輩も、市人の夕に歸るが如く、よしあしのうはさして、餘所に過ぎゆくばかりなり。山人は老臣の難を聞きて、その不便を

浅草なる町家を末の子に與へ、その母になし置かれ候へかしと、くり返し願ひければ、その如くに沙汰しけるとぞ。嫉妬なきをだに稱するに、仇を恩にて報いけるは、めづらしき事にこそ。

○紀伊國の足輕、片田舍に住める許に、出世のため京上りする座頭來りて、日の暮れかゝり、宿かるべき所まで行きがたく候間、密に宿借し給はれと、わりなく頼みけるほどに、一夜泊めてけり。明けて後暇乞して立出し跡にて、あるじの妻座頭の寢たりし跡に行きて見れば黄金を二三百ばかり袋に入れて指置きけり。其儘夫に見せ、是を落したらんは、出世の望み絶えて、途方を失ひぬらん、少しも早く返し與へられよかし、と云ひければ、夫は聞きもあへず、足を空にして走り行きしが、二三里も過ぎて、谷川のさかしき邊に、法師の觀念してをるありければ、さてこそと思ひ、聲をはかりに呼びかけて、やう／＼に往きつき、御坊は何として左樣の體にやと問ひければ、官金を路次にて落し候、此上は生涯の業絶えぬれば、ながらへてもかひなく存じ、身をなげんと存じきり念誦いたし候なりといひけるに、さればこそかくあらんと思ひしなり、御たちありし跡にて、妻の見附出せしまゝ、少しも早く屆け申し度、息を限りに走

窓のすさみ　第三

○金座の後藤が隱居の妻、仁愛深くして、夫の寵ぜる妾を憐びて、兄弟の如く睦ましく、衣服調度まで同樣に製して、朝夕の友とし、年月を歷しが、其妻の疾して常ならざることありしに、妾の方より、今戸のあたりのある行者の許へ、加持を頼むよしにて、しげ〳〵通じけるが、いかなるものか其文をとりちらしたり。其詞に、日頃御祈りのしるしいちじるく、この頃疾もやや深くなりげに見え侍り、猶もたゆみなく御丹精頼み入るよしを書きたり。終に夫の聞き付けて大に怒り、年頃妻のうらなく懇にあるを、我も恥ぢ入る心地なるに、かほどの恩を受けながら、かゝる筋なき事をなすは、重き咎限なし、殺してもと思へども、世に聞えんがいかゞなれば、暇を遣すなり、早々出で往くべしと、氣色だちて云ひけるに、妻女殊の外に歎きて、女のつたなき心にて、左樣の事も有るならひに候、年久しくつかへたる者の落ちぶれなん事、いたましく候間、

度くて來りたるにて候、此品はわぬしに送り候間、彼人にもすゝめられよかし、御賴み入るよし云ひければ、主人も感にたへず、さて暫ありて答へけるは、御心入餘儀なく覺え候、さて君の御かげにて能き寶をもとめ得て候なり、それがしか程の商をいたし候が、慥なる手代なく候て、萬に心苦しく、安き隙なく候、兼てまめやかなるものとは存じ候へども、かゝるものとは存ぜず候ひき、御物語りの樣子を承り候て、それがしも始めてよき人を得候間、只今申し付け候はんとて、その儘呼出し、手代役を見習ひ候へと云ひ聞せぬ。さてこの御禮には、向後御不自由の時は、いつによらず某見屆申さんと厚く禮謝し、さま〴〵にもてなして歸しけると、山田の者の語りしとぞ、人のいひし。

かりなる商家の奴僕と見ゆるが來りて、何某と申す御かたはこなたの事にこそ、近所にて承り合せ參り候、されば今日途にて、こがね二枚御取りおとし候にやといふに、思ひよらざる事なれば、驚きて、いかにも途にて落せしが、何として知られけん、と答へければ、今夕つ方そこのあたりにて見附け候に、包紙に御名の記しありし故、屆け申さんと存じ候て、かなたこなた尋ねもて參りしほどに、夜も少しふけぬべく覺え候へども、明日まで尋ねさせ給はんも、御心ぐるしく候はんとて、今夜持ちて參り候、渡し參らせ候はんと云ふ。士これを聞きて、おもひよらざる事にこそあれ、さりともかくばかり正直にして仁心なる人もあるものかな、扨いかなる人にや、宿所はいづくぞと問へども、とかく名のらずして、頓て暇乞ひて歸りけるまゝ、跡をしたひて隱れ行きければ、山田の町なる酒屋の富めるが許に入りける程に、密に人にたよりて問ひければ、その家に召仕ふ小奴なりけり。其名を聞きて歸りて、明の日酒肴を調じて、其家に往きて、主人を呼出し、前夜の事を語り、さて餘りに志のせつにまめやかなるを感じ、禮謝申し度く候へども、とても彼人に逢ひたりとも受けられまじく存じ候間、わぬしに逢ひて此禮辭を述べ

のもの往きて見るに、彼士正氣つきて、やうやうに起き上りたるゆゑ、しらざる體にていかゞと問はれければ、酒に醉ひてたゞよひて居るに、卒忽のもの來りて、往き當りしを、咎めたると思ひたるうちに、何となく倒れしなりと語りて、北をさして歩み行きけり。番人歸りてそのよしを語りければ、若者も事故なく歸りけり。倒れたる士は岡崎の士なりなど云ひしとぞ。

○津輕の物頭に、科ありて閉門させ、出入るものあらば、そのものを罪に處すべし、と命ぜられける。組の足輕一人、夜々家根を傳ひて、酒など贈り往てく事やまず。役人この旨を君に告げければ、君大に感じて、罪をいとはずして眞實を盡すもの、勝れて忠臣剛勇の者と見ゆ、又何某も、組の者のそのごとく親切を盡すは、かねて仁愛勝れて深しと見ゆとて、罪をゆるされけるとぞ。

○度會なる山田に住める隱士の貧しきが、用の事ありて、こがね二枚ばかり求め得て、日暮れて歸り、こがねを取り出し見んとするに、たたう紙にながりけり。道にて落したるにこそ、是非なき事なりとて有りけるに、宵過ぐる頃、門をたゝくものあり。いかなるものぞと見れば、年十七八ば

残り居ける僕に、挑燈とぼさせて、本の道を尋ねやりしに、石原邊に切倒して有るよし告げければ、法の如くして事濟ぬ。三十日ばかり過ぎて、妻をば離別しける。久しくして後入魂の友に事のよしを語り、あらはに穿議しぬれば、咎もなき妻のうはさを洩らし、且は我名も立ち申すゆゑ、右のごとくにせしなり、妻にあやまちはなけれども、かねて柔弱にて、左様にたやすく思はるゝは、一生附添ひがたきゆゑ歸したり、と語りしと、余が弱年の時、過ぎし事とて人のかたりし。

○高田の臣とかや、いまだ若年の士、寛延三年九月廿四日、愛宕下にて人込の中を通るとて、他家の士にゆきあたり、刀の柄頭にて額をうちければ、大に怒り罵りけるほどに、若年の士詞を下して、色々に謝すれども聞入れず、刀に手を掛け拔かんとせしを、若士つと寄りけるが、あて身にてもなしけるか、たちまち倒れて絶入りけるが、群集さわぎ立ちけるうちに、若士は近所の辻番に往きて、右の次第を語り、大勢の中にて有無を見屆け申さず候故、此所に立ち入り候、おの〳〵とくと點撿あられて、彌其士死候はゞ、我は是にて自殺仕るべし、と云ひければ、番

燈を持ちて來り見れば、亭主在て狐を切殺しぬ。如何なる事にやと問ふに、さればふと妾に來りぬれば、彼若者來り、路次を伺ふと見えしまゝ切りたるなり、と答へける。これよりして、かねての風聞は此狐のわざにこそと、人々いひあへりける。日數經て舅の方に往きて、初よりのよしを語り、これをあらはに沙汰しては名も立ち、かつは少兒も二人ある中にて、不便のゆゑ、右のごとくの術にて先づ沙汰もやみ申すべし、然らば何となく離別申すべしと調じ合せて、妻を去りてけり。

○兩國橋の邊に住める士、年若き妻ありしが、或時草履取の僕、艷書をわらはに送り侍りぬ、驚きて告げ申すといひしかば、用心せられよと答へて、二三日過ぎて牛島の邊へ往きて、供の奴に、今夜四つ時ごろ來るべしと云ひ付けて歸しぬ。さてその身は先を早く立ちて、石原の邊の藪かげに待ち居、草履取の奴が來るを切殺して、宿所に歸り、奴は何とて迎に來らざるにや、良久しく待ち居しが、あまり遲き故歸りしと云ふに、みな〳〵暮過出せしが、いかにして參らざるにやと不審しあへり。さらば夜道にて變のあるべきも知らず、吟味すべしとて、

有り候へども、わざと捕へ申さず候、近年取立きびしく、剰さへ賦金多く困窮におよび、やむ事を得ずして盗に及び候、村中皆捕へても止むまじく候、向後盗を止むべきとならば、賦金等を免ぜられ、民の生業調ふ樣に仰付けられれば、盗は有るまじく候、と細かに申しける。其由を若年寄本多伊豫守殿へ達しられければ、尤もの由にて、吟味の上、賦金を免許ありて、盗人をも許し歸されけり。

○本所邊に住みける浪人、暇日には謳を敎へてありける。幼少の女二人ありしが、その妻女常に來る弟子の若者と通ずるよしや﹅沙汰して、虛說ならざるよしを、懇意の友ひそかに告げ知らせけり。夫聞きて、さやうの事は取りしめもなく取沙汰するものなり、必ずとしがたき事にこそ、されど心得にはなり申すと答へて、しばし有りて、彼若者の折ふし少し病氣にて有る頃、夫は下總の舟橋と云ふ所に、狐を釣る者の方に往きて、「生取りにしたる狐一疋、明日そこ〳〵までつれ届けよ、價金貳兩遣し申すべし、と約束して歸り、明謳の夜會をなしける。例の如く弟子も多く集り、夜もや﹅ふけて謳最中に、路次の外にて、聲をかけて人を切りたるやうに聞えければ、滿座

りて、方々と尋ぬるよし聞え、女子も兄の方へ歸り度きよしなりければ、通達して送り歸しけるとぞ。されば當時とても人をかどはかすもの有るにこそ。

○御先手組與力の士依田佐介といへる、少し學問の志もありけるが、賊盜改加役の道も功者にて、能く勤めたりけり。同士の友に語りしは、往來の道に出れば、盜賊は明らかに見ゆるものなり、悉く捕へば限りなし、困窮して盜賊をなすものをこと〴〵く捕へば、下賤の種も盡ぬべし、下の從ふ樣にありては、刑人有るべからず、故に勝れて甚しきものを捕へて、その餘は事なければ見遁しにする事なり、と語りしとぞ。戸塚の邊に盜賊六十人餘りありと聞えて、捕へ來るべしと、役頭向井氏命じてやられける。同心十人つれて行くべしとありしかば、多き盜賊を捕るに、十人つれたりとて事足るべきや、御威光を以てこれを制するなれば、自身一人にても事足り申なりとて、例の如くに八人つれて行き。十二人捕へて歸りしかば、向井氏小勢にて多く捕へたるを賞して、褒美ものなど與へられしに、佐介はこれを受けず、御威光を以て所のものに申し付け捕へさせ候故、無人にても成る事に候、大勢捕へたるとの御賞美意を得ず候、盜賊六十人ばかり

來りし道にやと、あぶなく走り歸りぬるに、大雨ふり出し、大溝ある處まで來り候へば、士一人來りしが、何とて左樣に走り行くぞ、と問はれしかば、又かどはかす人にやと恐ろしく、聞かぬふりして過ぎしを、又來りて、殊の外に驚き出したる體に見えて、いたはしく何かたへ行くぞと細に問はれしゆゑ、事の由をあらまし語りしかば、最早追ひ來る恐れはなし、さのみ走らでも苦しからじ、但し歸りゆく道を知らるまじ、われら跡より見送りまゐらせんとて、少し隔て此所まで送り給りしと語りけり。商夫が方へ人をやりて見れば、錠をおろしてあり。さらば我等方にかくまひまゐらせんとて、女子をいこへ、明日になりければ、商夫來り、昨日は女子をわれらのつれ行きしに、又人を添へられし故、女子も心ひかれけるか、出て走りしとて、われら方へ告げ來り、迷惑申し候と、恨み顏に云ひければ、老母聞きて、送りし者の愚なる故、先を見屆ずして歸りし事是非なし、汝は女子をあるまじき所へかどはかしたる事、こまかに知れり、しひていはゞ公儀へ訴へ、汝を罪に處せん、乳母のよしみにて、數年心安くせしが、かゝる不實の者なれば、此後來る事なかれとて歸し、さて女子をばいたはりはごくみ置きけるに、兄のかたに繼母もあ

と云ふ、奴僕は歸るまじと、互に爭ひて止まず、互に罵りて口論に及ばんとす。往來の人集りて是を見て、こみあふうちに、商夫は女子をつれて、いづくともなく失せければ、奴僕は所不案内にてせんかたなく、しばらく尋ね廻りて、すご〳〵と歸りしほどに、老母は何とて見とゞけざりしぞ、冬木の方ならば南をさして往くべきに、砂場へ向ひしは、賣女の茶屋へかどはかしつらん、いかゞすべきやと、心をくだき案じあへる中に、大雨ふり出して、いよ〳〵せんかたなくありしが、夕つ方女子は雨にうたれながら、はだしにてかけ來れり。これはいかにと驚きながら、よろこびつゝ先づ洗足させ、衣服をかへ、食事などすゝめて、その樣を問ふに、奴僕にわかれしより、門を出で、左の方へつゞきたる町屋に、茶屋どもある所へつれゆき、奉公人つれ來りしと云ひたるまゝにて、直ちに立ち去りぬ、さて若き女三四人居る中へわらはを置き、また二階へつれゆき、此所能く見置きてよなど、老女の敎へ侍るさま、わらはは町へ出でたる事なければ、何といふ所とも知らず候へども、つく〴〵思ふに、女を置きて客を待つ所にこそと思ひ寄りしまゝ、こゝにありてはなるまじと思ひ、そのまゝ立ち出でて、あしをはかりに走り出で、今朝

てはゆく〳〵他へまかりぬべき樣もなしと、かきくどきぬるを怒り、討つてすてんと刀をぬき、あやふくありしゆゑ走り出て、せんかたなく彼商夫は元の乳母の夫にて、常に知りたるものなれば、宿をも聞置きしまゝ、尋ねゆきてしばらく隱しおきてくれよ、と申せしかば、心得候とて爰元へつれ來り候、と語るうちに、商夫又來りて、女子をいよ〳〵御留め置れ給り候へ、明日は冬木か方へ片付け申す筈にこしらへ置き候といひしかば、老母然らばまづ今夜はとめ申さんとていたはりつゝ、息何がしの歸りしに、そのあらましを語り聞せければ、知らぬ人を留め申すはいかゞながら、其趣に候はゞ、ともかくもとて、其夜はとゞめける。明の日になりて商夫來り、いざ連れ行き候はんといふに。老母は、若き人を行衞も知らぬ所へつれ行くを、その儘にて見て居がたしとて、奴僕をそへて、もし道より歸れといふとも、ゆき著たる所を見とゞけ歸るべしと、堅く云ひ聞かせて送らせける。さて商夫は、女子をつれて淺草さして往き、觀音の近所にて奴僕に向ひ、もはや近所にても有るまゝ御歸り候へ、と云ふに、行先見屆けよと云ひ附けられしゆゑ歸るまじと往く程に、裏門まで往きて、商夫また是非歸られよ

達し、殊に居合すぐれて、ぜにを高く擲らせ、落る處を二刀づつ切りはなしけるとぞ。

○何某と云ふ士他行して、老母の留守してありけるに、その士の乳母ありしが死して、夫は商家にて近く住みければ、常に來りしが、日暮れて後來り、女子一人つれ來りぬ。一夜とめて給り候へといふ。老女聞きて、知らぬ人を容易にとむべきやうもなし、そもいかなる人ぞと問ふに、我等かたへ來りたる人なるが、われら男の身にして宿しがたく候、明けなばつれ行く方もあるなれば、今夜一夜御とめありてたべ、と云ふうちに、女子來れるに、いかなる人にやと問ぬる隙に、商夫は立去りければ、せんかたもなく、始は下女ぞと思ひしに、そのさま氣高く、容顏もすぐれてうるはしく、賤からざる人と見えければ、こなたへとて、居所へ通しけるに、女子の言ふ、自らは何としてこなたへはつれられ候ぞと云ふに、商夫の參りてかく〳〵いひしと、初の事を語り、さて御身はいかなる人にてあるやと問へば、みづからが兄は誰君の士何某とて、祿二百石給り侍りぬ、みづからはそれの君の奥方にみやづかへし候ひしが、君うせさせ給ひしかば、兄の方に居り候が、兄は常に酒に醉ひて、みづからが衣裳など賣りすて侍るゆゑ、さあり

もなし、明日亭主を呼びて其由をかたるに、夫は君の勇氣に恐れて出でざるにこそ、猶御ためしあれといふ。かくて晝は湯に入り、夜になれば座を構へ、今や〳〵と待ちあかし、夜ふけて居眠りしけるに時、小兒と見えたるもの來りて、燈を消しけるを、拔打に切りければ、手ごたへしけるほどに、人を呼びて燈をともさせ見れば、何の形もなし。如斯なりし事二夜にして、三夜におよび、今までは脇指を用ひしゆゑ、短くして屆かぬ事もやと思ひ、今夜は刀を横たへ待ち居けるが、三四日が間晝は入湯し、夜は終夜いねざるゆゑか、坐しながら宵より熟睡しけるに、曉近きころ、何やらん燈を消して、膝よりはひかゝりて、額の上にそよと當りけるに、目覺しながら、横なぐりに打ちければ、つよく手ごたへして去りぬる程に、火を燈させて見れば、例の如く何の形もなかりしが、血やゝこぼれてありしほどに、夜明けて亭主を呼びて、これを見せ、血筋を尋ね見させける。庭にも血の跡よほどありしかば、所のもの三四人して、その筋を求め行きけるに、一里ばかり先の山の麓に小さき穴ありて、血を引きたれば、うがちて見るに、古き狸の横に切られて死て有りけり。それより彼宿の怪はやみけり。此亦六は武術に

たすらに時勢を得ん事を好み、また重職にして男色におぼれて、世の譏を得られしこそ遺恨なれ。

○厩橋君未だ姫路に移られざりしうち、其臣下に淺井亦六と云ふ士、草津に湯治しけるに、綺麗なる家ありしかば、こゝにとまらんとて、その價を問ひしかば、亭主の云ふ、先づ御泊りありて、價は御心次第に給るべしと答へしかば、それはあやしき答なり、始にさだめずしてはとまりがたしと有りしに、されば此屋は、止宿する人三日と逗留する事なく候ゆゑ、おのづから家居も損せずして、他より綺麗なるやうに候、先づ御泊り候へ、いよ〳〵御止り候はゞ、竝もあり候ほどに、その時申すべしといふ。亦六聞きて、それは何故人の泊らざるにや、そのよしを聞かんと云ふ。亭主答へて、されば此屋には、夜中あやしきものの出でて、人をたぶらかしぬるとて、客一二夜を過さずして立去り申すなり、我等が居申す所には異る事もなく候へども、亭には右の如くといふ。亦六それこそわが好む所なり、旅中の慰にせんとて、主從二人宿し、夜に入りければ、怪き事のあるにやと、よもすがら寢ずして待ちしかども、何のよし

○内匠頭長矩の、吉良少將上野介を斬られれし時、殿中大に騷動しければ、帝鑑の間の諸君もさわぎたちたるに、和泉守乘邑十五六歲なりしが、座を動ずして、いとしづかに、おの〳〵席々に御列居するは、不時の變あらんに、その所々を守り居て、事長じなば御かためになるべき爲ならずや、今某の座にて變ありとて、騷ぎたちなんは卒爾にもやと云れければ、一座靜りけるとぞ。少年にて格別の器量ありしと見ゆ。享保の初御代かはりに、大君御譜代の諸君を召して、御書附の趣を、御直に具に仰せ聞かされければ、上座小倉侍從、各奉畏の旨を申し上げらるる時、また上意に、此旨を外樣の諸大名へも仰せ有るべきや、各如何思へる、と御尋ねありしに、小倉侍從下を見渡し御答なかりし時、乘邑の云ふ、それ〴〵の家柄にて、國初より御譜代外樣とわかちたる如くなれども、今に至りて百餘年高恩を蒙り、一統に上を親み奉りぬれば、實に君德を仰ぎ申す事おなじく候、一樣に仰を蒙り候はゞ、殊に辱なく存じ申すべし、と申されければ、申す所理りなりと上意にて、他日外樣を召して、また同じく仰せ聞かされけるとぞ。すべて此乘邑朝臣は才氣世に勝れたると云ひふらしき。終に政事に預り繁昌なりし。但此人ひ

さする事にありと語りしとぞ。かゝる婦人は近世に聞かざる事なり。二十歳あまりにて、産後に死去なりしとかや。惜しき人にこそ。婦人懐孕ありし時、夫君の枕上の友なくてさびしからん事を憂ひ、妾をおきてしばしのつれ〴〵を慰めんとて、其旨を夫君に告げて、侍女一人おかれしに、とりあつかふもの其由をいはず、常様の仕へぞと思ひて仕へしに、ある夜夫君その閨に入りて、まめやかにかたらはんとありしに、侍女おもひよらずして驚き、初よりさやうの事も存ぜずして參り候、かゝる事を親など承りて、妾奉公いたし候事をとがめ申すべく候、仰を背く罪深く候へども、御ゆるしありて給り候へ、とくれ〴〵と云ひければ、夫君理なりとて、事なく歸られけり。さて侍女は、君の仰を背きて候へば仕へ難し、退き申すべきよし、申しければ、初めよりその事とも知らで仕へしなれば、他の聞えをはゞかりぬるはことわりなり、さらば常ざまの侍女とせん、その儘仕へよと、二君ともにしひてとめられしかども、重き仰を背き、空おそろしく仕へがたしとて、退きけり。これらの如きも、他のみだりなる人とは、大に異なるにあらずや。

んとせられしが、彼女のさまを後より見附け、其まゝ立歸り、しばし有りて來り、髪を結はせて出でられけ。かくて彼女局に向ひて、驚きたる氣色して、三種の見えざるよしを告げければ、局これを婦人に申しけるに、本よりわれこれを知らず、小きものなれば、取落して帚き失ひたるも知れずとて、尋ねよともなかりしとぞ。半年ばかり經て、局伺ひけるは、時も春にて人の出かはる節なれば、引替へ申すべき人も有りなんや、御くしにかゝる誰がしは其儘おかるべきや、又は出し申すべきやと申しければ、答に云ふ、若これを留め置きてもよかるべしと思はれば、そのまゝ置きて然るべし、若此ものは我爲にもならず、かへてもよきと思はゞ引かへてよ、君が計次第にてこそ、とありしかば、さあらば出し候はんとて、ひきかへてけり。かくて十日經て後、物語の序に、婦人局に宣ふは、去年の秋櫛具のうせたりし時、此もの懐に入れたるを、化粧の間に入らんとして、うしろより見たりしが、事あらはれては彼が名のたち、罪なはれん事の苦しさに、知らぬよしにて過しゝなりとありしとぞ。局は女君の幼稚より附添ひたるが、終に現して人の非を咎められし事なし、故に我等も過あるものをば、ひそかに教へて改め

○寛文年中、川越侍従信輝朝臣、京の大佛を木佛に替へて錢に鑄させられし。今の寛文錢なりとぞ。まことに天下通用の寶貨のすたりありしを拾ひあげて、世のうるほひになせし大功、竝の人の得せまじき事にこそ。今も上野より始めて、近年修造の銅佛六七も有るべし、これを合せたらば大佛にもこえぬべし。空しく霜露にさらさんより、上下萬民の助としたきものならずや、それまでこそゆかずとも、せめて銅佛かたく制したきものにこそ。

○田沼氏の婦人は、黒澤氏の息女なり。すぐれて仁慈にして、學問を好み、常に卓によりて書にむかひて、朝夕の樂みとし、また歌をもよみ、手なども拙からず、世俗の郢曲などは、取りあつかふ事なく、容色衆にこえ、夫婦むつましく、田沼氏しば〳〵奥に入らるゝに、かりにも上につかず、又退出し衣服を脱がるれば、侍女これをたゝみ納むるに、必ず手づから一つはたゝみてこれを納められしとぞ。侍女をつかふに、過ありても咎めず、その者のよく心得るやうに、いとやはらかに云ひ聞かせ、詞も常に慇懃なりしとぞ。或時髮あぐる女の、ひそかにさし櫛銀笄かんざしを竊みて懐に入れけるに、折ふし婦人髪結せんとて、化粧間へ入ら

こえ、權威一時に盛なりしが、勢を失ひて忽に衰死ありしは、はかなき事なり。才智ありて道を知らず、一向に時を得ん事を願ひて、さま〴〵にとり繕ふ人は、盛衰を以て心とするゆゑ、時を失へば衰ふるありさま、和漢今古に多き事にや。

○東都聖坂を登らんとするに、四十八ばかりの士、上下著て來りしが、物馴たる人品にて、供廻などの樣よしありげに見えし。右の手に輪珠數を持てり。此人昏愚にして正直なる人と見えたり。かゝる人には僻める惡事はなきものなり。淺はかなるは元よりなれども、働ありて邪佞なる人には遙に勝れり。惣じて無能の老人老女など、朝夕徒然にて暮し侘る多し。かゝる類は、所作をくりて暮しぬれば、老後の仕業ありて、閑居の樂みある故に、我老人にあひて是を勸るなり。

○元祿の末、祐天上人とて老僧あり、紺紙金泥の阿彌陀の名號を出し、十念を授け、世上の歸依甚しかりしが、正德年中にや增上寺の住職となり、生涯繁昌して、祐天寺といふ一寺を殘せり。傳敎、弘法、法然、日蓮など云ひしも此類にや。此頃また幡隨院の住持上人、世上殊の外信仰し、群集して十念を受くる事とぞ。もののはやるは時氣にこそ。

すぐれて淫亂にて、三河原者の美壯なるを弄び、又公家衆數人、又若き町人などと密に出合ひ、後には憚る所もなき樣にありしかば、事あらはれて推問の上、繪島は信州へ押籠られ、高遠の君承りて、城内に置かれける。三年ばかりして死せり。その云ひ合せる輩、又この事を取りもてる族、死罪、遠島、追放など二十餘人に及べり。前甲斐少將吉保聞きて、餘り嚴密の糺明故、事はびこり罪人多く、殿中の事を人あらはに知るやうになれり。川越侍從喬朝朝臣此事を裁斷と聞きし、此人三代の君に仕へて政を好し、思慮深き事世にすぐれたるが、何と誤られしぞ、かならず後悔あらん、後悔深くば、疾を生じて死に至らん、といはれしとぞ。篠山侍從も、京にて是を聞きて、同じ論なりしとかや。其秋八月、果して喬朝朝臣病死なりし。朝臣は元來勝れたる人なりしと世に云ひあへりし。

○岡崎侍從忠之朝臣職を免ぜられて、卽ち隱居して僧形になられしを、太宰氏が、ほどなく病死あらん、もしさなくば丈夫なりと評せしに、翌年春卒去ありし。佐倉侍從乘邑朝臣も職を免じ、當春御加恩の祿を削られ、隱居ありしが、半年ばかりして卒せられし。二君とも才智人に

山侍從、例の如く人數をひきゐて馳せ參らる。洛中騷動限りなし。時に安達喜兵衛とて、公邊用人役の士、跡より禁裏へつめけるが、馬を走せて先づ三條へ行き、傳馬役人を呼び出し、飛脚のもの急に施藥院に參り居べきよし云ひ附けて、本道へ乘り來りける。騷動の時なれば、使にては間違ふべしと思ふ故なるべし。頓て禁裏炎上し、鳳輦を初め上皇以下、加茂へ行幸ありけり。所司代にも事急なれば、居所へ歸るべき間もなきゆゑ、即ち施藥院へ來り、關東へ注進の書を認めさせられけるに、とくより人足來り居りければ、即時に書函を持ちて走出でける。さありて所司代又馬を走らせて、加茂にいたられしに、公卿殿上人女官雜色まで、河原にみち〳〵たり。既に暮んとするころ、飯を出して、上下こと〴〵くしたゝめせさける。これは安達が先へ加茂に著くとひとしく、在家のものを呼びて、數石の米を炊ぎ、汁を煮させ置きける。貴賤とも朝飯のまゝなれば、上下恙ぎこれを用ひて、始めていこひける。火急の時はやく心附きて、大事滯らずとゝのひける、安達が敏なる故なりし。

○享保五年にや、殿中の女官繪島とて、容顏人にすぐれ、よはひも二十歳あまりなりしとぞ、

に傳へし名作の刀の刃なくなりたるが、たび〳〵の用につかひ、島原にて終日用ひ歸りて、ねたばを合せて又用ひしに、少しも心にかゝる事なかりしと語りしと、本多氏の云はれし。されば人も無疵なる者はよけれども、事の用に立つもの稀なり。疵ものは豪傑あり。其疵を見許して用ふれば、功ある人多しと云ふ事も理ならずや。今はその疵ものの得せざる不法をひそかに犯して、うはべをつくろひ、はりぬき人形の如くなる多きと、人の語りにし。

○享保年中、荻生氏學術世に高く、上よりも何かと御用の仰せありし。かくて謁見の命ありて、郡山侍從の留守居同道して登城しける。御玄關前にて留守居の士、足下には常に高聲におはする間、今日殿中にてはその心得にて物靜におはせかし、といひければ、荻生氏から〳〵と笑ひ出して、生得かゝるくせにて、數十年歷たるなれば、俄に止みがたく侍りと答へし。聲誠に高く、あたりに聞ざるものはなかりしとぞ。豪傑の士はさる事なれど恭敬の心なかりけると見ゆ。

○寶永六年春、京油小路より火出で、西風甚だつよく、禁裏へも移りぬべき樣なりしかば、篠

何たる事にて今日に及べりと御尋ねありしかば、右の由を述べて、政務にかゝるものは、婦人のとりなしを防がざれば、大害出來候事、古來よりかはらず候故、右の如くにさだめ候ひきと申されしと、世俗に云ひ傳ふるなるが、げにも和漢古今宮女のさし交りて、國政をやぶりし事少からず、此心得なくして、寵愛の餘りに政事を語りきかするゆゑ、何のかのと己がひいきの者の事をとりなして、終にその者時を得る程に、一國のものその婦人に事いれして、こびへつらふ事甚し。かくなりゆき、たま〳〵こびざるものあれば、婦人にくみて、さま〴〵に譏り譏言するを、暗君は誠ぞと心得て、忠臣を退け、諛のもの時めき、國衰へしためし、めづらしからざる事にこそ。

○名作の古劍は十に八九は疵有り、なまくらものには疵なし。本阿彌家の價を定むるにはさもあるべし、用に立つる心ならば、折れ疵より外は論ずべきにあらず、白璧の如くに心得たるは誤れり、戰國に用ひたる劍の今に傳れる、多くは疵ものなりと、湯淺氏が云へる、實にさる事ある事なり。武林唯七とやらんが父、度々事に出會ひ、島原にても功名有りし士なりし、家

ざるやうに、下にてつゝみける。今は大路を白晝に歩行して憚らざる體なる、めづらしからざる事になりぬ。むかし岩城の君の奥方は活氣にて、明曆の大火に歩行して退れしを、奇異なる事にかたり傳へぬ。近來は芝居へ往きて見物する方もありとぞ。

○慶長の頃、板倉伊賀守勝重、京都所司代に命ぜられし。西國の押へ、禁中の警固なれば、當時の大役にて、殊に大切に思召るゝ役にて、其世にも任ぜらるべき人少かりしとぞ。勝重かしこまりて、容易に御請申し難し、罷歸り工夫仕り候上、申し上ぐべしとて退出あり。奥へ入りて、所司代の命あれども、いまだしかと請がひ申さずして出たり、其ゆゑは、公邊の事に付き、内證よりり通ずる事を禁ぜざれば、遠國の任なりがたし、殊に奥方にてかたく守りて、毛頭の事も云ざるやうに愼み第一なりとありて、表に出んとせられしに、袴の腰板うらを返してあり、奥方これを見て、腰板返りてあり、とありければ、勝重立歸り、左樣の心得にては、我が職分なりがたし、われ辭退申すべし、といはれしほどに、奥方赤面し、向後いさゝかの事も申すまじと謝せられしかば、必ずかたく此旨を守らるべしと辭定して、明日出仕して、御請申されしに、

元祿の世は君威甚だ盛にありし、正德に及びて華麗世にみち、享保の頃より困窮し、元文延享には天變打ち續きけり、時氣は移りけるものにこそ、國初の昔より、大名には兒小姓五人十人あらざるはなく、旗本にもやゝありしが、いつとなくやみて、有るべきものとも思はず、女色のはびこるゆゑにこそ、亦相撲の男諸家に盛なりしが、これも絶えはてぬ、あながちにかの有りしをしたふにあらねど、その頃はかゝる類ひのものは世にみちても、諸國ゆたかにさかえたりしが、今は目立つふしもなくなりて、さてその困窮は昔になぞらふべくもなし、弓馬刀槍の技藝など次第に衰へ、たゞ諸家の重臣商家に手を束ね、國の仕置を打任する類ひやゝ多しと聞ゆ、又世にはふれたるものは、秋葉の祠、豐後節、うかれ女と留守居ぞとかたりし。

○大名高貴の宴會に、肩衣を脱がるゝは、格別の入魂ならではせず、留守居の出會にも、袴を脱ぐ事は、元祿の末まではなかりしとぞ。この頃は高貴の人、宴につく時先づ袴をとり、甚しきは退散にも、白衣にて忍ぶ氣色もなく、式臺より出でて歸らるゝあり。夕方などは肩衣著せずして乘輿なるもまゝあり。又大名の奧方は、物見の窓より外を見らるゝにも、それぞと外より知ら

りしが、柹の帷子著たる船頭を見れば、彼の若者なりければ、大に驚き、何とてかゝるにやと問ひければ、右の次第を語り、牢より脱出たるなれば、刀衣ともに持ち申さず、牢守の服を奪取りて著用したるなり、しばらく如此して、大阪に往きたらば、心あてもあり、と云ひけるに、彼士聞きて、國許へ歸らるべし、其功あるなれば、われら取りなしてあらば高祿を給ひなんと勸むれども、仰忝なくは候へども、存ずる旨も候へば、他家へ仕へ申すべしと存ずるよし答へければ、金三片取出し、然らば當分のまかなひにせられよとて與へければ、御志淺からず候へども、長途の御用金申請けがたし、大阪へ往き候はば心當てこれありと、固く辭して受ざりけり。かくて明年に及んで、彼若者供人多く連れ、美々しくして松山の士の方へ來りぬ。これはいかにと問ひければ、大阪へ行き、しばしが間野武士となりて、衣服刀劍も出來ぬる上、紀州へ召出され、大祿を給りぬ。御芳志の御禮申さんが爲に參り候とぞ語りける。この子孫は今に紀州にありとぞ。父子武勇の士なりしとて、松山の老夫の語りし。

○或ものの云ふ、寛永の初より、寶文延寶におよんで、質朴の風殘り、士民業をたのしみし、

しくして下りける、昔の物語どもして後、肥後の士云ふは、御邊は功名ありし程に、定めて高祿給はるべし、如何と問ひければ、中々左樣の事あらず、忍んで遣したる者の、いらざる働して、御軍令を背きし科とて籠舍し、後に免されて二百石給りしと語りしかば、存の外なる事かな、某は五百石與へられしなり、さある情なき君に仕へんより、國を立ち去るべし、某國の司どもに達せば、足下の高名隱れなければ、我等ほどの祿は與へられんと云ひけるに、芳志淺からず候へども、譜代の君にてあれば、いかに云ひ附けらるゝとも、國を退く事は得いたすまじくこそ、と云ひければ、肥後の士大に感じて、忠志深き事比類あるまじ、子孫繁昌なるべしと稱し、國に歸りては參會なりがたし、この詰中に每度參會すべしとて、たがひに往來して語り合ひけり。明年春に及んで、肥後の士、小袖金子など贈りて、名殘をしとて別れける。其子孫に今松山にて二百石を領し居けるとぞ。其次男なる士、中小姓に呼出されしが、國法餘りに微祿なりとて、松山を立ち退き、他國に行きて居ける士人と物云して、七八人切り殺せしかば、執へて牢に入れ置きけるに、後の壁をうち破りて立退ける。松山の士江戸に赴くとて、舟に乘

けれども出であはず、本家へ通じける程に、大勢來りて、さま〴〵に云ひて、宥免有るべき旨を乞ひけれども承引せず。組頭同組を同道して來り、番頭の口上にて、其儘に差しおかず、急度上聽にて事濟ますべし、先づ私宅へ歸り候へ、とありければ、そこにて酒井氏も歸宅あり、作州は仙臺へ籠居し、家斷絶しぬ。酒井氏は其儘務られしとか聞きし。分知より一兩年の間の事の樣に覺えしが、少年の時にて、數十年昔の事なれば、始終さだかならず。

○伊豫松山の徒士中村勘兵衛と云ふありけり。島原一揆起りし時、忍び行きて城の内外等の要害見て來るべしと君命を得て、足輕中間おの〳〵一人づつ連れて、具足も持たず行きて、城内に忍び入り、細かに見屆けけるが、肥後の徒士と出あひて、懇にかたらひける。共に敵に出合ひて、各首八つ宛取りて歸りける。松山の君甚だよろこばず、密に行きて要害を見よとてこそ遣したるに、さやうの働して、事あらはれなば如何せん、御軍令を破りたるもの、その儘おきがたしとて、入籠して後、免されて貳百石與へられぬ。肥後の士は、功を賞して五百石づつ行はれぬ。年經て後、共に江戸に詰むるとて、道中にて行きあひける。肥後の士は、人馬美々

るしわざ、上を輕んずる奴原、卽ちこれ徒黨のきざしなれば、幾重にもせんぎして、重刑に處せらるべきと、皆人云ひあへりしが、一兩人少しとがめられて事濟みけり。享保年中、米の價餘りに卑くして、上下貴賤難儀におよびければ、米屋高間傳兵衞、町奉行の旨を受けて、價を上げさする事ありし時、町家のもの大勢高間が宅へ押し入りて、さんぐ〵に打ちあらして歸りしにも、さして重き咎めもなかりしと、山陰にありて聞きたりし。正德以前には聞き及ばぬ事にぞありける。

○元祿年中、仙臺中將の弟、伊達美作守村和とて、分地三萬石領し、麻布飯倉に屋形ありしが、三月初にやありけん、四辻を通られしに、酒井八郎兵衞とかいひし御番衆とやらん、歩行にて通りかゝより、溝へ向ひて小便して居られしに、作州の先供行當り、物云ひして突倒しければ、酒井氏起上り、鑓を取りて駕籠に向ひて掛らんとする内に、駕籠をはやめて居宅へ走入りければ、酒井氏漸に追ひ付きて行きつゝ、玄關へ上り、作州へ對面すべきと、しきりにいはれ

口取の男分明に云ひ述べ、餘義なき趣奉行所にも感悦して、彼を刑せん事を深く惜まれけるとぞ。かくて志摩守父子とも、供のもの不作法なる趣を咎められ、引込み罷在るべき旨にて、口取中間は數馬へ返されける。數馬も其時の取扱ひよろしからざる趣にて、紀州にて咎めらるべきなど沙汰あり。其後の事は聞かず。時の落書に、

ほの〴〵と霞が關の朝霧に志摩がくれゆく口をしぞおもふ

○延享年中、藤掛伊織盜賊改役加役にて、少もあやしきものは、捕へて糺明し刑せられしかば、惡黨大概薄くなりぬる程なり。もとより法令嚴にして、火事頭巾の如くなるものを、貴賤男女ともに憚らずかぶりてはふれありきしなど、制してやみしが、諸事刻薄にて罪人多きとて、下賤のものはにくみあへり。この事上に達しけるが、兼役不時に免されけり。その前夜、當時世にいへる、きほひ組など云ふもの數百人來り、屋敷をとり卷き、大にのゝしり、塀をこぼち、軒を破り、散々に打ちあらしぬ。藤掛氏無勢なれば、同列へ乞ひて、人數多來て防ぎける程に、漸に退きぬとぞ。上より命ぜられたる官人へ對し、如斯の非法、偏に亂世のしわざな

る事仕出し、御通をさまたげける段、不屆の至りに候、然るに彼等故に足下と打ち果し申さんは聊爾の事なり、某奴僕そこつゆゑなれば、手討に仕るべし、足下にも御不肖ながら、その相手になりたる奴を御成敗あるべく候、先づ某成敗仕るべしとて、奴を討んとす。その時騎士槍を投げ手を束ね、見申せば某が愚息と同じ程の年齡におはするが、仰の趣理至極、感じ入る、我等老輩の卒爾なる仕かた面目なく、今更詞に及ばず候、此者ども某申し聞かせ、相鎮め申すべし、唯不思議の事にてよき知音を得候事、われらが幸不過之候、爾來他事なく申し通はすべく候とて、互に名をなのり式代して別れけるとぞ。予が幼年のとき、此頃の事とて聞きたりし。

○寛延二年七月、紀州の臣渡邊數馬霞關を通りしに、松平志摩守直員の子賴母直通行きかゝり、先に立ちたり。挾箱持てる僕、數馬の引馬を押し退けて通らんとす。口とりこれを押し留めれば、惡口して口取を打擲す。口取脇差をぬきければ、供頭のもの立ち歸り制しけるゆゑ、刀を納めけるに、挾箱の男又來りて、合羽箱の蓋を取り、さんぐ\にたゝきける。そこにて口取拔打に切り殺しぬ。則ち辻番出て押留つゝ、町奉行へ出しけるに、能勢肥後守吟味ありしが、

不殘一揆をくはだて、その中にて一萬ばかり、城の西なる大原山に取籠り、林を伐りあらし、十五日より二十一日まで、山に火を燃し、山伏に寳螺を吹き立てさせて、大庄屋の家所々打ち破り、城の近所善通寺村と云ふ所へ押し寄せ、庄屋の家壞つべき所へ、用人三人出で迎へ、種々にいひなだめ、願書十三ヶ條の中十ヶ條願の通り許し、庄屋をば戸じめけり。そこにて鄕民納得し、一同に禮を述べ退散しけるとぞ。大概大洲と同じ趣なり。備前侯より援のため使者に行ける人の言ひ越しぬ。二本松にても此趣なりしとぞ。岩代會津の御藏入の地にても同じ趣とぞ。去年秋姫路の騷動夥しく聞えしが、打ち續き所々如此なるは、諸侯の困窮つのり、聚斂の長じたるより起りたると思はる。

○元祿の初めにや、東都麴町の邊を、馬上の士供人六七人にて通りしに、向うより二十歳ばかりなる士、奴一人つれて來れるが、その僕跡におくれゐて、急に追ひつかんと走り行くとて、供のものに行き當りつゝ、ものいひして募りつゝ、既に鬪はんとす。馬上の士下り立ちて股だちをとり、鎗を以て進み來らんとす。彼の若士いとしづかに立ち向ひて云ふやう、下々の儀粗忽な

大きくて急にくづしがたきゆゑ、縄を幾重もかけて引倒しけり。さて城下に向ひて、大なる采を建置き、違變あらばこれをふるひて相圖とし、頓て城下へも押しかくべき體なりしが、家中の士も、寄來らば防ぐべき用意のみなりけり。用人二三騎人數少々つれて行き向ひ申しけるに、采をふりければ、數萬人一同に棒をかまへて、手向ひすべき體なりければ、則ち引退き、新谷の同氏大藏少輔の用人二三騎往かしめて、事の旨を聞かせんとす。用人これに向ひて、われわれは新谷の用人なり、願の事あらば聞き届け、大洲の家老中へ申し達すべし、もとより汝等を討つべき計略にあらずとて、大小を拔て渡しければ、郷民彼采を倒すと、各一同に平伏しけり。時に民ども訴訟十餘ヶ條を差出し、此上御聞屆ありて、頭取の御吟味無之段、御役人中御書附、三ヶ寺の裏印にて御渡し下され候樣にと申しければ、受取りて歸り、さて十ヶ條は願の通免許あるべし、其餘二三ヶ條は其意に任せ難し、且追つて頭取の吟味すまじきよしの、役人中連判の證文、三ヶ寺裏印とも、望之通調渡しければ、民ども退きけり。

○同年春初め讃岐丸龜の民へ國の大庄屋ども、君の御用と稱して聚斂深く、諸民困窮し、領分

血流れてあり。その跡を尋ね見れば、隣境にくまざさの茂く生出たる下に穴ありて、血を引きたる跡ありしほどに、からげたる薪を積みて、口をかたく閉め置き、明日主人歸宅を待ちて告げしかば、穴をうがち見るに、古猫のすぐれて大なるが、あけにそみて死してありけり。それよりして此家怪しき物やみぬるとぞ。

○寛延三年、伊豫國大洲米は、少くして、紙を漉出して貢納とするもの過半なり。中子と云ふ所に酒家あり、豪富近國にはびこり、京大阪にも家を置きて、隱れなき商家なり。貢納紙の納所となり、これまで持ちゆく事ぞ、近年納めたる紙よろしからずとて、容易に納むる事を得ず、その返へされたる紙を、彼酒家に賣りて退て後、再び酒家にて調へて納むれば、宜しき由にて、上納調ふ事數年なりとぞ。これを本として聚斂に苦み、訟の旨數ヶ條書き立て、東郷民二萬餘人、惣村中家ごとに一人宛出し、松山境の村は、松山より援の人數來らん時の押へに殘し置き、おの〳〵無刀にて棒を持ち、先づ中子の富商が家に押しこみ、家内のものを殘らず取出し、金銀衣服財寶はかたく取らず、米をば粮餉の料とてこれを取り、内外こと〴〵く破却し、本家は

りけり。或時近習の臣、君前にて夜語の序に、此家空しくあきて居り候間、某參りて住居申さばやと云ひければ、君の言ふ、もつともなり、近日表向きより申し付くべし、とありける程に、宿所に歸りて、母と妻とに向ひて、それの屋敷を給ふべき內意あり、他人の嫌ふ家にてあれば、母君竝に妻女の心にきらひなば、斷り申すべし、如何あらん、と語りければ、母妻共に何のおそるゝ事あるべき、君の仰に隨ひて然るべうとこそといひければ、然らばわれら宿直の夜心けておはすべしと云ひて、其家にうつりける、その夜宿直に出でける、夜更けて母氏緣に出でければ、大なる釣鐘緣の上にあり、母氏見て、是こそかの化物にや、淺はかなる事なりとて、を撫でて通りければ、歸りにはなくなりぬ。重ねて宿直の夜、妻女厠にゆきしかば、左の方の壁の中にて、何となく音するやうに有りしが、右の方の入口の戸をあけしかば、女の首出て、驚かすべき氣色なりしかば、妻女懷劍を拔きて、左の方の壁を突きしかば、手ごたへして、逃げたる勢なり。初の首もうせければ、妻女歸りて、若黨を呼び、此よしを語り、手ごたへして逃げたる樣なりし、血を引きたるらん、尋ね見るべしといひければ、卽ち庭へ往きて見るに、

けるに、君長刀を持ち給ひて御尋ねあり、御臺所にて大釜の中へ追ひ入れさせられ、蓋をおほひ、その上に御腰をかけられ、尋ね來りたるものどもに、いまだ行衛しれざるやと御尋あり、とかく見えざるよし一統に申しければ、彼等を退けられ、近臣ばかり成りて後、彼ものを御呼出し、只今早々立退くべし、と仰ありければ、行衛しらずなりけり。年經て後召出され、本のごとく召仕はれけり。父が忠節に報はせ給ふる事と思はると人の語りし。

按ずるに、夏目杢左衛門味方が原にて討死の樣、世に傳ふるは品やゝ異なり。されども節死の事は同じ。聞きしまゝを記し置きぬ。

○道春紀州へ立寄られし事ありし時、紀伊侯道圓を召して、道春に參會すべきよし仰せられしかば、道圓申さく、惺窩の門人多き中に、それがしと道春二人は、勝劣なく世上に稱せられ候ひき、道春は幸を得、朝廷の臣となり、某は不幸にして陪臣となり候、何の面目ありて參會申すべきや、さしたる用事はこれなく候へば、對面仕るまじとて、終に參會せざりしとぞ。

○延寶初年の頃にやありけん、武州川越城下の屋敷に、化物屋敷といふ家ありて、人住まずあ

たずして退くは義に違へり、燒死とも立退くまじとて居し所へ、老翁歸り來て、相共に退きけり。

○正信の士江戸にて近隣の長屋へ往きて語り居ける所に、家中の奴僕來て、其家の奴を切殺して退かんとするを、彼士脇差を拔きて切り留めぬ。合壁故脇差ばかりにて往きたりし故とぞ。正信聞きて、士の奴僕一人を切り留むるは珍らしからぬ事なり、隣家なりとて扉を離るれば他なり、刀を帶せざるは武義にあらずとて、祿を取上げて退せられしとなり。偏なる仕方なれども、治世久しき時は、これも又一の法なるべし。但し其頃、世上大概かくのごとくの事多しと見ゆ。塗下駄長羽織などにも、移ればうつるものにこそ。

○味方が原の戰に、神君の御馬流矢にあたりたるまゝにて、猶敵陣へ向ひ給ふべき御氣色なりしに、夏目杢左衞門我馬を奉りて、某御馬を給りて向ひ申すべし、早く御退おはしますべき由申しければ、汝此馬に乘りてはあやまちあるべしと仰せけれども、打乘りて敵に向ひ、働きて討死しけり。其子に祿を給り、御側近く召仕はれけるが、ある夜同列を討ちければ、衆人騷ぎ

致すべく旨示し給はり候へども、五三人の事ならばいたし方もあるべく候へども、大勢の事、われも力に及ばず候、我等たくはへ有之候へども、誰にても手前に所持申すものにもなく、然ればば致方これなく候、然れば愚宅にて自害可有之由、これまた止め申したりとて御承引もあるまじく候あひだ、とゞめ申さず、御心にまかせ候へ、因て介錯人申し附け置きし、とて自身は退き、士五十人を出し、自害を進めければ、みな〳〵退て歸りけるとぞ。

○二山彌三郎とて、朱學の老儒あり、元祿の末に七十に及びなんと見えし。溫厚にして質朴なるが、いつも上下著して居る人なり。本鄉御弓町の地を借りて住みけり。或時地主より、井戸をかゆる事ありて、地借りへ人步かゝりしに、奴僕の煩ひけるときにてもや有りけん、自身上下著ながら、人步に交りて水をかへしとぞ。其妻また貞節の人なりけり。本鄉類火の時、始め遠方より燒出せし頃、彌三郎無據他に行く事有りて、居宅危くば、尤急に立歸りて、つれ退んと云ひて出しに、思ひの外近所へ火かゝりて、居宅へ急に火來りしほどに、門生など來りて、誘引して退かんといふ。妻は居宅あやふくば、主翁かへりてつれ退んと有りしに、今これを待

行く。亦頭巾を著ながらくゞりを入らんとして、また忘れしと驚きたる風情して、脫がんとするを、番人ども、その儘御通り候へ、と小聲にていふ。如此すること二三度して、それより後はいつも頭巾ながら出入しける。元祿の頃、開田水利の御用を承り、後は御直參となりて、徘徊するを、予も見及びし。但し京大阪の水難は、この人のなせるとも云ふなる。瑞軒常に藝ある人を賞譽して、數人はごくみ置きけり。學者をも多く養ひ置き、書籍も多く所持し、自身學問せしにもなけれども、水利などの事は、地理の書且歷史など、學者に講讀せしめて、委しく論じ究め置きけり。これをもつて異國の水利田圃などの事、こまかに吟味して心得居しとぞ。或は云ふ、浪人五十人連署を以て、困窮を救ひ給はれと書を送りけれども、一切取あはず、かやうする事二三度して、また貴宅をかりて自裁すべき旨書きこしけれども、また取りあはざりし故、諸士若し大勢來りたらば如何なり、なだむる返書ありて可然といへども聽かず。かくて一日はたして五十人つれあひて來りけるに、少しも驚かず、他行いたし候が、御出候はゞ通し申せと言附け置きしとて、座舗へ通させけり。座定りてやゝ久しく待たせて後出合、方々合力

極りたるは、ふたゝびその趣を云ひ聞せ、此上は是非なし、汝覺悟せよと申し聞かせ、仰の趣得心仕り、今更誤り入り、死刑に處せられて理り至極、存じ寄り無之旨を申したる上にて、罪に處し候と語られける。

○延寶の頃にや、瑞軒が知慧と云ふ事を世に稱して、人力に及ばざる事を、瑞軒にても叶ふまじといひふらしける。予が少年の頃世にいふ所、始は車力なりしが、才智を以て世に用ひられ、河村瑞軒と號し、殊に地理に熟し、諸國に新田をひらきしは、大かた此一人なりとぞ。彼の宅へ往きし人の云ひけるは、對談の中、彼翁少しも口を閉れば、また格別の事を云ひ出すにやと思はれしとぞ。ある時戯に、我執政の方へ出入するに、稻葉殿の門番人、殊にかさだかにある間、彼の門を向後頭巾著して出入して見せ申すべしとて、一時忘れたるよしにて、頭巾をかぶりながら門のくゞりを入らんとす。番人脱ぐべしとあらけなく云ひければ、大きに驚き、寒氣故不圖失念、無躾の至り、幾重にも御免を願ひ申すと平伏して、門より直に歸り、晩方門番人の宅へ生鯛二枚大樽一荷贈り、今日の不調法必ず御沙汰なしに奉願と細々と言遣し、四五日過ぎて

ひの外なる命令に感じけるとかや。

○柘植平太夫と云ふ浪人、富有にて世に用ひられ、高貴の家へ出入して、何方にてももてはやされし。予も若年の比、度々見及びたりし。或時言ひけるは、こなたの若君は威儀容貌すぐれて見え給ふ、御家臣の大幸なり、但何方にても、御出入の面々御相手となりて、逸物の鷹に鳥のつきて、おとし申す類多し、此用心専要に候と言ひし。誠にさも有りぬべしと思はる。

○平岩若狹守、元祿の頃、京にて御所附なりしが、後に江戶に來て、御先手にて盜賊改役になりつ。所司代の參勤ありし時來謁し、四方山の物語り有りて、京都と違ひ、數十萬の人なれば、罪人も多かるべし、然らば死罪も多からんと問はれしかば、仰の如く罪人多く候、但し死刑は存の外少く候と答へられしかば、それは大に善事なり、足下の死刑を定めらるゝ法は如何。曰く、元より御大法の通りを以て、三奉行へも相談して決定いたし候、但し死刑に極りたる前日、また呼出し、汝が罪死刑を免しがたし、然れどもこの上にも申拔くべき筋あらば、隨分かんがへ、そのよしをいへ、と云ひ聞かせ、百に一つも申拔きこれ有りてゆるすもあり、とかく

年肥後國既に亡びんとせしに、正盛朝臣の一言にて事改りて、難なく鎮りしかば、此恩謝をせんとするに、爲すべき様もなければ、家の重器を新器の中に交へて、志を示しけるならんと、皆人歎じけると、佐倉の舊臣予が若年の時語りき。

○東都西北の方出火大にひろごり、芝新堀をこえんとす。有馬玄蕃介則維、士卒の火を防ぐ事専らならざるを見て、役人を召して、若し長屋焼失して新に造らば、その費何ばかりならんと問はれしに、大抵三千兩ばかりにて候はんと答へしかば、即ち士卒に令して云ふ、皆勢力を盡して防ぎ止めたらば、三千兩を分け與ふべしとありしほどに、各こゝを専と防ぎとめけるに、即ちわかち與へしとぞ。

○明暦の火にやありけん、堀田上野介正清の屋形危かりしに、士臣力を盡して防ぎとめ、別事なかりしに、正清喜びたる色なくして、諸士は皆我手足の如し、故におの〳〵大切の身なり、屋敷は焼けたりとて、さばかりの事かは、骨折たるは知りたれども、大切の身を以て怪我などしたらんは大なる不忠なり、我此ゆゑに喜ばず、自今心得あるべき事なりとありしかば、各思

ざる故、大膳が申す所理なる樣聞えける。大目附庄田下總守上座に向つて、理非分明にきこえ候、この上は上聽に達し可申やと云はれけれ共、執政達も大切の事なれば、何もいらへもなかりし時、佐倉侍從正盛朝臣、下總は御目附仰付置かるゝも理なり、事の是非を能く〳〵聞き定められしと見ゆ、われごときは理非不分明有りしとありしかば、一座みな追てまた尋問あるべとして事終り、後日に對決の時、細野忠兵衛といふもの肥後より下りて、一言して大膳が非分と決定し、卽ち罪に行はれ、國事故なく治りければ、一國みな正盛朝臣の恩を感じてやまざりけり。かくて年經て、正盛朝臣茶湯を催し、數寄者二三人を客として、圍にて會せられしに、茶入を袋より出して飾られけるを見ると、上客俄に庭に出でて、手水をつかひて來り、謹みて茶入を持し、これは何と申す名物、三齋が家の重器にて、これを見る事は、奇なる事にて候と感歎しける。正盛朝臣思ひよらざる事なり、われ此器を求め得たる覺えなしとて、從士を召して尋ねられしに、肥後より每年土產なりとて、茶器皿の類一箱づつ獻上の殘りを贈らるゝ事なりしが、其箱の中より出したるよし申しければ、不思議の事とておの〳〵思案するに、先

○忠義の息女多かりし中に、一人を白川侍従忠弘の妻にすべしと、上より仰せ出されしかば、かしこまり奉るよし御うけして、退出以前に、先づその由を宿所へ云ひ越されければ、次男長門守忠利少年なりしが、忠弘神君の御外孫なれば、殊にめでたき緣組なり、但し忠弘は黑白の辨へなき人なりと、專ら沙汰あるよしなり、此所心うくこそとありしかば、息女聞きて、さ程に世にとなふる人に嫁せん事は得もせじとて、忠義の退出を待ち得て、君の仰はかたじけなき御事なれども、世にまれなる君なる人の妻になり申す事は得せまじとて、君の仰をそむき申上るは一生嫁し申す事はいたし申すまじ、と有りしほどに、忠義も力に及ばず、病氣など云ひて、終に婚姻に及ばざりけり。長門守は予が云ひ出せるより、女君一生寡たるを憂ひて、終世妻をむかへられざりしとかや。

○肥後の家老菅大膳、幼君に仕へて勢ひをふるひ、驕慢甚しく、國の家老と不和にして、ものいひつのり、公儀に訟へて、執政の宅にて、國家老と度々對決ありしに、大膳は文才も有り、公儀なれたるものにて、もとより辯口なりしかば、申す所分明にして、國家老の申す所明白なら

御事えとゞめ申されず、また御伺なくして御社參あり、上意にかなふべきや否やのところ、下として計知るべき樣なく候、深く思召し立候はゞ、御參詣有りたりとも重き御とがめにも及ぶまじくや、若しまた御咎めありたりとも、是非なしと思召されずしては、事成り申すまじといひければ、對山公、汝が申す所尤も至極せり、さらば決定して參拜すべしとて、登山ありける。

○井上相摸守正任の室は、本多能登守忠義の女なり。故河内守正利、ある時忠義の許に來て、物語どもありし後、息女はよき性質にて、某心に愛し候間、某に給り候べし、正任が妻にいたし度しとありければ、それは大幸の義なり、妻且兒にも云ひ聞かせて、追つて答へ申すべしとありしに、さらば只今御聞ありて、決定あるやうに仕度しと申されしほどに、則ち是を母子に談じて、いづれも領掌ありしかば、いよく\御望みにまかせ申すべし、と答へられける時、正利さあらば某が駕輿に入れ同道し、某は馬にて歸るべし、裝飾又は附人など云ふ事どもは、心次第に跡より御催し有るべし、申し請くる上は後日を待つにおよぶべからずとて、直につれて歸られしとぞ。

事を、本意ならず思ひ給ひて、賴重朝臣の長子を養うて嗣とし給ひ、少將殿と申せしが、夭死なりしかば、またその弟綱條卿を養ひて嗣とし、さて實子賴常朝臣をば、賴重朝臣の嗣とし給へり。光國卿才德拔群のうへ、又豪雄なりしかば、世にすぐれたる事ども、擧てかぞふべからず。高貴の中にも備前少將光政朝臣、會津中將正之朝臣、此中納言殿三君は、文武に通じて、事跡他に異なり。中納言殿は予が幼年の頃までおはして、何かの事どもさたするを、をさな心にも感じたりき。

○對山公國に歸らんとして、駿河路に宿して、予既に老いければ、此度歸國して、また參勤すべき程もはかりがたし、久能山に詣でたき事なれど、發駕の前心附ざりしゆゑ、上へ達せざりしこそ念なけれ、今上へ答へずして社參せんも、後日の聞えいかゞなり、又拜禮したき心切にしてやみがたし、如何すべきとありけれども、左右何も答へがたく、暫く返答もせずしてありし時、醫師某申す樣、此儀臣下の思慮におよびがたき事なれば、答へ申す者有るまじく候、御思慮に任せられ然るべく候、如何となれば、君祖宗を御拜あらんと思召さるゝも、餘儀なき

れ、横死あまたありしとぞ。龍の上るなりと俗に云ひふらしぬ。前にもそのために家一二軒損ぜし事は時々聞きしが、此度の如くなるははじめて聞きたり。

○寛延三年四月の末、晴天なりしが、申刻ばかりにや、京北に黒雲深く、雷も少々鳴りて、白雨強く、氷のふる事雪の如く、一二尺ばかり積りけり。氷の重さ、大なるは廿八匁ありしとぞ。御城廻りより東北屋根の瓦を砕き、堀をくづし、腰板など砲子の玉を打ち付けたる如く、深き跡附きしとぞ。烏燕雀など多く損じけるとぞ。本所邊猶強く、家のくづれたるも多かりしとなり。芝靑山の邊は一旦夕立したるばかりなりし。氷のふることは時々あれども、かゝる事は終に聞かず。是につきて、四五日前秩父山より初めて、川越城に忍夫郡三吉野の里といふあたり、大なる氷降りて、麥をことごとくに打ちつぶしけるとぞ。

○高松少將賴重朝臣は、前黃門賴房卿十四歳の御時出生ありけり。幼年の時子を得給へるを恥られけるにや、披露もなくて、光國卿を嫡子として、國を讓りたまへり。賴重朝臣は猷廟の御時召出され、笠間にて五萬石たまはり、後に高松へ移されしとぞ。光國卿は次男にして家を繼ぐ

いよ〳〵學問たゞず、牡丹の序跋に詩歌など、人の傳へぬるあり。
○今川の鄕人ども、年貢料を金納するとて、七人つれあひて、金七十兩を庄屋の方に持ち來りしが、やゝありて一人刀を拔きて庄屋を切殺しぬ。妻これを見て、おこりたちたる炭火を火かきに盛り來て、切りたる男のかしらより打ちかけければ、一向に動く事も得せず、その外のもの共も驚きて、かれこれと此男を介抱せんとすれども、火燃えたちて、あきれはてたる所に、代官方の役人且村人寄り來て、こと〴〵くとらへ、奉行所へ達して召捕られけり。急に臨みて、妻のよき工夫せしと云ひふらしぬ。
○延享元年八月、東都芝浦の鹿島のおきより、津波のごとくして、數丈高くかきこもりたるもの流れ來りて、陸へふき上り、向なる三穗明神の小祠、近頃新しく造營したるを打ちくだきたるが、柱など手に入れてもみたるごとくにくだけぬとぞ。西應寺庭前の大木、根をかへし、木もさけ折れ、大なる石碑粉のごとくにくだけける。松平與左衞門屋敷の窓を打ちくづし、金森屋敷の長屋打崩し、殃死もやゝ有りし。それより片門前の家少し損じ、會津屋敷の長屋大にくづ

瀬ぶみ仕るべしとて、翌日未明に、川水岸を越し流るゝ事瀧水の如くなるに、面もふらずに乘りこみ越えけるに、本より頭も見えざる滿水の中を、少しも滯らず向の岸へ乘り上げぬ。この勢ひに乘して、上下共にをめき叫びて、飛び入り〱渡しければ、惣軍恙なく、島田に著しけるとぞ。

○讃岐丸龜に仕へし井上儀左衛門と云ふ士の女通子、生得聰明にて、幼少より學問を好み、手なども拙からず、詩歌も達者なりけり。幼年にて江戸へ下るとて道の記あり、奇才と見ゆ。若狹守高或の祖母養性院と申すに召仕はれしが、尼公佛法を尊みて、光林寺萬慶和尚を信仰あり、時々來りて法を說けり。尼公、通も剃髮して佛者となれと、兼てすゝめられける。或時和尚と共に出家をすゝむるとて、早く頭おろしてよ、ともに弘誓の舟に乘り、彼岸に至らんとありしかば、

常にゆく道ならばこそよをうみのあまの乘りたる船も賴まめ

と詠みて奉りしかば、みな〱感じあへり。後に丸龜にかへりて、三田庄左衛門の妻となりて、

睦しからずありしが、此度の樣を感じて、常に稱せられける。かくて天草の領主缺たりしかば、天草に差し置かるべきものは、忠昌にこゆるもの有るべからずとの議定ありて、天草に移され、四萬石を領せられ、それより次第に登庸して老臣となり、始終拔群の才徳なりけり。此人若年のとき傲氣强くして、節にあたらざる事どもありて、寵愛の妾より起りければ、老臣彦坂與次右衛門といふもの直諫して、此事を止められ、且妾を追はれざるうちは退出せまじとて、二日が間晝夜危座して、うちもねぶらず詰居られしかば、其妾を追はれて、即ち萬事正しく改められ、一時の名臣となられけり。かくて君臣ともに豪傑なるは、世にありがたからん事にこそ。

○池田武藏守利隆朝臣、參勤として下向の時、大雨にて大井川滿水なりしかば、金谷に止宿ありしに、福島左衛門太夫正則も下られしが、使者をもつて安否を問ひ、且滿水に障られ、掛川に逗留の旨を云ひ越されける。利隆朝臣返答終へて後、香西五郎右衛門と云ふ士を召して、正則使者をおこせし上は、明朝必川を越しぬべし、先をせられては如何なり、明朝渠が越えざる内に渡るべし、滿水に向ひて如何あるべしとありければ、香西申すは、何の事か候べき、臣

して退けり。居間の次近き所に武術の稽古所あり、木刀の音絶えず、自ら是を點檢して怠らず。臣士藝術に勇むのみならず、君を仰ぎ信ずる事、神の如くまた親の如し。されば今に至りて、先君の德を賞したひて止ずとぞ。ある時物語の序に、當時の學問は床飾の如くになるとありしと聞きしが、實にも人君の道に志深かりけりと思はる。

○下總佐倉侍從忠昌朝臣、始めは代々三州田原の城にありて、一萬石餘なりしが、寛文八申年、四谷邊より出火して大火になり、御城も風次あしく、危き程なりしとぞ。紀伊殿登城あらんとて、半藏御門より入り給はんとありし時、忠昌年十七歲、勤番にて詰居られしかば、御門を通さず。非常の固に候間、某一存にて通し難く候、老中へ相達し候はんとて、通達ありしかば、酒井雅樂頭忠淸朝臣來り、紀伊侯へ對し、最早御城別條なく候間、御登城におよぶまじく候、委細上聽に達し可申の旨を述べられて、紀伊侯退かれぬ。かくて忠朝朝臣は、忠昌の若年にて警固の心得丈夫なるを賞し、背中をほと〳〵と打れければ、著込を著用して居られぬ。忠淸節を擊て大に感じ、格別の器量驚き入り候とて歸られ、此事を同席へも語り、讃歎止まざりしとぞ。其前忠淸は忠昌と

一とせは唯夢とのみ立ち侍りし事よ、去年の今日わかれまゐらせしより、はかなさを思ふも、いとゞせきあへず、

ほしあへぬ月日かさねて一しほにとるぞ涙の色はかはらん

今は世になしとは知れどたちさらぬ面影にこそ纒れにけり

手向とて千種の花を折る袖に露もなみだもけふはわかれず

○丹後守頼稔朝臣は、當時拔群の君なりけり。聰明にして謹愼、學問を好みて、復文を好くす。君を尊み臣民を憐むこと深く、自身武術に達し、常に臣士の術を吟味し、懈らざるものは褒美し、總て藝術達しぬるをば、ことに優賞し、家中の困窮せざるやうに、給金等の拂をよくし、月毎の扶持米を渡さんとする時、器に入れて毎月是を一見あり。また臣士美服を著する事を制し、自身も沼田縞を用ひ、登城のはれ衣にも、大かたは之を用ひ、萬事質朴かくの如くにありしかば、度々領地替、大阪の勤務數年なりしかど、困窮にもおよばざりしとぞ。家老用人を夕飯夜食の相伴とし、又折ふし諸臣を呼び集め、酒をしひ、ことごとく盃を給はり、上戸は酔を盡

○長岡の君民部少輔忠周、年若かりしに癈疾にてありしかば、牧野備後守貞通の長男忠敬を養子とし、家を繼しめられけり。駿河守に任ず。長岡饒有の地にて、代々富饒なりしが、中頃飛彈守、駿河守打ちつゞき驕奢なりしより衰へしに、前年大火に城燒けて、武具悉く燒失、且水損もありて、困窮に至り、上下難儀に及べり。駿河守忠敬年十七、これを深くうれひ、儉約をはじめ、家老の中私欲あるものを罪し、諸役人を吟味し、さて諸用を節約にし、自身木綿服を著用し、豆腐半丁を用ひて菜とし、萬事これに準じて、日夜心を盡されければ、五年にして國も漸く潤ひ、家中の祿をも滯なく渡し、民の窮するをも救はれければ、諸人感心し、士民の親みなつく事たぐひなし。然るに忠敬心氣を勞したるにや、勞症の如くの病發し、廿一歳にて、寬延元年秋卒せられぬ。士民一同に悲歎して、今に至りて止まずとぞ。その後に大用に預るものの語りしは、八ヶ條書附を出され、各存寄あらば申すべしとありしが、その旨趣皆理至極なる事のよし、燒失の武具過半出來しぬ、今の如くならば用金も出來ぬべしと語りにし。其室は卽忠周の息女なり、忠敬と同年なりしとぞ。小祥の時の歌に、

尺の刀を抜きて待居たるに、やゝ暫くさわぐ〳〵音して後、庫裏の方より大男松明をふり込む所を、其手を切り落しければ、其ものは行方なくなりぬ。大勢の音しけるが皆退きて、また切りこまんとするに、六左衛門太刀を以て、闇夜に目當なしに振廻すに敵し得ず、みな迯げちりけり。六追ひかけ門まで切りたて往きけるが、闇夜なれば切留る事もなく、門下にて片かげより一人、六左衛門が足を切りつけしが、著込はづれなりしかば深くもあたらず、かくて漸く寺より火を燈し、人も出でたれば、盗賊は迯げ失せけり。始め傳太夫庫裏の騒を寐覺に聞きて、同宿共の物言すると思ひけるにや、單帶のまゝにて、脇指を手に提げて行かんとする所を、盗賊くらみへおしかけ、袈裟がけに切りぬ。傳太夫倒れながら抜打に敵をも切り殺しぬ。盗賊の死骸いちはやく引き取りて、から戸に入れて、千手川の上なる水底に沈めおきしが、日數歷てから戸も出て、これより穿鑿ありて、盗賊は刑に處せられけり。六左衛門は長さ六尺ばかりの男なりけり。この功をとつて公儀へ呼び出され、三百石領しぬ。平八も同じく呼び出されしに、喜左衛門は禁錮ありし故、一生浪々して在りしが語りしとぞ。

けるとぞ。松山より出でたる九十餘の男が、昔物語りにしける。おもふに延寶年中の事やらん。

○菅沼喜左衛門と云ふ士、武術を盡し無類の達人なりしが、戯に高き屋根より横ざまに轉び落ち、地へ著ずして立ち直り、或ひは豆を以て遠にある中へ擲れば、其豆靜に轉びて隅にて止りけり。年寄某侯に仕へて、何事にや座敷牢に入れられて半年あまり有しが、折ふし豆二粒座上にありしかば、それをとりて牢の障子に打付けて、はね返り〱するを、取りては打ち取りては打ち、晝夜となく是をなして、終に此術を覺えぬと語りしとぞ。此士の物語に、田端與樂寺に寓居しける比、武藤六左衛門、同傳大夫、林平八と云ふ士と共に四人ありしが、各數年劍術槍など武術に達し、常に武術を以て終身の業としけり。ある時住僧に江戸出で、四人留守し居けるに、一日喜左衛門は他行してければ、六左衛門兄弟只二人、間を隔てゝ臥し居けるに、夜半頃庫裏の方何となく人音強くしけるに、六左衛門目覺ると、弟傳大夫八幡といふ聲しけるを、六左衛門聞きて、是只事にあらず、人に切られたるならん、さては夜盗の入りたると思ひければ、著込して長三

歸りねといふに、子の云ふやう、とまるべき心にてありしが、何とやらん俄に歸り度なくりぬるあひだ、一人歸るべく候とて、急ぎ歸りしが、よひ過る頃歸りつきて、家に向ひたれば、家内燈の光みち／＼て見えし程に、窓より見れば、あらくましき男七八人、面を黑く塗りてつどひ居たり。不思議に思ひ、路次より忍び入り、うらの方の窓より見るに、母は竈をおびたゞしくもやして、食炊ぐ體なり、小聲に呼びければ、母窓よりいかにと云ふに、只今歸り見るに、いかなる事に候はん、かはりたる體不思議に候と問ふ。母ひそかに、暮過より盜人十人餘り入りこみ、父御をば切殺し、下男は殘らず搦め置き、われに食炊ぎて出せとせむるまゝ、是非なくととのへ居るなり、盜人五六人は藏へ往きて有り、と語りければ、鐵砲に玉藥火繩そへて密に給はれ、食を出す時、かれらが竝よく一列にならぶやうに膳をすゑたまへといふ。そのごとく膳をならべし程に、盜人等一列にならび食ふなかばの頃、窓より鐵砲をさし入れ、よくねらひて放しけるに、同時に五人を擊倒しぬ。殘りのものおどろき騷ぎ、遁げちりけれども、五人の死骸をもつて吟味ありければ、こと／＼く探し出され、國君より刑罰せられ、その子は士になして遣はれ

ば、この文を親のかたへ持ち行けとありしかば、受け取りて出でつゝ、道すがら何とやら心もとなく、しきりに思ひしかば、かの文を披見するに、草履にて打たれて、士の女の一分たちがたく、自害いたし候よし書いてあり。大に驚き、急ぎ歸り見れば、寢處に死してあり。夜著をおほひ、外へ見えざる樣にして、局のかたへ往かんとする所へ、人おこして呼び寄せ、髪を結はんとするに、下女の結ひたるより、ぬしがまされるまゝ、たのむとありしまゝ、心得候とて、結はんとして、御ぐしよごれ候まゝ、御あらひ候へと云ひければ、髪洗はんとて、うつぶきて盥に臨む所を、刀を取出して首をうち落しぬ。役人立合ひて吟味するに、右の次第を述べ、書置ともにいだしければ、尤もなりとて賞しけるとぞ。女にもかくとりしめたる有るにこそ。

○伊豫の國松山の城下の或町にや、夫婦の中に男子ありて、十三歳なりけるが、母の妹なるもの來りて、歸さに、かの子をつれて在所へ歸り、こゝに止宿すべきにてありけるが、暮方に及びて、かの子立ち歸るべきよしいひければ、伯母聞きて、日も暮方になりぬ、一里餘の道なれば、夜に入りなん、下男は皆田へ出て未だ歸らず、されば送らすべきやうもなし、明朝とく

死せるなれば、許したまはれと、親ども詫言し、近隣一郷さま〳〵云ひてあつかひけれども聞入れず、終に奉行所へ訴へける。庄左衛門これを聞きて、一通親どもに、村中の意に任せまじきや、といひ聞かせければども、とかく彼の兒解死人に出したまはり候へと願ひければ、庄左衛門云ふ、然らば彼の兒を、汝が子の討れし時の如くにあらせて、あたりの少兒に其時の鎌をもたせ、汝夫婦立添ひて、其兒に投げ附けさせよ、それにて汝が子のごとく死したらば、願の通りなり、若し死せずば、汝が子の時の運ぞと心得よ、と云ひ聞かせ、本の所にてその如く投げ附けさせければど、少し疵付きたるばかりにて死なざりければ、此上は運命と見ゆ、是非なしといひ聞かせければ、父母も納得して止みけり。

○六郷氏の奥方に仕へし女房、局誘ひて、今一人と同じく観音に參らんと約して、局は一人をつれだちて來て、とく出でられよと云ふに、用事ありておそく出でけり。さてつれだち行くとて、局供の女に云ひ付けて、草履をもて彼の女房の腰を二つ三つうたせけり。かくて歸りて明の朝、女房は起出ず、文を認めて下女に渡し、我今朝少し氣合惡しく、勤に出でざるなり、急の用事あれ

き人なりけり。備後福山に世々仕へしが、福山滅びて後、江戸に來り教授してありしとぞ。徳の厚き人にて、人々尊崇しけり。下谷邊に住居して、近隣門人猶多かりしとぞ。其邊に婚禮の家あり、近隣の人を招きて婚禮のひらきせんとするに、酒客のあばれん事を憚りける。その頃はかゝる祝儀の寄合には、酒客あばれて鬪爭に及ぶ事、時々多かりし故とぞ。先生を上客にして催しければ、滿座の輩始終膝をくつろげずして、宴終りてみな歸りけり。座客先生の門弟といふにもあらざれども、人々恐れ敬ふゆゑなり。初は親より以來蓄ありて錢など有りしが、ある町人所用ありとて貸して返さざりしゆゑ、貧窮に及べり。病死の後、門人寄合ひて調度をひらき見るに、他より送りたる金銀など包みたるまゝにて、一つ〳〵に打ち入れ置き、入用の時は目錄に付けたる金を、一度々々にはがして用ひたると見えしとぞ。

○越前大野の臣、三宅庄左衛門と云ふ士、鄕方の司なりしが、一村にて小兒寄りて遊び居しに、八九歲の兒、鎌をとりて友達の小兒に投げうちけるに、喉などに中りしにや、忽ち死にければ、兩親驚きて怒り、かの兒を殺して仇を報ぜんといふに、子供遊の何心もなくしたるが、過ちて

○茂久源右衛門景久とて、謙信流の兵術を教ふる人あり。剛直にして理義を深く好めり。一生浪人にて貧窮なりしが、人々尊みて當時に名高くありし。その昔若かりし頃、上野の學頭の方にかゝり居たらば、片附の爲にもよかりなんとはからふ人ありて、學頭へ通じけるほどに、景久往きて相見しければ、僧正も懇にもてなし、何とぞして大名の方へ口入れ申すべきほどに、當分引き越し給へといはれしに、悦びて、近日參るべしと約束して出でしが、愛宕のあたりにて不圖思ふやう、そもく出家沙門の徒は、武士のかげにてすぎはひするものなり、今武士たる身として、時を得ざるとて、僧徒をたのみて身をかたづけん事は、本意を失ひたる事なり、饑渇に及ぶとも筋なき事はせまじきと思案して、直に引返し、また上野に行き、僧正に逢ひて、先にはこなたへ參りて、御かげを蒙るべき約束をせしが、存寄りたる事の候間、御世話にかゝるまじく候、此よし申すべく存じ候て、中途より歸り參りたるよしを述て、再び往かざりしとぞ。惣じてかゝる氣象にて一生を終たりし。

○阿部喜左衛門とて老先生あり。名は有定、字は靜叔、南阿と號し、朱學の聞えありて、徳行高

へ往かれよとありしかば、皆々何事にか、聞居ずしては去り難しと云ふ。正次、さしたる事にはあらず、先へ行れよといへども各聞入れず。そこにて正次云ふ、堂を下るに、何とも知れず後より腰をかゝへたるゆゑ、その手を取放さじとかゝへ居るなりとありしかば、一人いふ、それこそ化物ならめ、少し切つて見んと、刀を抜きければ、抱きたるもの、それは危しと言たるを聞けば、先に疾といひて立ち去りたる士なりける程に、皆々興に入りて、うちつれ帰りしとぞ。

○元禄十四年八月、關東大風吹きて、鴻巣正願寺境内大木多く倒れけるに、帆柱の用とて人の盗み取らんことを思ひて、念秀上人鉢巻して長刀を持ち、夜々巡見しけるを、了膽〔膽或は給とも見ゆ、一本干治〕どいふもの讀める、

風吹ばおきつころんず念秀が夜半にや木見にひとりゆくらん

○延享の頃にや、御勘定奉行神尾若狹守、下役堀江荒四郎をつれて上方巡見ありしに、例の京わらべの歌に、

あづまより神尾わかさかのぼりきて畠をも田をも堀江あら四郎

松へ達しければ、すなはち作左衛門を召寄せられ、何たる存寄にて打砕きたる、と御尋ねありしかば、國を治むるに、此事をなしたるは、此刑に行ふべしと定れば、下より上の作法をしりて、程々の巧をなすものなり、且つ釜を設けて盗を待つやうなる政にて、天下の望はいかが候と申しければ、大に感じ思召して、常にあらくましきやうなれども、大なる思慮ありとて、御賞美斜ならざりけるとぞ。叔向が子産の鼎を鑄られし様を、そしりしも思ひ出られ、本多氏は大治の道を知れりと云ふべしと思はるゝ。されば世に普く云ひ傳ふる事なれども、又書き出しぬ。

○三河にて安藤彦兵衛正次、五六人打寄りて、世にいふなる百物語して見んとて、野中なる辻堂に行きて、闇夜に燈心百筋を燭し、物語一つ終れば、一筋づつへらし、今少しに成りたる時、一人の士いふ、俄に氣分例ならず、座にたへがたし、暇申すとて立ちさりぬ。おの〳〵かれが臆したるにこそと語りあひつゝ、猶語り合ひて百にみち、燈火さりつくして、火も消えぬるに、未だ夜も明けざれば、目さずともしらぬ暗さに、何のあやしき事もなければ、いざ歸らんとて、おのおの堂を下りて立ち去らんとするに、正次云ふ、我は據なき事有て、少し殘るべし、各先

が、讃岐より跡にて祠をくづしつとか、今も其跡へ參詣して渇仰する貴人も中々ある由、これも豐後節のたぐひにこそ。

○俳諧といふもの、守武宗祇が連歌の後の戲にせしより發れりとぞ。その體俳言となづけ、通俗の言葉にて、新しく思ひよらぬ所を云ふをよしとするなれば、遊女、野郎、船頭、馬方、博奕、乞食等の事わざまで、こまかに知りたるを自負して、云ひもいはれぬ卑賤の事を取つらぬ。心あらん人の取扱ふべき事にあらず。貴人高位など、これによりてよからぬ事のみしりて、心も自ら其方移りゆくぞ歎はしき。殊に貴人には取扱なき樣にありたき事にこそ。

○本多作左衞門重次、三河にて三奉行なりしが、或時神君濱松より、放鷹として三州へ御出でありしに、今川義元の製しおかれたる大釜あり、田間に打捨てありしを御覽じて、幸の事なり、濱松へ持ち參るべし、盜賊を煮るに用ふべし、と仰ありし程に、民ども之を持ち行かんと、そのこしらへなす所に、作左衞門巡廻して來られ、何處に持ち行くぞと尋ねられし程に、右のよしを申しければ、則ち人夫を出して、其釜をことごとくうち碎きて歸られけり。民ども此旨を濱

保の末より豐後節と云ふもの始り、淫にしてかなしく、俗話にてつらぬき、桑間の氣薄りたり、大阪に始り、京に移り、江戸に流行來て、江戸中謳はぬものなし。巷に溢るゝ音なれば、常に往來の人のうめくを聞くに、狄戎滌濫の音とは是に極れると思はる。とらけてかなしび、たはれて恥を知らず、衰へはてたる聲、かくもあるものにこそ。元文の始めにや、暫時禁制の事ありしが、頓て益〻盛にして、上下貴賤泣聲出さぬはなし。淫聲の人を動ずる、誠に奇なるかな。男女心中と云うて、ともに死すること、京大阪の風なりしが、今はいつしか江戸に移り、年々に絶えず。其上貴人の息女姉妹など出奔の事、昔より聞きも及ばぬ事なりしに、今は常の事となりて、耳を聳てゝ聞く者なきが如くなり。上方のならはしいつとなく海内にみちて、元來の江戸の風絶えはて、大名高貴の慰にも、この悲音を翫ぶ事になりぬ。抑〻いかなる事にや。

○享保年中にや、秋葉の祠を東都本所にかまへ、いつとなく世上信仰して、群聚をなし、殊に貴人高位の尊景甚だしく、日々に繁榮せり、また半田の稻荷、平井の聖天などいふ、はる〴〵遠き所に、大名も參詣ありて馳走あり、いかなる事にやあるらん、目黑に金毘羅を移し繁昌せし

ろまではなかりしに、今は巷にみちぬる、移りかはる世の習ひにこそ。
○昔古戰のおもかげを移して、天滿と云ふもの、說經となづけて唄ひしとぞ。舞といふ俗曲ありしが、それを轉じて俚俗の語をもつて作りしと見ゆ。予が幼年のころまで、かたはしを覺えたるもありしが、いつとなく絕えぬ。また薩摩淨運といふもの、之れを變じて、世俗の悅ぶやうに文句を作り、一曲を始めしに、淨瑠璃姬といふものを立て、作りしゆゑ、世に淨瑠璃と稱して、おのづから曲の名となりしとぞ。文句は小野のお通が作りしとも云ふ。京に一中といふ一向僧の變じたるが一曲を製し、都太夫とて上方にてはやりしとぞ。其音淫にして悲しく、東人は好まず。和泉太夫と云ふもの賴光四天王、義經、辨慶などの類を專にして、軍物語をつらねたる者なり。予が幼年の頃流行しとぞ。又土佐といふもの有りて、貴賤上下これを悅び、元祿の頃まで之を諷はざるものなきが如し。その文句ふし淫なりといへども、諷ものの遺風を轉じたると思はる。又半太夫といふ者、其末に出でて交れり。之はやゝとらけて聞くべし。大阪より義太夫と云ふもの出でて、近松といふ者文句を作り、世上にもてはやし、漸く江戸へも渡りしが、享

かけ、貴賤遊行の所となり、古戰讀、藥賣、猿樂、放下、乞食、淨瑠璃などありて、數千人の群集せりあふばかりなる事やゝ久し。延享三年ばかりにや、明石の足輕とやらん、手塚原にして物いひしけるより事起り、終に火除場に茶屋諸商などのさしかけて作る事を禁じ、見物事など停止なりしかば、諸人こゝに集りて渡世しぬる者、うれひ思ふ事限り知られず。この風俄に起りて俄にやみぬるゆゑ、人の難儀に及べりとぞ。

○江戸にて遊女町といふは、吉原、品川、千住宿に限りて、他所にあるを聞かざりしが、元祿十年の頃、護國寺始めて御建立の時、音羽町出來、茶屋を美麗に仕立て、遊女を置きしかば、即ち禁制ありて家を毀つもあり、さう〴〵しかりけるが、又圍ひ置く事絶えず、正德年中根津社建ちしに、また護國寺の如く遊女町となりぬ。又禁制きびしく成りしかども、今に於て止ず。享保の半よりにか、淺草田原町の邊に始り、下谷筋違橋のあたりまでみち〳〵て限りなく、本所、深川、其外所々に推出して、憚もなきが如くになりぬ。初めは奉行所より度々咎められ、閉門などしけるが、食上の蠅を追ふ如くなり。昔より上方にはかゝる事なりと聞きしが、元祿のこ

下は武功の名將に候へども、某もむざとは討たれまじ、しかれども御宅にての事に候へば、諸臣大勢にてとりこめば、某もまた討たれなん、されども公儀より御家を立置かれまじければ、貴國滅亡すべし、此所よく御辨へ有らんかといひければ、政宗も感服せられけり。

按ずるに關ケ原記に云く、仙臺へ御使を以て景勝を喰留らるゝ義御頼み遣されし故、子丑兩年數度の戰粉骨をつくし、士卒多く討死せしが、御諚の趣は、景勝と強て戰はず、たゞ後を押へ喰留らるゝ樣にと仰せ遣はされしに、度々働き出戰せし事、御軍令に違ひて御旨にかなはず、闕國を遣はされざるよし見えたり。戰國の時なれば、さだめて仔細もぞありつらめ、これまた考修に書出しぬ。

○享保の初、小石川より火出でて、大手先まで燒けし時、神田橋の外より雉子橋の前まで、堀端の屋敷跡皆芝原となし、俗に東を一番原と云ひ、雉子橋の原を四番と云ひ、冬春の間は人を入れず、時正の頃より秋分まで、貴賤出入して遊行す。其後より上野山下、芝切通し增上寺裏門前、佐竹原、采女原、手塚天神の原、大橋の前など、火除場と名付け、空地を置き、腰かけ茶屋を

寄せられければ、直孝の曰く、よく心を靜めて御聞き候へ、此御神文、古今亂世のならひ、計略の爲に遣されたると見えたり、足下今天下二三人の大身にて御入り、此上に國を給りては、公儀と等しからん、且つ咎もなき大名の國を召上げられて、足下へ給りなば亂を起すなり、又足下の勲功大なりと申せども、其時に大功ありし面々數多なり、闕國三ヶ國あるべき樣なし、然らば此神文は無用のものなり、且足下國に望なしと雖も、子孫の寳なりと御申し有るは誤なり、足下は右の心得にて何の望もおはしましけれども、子孫の世に至りて、元來此約束ありとて、無類の所望など申さるゝか、或は是に基きて反逆の心など出で候はゞ、國滅亡の基ならずや、此度神君の御遺令を悉く世に布き行はれんと思召さるれども、此一通の旨御存じとて、萬事行れず、御辛勞に思召さるゝなり、また末の世に至りなば、此一通故、公儀にもゆく〳〵貴國を御氣遣はるまじきものにてもなし、かた〴〵以て此三通は貴國の災の基なり、今某が燒失申しぬるは、貴國永久の基を固め、足下への忠心不過之候、されども大切のものを失ひ候へば、恨深く御思ひ候はゞ、御相手になるべし、本よりその覺悟せずしては、かゝる業はなりがたし、足

ありけり。直孝朝臣政宗卿の許へ、密に申し談ずべき事あり、暇の日を聞きて參るべし、事長き義なれば時も移りぬべし、したゝめなど調ぜらるべし、とありしかば、政宗喜び、一間をしつらひ、日をきはめ請じられける。直孝至りて四方山の物語あり。したゝめなど事終へて後、密談申すべし、人を退けらるべし、とありしかば、政宗則ち此頃しつらひたる一間に請じ、折から冬の空にやありけん、爐中に火を盛にして、只二人對談ありける。直孝申されしは、庚子の亂に神君より足下の彌〻御身方ならん事を頼み遣され、天下一統の後、闕國三ケ國宛て行はれんとの御書を神文有りしよし承り及ぶ、いよ〳〵左樣に候や、さもあらば拜見仕り度く候こそとありければ、至つて大切の者に候へども、御所望に候へば御目に懸くべしと、寶藏より取り出させ、自身持參有り、三重の箱に入れ、御書神文合せて三通ありけり。直孝謹んで拜見し、扇を廣げ、其上に一通づつひろげおき、三通讀み終りしかば、一つに重ね、其儘おしもみ、爐中へ投げ入れられしほどに、忽ち燒失なり。政宗大に驚き、顏色變じ、脇差をひねり、足下には本心にてはおはせじ、亂心し給ひぬるか、それとも國の大寶を失なはれ、我等が極運に候、と詰り

めしと云ひ傳へたるに、近頃或人の說に、今の本堂氏、其少兒の生立し子孫にて、前年神田社地にて、白旗明神の開帳ありし時も、その子孫のよしにて、薩摩侯の次に供物などありしとぞ。何の傳にありぬるにや。因て思ふに、伊東九郎が賴朝への芳志深かりしとて、祐親死罪の時も、九郎をば助くべしとありしを見れば、この少兒をも九郎が才覺して隱し置きたりしにや。猶尋ぬべし。

○神君なくならせ給ひて、兼ねて仰せ置かれし政の品々ありて、たとひ當然少しさゝはる事をも憚ず、御遺令の通りを次第に行はれしが、關ヶ原陣の前、景勝押の事を仙臺中納言政宗へ仰せつかはされ、いよ〱御味方に屬し、忠心をはげまれなば、御利運の後闕國三ヶ國增し賜はらんとの神文を下し置かれけるが、今度御遺令悉く行はれば、此神文の通りをはたされずしては障あるよしにて、今更所替有るべきやうもなく、君にも御心を惱されけり。井伊彥根中將直孝朝臣、此事は臣に御まかせ有るべし、ことゆゑなく調へ申すべし、萬一障る事も候はば、臣が一命を捨て申すまでの事に候と申上げられしかば、さらば宜しく取計らふべしと上意

刀を法のごとく持ち出で、頂戴あれと再三すゝめけれども、其事にも及ばず、やゝありて刀を執んとにもあらず、居直りて少しうつむきたる所を、水野の臣介錯吉田彌三左衛門即ち首をうち、のどの皮を殘し、下より首を手にのせて、檢使へ見せける程に、手涯なりと賞せられしとかや。此修理は故周防守重宗朝臣の庶子内匠頭重大、猷廟の御時御側衆なりしが子孫、六千石領せられし、兄家を續で亡せられしかば、跡目となりて不行跡なりとて、家長諷諫を用ひられざりしかば、此春出奔せしとか。兎角亡ふべき時運にこそ。

ある人論じて云ふ、寶劍函には毒蟲近付ずとこそ古にも云へり、大國の君、殊に三齋の末孫にて、失心の人にやみ／＼と害せられしは、武威の衰亡なげかはしき事ぞと云ひしも、げに理と聞ゆ。又或人云ふ、板倉氏失心せしゆゑ、事なく法令行れてすみぬ、もし肥後侯失心して板倉氏を切殺されたりとも、法令は違はれまじ、大國の諸士何とかあらん、時運よろしく事靜にありしといひしも、又さもありつべし。

○頼朝卿配所伊豆國にて、伊藤祐親の女と通じ、男子生出ありしに、祐親其兒を捕へて海へ沈

大廣間小用所まで尋ねしに、脇差拔身にて小用所の廊下に捨てありしゆゑ、猶尋しかば、小用所の奥雪隱にかくれ居る人あり、これを問へば、板倉修理と答へ、偖いはれしは、誰とも知らず脇差を拔きしやうに見し故、板倉切り付けたり、其後の事は一向覺ざれども、人に疵付難立事と思ひ、鋏にたぶさを切り、此所に隱れ居しなり、脇差それ故捨て置きたり、と云はれしとぞ。全く亂心と見えし故、一間に押入れ置きて達おかせられけり。疵の樣は首筋横七寸程、左肩六七寸ばかり、右肩五寸ばかり、左右手四五ヶ所、鼻上耳脇また頭に疵二三ヶ所、背中右の脇腹まで筋違に一尺五寸ばかり有しとぞ。修理は水野へ御預けなれば、中の口より平川口へ、駕籠にて水野警固して、宿所へつれゆきける。急なる事なるに駕籠にかけたる青網、警固足輕のもちたる棒數十本皆新しく見ゆ。兼てかやうの用意有りしと見えて、優々しかりしとぞ。肥後侯は死去廿八才なりけり。修理は二十三日切腹、廿二三歳とぞ。大目附申し渡しにとて來り、其外役人來りて後、上下著用御役人へ對面あれとすゝめけれども、修理は何の氣付もなかりしかば、漸くすかしてつれいで、檢使立會、大目附上意を述べられけれども、茫然たる體なり。短

兩、祝儀とて赤飯を與へけり。かくて上書して上達しければ、銀二十枚賜り、また田地永代作り取に給り、田地養料米六石給りぬ。川崎氏より所持の田地の中米二俵づつ讓與なりけり。所の役人各褒美を與へ、且老母心だて直して八十八まで存命、かゝる面日有るなれば、米守を出すべしとて、代官中所望有り。老母元來無筆なりければ、人々打寄りて一日一夜手習させければ、母は喜悅のあまり、夢の心地して、はじめて筆を取り書出しけるとぞ。寬保元年夏、奉行所より命ぜられ、此書を板行にして、市中を賣りありきしにて知りぬ。庄五郎五十一歲、子三人、十四才、九才、六才なりしとかや。

○延享四年八月十五日惣出仕の時、幕下の士板倉修理亂心して、細川越中守宗教朝臣を切害し、修理は岡崎侯忠辰へ御預けの上にて自殺ありし。其あらましを聞きたりしに、十五日朝五つ時過、大廣間手水所に手負あるよし、御徒目附の面々御目附へ達し、各往きて見られしに、大廣間四の間御緣に手負て倒れたる人、血流れ出でて顏惣身もわからず、誰とも知りがたきゆゑ、誰ぞと尋ぬるに、細川越中守と答へ、相手は見覺えず、上下著たる男のよし、漸々答へありしを、

を案じけるゆゑ、ある時は一日の賣だめを取出し、今日の利錢とて見せつゝ母をなぐさめける。母は常に沐浴を好むゆゑ、木芽落葉を心がけ、歸るさは馬につけ歸りては湯を沸し、日々に湯あみをさせけり。夏の夜に蚊帳なければ、圍爐裏に草葉を集め、居眠ながら蚊をふすべ介抱す。冬は我がひとへを脱ぎて、母の寒さを防がせ、己は圍爐の前に、三兒を前後にあつめ、黍團子一づつも與へ寢させ、また母を夜に入りて目をさまさせ、晝のみやげにたくはへおきし餅團子などを取り出し、母にすゝめけり。かゝる境涯にて母をいたはる事、凡三十年に及べり。四隣のもの庄五郎が孝心を感じぬる事數年、いつとなく近在にて風聞し、隣村の長百姓、同村年寄と相談し、多年の孝心を感じて、村中打寄りて酒一駄母の方へ贈りける。此事組頭より名主川崎平藏に語りければ、平藏より庄五郎を呼びて、數年母へ孝行の趣を尋ね問ひけるに、庄五郎何の覺えもなく候とばかりにて、答もせざりければ、其趣を書附け、御代官上坂安左衞門手代伊藤六郎兵衞へ達しけり。かくて安左衞門これを聞き、庄五郎を召して吟味の上、當座の褒美とて米一俵安左衞門より與へられぬ。武藏野新田支配川崎平左衞門、商の元手にとて金壹

皆之近年新田をひらく事を、諸役人中規模のやうに成りて、水道をかへ、古池を埋め、山をあらし、樹を伐り出し、山々はげ山に成りぬ。かゝる事のつのりて、江戸開けしより以來聞きも及ばぬ大水、たび／＼に及べり。移りかはる世のならひにこそ。

○武藏國多摩郡府中領押立村庄五郎と云ふ民、八十八歳の母を養ひ、微賤の身にて薪を賣りて渡世とし、近來妻も死して、十四歳をはじめ子三人あり、昔は田畑召仕等まで餘多暮せしが、いつとなく衰微して、朝夕の煙もかすかになりければ、今は田地三石ばかり持ちける。妻死して後、三人の子身にまとひ跡をしたふ有樣、見る人袖をしぼりける。されども母を大切に心懸けんとすれば、小兒にせがまれけるを、これを厭はず、日を重ねいとなみけり。母は府中町の高安寺と云ふ寺、命日忌日に參詣を好めば、是を介抱し、道すがら心をなぐさめ、又常に酒を好みしゆゑに、日々に酒を調へ置き、晝夜に限らずこれをすゝめて、老をなぐさめける。一日は山へ行き薪を買ひ出し、一日は馬に乘せて四谷邊を限りとし、日々におこたらず。小兒には干大根を糧とし、一日を送りしが、母には麥と米を蓄へ、心安く養ひけれども、只庄五郎が困窮

郷、下谷、淺草、小石川、江戸川筋、北より南へ八町堀まで、東は本所へ移り、曙に至りて止みぬ。大橋の邊、柳原よりして、むせび死したる者幾通となく皆坐してあり。大橋半燒け落ち、川端水上に燒死たる者限なし、都合三千人に餘れりとぞ。是又寅年の火に増りぬと申し合り。

○享保の十三年戊申秋九月二日、江戸川の水大に溢れて、小石川の上水道夥しく流れよこたはり、堀泥まで海の如くなり、橋悉くに落ち、大名屋敷二階のまどへも流れ入りければ、貴賤殃死も多かりしとぞ。寛保二年壬戌八月、大雨大風東北より發りて、武藏、下總、上野、下野、信濃、五州洪水にて、淺間山崩れぬとか。松城、小諸、忍、河越、岩附、古河、關宿の城皆大破し、殊に松城小諸は甚だしとぞ。下谷、淺草、千住邊、平地水一丈に越え、本所は元より海の如く、東北一二里が間溺死者かぎりなく、公儀より援舟を命ぜられ、其外にも諸人船を出し、食事をはこびて急を救ひ、大名或は町人などよりも、食事をとゝのへ、漂泊のものをたすけし。東北の地堤悉く破れて、川と平地と一つになりしかば、大名十一人に仰せ付けられて、堤を築く事半年あまりにしてやみぬ。信濃小室の山より大石飛出で、其元より大水出しと沙汰しぬ。

伊豫守、土屋相摸守までは、東の方土手側へ向屋敷ども、その間屋敷殘らず、蜂須賀飛彈守、吉良上野介、大久保伊豆守、近藤彦九郎、戸田釆女正、細川越中守、常盤橋の内こと〴〵く類燒す。御門外も數寄屋町より尾張町へ燒け出で、御堀端より、八丁堀の東西を限りにして、濱町邊通りは勿論、鎌倉河岸、猿樂町屋形どもへ移り、柳原邊、馬喰町通り邊兩國橋を越え本庄筋、柳原をこえて下谷邊、淺草通り、湯島の邊、千住まで燒けぬけ、上野仁王門燒失、亥半刻ばかりに燒け止り、大雨降りてしめりぬ。明曆以來の大火と申しふらしぬ。

○元祿十六年癸未十一月十八日、四谷鹽町より燒け出で、芝海端まで燒けしかば、人々騷ぎしに、二十二日丑刻大地震、御堀石壁の石一同に拔け出でて、齒ぐきの如くになりぬ。御城詰の面々、御門番人の外、江戸中貴賤殃死怪我人算へ盡すべからず。この時房州總州の津浪夥しくして、死するもの二萬一千人なりとぞ。戸塚鎌倉の邊小田原死人限りなし。翌日より日中五十度三十度、十日餘りほどゆり、春に至りて五三日一度、又は三四度づつ大ゆりに動き、少しづつは繁々にありて、半年餘りにして止みぬ。かくて同月二十九日、小石川水戸御殿より出火、本

○元祿十一年戊寅秋、東叡山中堂御建立、本は外には黑門ばかりにてありしを、仁王門造立、卽ち東叡山と云ふ額、日光御門主の筆のよしなりし。門前に町をひらき、今の廣小路になりぬ。昔は西の方の橋ばかりにて、町の廣さも、橋の左右ばかりにて、それより東はたて込みたる町屋なりし。山王のやしろも祭酒のやしきにて、殊の外に入口狹き事なりしが、其時に今の如く廣くなりぬ。九月三日安鎭の法ありとて、貴賤群集し、惣門を石川主殿頭人數かためけるに、向後比叡山の如く女人禁制のよし、誰となく云ひふらしけるゆゑ、餘りにこみあひて、固めの備へ崩れ、參詣のもの大勢怪我し、卽死などもありて、主殿頭にも遠慮ありけるとぞ、中堂の額瑠璃殿と宸翰を給れるに、九月六日江戸へ到著し、巳刻ばかり上野へ到來とて。一統に、見物し居ける折節、南風つよく塵を吹き立て騷しかりける時、數寄屋町より出火し、二口に分れ、一筋は御門に入りて、今の町奉行屋敷は堀美作守にて、井伊兵部少輔宅へ火移り、大名小路東側へ、坂部三十郎、松平土佐守、松平遠江守、安藤對馬守、松平伊豫守、向屋敷酒井左衞門尉、森美作守、松平淡路守、松平丹波守、西側南の方は殘り、織田内記、山名主殿、溝口信濃守、松平

與五郎と唱へ、刀を一處におき不申候、それ故に殊更此度手合せなくては無念に存候て、當夜兩人討留め申候、さるあひだ、切腹も少し手涯よく仕り度く候、某聲をかけ候迄は御待ち下され候へとて、十文字に切つて聲を懸けて討たせける。

一說與五郎妻內匠頭殿奥方の扈從なりしが、或時表にて見物事ありて、奥方も見物のありしに、彼小女與五郎が起居に目を附けて、涙ぐみたるけしきなり。事終りて後、內匠頭殿局を召して、少女奥方に障りなくば、我もらひて與五郎に嫁せしめたしと有りければ、やがてその旨に應じられける程に、與五郎賜はりて妻としけり。內匠頭殿後に物語りに、かの少女が容體類なく戀慕ふと見えし、そのまゝ置きなば、行末密通などしたらば、大切の事なり、さる故にかくはからひしとありけり。後に自害したるは、母にはあらず此妻女なり。われら事は、君のたぐひなき御恩にて、かやうに在りしなれば、とても命を奉りて志をとげたく思ひ居たり、されど女の事なれば、敵討の人數になりがたし、さればながらく居ては足まとひにも成りぬべし、先立て道しるべし候はんと、書置して死にけるとぞ。

○神崎與五郎は、故淺野内匠頭殿の乳兄弟なりとぞ。其母上方に居たりしが、與五郎少し進みがたき氣ざしあるを見て、我故心ひかれて少したゆむ心みえ侍り、さる故にわれは死侍る、心がかりなく本意を達すべし、と書置して自害しけり。與五郎是より心を一にして、餘儀なき體なりしかば、大石賞して相談の會處とす。與五郎芝同朋町の遊女宿となりて、遊女三人抱へ、また博奕の宿して有りける。博奕の徒來りぬる夜は、仲間へ行きて同列を謝しぬる故、夜討相談の大勢參會しても、近隣不審せざりける。かくて十二月十日過ぎ、遊女三人を受狀を添へて仲間へ送りて、在所の母大病の旨告げ來り、近日のぼり申す間、歸るべきほども知れがたし、さればこの此女どもを各へ進らするなり、萬一歸りたらば又申し受くべしと約束して、仲間三人の方へ送り遣しける。二月四日肥後侯の宅にて切腹の時、介錯人に云ふよう、少し申し度き事あり、暫く待ち給へ、それがしは元は口町傳兵衛と申す者の子にて候、養父の方へ常々參り遊び候て馴染申して後、實父に向つて養子に仕度よし、養父申せしかば、町人の子如何に候はんと再三辭しけれども、町人の子にても武士を養へば武士に成るぞとて、終に子としける、傍輩ども紙屋

利運得られ候へ、と云ひて別れけり。扨翌日高田馬場へ出でけるに、先方は十人餘加勢ありて、此方は老人一人立合、暫時鬪ひに、面に深手負ひて倒れけるに、何處ともなく安兵衛走出て、伯父を立かこひ、おの〳〵へ申し候、此もの面に疵を蒙り、眼に血入り候て働ならず候間、鉢卷致し候内、御待ち候樣に賴み入ると云ひて、鉢卷をさせ、直に自身立向ひ、九人切り伏せ、餘は走りうせてけり。茶道坊主一人、後より腰廻りの下を餘ほどきりしかど、著込にて深くは切れず、卽ち其者をも切り倒し、師匠のかたへたち忍びけり。この事隱れなかりければ、彌兵衛この事を聞きて、師のかたへ往きつゝ、卒爾の至りに候へども、我等子なくして、勇壯の人を養ひ得たく、年月心をつくし候へども相得ず候、此度のありさま承り及び、人傳にて申すべき緣もこれなきゆゑ、推して參り候、知行二百石取候へば、御不足には候はんずれども、養子に申し受けたく候と、餘儀なく右の趣を述べければ、安兵衛も感心し、その旨に應じ、父子の約を結びける。三四年の後、父子夜討に出けるとぞ。安兵衛姪、今は老女にてあるが、覺居たるよしを語りけるとて、友人のいひしなり。安兵衛子は今肥後公に仕へ居るとかや。

跡は播磨守成純相續す。かくて助右衛門は加賀へ呼返され、五百石與へられしとぞ。

○四十六士の中、堀部彌兵衛、初實子ありしが、家中の士意趣ありしにや、早朝に來りて彌兵衛子に出會ひ、式臺にて一討に切り殺し、退きて行きたりしを、彌兵衛聞付け追懸けて、裏門のくゞりを出んとする所を、切り付けて殺しけり。元祿十年の頃にや、予も聞きたりし。養子安兵衛は浪人にて、高田馬場邊に鎗か劍術かの師ありて、其許にかよひ居たりけるが、伯父ありて水戸家の松平筑後守殿に仕へ居たりしが、或時傍輩來りて語り居しが、戲言を咎め、それより怒を發し、歸りて後、手紙を來し、先刻の戲言堪忍しがたし、明日高田馬場にて仕合ひ申さんと云ひ越しければ、伯父二三友人を招きて、聊の事にて討果さんも殘多き事なり、おのおの媒にて和睦有る樣に賴み入るといひし程に、二人のものさま〴〵なだめけれども、とかく堪忍なりがたき間、討ち果さんとありければ、此上は力なし、出逢んとて、甥安兵衛を呼びよせつゝ、如此の次第なり、必ず其方助太刀などに出る事は無用なり、妻子の事賴み置きたきまゝ、云ひ聞するなりとありければ、安兵衛聞きて、然らばその場へは出申すまじ、隨分御働にて御

なりしが、監物短氣の人と見えし容貌なり、三十餘にてもやあるべき。利昌は二十歳前後にて、ものなどうち出でていはざる陰氣の容體なり、美男なりし。其時の會合に、秀親より利昌を輕められしとぞ。一日何事にや、利昌大に憤りたる氣色に見えければ、小納戸役助右衛門と云ふ者、交代し歸りしが、前時の樣子心にかゝり、胸さわぎして堪へがたかりければ、又宿坊へ急ぎ行きて、奥に入りしに、折節利昌は秀親を呼び立て一間へつれゆかれしかば、跡よりさしつけて往きみれば、秀親へ切り付けられし程に、走りよつて秀親を後より抱きすくめけるゆゑ、一刀に討留られしかば、とゞめをさゝせ給へとて、さゝしめて、あとをしつらひ置きて、則ち御目附中へ往きて、采女事急に氣分あしく、以の外に候間、暫時居宅へ歸り保養仕り度しと達し、急に乘輿させ、池の端宿所へ歸らせぬ。母儀慈眼院聞きて、鬪爭は是非なし、其座を退き家に歸りては、越度になりなん事如何とありしかば、右の趣を具に述べ、其儘おはしましては、秀親の臣僕是を聞くとひとしく騷動に及びなん、然らば飛驒守の方まで大事におよぶべしと存候と、助右衛門申しければ、尤もなりといはれける。利昌は石川主殿頭宅にて切腹あり、秀親の

一間へ誘ひ往きて刺殺されぬ。老中若年寄其外組付きて、各刀を抜きて掛られしに、石州振りかへり見て、につこと笑ひ、手向ふ氣色もなかりし故、みな〳〵立掛りて切殺されしとぞ。戸田山城守忠昌一人、遠く坐して始終みて居られけり。さて其意趣をその世に知る人なく、亦亂心にてはなき趣慥なりしとぞ。遺言の一通、事に臨まんとする時坊主をもつて、秋元但馬守へ遺して、其場へ往かれけり。蒼說には、公儀に對し忠節なりといひ觸しけるとかや。されども何故と言ふ人もなかりけり。正休出仕せんとて、朝飯の時、醫師外科など常の如く相伴しけるに、新に拵へ直したる、一尺六七寸ばかりありし兼房の脇差をとり寄せて、抜きて見せ、此刀はよくきれぬべくやと皆思ふにやとありしかば、おの〳〵一同に譽めけるに、外科申すは、これにて切られ候はゞ、それがし療治は入り申すまじと申しければ、正休喜色にて、卽ちさして出られけり。後に思ふに、此度の料に拵へ直されたるとぞ思ひ合せぬ、と語りし由。其外科と親しかりしものの、予が少き時語りき。

○正德の頃、上野にて法會あり。織田監物秀親、前田釆女正利昌、寺門の固めにて宿坊相伴

定めて仰付有るべし、皆々靜り申すべし、と明かに云ひ聞せられしかば、騷動やみけるとぞ。其仔細しりがたし。或は信濃守居宅は昌平橋の内西側、和泉守は南の角折廻したる屋敷にて、小路を隔て竝びたる家なれば、隣ごしに物見を作る事に附きて意趣ありしとぞ。尙長は發明にて、人を慢る方なりしとかや。御法事中、日々連苗の注狀老中へ上り、佛事の次第等言上ありて、卽ち奉書到來するとぞ。例の如く奉書來りしかば、筆頭ゆゑ尙長一見して、卽ち懷中ありけるゆゑ、和泉守奉書を御廻し候へとありけるに、尙長各御覽に及ぶまじとて廻されざりしほどに、和泉守殊の外怒れる顏色なりしが、やゝありて尙長起ちて用所へ往れしを、和泉守跡より往きて、跡の戶をたて、尙長の袴の裾を踏れし程に、尙長倒れられしを、乘りかゝりて一刀に切害せられける。かくて和泉守は、切通の側なる淸藏寺にて切腹あり、法のごとく家斷絕し、尙長の跡へ舍弟靱負に一萬石給りしとかや。是又予が幼少の時人の談りしを、かたはし聞きたるなれば、さだかならざる事なり。

○貞享の始め、殿中にて稻葉石見守正休、堀田筑前守正俊を切害ありし事の樣、或人語りしは、

御旨のかたへ決定せられしかば、豐島氏これを慍りて害せられしとぞ。其頃島田氏大阪町奉行なりしかば、早朝に同役久貝因幡守の方へ、近侍のもの遣はし、唯今御目に懸り度き事有之、御出給はり候へ、と申し遣しければ、因幡守來られしに、此度江戸にて豐島が主計頭殿を殺せしは、某が子の方へ緣談の事に付いての儀に候、然れば某故大事出來候へば、聞きのがしに仕り難く、自害仕り候、跡にて宜しく御沙汰賴み入り候證據の爲、御目に懸り候とて、肌をぬぎ、腹をしめ置ける布をとかれしかば、腹を切つて上を包みおけるなり、頓て死なれけりとぞ。この一說、予が幼年の時人の語りしを、今思ひ出て書附ぬれば、始終分明ならず、只事變を記しおくのみ。この事多說にしてさだかならず。

○延寳八年五月、嚴廟薨じ給ひてければ上野に葬りて、增上寺にても佛事有りけり。勤番にて詰め居られける大名の內、內藤和泉守忠勝、何事にか有りけん、永井信濃守尙長を切害あり。上下騷動して、殊に信濃守の徒士押し入らんとせし時、永井伊賀守直敬十七八歲なりしが、これも詰め居られし、卽ち立出でて、兩人喧嘩なりしが、和泉守をば作法の如く押留め置かれたり、

○井上主計頭正就は、國初の頃、台廟の近臣にて、専ら時を得し人にて、後は老臣に加はられしとぞ。もとは安部大藏信勝の種なりしとかや。信勝は淸康君の長臣なり。既に子彌七心得違ひて淸康君を害し奉られしかども、信勝はそのまゝ廣忠君に仕へて、國の安危を謀りし功臣の其一人なりしが、早く死れしにや、その妻女井上半右衞門淸秀へ再縁せられしに、懷姙にてありしかば、大藏の子なるよし、神君聞召れ、大藏が種ならば、ことに大切に養育すべしと仰せありしとぞ。台廟に召仕れ、其身また才智ありしにや、次第に進みて老臣に列して、今の家を興されしが、御籏本御使番豐島刑部と云ふ人、殿中にて切害せられし。殿中鬪諍の始なるべし。その宿意は主計頭の子息へ島田越中守息女と縁談の義ありて、豐島氏媒にて漸く内談きはまり願書出されしに、猷廟の思召にて、外へ縁組の事被仰出しかば、辭退しがたくやありけん、

足駄の板の盡きざらんほどは歩行すべき所存なりき、然るに存じよらざる御事にて頂ける馬なれば、附そひて歸らんとて、馬を先にたて、供のやうにしてぞ歸りのぼりける。程なく社頭造立あり。宮殿むかしの式に准じて綺麗を盡し、猶神田を寄せられければ、ならびなき宮居となりけり。彼神職の眞實のこゝろ厚く、勇壯にしてたゆみなかりし故の事なりしを、語り傳ふるにこそ、元祿年中の事なりしと、省二が語りし。

麻の上下を著し、一本あしだをはき、大ぬさを手ばさみ、東をさしてあゆみ出で、雨ふれども笠もなく、日暮るれども宿もとらず、夜を日にあゆみて江戸に著きぬ。足駄の歯もちびて板ばかりになりけり。折節五月雨のはれ間なきに、著たる衣もしほれ果てしを、脱更ふべき様もなければ、ほすもしほるも著ながらなりしかば、その有様思ひやるべし。市中に舎を求めて、日日都下を廻り勧化してけるに、事の由を聞く人は感ずる家多くて、飢るまでにはなかりけり。半年ばかりして、山王の神主日吉大膳亮宅に往きて相見ん事を請ひしに、初の程はその様を怪しみて出であはざりしが、五六日うちつゞき、たゆみなく往きしほどに、いかさまにも心深きものにこそと、呼入れて一見し、事の旨を聞いて大に歎じ、誠に深き志見過しがたくこそ、幸伊賀侯のもとは出入するなれば、その由申さんとて、次の朝行いて始終を申しけるに、伊賀侯も甚だ感心あり、我國中の神祠等閑に過ぐべからず、殊更さほどまでに深き志を、いかで其儘にして置くべきやとて、召寄せて一見し、社頭造立の事沙汰ありて、懇をしめし、供人をそへ、馬にて國に歸されける。神職大に悦びをなして、送り行く人に云ひけるは、國を出しより、此

て威を增すなるに、かくかたばかりなる小祠にて、きねが鼓も音たえ、片削の跡も消え失せて、自狐狸の穢が如くなるは、いたましき事なり、我れかく飢にも及ばずして在るは、此御神の德るを、年久しくかく破壞したるまゝにて、取立つるわざもせざりしは、不忠のいたりなりけり、今よりして憤を起し、海内をめぐり、衆力を以て昔の如くにあがめずば、ふたゝび此地に生きて歸らじと思ひきはめければ、妻の親に云ひけるは、存ずる旨の候へば、妻を返し申すといふ。親驚き、こはいかなる心にやと問ひしに、かやう〳〵と存じよりぬ、元より心あてなる所もなく、足をはかりに往きめぐり申さんなれば、命のうちに歸り來るべきもはかりがたし、さあれば妻も資なきそれがしにかゝりて、生涯を空うせん事はいと不便にこそ、ともかくも再嫁せしめて給び候へ、田宅共にすて置き候へば、三人の子供いか樣にも御心に任すべしと、思ひきはめたる體にて云ひければ、とゞめたりとも思ひ返すまじき氣色なりければ、そのむね心得申したり、女と孫三人の事は心やすかれ、ともかくもすべし、願滿てやがて歸られよ、目出度く待ち受け申さんと、うけがひければ、さては心易くこそ、幸あらば立歸り、相見え申し候はんとて、

父の何がし、しひて請ぜしめて退きぬ。かくて謁見の禮せよとて、登城せしに、上著を片身にし、肩衣も袴も半幅とき捨てて著て出でければ、諸役人驚き、さまぐ\に敎訓せしかば、某は父が半ならでは御用に立たざる身に候へば、此衣服は父が殘し置ける物に候ゆゑ、全くしては著難しとて、嘯き居けり。せんかたなくて君に申しければ、たくましき器量ありげに見ゆ、父が祿を殘らず與へよとて、あらためて命じてたびければ、かしこまりて出でぬ。其如く勝れたる器ありて、人ごとに稱しければ、頓て擧げ用ひられて、行くさき賴母しく人々おもひけるに、年廿五歲にして死しけり。君よりはじめて惜しみあへりける。此士の勝れたる量はかり知られぬ。國君速に許容ありけるは、人材をすてざる英主とぞ思ひやられぬ。

○伊賀國に青榊禿榊兩所の明神とて、由緒正しき神社有りけり。昔は宮殿巍々たりしと見えて、廣く構へたる礎、かたへに殘りたるが、今は小祠二のみぞ有りける。渴仰の人もなくて、神威も薄きが如し。神職何がしと名のるもの、五十歲ばかりなりしが、田地など多く持ちて、さのみ侘しからず、村長の女を妻として、子三人持ちたり。年頃思ひけるは、神は人の敬ふによつ

るものなり、水におけば魚に不及、驥驎は千里を走る馬なれども、岩のはざまを渡る事は狐狸に及がたし、忠信辨慶など聞ゆる勇士、馬に乘せ太刀をとらせては、天下に立ち向ふべき敵なしといへども、それを止めて鋤を以て田を作らせば、一農夫にまさりがたし、好みて鷄の鳴く音をし、犬の吠ゆるまねする人、其智なきこと顯然なり、しかれども孟嘗君が函谷關を越えて秦の難を遁れし時は、弓馬の達人にも勝れる功有り、愁ひ顏にて泣事のみ得たるは、人のきらふ士なれども、養ひ置けば、楠氏の天下の亂を靜めし一助となれり、人を使ふに其得たるところをなさしめずして、是を不能なりとし、其得せざる所をさせて、拙しと言ひ、拙しとてやめ、不能なりとて捨てなば、用ふべき人あるまじ、さありては大名たる德はおはしまさじと申しければ、尤ぞとて感ぜられけり。されば人を使ふに器のまゝにすといへるも、これらの意にや。

○或士祿米二百五十石取れるありけり。病死して其子十五才なりしかば、まだ幼年なればとにや、百八十石に云ひ付けられけるに、此子申すやう、父が罪の候はゞ、跡もたやし給ふとも、申すべき樣なく候、さもなくば徒に半知減ぜられ候はん事、心得不申とうけがはざりしかど、伯

にて萬事そこつなり、仁愛うすきは、多く士を憐愍の心なし、武義うときは、諸人の目當とならず、但し藝術ばかりを武義と心得たるはおろそかなり、如此えらびて用ふる事、先大概に候はんか、さて諸士を擧ぐるには、老臣組頭丁寧に論辯し、その者のなし得べきか否かをはかり大體わかちて後、其平生の樣、心だて内行等、そのすぢ〳〵に内通して、委しく尋ね聞きて後君に申し、君亦これを能く味ひて後、これを任ずれば、その者必ず任に當りて過なく、君命を辱しめず、そのものの爲にも大なる惠なり、大體は筋目をわかち、うち見を以てこれに任じ、或は少々の過りあれば、それを難にして用ひず、甚しきは重臣の風にあはざる故にもちひざるもあり、古今に此類多し、いつも良將の下にかゝるあやまちはなきとこそ承はれ、と答へけり。

○士に不器なる有りて、君の心に叶はず、退けよと有りし時、一人有りて諫めけるは、君の人を用ふるは良匠の木を用ふると同じ、捨つる木は候はず、拙工のしわざに、大木を椽とし、細木を梁とするが如きは、天下に用ふる木は候まじ、猿を樹の上にすましむれば、鳥にして力あ

け届の如く事を談じて、外には道理ありても、我がおもひ入りたるごとくならではなさず、但しこれを見附たる道理分明ならば、かくの如く思ひよりぬ、可否いかにと相議せんは格別なり、今の如きは、顧れば我が心にも落ちざれども、人の智を用ふる事を厭ひぬるは、自らの威をあぐる固我の心即ち根となりて、千聖ありと雖も用ふる心なきゆゑなり、誠に聲音顏色拒二人於千里之外一といへるも、かやうの類にや、老臣の心かくの如くなる時は、下必ず身がまへの心出來り、退きて後言するといへる世になりて、假にも所存をいふものなく、いつも一人の捌となれり、果して事の仕損じあれども、自らこれをわきまへず、必ず非を飾り過を蔽ひ、君に向つては事の理あるように申すが故、中分の君は、一通りの理を聞きて、事よく調ふぞと思ひぬる程に、下の怨愁をも知らず、心あるものは眉をひそめて憂ふれども、君外人と論辯せざれば、職を越えて云ふ事あたはず、こゝを以て國中政事治らず、作法日々にみだれゆくことにこそ、組頭は諸士の司なれば、文武の才ありて大量なるを用ふる事にあれども、是又十分の人有りがたければ、理直にして義理深く、仁愛厚き人を用ふべきなり、義理の吟味薄ければ、かたごころ

むるほどの事なれば、多くは用ひられず、必ず利口の臣、常に君の非をむかへ、眼前の歡びを奉るゆゑ、國家の害の種まくを見て、子胥が屬鏤に伏し、朱雲が頭を以て檻を折りたるたぐひ、又理なきにあらず。君是を知らずして、或は怒り、或は憎み遠ざけ、又は理とは思ひながら、邪臣の口驗にたぶらかされて用ひず、忠臣義士の主をなげき、心をさかれ、佯狂して去り、はては國の亡る事こゝにあり。明子の詞誠に深きことわりなり。

○ある君一先生を召して問ひて云く、臣を用ふるの道、我愚にして得がたからんのみ、中にも重臣をあげ用ふる心いかんとありしかば、答へて、老臣は一國の棟梁なれば至つて大切にて候、質直にして私なく、智廣くしてみづから用ひず、喜怒に心を動かさず、人の善を用ひて君の爲にし、仁愛深くして禮儀厚き人を用ふる事に候へども、かくある人は世に稀なれば、せめて私心なく、卒爾に喜怒せず、利欲を好む事深からず、よく謙りて人に論談する人を用ふべし、中にも最要は、人の善を稱してすておかず、自の智をたてず、他の智をあつめて用ふる事、第一の急務なり、大樣當時の評論と云ふは、一人として事を專にせざるとの云ひ譯に、一通り付

小身の子まで、あたり近所に居て、用ある時に人を召せば、此子ども出て用を達しぬ。さていかなるものぞと姓名を尋ねられて、褒美を賜りけり。其料とて、側に革の袋を持ち居て、其中より、こまかなる銀を取出して、一づつ賜ふ。これを持ちかへりて、其頭へ出せば、記し置きて、其格に應じ召し出されけり。去るゆゑに貴賤ともに子多く持ちたるものは、狩獵を待ちわびけり。

○明子（染殿后）曰く、我敷島の御主としては、近く召仕はれぬる者を能くえらび給ふべきものなり、貴くやんごとなき身のあやまりて、永き世のそしりを受くるは、必しも近習の擇びぬべきを擇まずして、わが心に似たるを友としたるにあり、常に御耳にさかふる事を申す人を、近習に置かるべきものなり。誠に明言といふ可し。伊訓に曰く、言汝の心に逆ふことあらば、必ずこれを道に求めよ、言汝の心に順ふことあらば、必ずこれを道にあらざるに求めよといへるにも通ひゐるにや。すべて諫を奉る事は至りて忠なり、其事の大小是非は論ぜず、君をのみ思ひてわが身を顧ざる士ならではなし難し。機に應じて上に合する者は幸を得、道を正して君の非を云ふ者は身の爲に害ある事、古今の例なり。されども一心に君をのみ思ふ者は、後難を顧るにいとまなし。諫

とぞ。

○ある士野行して、暮かゝる頃、勞れければ樹下の石に腰かけて休み居けり。飼ひける犬跡につきて來りけるが、側にそひ居たり。やゝ有りて睡りければ、かの犬起あがり、一聲吠えて喰付く氣色なれば、士目さめて、此狗われを喰ふべきにやと心附きしかば、空眠をしたるに、又起きあがる所を、拔打に切りければ、首飛びて梢に上りつ。不思議と思ひてふりあげ見れば、樹上にうはばみの大なるが、下をのぞき居たる喉に喰ひ付きて、共に死せりけり。此士を喰はんとのぞきかゝる所を、狗の見附つけて、防がんとせしが、切られけれど、勢氣のあまり、思ひ込みたる所へ、直に喰付たるなりけりと、思ひ知りしかば、彼が心を感じ、足ずりをして悔みけれどもかひなく、泣く〳〵これを懇に埋めて、爲に塚を築きしとぞ。主の急を見て救んとせしを知ずして、かへつて疑ひ殺したるは大なる誤にや、君臣の間、兄弟の中、朋友の交にも、このたぐひ多し。深く思ふべき事にこそ。

○對山公常に狩獵ある每に、近習の士、側を離れて、思ひ〳〵に鳥獸をねらひありき、家中の庶士

て、多年身命をなげうちし臣の墳墓を倒さしむるは、手づから人の塚をあばくに同じ、人の塚をあばきぬるをば、世以て大悪とせざらんや、若又以後に夭死の臣あらん時、養嗣をさせたらんに、諸人ひいきの沙汰と云ふべし、老臣に政をとらせて、國事を預け置くは、かやうの事をもかんがみ、我足らざるところを助けよとて、諸士の上にたて、國中の禮をも受くる身の、かゝる國損亡の端を心にかけず、目前の利害のみ心を入れて過ぎゆくは、重き凶事此上有るべからず、急ぎ小山が跡を立て、苗字を失せざる謀に及ぶべし、と命ぜられけり。

○紀正盛朝臣親き人に語られしは、此程辱き仰事有りつ、近侍の面々御前に在りけるに、問はせ給ふは、汝等常に同輩打寄りて何をか物語りするぞと有りて、さて仰に曰く、定めて四方山の事終て後は、傍輩の善悪をぞいふらめ、それは必遺恨を負ふ本なり、深く愼むべき事なり、やむ事なくば、我が噂をせよ、吾は汝等譏りたりとて心にかゝらず、それに付きて、わろきに究りたらん事は、我が行を改むれば、世上の爲にも益あるにより、却つて國の爲に忠ぞかし、傍輩の蔭言して遺恨を生じ、鬪諍など出來ては、大なる不忠ぞと宣ひしとて、感涙を流されし

を君に奉り置き、常に進退も心の儘になし得ざるは、苗子を失はず、父母の祭をも仕めざる爲のみぞかし、其身老いて隱居して子に讓り、或は養子を爲し置きて、死後にも跡を繼ぐは、是又定れる事にて、是を與へざれば、諸人うけがはず、然ば別に恩とも言ひ難し、君となり臣となれるが親しみには、小山が如くの早死して子もなく、或は思はずの變難に逢へる時に、君これを命じて、子無きは然るべからん人を選び跡をつがせ、その家を絶さず、祖先の祭を失はしめじと謀る事、親屬を見るが如くに有らんこそ、君たるの慈愛たらめ、かくてぞ是が爲に死なん事をも願はんずれ、生涯には是を使ひ、死して跡なきは其儘にして、絶ゆるをも憐まず、他國の人を見るが如くならば、何の辱き有て、君のおちめをも見繼んや、今日は人の上にして、賴もしげなけれども、人々こゝらへ居るは、勢あたはざればなり、去る程に事ある時によき君を見立てゝ、走り行きぬとも、とゞむべき樣なし、己に出たるものは己に歸るの理なり、爰に古き墳墓の跡とふ人なくて、倒れふしぬるあらば、見るに忍びがたからずや、若しこれを見て哀とも思はぬは、惻隱の心なき人なり、惻隱の心なきは人に非ずとこそ聞け、君の命令屆かずし

べき様もなかりし程に、其儘にて跡絶えんとす。日數經て繼嗣の願ひもなかりしかば、君より老臣を召して、小山死て後其遺跡如何、と問はれければ、小山若くて死し、跡つぐべき子もなく候へば、是非なく斷絶申し候といふに、國君甚だ悦ばず、さてはみな〳〵我國の爲を思ふ事深からぬ心にや、我死後此儘に亂世ならば、敵方に反忠のもの多かるべし、それも運命よくて勝利のみならばさもあるまじきが、味方のふりあひ惡しくては、必ず急に內通のもの多く出來べし、若し又世上靜謐ならば、仇をなすまではあるまじけれど、面は從つて內心はなれ、君を見る事路行く人の如く、面々に身がまへし、上下不親、法令日々に破れ、最屓の沙汰のみ出來ぬべき事見るが如し、臣となりて、事に臨みて身を捨て妻子を不顧は、常に恩を蒙り、親子をはごくみし報恩なり、然るにその身すくやかに、君の用を達し仕るものは、君の爲に重寶なれば、祿を授け職を命じ、猶加恩をも與ふる事、定れる事にて珍しからず、總て大名とて、治世に貴まれ、亂世に威勢有りて、敵より愼まるゝも、臣士多きゆゑなり、一人々々立去らば、獨夫となりて身を亡すなり、然ば君のみ恩と思ふべからず、臣の德も亦重き事なり、臣として命

もならんに、其儘置きてとありしかば、又申すやう、尼が崎の君にも、まもりを嚴にして、出入を制せられ候と云ふに、それは定めて心得こそあらめ、さは思はず、只出入を禁ずるは、若し虐事にても仕出すものあらんかとてならずや、然るに大勢のもの悉くさはあるまじ、一二人の過あらん事を恐れて、數百人の氣を屈せんは不可然、さて左樣のものは何方にてもあるものなれば、其時にこそ裁判あらめ、豫め嚴なるは卽ち災の端ならめと有しに、又申さく、辱き仰事にて候へども、此度は大事の場なれば、士卒の中にさし出たる過ありては、君の御誤になるべき事を恐れて、かくは申せ、と云ひければ、かた〴〵はあしう心得たり、此度の公務大事の場ぞとは、誰も〳〵知りたるらん、夫にても心外の過あらば、君は臣の爲に難をうけ、臣は君の爲に災を蒙ること、遁れ得ぬ事ならずや、とありしにぞ、老臣も申さん詞なくて退きぬ。これを傳へ聞きて、士卒上下感激に堪へざしりかば、互に愼みあひしほどに、僅の過もなくて事遂とげしとぞ。

○或國君の士に、小山何がしと云ふ者、年若くして死にけり。まだ子もなかりしかば、跡を續ぐ

尋ねみれば、靑麥をかりし時の情、骨髓に透り、新古大小の義にも及ばず、一時血氣の勵みにてもなく、大將の深き心に感激したるが、やむ事能ざるによれり。君一日の恩の爲に妾百年の命を終るはこの謂にこそ。豫讓が智伯が讎を報ぜんとて、趙襄子をねらひ、身を苦め、心を盡せしも、一人の豫讓中行氏が爲には、路行く人の如く餘所に見、智伯が爲には、身を殺して仇を報ふは、唯君たる人の心によれり。君たる人の心得にて、損益天地のかはりあり。或は一言の辱き、一衣の惠みに死を致して、妻子を忘れ、一事の無禮、一往の情なきに祿をすてて、飢餓をかへり見ざるは、義士の心なり。永祿天文の馬場、内藤、山縣等、天正の長篠に忿死して、遂に甲州の亡びしは、主の恩あると非禮なるとによれり。はかり知るべき事ならずや。

○正保の頃、故の篠山の先君、大阪城壁修理の命を受けて、大阪發向ありしに、老臣申しけるは、繁華の地にて遊興の所多く候へば、諸士以下暇あらば方々ありき、自ら過ちも出來るべし、御宿前後に番を置き、出入をかたく禁じ候はゞやと申せしかば、そは不可然、田舍に住める者どもなれば、かゝる時こそ幸なれ、公務をだにかゝずば、方々見置きたらんは、物の心知る爲に

立ん事心苦しくあり、且は某もかれが孀にてあると聞きては、何とやらん心にかゝるやうにあれば、はて〳〵は親に向ひて、夢ばかりも疎かなる心出來なば、重き大事にあり、茲を以て申すにこそ、と云ひけり。至らぬくまなき心づかひ、孝心深きあまりにこそ、又父が若かりし時より後見したる男、老いたるが餘りに、われは顏にて家の掟のさはりとなりしを、さすがに我が親を後見したる男を諫言せんも、かれが面目なくもあらん心をいたはり、著馴たる小袖を、これきよとて與へ、袖の中に事のよしを細々と認め入れ置きけり。彼男感歎詞なく、心をあらためて愼みつかへけるとぞ。孝心あるものは必慈仁あり、まことに孝は百行の本にこそ。

〇建武の亂に、義貞朝臣散々に討ち負け、二騎となりて、馬をも射られしかば、求女塚の上にのぼり、亂れ來る矢を切り拂ひ、すでに討死と見ゆる所に、小山田太郎高家唯一騎馳せ來て、我馬を奉りて、義貞をのがし、雨の降る如き矢石をうけて、急難を救ひ身を殺したるは、勇士の道斯く有るべき事ながら、義貞の臣にもあらず、本より多年厚恩の好もなく、一朝の寄武者なるに、かくあるは何が故ぞ、數多の將士も、かけあはざる中に、わきて一人斯くの如く切なるやと

二十ばかりなりしが、きはめて質直にして、又物のわかち明なりければ、庄三郎も之をもてはやし、よのもの共もかれを目當にせよと云ひける。母はたけぐ〵しかりけれども、殊に孝心深く心をつくして仕へけり。妻をむかへて一年ばかりにや、睦じくかたらひけれども、母の心にかなはざりける程に、媒の許にゆきて、此妻何の悪みもなく候へども、えさらぬ事のあるゆゑ、歸し申すなり、いまだ年もゆかざるものにて、いと不便にこそ、何の障もなく候ほどに、貴殿とりあつかひ、再縁させてたび候へとて、母のけしきは露ほどもいはざりけり。されども兼てかくれなかりしかば、妻の親も卽ち納得して呼び返してけり。しばし有りて媒の許に金を持ち來て、此金を妻の親の許に屆させて、是を以て早く再縁させて給ひ候へと云ふに、ふしぎなる事と問へどもいはず。さりとは其心も知らでは、親の家にもうけまじと云ひければ、某かねて夫婦むつまじく有りし上、我母の齡ふけたれば、若や母が百年の後には、此ころのならはしの樣にあれば、呼び返す事もやと、うしろだのみもしなんか、さある心にては、某が不孝になりぬるなり、且は母の心にも、若やと疑あるまじきものにもあらず、さらば新に他より娶りても、また母の名を

○大阪の商家、國分彌左衛門と云ふ者、母と弟とありしが、弟なるもの奸にして、兄の家をとらんと思ひしかば、母を欺きて、兄の非をあげて追失はん事を奉行所に訟へさせけり。さて彌左衛門召寄せられ、母が申す所おもひしれりや、申す事あらば明むべしと有りしかば、彌左衛門申す樣、母が申す所皆理にて候、某とても不孝せんとは願ひ不申候へども、性の拙くして、おのづから背き申せし事重疊して、如斯申し立て候上は、申し披くべき事も曾てなく候、此上は早く母が願ひみてさせ、某を如何なる罪にも處せられ給ひ候へと、またなく申しけるに、母涕泣袖に餘り、女心のはかなくて、かく申さば己が爲よきぞと申すに付き、弟にめでて訟へ申候、兄が常に背かざる事は、近隣の存じたる所に候、自らあさはかに申したる罪をば御許ありて、本の如く兄をたておかせ給ひ候へかしと、かきくどき申しければ、彌左衛門が、母に背かず罪を負ひたる條、左もあるべきながら、神妙なりとて稱美ありて、弟が罪かろからざるに論きはまり、追放せられけりとぞ。

○後藤庄三郎が下に、後藤甚三郎とて有りけり。幼くて父は失せ、母ばかりにてありけるが、年

とさめぐ〵と泣きければ、母袖をしぼりあへす、御身一筋にのみ心得て、渠が心を知りたまはぬぞよ、心をしづめてきこしめせ、昨日の夕かた、うしろなる老儒の許に走り行きし程に、常のあらく〵しきを知りたる故、氣遣しく、跡につき行き、外に立ち寄り、密に立聞しつるに、しかじかの事に候ひしとて、始よりの事を具に語りけるに、父つくぐ〵と聞き、物をもいはず有りけり。次のあした又枕にそひて、昨日の如くせしに、この度は怒らず、さて膳を奉りぬれば、うれしげに喰ひけり。さてありて彼子を呼びて、汝心を改めたるよしを聞きて喜びぬ、此ごろ見れば、刀の柄のふるびたるに、こしらへせよとて、金をつゝみて與へけり。これよりして親子むつまじく、心をつくして仕へけるほどに、孝子ぞと近所より稱せられけるとぞ。これによつて思ふに、俗語に、悪に强きものは善につよきと云ふ。一善をなさんと思うても、柔弱の者はとげがたく、大概非をあらためんとおもふ類は多けれど、其なし難きを苦みてなし得ず、あるひは一旦なしても、跡より破るゝ事のみ。命をかけてなすものはかくの如し、士以剛毅ならずんば有るべからずといへるも、此たぐひにや。

朝より必ず敎の如くなし候はんと云ひければ、定めて父御驚て、却つて怒られん、さもあらば我許に來られよと約して歸しぬ。次の日早朝敎の如く枕の許にゐざり寄り、夜中の寒氣に無恙く御座ありしやと、小聲に云ふを聞きて、父其儘起きあがり、こはくせものとて追ひうつ程に、走り出て老儒のもとにかくれぬ。朝飯の時にかへりて、膳を捧げて奉りければ、只一目見てくはず、睨め居る事やゝ久しく、頭をたれてかたへに退きぬ。茶の時にいたりて、例の如く妹茶碗に點じけるを、それこなたへとて、これを捧げて上るに、又投げ捨てて不飮。夕飯も亦かくのごとくせしに、父の面色青くなり赤くなり、箸をだにとらざりければ、母見て、汝孝心は理なれども、急なるゆゑに父御のうけがひ給はぬぞかし、事をゆるやかにせんにはしかじ、今の程老儒に行きて、父御の心を和げよと有りしかば、すこ〲と立ち出でけり。かくて父は怒れる眼に涙をうかべ、さるにてもわればかり不幸なる身はあらじ、たま〱持たる一人の子、常に不敵にしてにくさげなれど、勇壯にして人にうたるゝ事はあるまじと、これのみなぐさみにして過ぎ來つるに、今朝よりの有樣、狂氣してけり、いかなる天の責にて一子如此ぞ、

受け、學問をならひ、心をあらため、善に遷り度くこそ存候へ、さて如何して學問する道は候はめと、いと眞實にいひければ、老儒手を打ちて、偖は其方は不善人にてはなかりけるぞや、學問は其改めんと思ふ心卽ち基なり、これを切磋する到つて、先づ論語孝經などより手を入る事なり、されどもそれは日を經て會得する事なり、急になすべくして片時もかき難きは人の大本孝行なれば、今よりして孝の道を習はれよ、但明日と云へば今夜の間を如何にせん、只今の言下より孝を盡さるべし、記に曰く、朝省夕定るとこそ、今夜あけなば、父御の寐たる所へ往き、夜の程の安否を伺ひ、さて朝夕配膳して茶をも上り、これより始めて百行みな孝心を以て行ればよからんと云ひけるに、仰せ謹て承りぬ、但明日より忽にせん事は憚入りぬ、幾年月とけてものをも申さぬ身の、俄に左の如くし候はゞ、狂氣とや思ひ候はん、其上安穩にてはおくまじく候へば、如何候はんと云ふ。老儒云ふ、其事のあしきを知りたらば、忽ちに止ぬべし、既に理ぞと知りながら、一旦の難に苦みてなすまじき心ならば、初より問はざるぞよき、聞いて行はざるは不善これより大なるはなし、吾敎ふべき道を知らずと云ふ。此子しばし思案して後、承りぬ、明

の頃、門前にてうつくしき扇子を拾ひて、喜び翫ぶを見て、士の子として落ちたるを拾ふは、盗たるべき本ぞとて打擲しけり。餘はおして知るべし。然るに此子十五六より、心だて不敵にて、ものを愛する心なく、親の命をも不請、若き輩と爭ひければ、親む友もなかりけり。二十に及ぶまで、猶あらくたけ〴〵しかりければ、自不孝の名を得て、世にもにくみあひけり。其うしろの家に老儒すめり。常に此子の親に不順なるを憎み、折節は云ひ出ても詈りけり。或夕暮、彼子來て見えんと云ふに、渠が事をにくみしを聞きて、もしや我に仇せんとにやと思ひければ、其心得して呼び入れけるに、思ひの外いともうや〳〵しく禮して云ひけるは、抑人たる者、今まで惡行なるも、今より心をひるがへし候はゞ、其過はうせ候べきや、又たとひ如何に改むとも、過來し惡は償ひがたく候や、承り度くて參りしと云ひしかば、よき問にこそあれ、たとひ今まで惡き人も、一度悔て改むれば善人なり、よかりつる人も、今よりの心だて違ひぬれば不善人ぞかし、今よりなすわざにこそ、善不善はあるなれと答へければ、某事年やゝ長ずる迄、御覽じなされたる如く、親にもさかひ、友達にも爭ひ、一つとして善き事候はず、向後御教訓を

て果さんとて、これより深くいたはり、其旨披露して獄より出し、わが所に置きて期を待ちけり。或時此男何がしといふものに申し度き事の候、何とぞ一見を許されなんや、と乞ひければ、其者を呼びてあはせけるに、云ふ樣、汝去年の夏わが雷に畏れしを士にあらずとて譏しが、今こそ士なる事は思ひ知らめ、これをいはんとて呼びたるなり、早歸れといひければ、とかくいらへず、あるじに向ひて、此者心迷ひてさまぐの狂言申し候とて、歸らんとするを見て、大に怒り、汝は木石なり、われ如斯なりはてても、義を思ひてつゝみ居るに、死に迷とや、然らばあるじに申すべし、此者こそ張本にて候へ、我等をもしひてすゝめての事にて候ひしが、とても罪一人に歸し候上は、渠をあらはさじと存じ候て、今迄はおほひ候へども、彼が心底にては、今は裏むべき樣もなく候と云ひければ、やがてとらへて斬罪せられしが、彼男は城代かたくこひて自裁させてけり。一度道に背きしかども、本心に歸りし事を云ひ出て、城下にも哀がりけり。

〇或人小石川白山の邊に住みけるが、子二人持ちて、一人は男子なりけり。此父甚だ剛直にして、妻に向ひても笑ふ事もせざりしとぞ。子をそだつるも、勝れてあらゝかなりけり。此子六七歲

れら申す様ありとて獄より出し、わが家に置き、さま〴〵にもてなして後に、人を退けて只一人彼に向ひ居て、汝不覺の事して罪に陷りぬ、何ほど陳じても汝がなせるに極まりぬ、たとひ此事をつゝみ終りたりとも、盗賊の名を得て獄中に囚れ、せめさいなまれたる身の、二度人に面をむけんと思ふは愚なり、汝もさすがに士の子なり、外に聞く人はなし、我に對して明白に云ひたらば、市に曝さるべきを申し直し、士の法を以て終すべし、かくても猶包める時は、多の咎なき人に疑をなして、罪人多くなり、且は君の御名までの障をなすは、重々の不忠ならずや、と理を盡して云ひけるに、彼男感じて、誠なる仰せ事恥ぢ入りて承りぬ、但日頃の如き御尋あらば、とても捨つる身をひしがるゝとも申さじと云ひければ、今こそ汝は士の子なりけり、堅く云ふべからず、もとより尋ねまじと云ひければ、此上は何かつゝみ申さん、若き心のはかなくて、博奕の遊びして、心ならず、なすまじきわざながら、かの藏に忍び入りて盗みしと白しければ、城代も感じて、汝一旦の過にてあらぬ事せし上は、のがるゝ所なし、されども士道の義に感じて義をわきまへぬる事、返す〴〵やさしければ、我命にかへても、汝を士の法にし

心なし、中に忠心ある人も是を見て、大切の時にこそ一言をも奉らめ、さもなき時にあしくしてうとんぜられんは、却つて君の御爲にあしきぞと、身がまへにはあらねど、萬に憚る心出來ぬる故、恨むる人も忠ある人も、共に餘所目して君の可否を見逃すは同じ事になるなり、これ親愛の心なく、せは〳〵しきよりおこれり、故に上に居て寛ならずば、吾何を以てこれを見んといへり。

○厩橋城中の藏をうがちて、金を竊めるものあり。さま〴〵に穿鑿しけれども、罪人出でざるゆゑ、今は此事やめんとある時、城代某云ひけるは、我等城を預りながら、城中の藏を穿たれて、其儘にやみなんは面目なし、亂世に城壁を破られしと同じければ、是非に探し出さんとて、月日を經て探し求むれども、知れがたかりしかば、此上はとて、諸士に令して、それかと思ふ者の名を書きて、入札とすべしとありければ、多くは白紙にて出し、あるひは思ふ所を書きたるも有りし中に、何がしと云ふ者の次男の名を書きたる札、十が六七分なりし。これは其折の事、專ら取沙汰の時より、此者と云ひふらしける。其者をとらへて種々に責めけれどもいはず。時に城代わ

をよけば、日月の明尊むべからず、君たる人の心得は、立居起伏にも私心なくして、臣下をつかふ事手足の如くならんこそ本意なるべけれ、手の爪を切る事少々深ければ、心に覺えていためり、足裏を水にひたせば、頭に響きて冷かなり、さるゆゑに、心に之を得んと思へば手卽ちこれをとり、かしこに行んと思へば足忽動く、別に改めて心を用ひざれども、心の向ふ所にしたがはざる事なし、常に手足の痛痒を心に通じて愛する故、心の用を達するは、又手足ならでは叶ひがたし、されば心氣不足し、中風などの病人は、手足の痛痒を不覺、さる故に、心にとらんと思へども手及ばず、行んと思ひて足動かず、これを不仁の症と名づく、此名にても知られたり、仁愛なき君は不仁の症なるゆゑ、手足心にまかせず、中氣の人の心氣の不足なる事を不知、手足の弱きぞと心得て、しひて苦しめつかはんとする時は、ます〳〵病重りて死に至るが如く、臣下服せず、命令行はれざるに及びて、威嚴の不足ぞと心得て、益たけくおごそかに、臣を土芥の如く疎みにうとむ時は、日々に上下隔りゆき、果々は君をうらみうとむ心出來て、君を見る事路行く人の如く、なすわざも目前ばかりにて、退きては咎られざる樣にとのみ心を付けて、主の爲を思ふ

につきて事を取はからふ故、下情を通じ、政治に勞せず、如此して、政事の正しからざらん事を願ふともあたはじ。また云ふ、政治の國におよべるか否やをはからんとて、これを臣下に問ふとも、甚だ害あるにあらざれば、明白にあしきと申す事は、大かたは得いはぬものなり、如何にとなれば、臣民悅服すといへば、君これを悅び、諸士うらむといへば君悅ばず、又政の及ばさるをいはんとすれば、政を執るものの非をかぞへざればわかたず、是をいへば貴臣の罪をあぐるに似たり、かたぐヽに附けて分明に申し難き故、大抵は德澤下に至れりと云ひて君を喜ばしむ、此の故に大方の事にては下情通じ難く、これが爲に上下隔たり、天の氣の地を濕し、地氣の天に通ずる如く、相和するは稀なり、諸士の心服をはかるには、先近臣の親しむか親まざるかを試みて、これをはかり知る事、高きにのぼる者の卑きより企て、遠きに行く者の近きより始むるが如し、それ寛裕を喜び詰屈を厭ふは、古今の人情なり、抑も惰弱の君は論に不及、少も心を用ひる君は、威嚴を專として親み少し、日月は高天の上にかゝりて、海水の底まで照さざる事なし、昇るに就いて照す故、人の尊びしたふ事やまず、少しも私有りて、彼處を照し此

もののえらびもなく、其才智徳義をもはからずして、是を諸士の上におきて、政をあづけおくは、紙にて表具して掛けたらんは、いかに名畫なりとも、饗應の禮調はざるがごとし、さて其表具をなすに、至つて大切の繪ならば、自身これを製すべく、あるひは重き臣に命じてなさしむべきに、必是を經師に調はしむ、何となれば、位貴きとても其道を知らざれば、なさんとすれど功ならずして、却つて繪を損ずるを以てなり、然るに是十分の害ありても、只一幅の繪なり、國政は庶民の本を制し、庶民の安危をすぶる、民の父母を助くる職なるを、其道を知らず、其工夫もなき人のみにあづけ、家重く筋よきぞとて、一向にこれにうち任せ置くは、一幅の畫を表具するよりも輕んずるにあらずや、さはいへど家重く筋よき人は、世々の臣なれば、是を輕しめよとにはあらず、且又貴臣を重ぜざれば、諸人の望とする所にたがふゆゑ不用なり、こは名畫を市中の見もしらざる經師にうち任せ置くが如し、貴臣に政事を司どらせて、有智の人をこれに添へて助けしむるは、奉行を附けて經師にさするが如し、有智有德の人を擧用ひて、彼貴臣に加はりて、常に事の可否を論辯せしむる時は、貴臣權を擅にする事なく、政を辨ぜず、有德

憤を含みながら、其の儘仕へ居れば、上より非義を以て令すれども、さかふ事なし得ず、又非禮の中に生立たる者の心なきは、士の義理をもわきまへず、されば如此のものぞと思ふ族も有るべし、その如きものは、なすべき義をも缺き、士たるの道を誤つものなれば論ずるに不及、上たる人はこれを知らず、政事調ひ、よくなづきたると思へり。所謂勢不能ものとて、心服するにはあらず、爰を以て治世の政は、亂世よりは甚だむづかしく、これ下情通じがたきがゆゑなり、さて政治の要をわきまへたまへたまはんとならば、御床なる懸物にて工夫あれかし、と云ふに、曰く其説如何。曰く、かけものの繪は大本なり、書を選ばずして、いかほど表具に善美を盡しても、貴人の器とはなし難し、然るに素紈の絹をえらび、名畫に書しめたる繪なれば、其儘にて事足ぬべけれども、其儘にてはまた調ふらず、故に表具をして床上に掛け申すなり、その表具するに、色有る紙などにて粧ひてもよかるべきを、唐の倭の綾羅錦繡を擇び、象牙紫檀の軸を用ふ、是見る事の美ばかりにあらず、如此くなさざれば、客をもてなす禮儀不調、禮儀調はざれば、式會の意調はず、是少々の事にあらず、君たる人おのが身正しければ事足りぬとて、國政を執る

有德の人を擇びて、日夜に論辯取捨し、愼みてこれをなし、且民間閭里の評論、あるひは童謠を察し、年の豐凶を考へ、士民の風俗につきて、政道の當るか當らざるを試しに、今の如きは何わきまへもなく、上古をも師とせず、當前有德にもたよらず、たゞ座上の人の取出したるを、尤もと稱して事をなしぬ、萬人の安危にかゝる國政を、席上一事の伎藝より輕んずるは、ふしぎと云ふ中にも、心得がたき事にあらずや、と申しけり。

○安在子とて、才德ありて不仕處士あり。或君聞き及び、一度對面有り度しとて、幣を厚くして呼び迎へて、二三日とゞめ、さまぐ〵の饗應あり、種々の論談有りしとぞ。君の曰く、我年若くして父の讓をうけ、數千の主となれるゆゑ、常々國の益なからん事を恐るゝのみ、先生幸にこゝに過れり、一言を示して國民の爲に敎へられよと、謹みて問はれしかば、答へて曰く、君の實德にましますことは、都鄙にかくれなし、大本すでに正しくましませば、國家の政も思ひ知られ候ひぬ、但今の時は太平の世にて、國々士人餘りありて、俸祿不足なしぬる故、怨恨の士窮困の民も所を去りて、他に行く事成り難く、退きて妻子を養ふべきたづきなからんことを思ふ故、

さればにや、この人萬に行きわたり、四方に使して君命を辱しむまじき器なりき。政事も勝れてありしとぞ。六十に足らずして卒せしを、國人をしむとこそ。

○上州厩橋雅樂頭少將忠擧の朝臣、學を好み、佐藤直方を客として助成し、馳走ありけり。ある時遊宴の席にて、直方申さるゝは、日本は有智の國と云ひ傳へしが、何樣にも他し國にてなし初めたる事どもを、こと〴〵く傳來して事かく樣なし、こゝに只一不思議の事あり、と云ひしかば、滿座一同何事にかと問ふ。曰く、凡人のしわざ、初より自らなす事あたはず、故に何事のしきも、その道の達人に業をうけ、傳を得て後、みづから鍛煉修行してこそ、功をなす事に候、然るに日本の風、近代に至り、すぐれて重き事に、往古を證とせず、當前師を求むる事なく、後來可否のわきまへもなく、只自己の了簡にて濟しゆく事あり。但ならはしとなりて人々咎めず過ぎ行くのみ、いざ各案じ見られよと云ふに、皆人やゝ久しく案じ見て、これか夫かと問へども、さにてはなしといふ。さては誰も〳〵思ひあたらず、其由をあかせと有りしかば、されば國家の政なり、唐土は云ふに及ばず、日本の古へ聖神の敎を守り、心を盡してこれを行ひ、

大に感ぜられて、今の時忠孝の者をかくさず申せとて、かならず厚く褒賞あれども、さる人まれなり、此婦がまめやかの心、いかで賞せざらんとて、銀そこばくを與へられしかば、次々の司も贈物あり、隣里よりも贈物せし程に、忽ちに富をなしけるとぞ。誠さあらぬかも知らねど、聞きしまゝに記しぬ。

○島津帯刀とて、故中將光久朝臣の庶子を老臣へ給はり、其家をつぎて、後には老臣なりしが、正德の頃五十餘なりけり。文武に達し、世上にもまれなる老功なりけり。我其ころ折々會せしに、われら若き時使者を承りて、方々の家形に行きしと有りし程に、重き身にて、其如くにはいかゞしてにや、と問ひしかば、先君の命に、老臣たる者は、若きより其家にてあがまへらるゝゆゑ、我を貴きものと思ひて、心みづから驕り、且國にのみ在て、世の有樣を知らざれば、心せばく片屈にて、下情も通じがたく、政事のせは〳〵しくなる本なり、若き程に輕き體にて、かた〴〵に使せよとて、我のみならず、おなじほどの者ども二十歳ばかりの比は、いづれも三四年が程二三人して行き、使者をも一人して、上中下によらず、日々參りしと語りぬ。

りて、ともに料物を出さんや、さてこれを里子に遣して、暫くそだてんと云ひしかば、父も喜びてうけぬ。かゝる所に、今の妻爰に來りて申しけるは、さきに先婦の來て、子を返さんとありし時、親の許にまゐりて、二三日して歸りし故、此事を知らざりしなり、我夫の辭し養はれざるは、貧しき身にして、出したる妻の子を、我等に預けて養はせん事は、我等が思はん事を深く憚りてうけがはざると思はれし、たとひ道に棄てたる子を見ても、あはれと思ふは人の心なり、殊更夫の子は我が子にてあるものを、何とて隔る心のあるべく候はんや、われら是を賜はり、ともかくも生ひ立て申し度く候、今朝里より歸りて、直に此よし申し度く候へども、世のならひ、繼母なればいかなる心もありてやと、疑れ候はんと存じて、今までためらひ候へども、不堪して參り候、聞屆け給はれとて、かきくどきつゝ、涙を流して申しけるにぞ、皆人感じあひて、此上は心に任すべし、この錢は本より養ひの料に集めたれば送らんといふに、又云ふやう、さありては此出度出來たるを見て、此子を請けたるかと、世に思はれん事も面目なく候、一飯をわけて、如何にもはごくみ候はんとて、固辭してうけざりける程に、また奉行所に申しければ、

に行きける折ふし、もとの妻の女をつれて來て云ふやう、みづから暇給はりし後、外に嫁して三年になりぬ、姑のはらあしくて苦しき事多き中に、此女をにくむ事甚し、かくては末とげがたく心一つに歎き暮すばかりなり、今は御身もありしよりはよろしく見え申間、こゝにて養ひて給はれといふ。夫聞きて、初より憎みて別れしにもあらねば、是より尋ねても此女を育て度くあれど、京の主の情にて、今やう〳〵朝夕を過ごしぬれど、猶も竈に蛙なき、よくせずば烟たえて再び家を失はんかと、しばしも休らふ間なく、あふな〳〵に過ぎ行くなれば、此子を養はん事心にまかせず、今一年ばかりも過してかしと、またなく云ひけれども聞かず、さらば公儀へ訟へて是を糺さんとて訟へけるに、夫をも召し寄せて問はれしが、何れも〳〵一理づつあれば、何方にも片付がたくや、裁判もいまだわかたざりし所に、一町の長、願はくは此子を一町寄合うてそだて度と申しければ、その義を許されしかば、長は組中に談合して、錢七貫文を集めて、さて彼が父に申しけるは、奉行所にてかの心底を察して忍びがたく、此女を申し受けたり、さる故に組中云ひ合せて、是を養はんはかりごとをなせり、その方も父の事なれば、此うちに加は

をやめて、二人して作りなんやと云ふに、弟は、元よりさあらば何の心かあらんと云ひけり。さらば此由を申して見んと云ひて、かくの如く存じ寄りたる旨を云ひ入れければ、泉は其儘出でて、二人が申す所理なり、めでたき事此上あらじとて、親の遺體骨肉の去りがたきことわり、彼等が聞き知るやうにこまぐ〜と說き聞せし程に、兄弟涙にむせび、打連れて歸りしが、後稀なるばかりむつまじき兄弟となりけりとぞ。必ず訟なからしめんとはかゝる心にこそ。

○大阪に住める夫婦の、女一人ありしが、家貧くして月日をわたるよすが乏しかりければ、妻に云ふやう、かくて徒に過ぎ行き、ともに溝壑に埋れんもいひがひなき事ならずや、御身は此女をつれて親の許に歸り、いかならん緣をも求めて、再嫁して榮えよ、われは京都に出て、人の奴となりて身命をつなぎなんとて、釜瓶のたぐひを賣りて、いさゝかの價を得、これを幼女のみつぎとして與へて別れぬ。夫より京にて商家の奴となりてよく勤めける程に、二年あまり有りて、其家の主由緒を聞きて、あはれがりて、いとなむべき程のたづきを與へければ、故鄕に歸り、昔の業をなして月日を經るうちに、後妻を迎へてけり。一年ばかり過ぎて、妻は親の許

る。泉は聖學に深く心ある人なりける故とぞ。某其職にあらずして、かゝる事あづかり聞き申さんやうなく候と、度々辭しけれども、思ふ旨有りとて許されざりければ、さらば某が宅にて聽き申さんとて、兄弟を召し寄せ、方人の申す事はとかくに聞かじとて、こと〴〵く立ち去らせ、さて人を出していはせけるは、今日は俄に急用出來せり、時移るべし、うちとけて待ち居よとて、兄弟をせばき一間に入れ置き、終日出合はず、食物ねんごろに調じて與へ、酒をしひて醉しめ、寒天なれば湯あみせよとて、風呂を設けて一つに入れけり。暮に及び、又人を出して、こなたの事まだ終らず、更ぬとも今夜中に聞くべしとて、二人が中に火鉢一つを置きて、夜半に至るまで出であはず。兄弟のもの、日中は物をもいはずして有りしが、年月を經て、一間なる所に終日面を合せて居しかば、流石兄弟のよしみなれば、寒きに近く寄りてと云ひしより、いつとなくざゐり寄り、火あたり居るより、竹馬の鞭のふりわけ髮なりし親みを思ひ出づるまゝ、おぼえずして親の世の事などふと語り出でける程に、いつとなく戀しく慕しく覺えければ、兄が云ふやう、つく〴〵と思ふに、爭田は誰がしが強ける故に事つのりて、訟に及びぬ、今よりは爭

くじりて去りぬ。さしもの勇士なれども、其儘倒れしを、御内の士討取けり。猿すら主の大事を知て、當前の敵を取てけり、況や人たる者、常に思慮深くあらば、感ぜざるもの有るべからず。

○水野監物忠善の嫡子、右衛門大夫忠春、十三歳の時、具足始めあらんとて、老功の士を召て命ぜられけり。事調へて後、忠春牀机に居られ、彼の臣盃を奉り、よく〳〵似合給へり、文武の名將になり給ひ、先祖の御名をも耀したまふべしと賀しをはり、さて後に、さはいへども心根を知りがたしと、大音にて云ひつゝ、つき倒して退きけり。人々驚きあへりけるに、忠善大に感悦有りて、かの士を呼び出し、引出物多く給ひ、忠春此一言を能く忘れずして、事ある時に思ひ出しなば、誠に將の名を失はじと、教訓ありしとぞ。君臣共に心ありけりと、予が幼少の時、人の語りし。

○備前國の民、兄弟田を爭ひ、年を經てやまず、後には方人多くなりゆき、代官の旨にも從はず。光政朝臣これは大倫の政なれば、おろそかにならぬ事なり、泉八左衛門是を斷ぜよと命ぜら

ある由にて、刀を抜きうちに、馬上の士を袈裟がけに裁つゝされども半はかゝりければ、下り立ちてわたりあはんとすれども、重手なれば働き得ず。供のものは皆々逃げうせぬ。奴僕一人脇差を抜きて、これを切る事たび〳〵なれども、刀錆びて切れざりしかば、事ともせず、二の太刀を打んとするに、乗放したる馬、主の中に入りて、あと足をもつて敵を蹴る事急なり。後よりは僕切りかゝりてやまず、終に敵よわりて倒れし時、僕乗りかゝり、敵の脇差を抜きて刺し殺しけり。馬上の士は家につれ來りぬれば、やがて事きれしとかや。奴僕が働誠に奇特の事なれば、主君より賞して士に被成けり。さて畜類と雖も、常に憐む心あれば、かゝる事も有るにこそ。

○足利持氏は、上杉安房守憲實の讒にて、謀反なりとて、義教將軍の令を以て、上杉淸方、一色宮内少輔、鎌倉に攻め下り、持氏生害ありければ、嫡子御曹司の館におし寄せ、散々に攻し程に、御内の臣殘りなく討れぬ。時に寄手より一人の士、力人に勝れ、打物も達者なりければ、大庭に入りて七八人切り伏せぬ。御曹司も自裁ありけり。その折日比愛せられたる手飼の猿、かたはらに泣きながら在りしが、つと立ちて庭に走り出で、かの勇士が肩に飛びあがり、兩眼を

さぞな心細く有るべし、殊に若年のものどもは、色情の起るまじきやうもなし、夫をしひてみづからおさふれば、病を發し、武備の用をも缺くものなり、然ればとてこなたより許しては、前にもさまぐ〵の非法ども出來て、自ら害を招きし族多かりし故、不得止して、娼家には往くべからずと暫く制し置けり、されば大なる法を破らざる程は、折節往きて心を慰むるとならば、われこれを聞きたりとても、いかで咎めんや、然るにかくの如くの事を仕出しぬれば、おのづから又制禁を重くする樣になりゆくなり、さありては法度つよくなり、あやまちの人多く出來、勤功あるもの少々の罪におち入りぬる事、返すぐ〵もいたましくこそ、何とぞして若きものどもの心を慰めん爲、門内に所をかまへ、物縫ふ者を置きて、旅中の衣服をたち縫はせ、彼等が氣の鬱せざる料にすべきかと數年思へども、我屋敷には遊女を置くなど取りなされてはいかゞせん、夫故これもなし得ず、せめてかく思ふ心を皆々知れかしと、泪を流して宣ひければ、聞き傳ふる諸士、身をすつるばかり感悅しけるとぞ。

○ある士馬上にて、供人少々つれて、淺草俵町を本願寺のかたへ來りしに、士一人來て、遺恨

○故の笹山の祖君の許に客ありて、菓子をつみて出しけるに、客歸られけるを送りて、常はうらの方より直に歸り入られけるが、いかゞ有りけん、もとの道より入りなんと有りけるに、若者ども、彼菓子をうち〳〵寄り喰ひなどしゐしが、すべき樣なくして、その儘うづくまりしかば、打ち笑ひて、菓子は心にまかされよ、鉢は祕藏にあるぞ、破られ候なと云ひ、入られけり。又或時客を設けて、こゞりをもてなさんと約し置かれ、明のあしたといふ夕、客十人が分を皿に盛り、煮凍と云ふものにして置きけるを、近侍の若き者ども、こと〴〵く盜み喰ひてけり。朝になりてこれを見れば、喰ひちらしたる皿のみ有りけり。事を司るもの、呆れてすべきやうなければ、其由を白しければ、打ち笑ひて、若き者どもの、左樣のわざしてもて興ずるは常の事なるを、それらが知るやうにせしは油斷なり、よし〳〵外の物を出すべし、客にはともかくも言ひなんとてあられけり。

○薩摩中將綱貴朝臣の側近く仕へし人の語りしは、或時少年の士娼家に行きしが、歸らぬ由を白しければ、歎息やゝ久しく有りて、いたましき事かな、かゝる上は罪せずしては置きがたし、抑も我彼等を思ふ心を、彼等が知らざる事の苦しさよ、千里の海山を越えて妻子を離れ、朝夕

る、定めて深き御心こそあらめ、外の家にても、茶煙草などはきはまりたる事に候へども、火爐をかまふる事は、聞きも及ばざるゆゑ、珍らしく覺え候、御教承り度しと有りしかば、答へて曰く、されば人は蔭とひなたとなければ過しがたきものなり、事なき時もおさへからむれば、一大事の時に必事かくるものにてあり、其上番所々々に人を置くは、不時の變ある時の警固にて有るなり、されば支體すこやかに、心屈せざる事大切なり、寒氣の時にしひてこらへ居る時は、手足こゞえて、事ありても、持ちたる刀をも取落す樣になるなり、こゝを以てかまへ申なり、廣間によらず、次廻りの者共も屛風をしつらひ、其かげには火燵をかまへ、或は書籍又は古き物語、その外弓木刀木馬等、又碁雙六の盤を置き、番するものの氣を屈せず、宿にて淋しきも、今日は出番して心をなぐさめんと思ふごとくにかまへ申すなり、惣じて常に嚴に過ぬれば、これにいたみて智慮を發すべき器量をくじき、大に主持の損ある事あり、われは文盲にて何事もわきまへず候が、水至つて淸き時は魚すまず、人至つて察する時はともがらなし、といふ事を聞きしゆゑ、これを常に用ひ申すなりとありしとぞ。

て、國に在りて休ふいとまなく、何くの間にて身をも養ひ、心をのぶるよし有らんや、備後が如きは、常に入り來る小身の族と交らひ、自身目前にて事濟むたぐひのみを聞き及びて、左樣にあるぞかし、こまぐしき法度しげければ、心ならず法に違ひたる者有る時、輕き法度に違ひたるとて糺明もなりがたく、其上人情のうけがはざる事は、とても末遂げがたく、かたはし法令と違ふ事出來ぬ、さらばとて悉く刑にも處しがたく、見遁しに成り行くゆゑ、いつとなく法ゆるみて、はてぐは大切の法式まで破れゆく事、古今例多し、是を君子法を弄び、小人刑を犯すと云ふとかや、假初にも法を出すは、至つて大事の義なれば、土地國風を能く味ひ、諸役のものとも丁寧に論談し、人情うけがひ守り得ぬべきを考へ、後々までの弊なき所を知り得て後、令する者なり、一應道理の樣に聞えても、思ひの外にさゝはる事あり、此理を知らざる將は、號令破れ、士民亂れ、國必ず衰微しぬるものなり、と答へられしとぞ。

○青山大膳亮幸利、廣間のかたへをしつらひ、火爐を設けしめられ置かれけり。立ち入る幕下の士、或時物語のついでに、御家には作法嚴正なりと承りしに、廣間のかたへに火爐ありとも承

の心まではかられぬと、中々なるけしきなりければ、あしう云ひ出でけると思ひて、世中に褒め申すまゝに申し出しが、深き心をばわきまへ申すべきやうもなし、其ことわりを示させ給はり候へとありしかば、然らば語るべし、足下の類の如き、二三人つかはるゝ士にてもあれ、させるふしもなきに、之はすべからず、彼はやめよと、しばしば制せられば、起居もなりがたき樣にて心屈し、たまたま主の爲よからんずと思ふ事も、又咎められんかと思ひてなし得ず、前を見、後を考ふる故に、思慮せまり氣鬱して、大かたの人は智を失ひ、はてはなみなみの人にも劣りぬる者なり、さありても自身なし難き事あれば彼等に命ずるに、法にからめられて氣しゞまりぬるゆゑ、取計なし得べき智はうせぬ、おのづから事調はず、其時かれらが愚に拙を怒るは誤なり、庭に樹を植ゑて見られよ、よく培ひ水そゝぎ、幹にさはらず、ゆがむべきをば添木してそだててこそ、日々に生立ぬべけれ、栽ゑしより日々に枝をため、萌芽を折りては延び得ず、さる故に、つくり木は棟梁の材木にはならず、二三人の士にてだに此類なり、諸士數多持たる將の下に、細々しき定多く、彼是に付きて禁制がちなる時は、家中の士、常に公府にある心地し

○島津修理太夫義久朝臣、老後龍伯といふ。弟の兵庫頭義弘、ある時申されけるは、近年兵亂しづまり事なく候故、いつとなく若者どもゆるむ心出來て、作法に背く事ども候、嚴に正し候はゞよく候はんとありしに、龍伯の云く、尤の事なり、我もさ思へり、但目附なきを如何せん、誰かしからんと有しかば、義弘思ひより候はず、只君の御目きゝ然るべしと答へられし時、さる事あり、向後われ目附とならんと思へり、御身は副役と心得られよ、但其心得如何にと思はるゝぞ、家中のものに恐れられんと思ひては、却つて害の出來ぬるものなり、上より禮儀厚く、うとからず辱きに感じて、恥るやうにありたきものにこそ、と有りしかば、義弘詞なく、汗衣をひたして出でられしとかや。

○酒井讃岐守忠勝朝臣従四位少將の許に、常に立ち入れられける御旗本の士、ある時申されけるは、御嫡子備後守殿朝には聰明におはして、萬事つまびらかに法令を嚴にしたまひ、かけたる事なくおはすとて、世にも稱し申すと語られけるに、少將無興して、無くて語られればあしきとりなしなり、若しまた有りての事ならば、家の衰ふるはしにこそあれ、それを譽らるゝは、足下

く賞せられける。近日の事とて芝の人の語りし。

○大炊頭利勝朝臣大老の職なりし時、殿中より退出せられしが、中の口を過ぎて思ひ出でらる事ありしかば、明日までは事延び申すなり、いざ立歸り相議せんとて、老臣達うちつれだちて立歸り、常の所に歸り入らんとせられしに、常につかはるゝ坊主ども、退出せられし跡にて、うちくつろぎ煙草を呑て居けるが、俄に歸られしかば、驚きて煙を拂ふ事を忘れ、平伏し居れり。立廻したる座に、七八人がすひし煙草の煙滿ちたれば、暗き程なりけり。朝臣入らんとして立歸り、面々が退きし跡を拂ふとて、ほこりたちてむせかへるばかりなり、いそぎ拂へとて、二間ばかりこなたへ退き、烟消えて後入られにけり。

○初めて老臣に命ぜられたる人、此朝臣のもとに行きて問れけるは、思ひかけず重職に加り候へば、いぶかしく存じ候、先大體をばいかゞ心得候ひなんやと有りしかば、答へて、いや何の事も候はず、丸き木にて角なる器の中をかきまはす如くにあれば事よき事なり、丸き器の内をまはすがごとく、隅々までさがせば、事の害出來候そど答へられけり。

ほのぐらきに、足にかゝるものあり。又此頃の如く見過しがたき事にもやと思ひながら、取りあげて見れば金十兩白紙に包めるなり。此度は主も知れざれば、何方に屆くべきやうもなし、さりながら所の者に告げ知らせたらば、其主のいでくるやうも有りなん、見捨たらんにはまさりぬべしと思ひ、其所の役人に逢ひて渡しけるに、白紙に包めるなれば屆くべき樣もなし、是ぞ天の與ふるなるべし、拾たるを幸に、取て歸られよと云ひければ、初より取べき心ならばかく告ぐべきや、落したる主に返す手立も有るべくやとてこそ申したれ、渡し申す上は、所の人の分たれなんは心にまかされよ、我等これを取りては、こゝろよからずとて歸りければ、町より奉行所に出て訴へけるに、彼子をも召出て問れしに、同じ答なり。其時芝浦のものども一同に、此子勝れて正直にして、親に孝なる上、五日以前にもしかぐ\の事の候ひしとて、初よりの事を申しければ、奉行所にも感じられて、珍しきものなり、所のものども心附けて憐むべしとありて、偖此金は主の出る事もぞ有る、三日の間市にさらすべしと命ぜられしが、終に主といふもの出ざりければ、又一日しければ此子を召出て、これを以て親をはごくむべしとて、下し賜りて厚

ひ定め、その邊にいつもよる所のありしに、親の尋來る事もあらば、しか〴〵の事見過しがたく、八王子にまかりぬと云ひてたべとあつらへつゝ、簣をもこゝに脱ぎおきて、直に西に向つて、ゆく〳〵尋ねもて、夜更けて八王子に著き、その家を尋ねて、初よりの事を云ひて、彼包めるを與へたるに、家擧りて落したるを悲び、如何はせんと愁ひ居れる所なれば、いかなる神の御惠にて、かくまれなる情深き人に見附られし事よと、一村こぞりて歡びあひ、村の長も來てさゞめきあへる事限なし。さて歸りなんとするに、今暫とゞまりてたべ、かたの如く一村してもてなし度しと、しひて止めけれど、親にも告げずして、道より直に參りたれば、さま〴〵に案じなんが心ぐるしく、暫時も居り申す心地候はずとて、やがて出ければ、二三人の夫附き、草刈馬にて送りける。父母は暮ぬれども歸らざるを怪み、足を空にして尋ね問ひ、金杉に來て、云ひ置たる主に逢ひて、行衞はしりたれば、人けなき野らを夜半かけて行きたるに、いかなる目に逢ひなんと、立ちて見居て見、思はじ事なう案じ居るに、餘多の人送り來て、事の由を云ひほめのゝしれるにぞ、初めて生還りたる心地してけり。かくて四五日目の曉に、例のごとく魚を買に出けるに、曉方なれば

りければ、そのあたりにて稀人と稱しける。朝毎に日本橋に行きて、魚をもとめて直に賣りもて歸ること日々なり。三月初の頃、未闇に出でて、例のごとく終日魚を賣りて、夕方金杉を通りしに、包みたるものの足にさはりければ、取りあげて見るに、金二兩つゝみ、中に證文あり、八王子の農夫女を江戸に奉公に出して、給金を請取りたる由を書けり。是を見て、あな淺まし、はるぐ〵と江戸に來り、いさゝかの金にかへて、ともかくも世を渡らんとする由なるが、此金を落したる、さぞな歎き迷ひて苦しからん、それのみかは、主の許よりはたりたらば、世法にてあれば、いかなるうきめに逢ひなん、これをよそにして見過したらんに、外の人の見附けて、幸を得たりと思ひ、おのがものとしたらば、元の主に返す事大かた有るまじ、さらば見捨んは忍び難き事なり、是より直に主の許に尋ね行きて、返し與へんと思ふに、常に宿を出るごとに父母に暇乞、今日はいつごろ歸り申さんと云ひて、必其頃をたがへざるに、八王子は四五里の程と聞けば、明日の晩ならでは歸り難し、親の尋ねまどふらん事、心くるしけれど、よしや事とげて歸りたらん時、その由をあかしたらば、罪許されなん、此落したる者の切なる患を見捨ては、得有まじくと思

衛もしらぬ主を待ちて返しぬるは、潔き心ながら、身の爲には殘多くこそ思はるれと云ひければ、乞食打笑ひ、不幸にしてかゝる身にこそあれ、乞得ずして死なんは天命なり、一帖の紙をも落たるを幸とするは、垣を穿つにひとし、一旦の飢をのがれんとて、天を終る非をなすべしや、と云ひけるに、使面を赤め、さてもはづかしき心なりけり、さて此金を少しなり共分ち贈りて、恩に報ゆべき事なれども、債を乞ふ使なれば私なり難し、我も歸りて此由を申さば、かゝる事聞きて過さぬ人なり、程なく來て心の及ぶほど謝し申べし、必しも外にゆかで、こゝに待ちてたべ、但飢ゑてこそあるらめとて、あたりの餠樣のもの一器求得させて、是を食して必ずこゝに待たれよとて、急ぎ家にかへり、しか〴〵のよしを語りければ、主人甚だ感心して、それは常ざまならぬ人なり、乞食にて終らしめんやうなし、我これを免れさせん、先よびて直に見んとて、急ぎ駕をしつらはせ、迎の人をやりけるに、飢たるものの急に多く食しける故にや、そこに其儘死して有りけり。主人甚だ惜みつゝ、棺を製して富人の葬をなしけるとぞ、執事語りし。

○芝浦に魚を賣る者の子二十歳ばかりにて有りしが、きはめて孝行にして、又人を憐む心深か

影にてほの見し貌を心あてに、出入に心附けて見申せば、まがふべくもなく夫なりける程に、來りまみえんとする中に、うせたまひしかば、悔の八千度、なく〳〵墓所に詣で、折ふし毎に拜し候ひしが、今は堪へかねてこゝに參り候ひぬ、と云ひけれど、家に知りたる者無かりしかば、其頃常に供せし童部の大人になれるに問ひて、事の由明らかになりければ、神主を拜させけり。

○是も京なる富家、七月十四日債を乞ひに人をやりけり。使の者あつめ得て歸るとて、四條邊にておとしてけり。初昏過る頃なれば、つれたりつる一奴共に、月影を當にこゝかしこと尋ぬれども見えざりければ、假橋の邊まで歸りたるに、乞食一人立向ひ、そこには物を尋ねらるゝよしにや、若金子には候はずや、其員數を承らば、先に拾ひ置き、主を求めて返し申さんと心待ちにて居候といふ。使驚き怪みながら、あからさまに云ひければ、包める金を取出し、猶改めて取給へとて渡しつ。使手をすりて、かしこき志にて再び求め得て、我くもりなき分の歡限なし、さるにてもわぬし乞ひ得ざる時は食をたつ身を以て、かゝる寶を人しれず拾ひ得しは、天の賜なり、夜の事にてはあり、など自身のものとして急を補はず、かくまで心をつくし、行

んは卒爾ならずや、事の縁を聞きてぞ其樣もあらめと云ふに、淸水にてのあらまし、こまかに語りけるに、手をうちて長嘆し、かれ聞き給へ、行衞知らぬ人だに、切に苦きを哀がりて救ひ與へしぞかし、我等も償せたれど、實はこなたの利を得るも、あるじ如きのうけ行く人なくば如何せん、然ればあるじの恩ひもなきにしもあらず、今年こそかくあれ、此金を本として、ともかくも是より生業出來て、共に榮行く末もありつべし、年比なれたる友として、見も知らぬ人の救へるものを心なく取りてんや、われらは今年の債は捨て申すべし、今より末の取續きにせられよかしと云ひけるに、殘るものども誰か木石ならん、いざこれよりの事をこそ、ともにはから申さめとて、悉く返し與へ、酒呑かはし、萬歲をうたひて歸りぬ。思ひもかけず、幾年なかりし豐なる年を越にし程に、春よりの備ありし上、彼者共もおのづから深く心を入れてかたらひしかば、次第に幸を得て、今は貧からぬ程になりぬる事、故翁再生の恩によれり、何とぞこれに報い申すやうもやと、かなたこなた走り求め候へども、御名をも不知ば致すべき樣もなくて、人の急を見て忍び得ずして救ひたまふ事は、我等にも限らずと承りしまゝ、もしやと御燈の

春待つたくはへもあらじと思ひて、其設も一つにして持來れりとて與へられしかば、夢か現かと驚きたるばかりにて、翁の名をも住所をも問はず、つい立ちて走り歸り、彼のあまりあるをも忘れて、今ぞ求め得て候ぞ、よく分たれよとて、包めるまゝにて四人が中になげ出せしかば、皆々あまたゝびかたぶき、是はいともふしぎなる事にこそ、いざやわかちなんとて見るに、償ふべきよりは遙に餘りあり、一人いふ樣、いひ出ぬとも、とても出し得じと思ひて、近き債をのみ乞ひしなり、かゝる上はふるき債をも取るべし、さあれば二人が分不足猶出されよといふに、あきれはて、此上は只一ある身をまゐらせんや、たま〳〵あはれぶ人有りて、しばし苦を遁るゝと思ひしに、つきぬうきめに逢ひぬるは、いかなる身の不幸ぞと、色を失ひ、今は有つる翁のめぐみなからずばよからんにと、悔いたる折り、又一人が云ふやうは、各何とおもへるにや、われ〳〵が債ももとよりいさゝかの事なり、始よりうらなくばかくともいはじを、あるじがさがなくいへるがにくさにてぞ、はたりしばかりなり、抑此債時もこそあれ、今夜と云ひ、殊に更たる夜に、何處のくまに求得んやうあらじ、其求め出せるもとをもしらで、之を分ちな

當前のすぎはひにあぐみたる體なれば、つぐなふべき様なし、かの者ども、明けぬとも歸るまじとて、ねまり居しかば、せんかたなさに、今しばし待たれよ、頼むかたに乞ひて見申すべしといひつゝ、宿をば出でしかど、よるべき所もなければ、清水の堂に行きて、更け行く鐘をかぞへ、彼等が歸り去らんまでと、うづくまり居たるに、妻は夫の行衛を氣遣ひ、跡をしたひて出でしが、これも清水に來り、堂の後に泣きしづみ居しに、老翁一人來り、ふしぎや宵過るに二人居て、しかも泣き伏せるは何の愁にやと、わりなく問はれし程に、其旨をあかしければ、あはれの事や、さりともいかばかりの事ぞ、と問はれしに、しか〴〵の償と申しければ、それはいとやすき事なり、しばし待たれよ、幸に我たくはへあり、急を救ひ申さんとて立歸りし程に、夫婦思ふやう、かゝる心迷ひを見て、狐などの誑すにや、此儘居ばいかなる恐しき目にも逢ひなんかと思へども、さらばとて家に歸りなば、彼者どもにさいなまれん、よし鬼一口にくひたらば苦も共に消失せなんを、若また不思議の事もこそあれ、こゝに待見んとて、心づよく猶ありしに、子一ばかりにや老翁來り、はか〴〵しからねども是を參らするなり、聞きしやうにては、

るは、我やゝ久しく病みて、既にかぎりとなれり、此五六日が程思ひ知りぬる事あり、たとへば我が家富みて衣食に乏しからず、幸にまた汝心を盡して療養を加へ、食をすゝむる事一入に心を用ふれども、病重りゆくに付きて、日に〳〵飲み食ふこともあたはず、昨日今日は自ら食をもたちぬ、是によつて思へば、王公貴人といへども、終には飢ゑて死ぬと見ゆ、抑人の利を求めて富をこひねがふは、もと衣食に乏からじとなり、然るに其人死なずしてあらずはあらじ、死に向ふ時餓に及ぶこと、上中下同じ、とても終には飢ゑぬべき身ぞかし、しひて利を求め欲にふけり、人を苦め愛を失ふ事をやめて、一日も心を仁に歸して、道に背かざらん樣にと心懸くべきものぞと思ふはいかに、と云うて死せしとぞ。

○上京邊にある富家、きはめて慈仁にして、人を救はしむる事度々なりしが、老の後死したりしに、小祥の日、一人尊像をさゝげ來りて、某は故翁の深き恵みにあひしものなり、報禮のために神主の拜を仕り度く參り候、某はもと五條わたりの貧き商家にて候ひしが、過ぎし年の十二月の晦日の夜、年來賣買物を受け申す問屋四人來り、去年以來の債をはたりしかども、

常におもふ事いとなむ業、君のためにするより外なし、義經の臣を使ふは、能く愛し能く用ひ、誠を以てつかはれし故、辨慶のみにあらず、龜井、片岡、伊勢、駿河、鈴木次信、忠信の輩の如き、一旦の交にして身をくるしめ、力を盡し、艱難をしのび、妻子をかへり見ざりしさま、世の中の譜代相傳の臣も及ばさる事ども、伯樂有りて後千里の馬あり、千里の馬は常にあれども伯樂は常になしとは、かゝる心にやとぞ申しける。

○或君宴を設けて客を得られし時、小童菓子を持出づるとて、袖の間より柹一つほかり落しぬ。赤面して進退谷りしに、君叱りて曰く、無賴の小兒、主君の與へし物は、其儘に喰ふべきものなり、早々に持去るべし、かれ母のある故に、おくり與へんとて貯へたり、去りながら無禮にこそと有りしがは、滿座の客、陸勣の橘にこそと賞しあへり。客終へて兒を呼びて、始めより知らざりしかども、兒童ながら面ぶせなきを見過しがたく、かつは予が恥をも紛さんとて、前の如く云ひしなり、重ねてはかやうの戲謹むべしとぞ有りける。年經て此君卒せられし時、殉死せしとかや。

○中國に或商家の富有なるもの、老いて後煩ひて心地死ぬべく覺えければ、子を呼びて云ひけ

なり、今又推擧あるは如何に、と上意なりしに、高虎、遺恨は私の事にこそ候へ、これは國家の大事にて候、私を以て大義を廢しがたくて申上げ候、と答へられし程に、大に御感ありて、嘉明に會津を賜はり、四拾萬石にして、さて高虎の旨をも告げさせ給ひけるほどに、嘉明感涙にたへず、高虎と水魚の親となりしとぞ。

○ある君臣下を集めて猿樂ありしに、安宅の能を舞し時、大に感歎し、臣なるかな辨慶如き智勇忠貞の臣は、末世に有べからず、と有りしに、一小臣答へて申しけるは、誠に仰の如し、然れども天地の生はかはらざれば、衆多の中に辨慶何ぞなからん、但憂ふる所は義經のなきのみ、抑臣の君における水の船を浮むが如し、水に心なし、船をやる人の心によれり、然るをよく船を浮べ、また船をくつがへすと古語に云へるは刻薄の論なり、水のくつがへすにはあらず、船のくつがへるなり、船をやる道を得て、梶をとり櫓をうごかし、帆をかけはづしてやる時は、緩急遲速心にまかせざる事なし、君たる人常に仁を以て下をあはれび、義を以て私なく、智を以て謀をいれ、わが手足の如くに愛しめぐむ時は、臣たるもの腹心を思ふごとく親み從ひて、

かきくどきて歸りぬ。此由を急ぎ言越しけるに、さもありなん、明日も喰ずば幸の事、小祠ともにとりすてんと思ひしに、かしこかりける事かな、さほどにうちなげかば、損たる器の片はしにもてあらば、入れて與へよとて、かけ損じたる板に載せておきければ、朝の程に喰ひてけり。此方よりもてあつかはざれば、すべき樣なかりしにや。すべて女兒のならはしに、狐を高うして稻荷と心得て祭る事多し。正神を穢し、邪禮にまどふあやまりと云ふ中にも、かゝるまどひはわきまふべき事にこそ。

○朝鮮征伐の時、高虎朝臣と嘉明侍從、船手先登の功を爭ひ、座上にて鬪諍に及ばんとせしを、諸將制止して事やみぬ。これより兩將不通にてありけり。寛永四年のころ、會津城主松平下野守忠鄕卒せられて、舍弟蒲生中務少輔忠知松山城に移られける時、高虎朝臣を召て、會津は股肱の郡なれば、足下を彼地に行しめんと思召のよし、密に仰ありしかば、高虎朝臣年老いて遠方の守いぶかしく存じ候、と固く辭し申されける。さらば誰か然るべからん、とありしかば、嘉明こそ其器に當り候へ、然らば四拾萬石にて可然候はん、と申されしかば、嘉明は多年不和の由

が、妻に申す樣、初より左樣にもてなせし故、老狐のふけりてさあるにこそ、野狐の爲に人を勞すべきやうはなし、今より後此事やめたく有れども、其料を渡す上はやめんもいかゞなれば、事むづかしけれど、朝毎に飯をばたかすべし、然りとて何ぞ器を用ひんや、又月事あるとて、婦女にせさせずして、誰か是をたきなんや、と云ひて、朝とくもせず、小祠の前にうちまかせておきけるが、日暮る迄其儘ありしかば、妻おそれて、明日は折敷を調じなんと云ふに、かの主うけがはず、獸の爲に設くべき折敷はなし、不喰こそよけれ、今より調ずる事なかるべし、さりながら明日ばかりは、今日の如くして試みてやみなん、と云ひけり。其夜妻の親のもとに老婆一人來り、聟君はなさけなき人にておはします、年月そなへられし飯を、物にももらず投與へられし故、泥土にまじりて食ふべき樣もなし、かくては飢に及び候、何にても器に入れて給はるように申して給び候へ、と打歎き云ひければ、妻の親聞きて、さあらばなど聟のもとに直に行かで、遙々此には來られしぞ、といふに、いやとよ、恐しき人にて、よくせずば小祠をもかいやりぬべき樣にあれば、せんかたなくてこゝには申すなり、よき樣に傳へ給ひ、うつは物に入れてたび候へかしと、

命ぜられて事足りなん、われらに仰せ付らるゝ程の事にはあらじ、さはいへ仰を奉らではかなふまじとて、小童を誅してけり。かくて程經ける後、秋の月さやかなる夜、舞をまはせて、藤原の仲光が、滿仲朝臣の幼子を誅せよとありし時、己が子を殺して、君の子をかくし置きて、後に滿仲の勘氣を申しなほしたる所をまなびけるを聞きて、甚だ感じ、あはれなりける事かな、昔人はかくの如くなりけり、すべて主君の命には、聞べき樣の有りなん者にこそ、と獨言して歎息せられけるを、三老傳へ聞きて、慚愧して、扨は日外の命令は深き心の有りけるものを、測りしらざりける口惜さよ、と後悔しけるとぞ。

〇東山の邊にある院の御花苑をあづかれる人退きて、新にあづかりを承れる人に替るとて、傳へ申さん事あり、御園の傍に小祠あり、稻荷を勸請したるなり、毎日朝に火をあらため、小豆のめしを設けて、新しき折敷に盛りて、小祠の前におけば、狐出でてこれを喰ふ、其料とて米を別に御藏より渡す例に候、是迄下女にかしがするに、月事などある時にいろひぬれば、その儘有りて、後必ず家の者煩ふ事なり、必これを禁じたまへ、と云ひければ、心得候とて別れける

よそに見て死なせん事本意ならず、されども密旨の座にありし身の、其事を漏さんは如何ぞと數度思ひ廻らせしが、又思ひけるは、密旨ながらも我に命ぜられたるにあらず、よしや我身を以て救はんにはしかじと思ひさだめ、彼に仔細を告げ知らせて、夜のほどに立退せけり。其明日ごろ使節來り、彼士が家に入りけれども、見えざりしかば、奴僕に問ふに、いつ立退たるも不知、と申せしかば、近隣を悉く探しけれども跡かたなし。此旨を君に申しければ、いかゞして立退けん、力なき事なりとて、沙汰はやみにしかば、本より醫師に尋ねらるゝ旨もなかりけり。一年ばかり過ぎて、毎のごとく將棊ありしが、君の負になりて、駒を納めんとせし時、盤の上にて手を切るばかりしめて、汝はにくき奴かな、過し年何がしをのがしたるは、まさしく汝なめり、とありしかば、存じもよらぬ事に候、と申してやみぬ。其次の日改めて呼出し、何となく俸祿を加恩有けり。君の心いかなる思ひ入にや、とみな人云ひしとぞ。

○清正侍從加藤肥後守老功の家老三人を召して、何がしは小童ながら許しがたき非儀あり、暮れて後密に誅すべし、と命ぜられける。三老うちよりて云ひけるは、此等の事は、例の如く誰がしなどに

もまろがあやまちたるにて候、と仰せられければ、事なくやみけり。兒の親は、命をさゝげて此御志にむくい奉るようもや有りなんとぞ云ひけり。後に殿下もこれを聞き給ひて、恥かはしき若君なり、と宣ひしとぞ。又ある時殿入り給ひて、共に夜のまうけありしに、かれいひのいと強くて、あたり給ひなん、あづかり申す者どもの愚なりとて、殊にけしきあしかりければ、若君、かねて仰事有りとて、いかにも柔らかに調じて出しけるを、此程より、すくよかに炊ぎ候へ、御咎もあらば申さんと申しおきしを、忘れて申さざるに候、と答へられけり。至つて仁愛深くして、人を憐みける事思ひやるべし、と御内の人の云しとぞ、執事の語りし。

○ある國の君、將棊を好みて翫れしに、常に相手になりける醫師ありける。或時將棊なかばに家老一人を召して、密旨ある由なりければ、立去らんとせしに、苦しからず其儘居よ、とありしにより、そこにて聞しに、何がしは不義の者なり、法において免しがたし、明日の朝、わかき士をやりて切害さすべし、と命せらる。さてもとの如く將棊をして、時を移して退きけるが、つくづくと思ひけるは、我隣に住めり、したしからねども年來の交なり、かゝる事を聞きながし、

事なりとて、家ごとの上下に窓をあけさせけり。諸士を憐む志の深かりける事を、國こぞりて感じける、と田浦撿校の語りし。

○關白輔實公の嫡子九條大納言、元祿の頃年十二三ばかりなりけるに、殿より祕藏おはしませとて參らせられたる青磁の香爐を、常の座に置れし時、側に仕ふる小童過ちてわりてけり。父なるもの大に恐れ騷ぎて、これは殿の御祕藏なりしを、君を御寵愛のあまりに參らせられたりし物なるを、殿の聞し召ればいかなる罪にかあたりなん、小童をばおしこめ置かん、と申しけるを、若君聞き給ひて、相構へてさることなかるべし、なすべき樣あり、と仰せられける。又の日殿下入り給ひて、獅子はいづくにか侍る、前にも申す如く、珍らしきものなれば、御棚にすゑられてこそとて參らせしなり、かざりおかれよと有りければ、わか君、されば昨日の暮ほどにや、棚よりおろし申すとて取落して、二つ三つになり申せしなり、かねて祕藏し候へと仰ごとありし物に候ひしを、又なき過ち仕り面目なく、御尋のなくば申さじと存じつれども、ぜひなく申上げ候と有し。君はさる過したまはじ、近習のもの仕りたるならめ、と仰せけれども、幾度

べき命もたず、さる故に見すて置くぞ、といひしを、臆病の士なりとて、上下そしりしが、慶長の軍に、智謀随一の將とよばれ、無二の合戰し、大敵を追なびけ、盟の使せる時のさま、海内にかくれなく、元和の戰に、まれなる一戰して、名を世に殘しぬ。誠に彼一言露もたがはず。されば重成かの一言の後、程なく病死したらましかば、後まで恥辱の名は遁れじ。忠臣はおのが名をかへり見ざる事、昔はかはらずといへども、かゝる明臣は又稀なり。さる故に良士の心は死後にもはかりがたきと申すぞといひし。

○薩摩の邸火災の後、本のごとく造りしに、島津帶刀といへる家老、奉行として家ごとの外面に窓をあくべし、とありしかど、費用そこばくなれば、國に一度申さでは如何あらん、と各云ければ、帶刀聞いて、抑若者どもの、國にしては廣くゆるやかに住るゝに、はるぐ\の海山を經て、一年餘りこもり居ば、心鬱して堪ざらん事、忍がたき所なり、せめて窓よりさしのぞき、ゆきかふ人を見て心をなぐさまんに、窓を作らでは、何によつてかまぎれ暮すべき、此費多しとて若咎めらるゝ事あらば、吾一年の祿を出しつぐのひて、彼等が心をのぶる爲にせんは、心ゆく

の時に、夫ぞともきかずして終らんは詮なし、今一度まさしく聞定めて、其聲にしたがひて刀をおし立てよ、と有りければ、刀を持ちながら聞くに聲せず。いかゞし候やらん、宵までありつるが、聞えず候は、と云ひければ、それは死に臨みて心おくれて聞えぬなり、心をしづめてよく聞け、とうちしきり問へども、聞え申さず、といふ。さらば今しばし待て、其わかちもなくて急ぎなんは、誠に犬死ぞかし、夜更るとも聞定めての事よとて、一夜附居て、しばしば問ひしかども、終に聲のせぬよしなりければ、さらばとゞまれ、とうち笑ひてやみぬ。これよりして後、絶えて心にかゝる事もなかりけり。かしこかりける謀計かなと、時の人申せしとて、大津にある醫師の語りき。

○人の心は死後ならでは知りがたしといひあへる時、渡邊廣左衛門が云しは、士の心は死しても猶しれがたし、たとへば木村長門守重成、をさなき頃大阪城中にて、粗忽の茶道ありて、重成の烏帽子を扇子にてうちけり。重成うち笑ひ、士の法にしては汝は討捨にすべき者なれども、汝を殺せばわれも又死す、我は一大事あらん時の御用に立てと思ふなれば、汝ごときにかふ

程あらじ、然れども少年なりとも士たるものよ、獸のたぐひに犯されて病死なんは、世の聞く所、先祖の名をも汚さんことも口惜からずや、とても永かるまじき身をもつて、いさぎよくして憤りを忘れざる事を世にしらせば、少は恥を雪ぎなん、自はかり見よかし、とありしかば、淺之丞うちうなづき、仰までもなく、始より口惜くいかにもなりなんと存ずれど、親達の歎き給はんが心ぐるしくて、今までのび候なり、此上はいよ〳〵思ひきはめ候ふ、と云ひければ、いしくも心得たり、親達にもかくと告げ知らせて、明日の夜來りて介錯しなん、おもひ殘す事なき樣よくしたゝめ置れよ、と約して歸りぬ。その夜になりしかば、宵過るころ伯父來り、湯あみさせ、衣服を改め、父母に見えて暇乞はせける。親の心量り知るべし。子一ばかりになりしかば、いざ時も至りぬ、只今思ひきはめよ、といひしかば、心得候ひぬ、御はからひにて恥辱を雪ぎなん事、いみじう悅しくこそ、此上跡のみぐるしからぬ樣に賴み奉る、と式禮して、白く淸げなる肌をぬぎ、刀を取てすでにおしたてんとする時に、伯父の云ふよう、今しばらく待てよ、汝今死ぬるは、猫の腹に入て聲するが爲にわづらはされて、恥しさにの事にあらずや、今は

ば、えんの下になく。おり立ちて逐ひぬればやみぬ。さてはなかりしなど思ひつゝ、立入りてうち臥せば、又枕の下に聲す。夜一夜いもねず、明ければ止みぬ。さしも怪しかりつるかなと思へど、人に語るべくもあらねば、心一つに思ふやう、夜にならば又や聲すべき、若も生還りたるにやと、何となく築山の邊を尋ね見、床の下の塵はらへとて、人を入れて、何事もあらずや、と問へば、蜘の網ならではなし、と答ふ。とかくして夜になりて臥しければ、前の如くひた啼きに啼きしかば、目もあはずして明しぬ。晝ほどになれどもおきやらで、引きかづき有りけるを、人々心もとながりて問ひつらねしほどに、やう〳〵日たけておきいでたれば、今日は晝になりても止まず。亭に出ても、おやの前に有りても、我居る床の下に聲たえず、暮かゝる比よりは我腹の中に啼く。いよ〳〵うるさし。とやせんかくやと思へば、猶うちしきり啼く。これよりしておのづから病人となりて、物喰ふ事も得せざりしかば、日に〳〵かたちもおとろへゆき、人心地もなく、一間に閉ぢこもり、腹をおさへてうづくまりてのみありける。こゝに伯父の何某、聞ゆる勇士にて智謀ありしが來りて云ひけるは、汝不慮の病をうけて、その儘ならば命終らん事

父なりけり。これにて初よりのうたがひやうく解けしとぞ。
○小野淺之丞とて、半之丞の甥なりしとぞ。十七八歲ばかりのころ、隣の家より猫の來りて、飼鳥を取る事度々なりしかば、にくきものかな射殺しなんと思ひ居けるをり、向ふの築山の陰に猫の戲遊ぶを見附けて、あはやそれぞと神頭の矢をつがひ、ひそかにねらひよりて是を射る。あやまたず當りて、其儘たふれぬ。立寄りて見れば、日頃のにはあらず外のなり。あなあさまし、にくしと思へばこそ射つれ、これには罪もなきものを、と後悔すれどもかひなし。日暮しまゝ一間なる所にありしに、ひるまの猫の事心にかゝり、さるにてもよしなきことして、思ひがけぬあやまちしつ、心よく遊居しを射たる聊爾さよ、とくれぐと思ひながら、夜も少しふくるころふしどに入りけれど、とくも寢られざりければ、衾をかづきて、つくぐと思ひつゞけて居しほどに、ほのかに猫のなく聲すれば、ふしぎやひるまのなき聲にも似たる哉と思ひ、枕をあげて聞くに、ひた啼きに啼く。はては床の下に聲のするやうなれば、ふしぎさよとあやしく心をつけて聞けば、更くるにつけてしきりに啼く。いかゞしてかゝるぞと、障子の外に出て聞け

はかなの事よと涙を流し、さて云ひけるは、先づ心をしづめて御聞き候へ、某城崎にて河内の人と相宿して、一七日が程うらなく云ひかはしぬ、其人辭して歸るとて、賊に旅支度を奪取られし故、わが著たるものと帶とを與へて去らしめしが、桂川にて水出て溺死したるならん、我が衣裳を著たる故に、皆人見まがへて我等が死たりと思ひたるならん、さるにてもおもひがけず亡せたりし不便さよ、と繰返しなげきける。和尚はじめて得心して、理兵衛が許に人を遣して、父御のながらへて爰におはするなり、とく來てあひてよ、と云ひやりけれど、初は信ぜざりしに、度々いひやりて、やうやう理兵衛來て見れば、父在て前の如くさまざま語りしにぞ、初めて心解けてうちつれて歸りぬ。扨河内の人の故郷へ歸らざる事久かりしが、其子城崎に往きて問ふに、先に歸りぬと云ひしほどに、道すがら尋ねもて桂川にいたつて事の樣を聞き、京なる治兵衛が許に尋ねて、しかじかの由をいふ。治兵衛始終を語りしかば、直に萬福寺に行き、墓をかへして父かあらぬか、顏見たきよし云ひしに、寺法に私として墓をひらかん事はかたき戒なり、奉行所に達したらば、ともかくもあらん、と云ふほどに、奉行所へ訴へて後棺をひらき見れば、疑なき

まなりければ、しばらくして門の呼聲はやみぬ。丑三の頃萬福寺の門につかれたる聲して、押小路の治兵衛、和尚に對面して申すべき旨あり、夜更けぬれど、此由申してたべ、といふ。まもりの男初は答へざりしが、しきりに云ふに驚きて、わな〳〵和尚に告ければ、暫く思案して後いふやう、あゝ幽魂輪廻して三途に迷ふなるか、さらずば狐狸の人をたぶらかさんとて來れるならん、衆僧どもよく觀念して迷ふべからず、と戒めて、さて彼客を佛前に入れて、寺僧一同に鐘をならし、三部經を讀む事しきりなり。客云ふやう、何事のおはしますにや、しきりに法事したまへる事覺束なくこそ、まづ晝のかたしたゝめせざれば、ことの外飢ゑ候ぞ、何にても給はり候へ、と度々望みければ、佛餉を與へしに、三四盃食して飽ぬ。時に和尚是に向つて、輪廻得脫の意をいと懇に說聞せしかど、客猶心得ぬ氣色なりければ、廿五條の袈裟をうちかけけるに、客大に驚きて、抑これは何と申したる事にや、と云ひければ、汝は先に溺死して一七日になりぬ、業因にひかれて出離する事あたはず、轉倒迷妄かくのごとくなるぞ、早々成佛して去れとて、珠數をもて頭をしかと打つ。客大に歎じて、あな哀や、河内の人溺死してけり、

ころ、桂川の人、京なる治兵衛が家に來りて、此家のあるじ治兵衛とかいふ人、頃日の大水に溺れて死し給ふなり、其たぐひ多き故、大方引きあげて名と所とを窺見しに、懐中なる書附に附きて知らせ申す、と云ひしほどに、その子理兵衛驚きさわぎて、急ぎ川邊に行き見れば、水に入りて程經し故、面の形さだかならず、衣裳はまさしくそれなりけり。懐中の縫目に米を賣りたるしるしの書附あり。疑ふ所もなく父なりしかば、棺を調じて京に歸り、河原町なる萬福寺に葬り行ふ。思ひがけぬ別を悲み、母子なく〳〵跡のわざして、明日は一七日とて、佛會など執り行ひ、一しほなげきあへり。よひ過る頃門をたゝきて、治兵衛歸りぬ、此をひらけよといふ。家人驚き、思ひがけぬ死をなせし故、亡魂の迷ひ來れるにこそ、いと悲き事かなとて、經念佛高く唱へ、いよ〳〵なげき悲みけり。子一に及ぶころ、隣家の門をたゝき、大に呼び、物云ふ聲す。治兵衛今夜歸りぬ、我家に入らんとすれども、門をつよく閉ぢてなげき叫ぶ聲して、しきりに念佛のみ唱へて、とかく門をひらかず、せんかたなさにこゝに來れり、しばらくこゝあけてたべ、と云ふ。かの家々大に恐れ、水うちかけなどして錠をつよくさし、なか〳〵なるさ

すゝみ次第にひらくる益あり。臣を手足の如くにするの一事也。是少々との益にあらず。名將のなす事心なきにあらず。

○二條押小路に米屋治兵衛といふものあり。痼疾ありしかば、但馬なる城崎の溫泉に入る事三四年なりけり。八月の末、又行きて毎の宿に著きしかば、主人云ふやう、いつもの頃なれば、八月の初より人をも宿せずして待ち居しが、今年ははるかに遲くありし故、待ちわびてありしに、河内の人來て宿求めし故、此頃とゞめおけり、相宿もむづかしかりなん、我が知る人の許にやどらるべくば申しやらん、といひしかば、いやとよ、我一人やどりなんに、いづくのすみにても事たりぬべし、幸一人はさびしからんに、其人いむまじくば相宿して、朝夕かたらひ申さん、といひし程に、その由を河内の人に告げしかば、是亦うちうなづき、それこそ望にあり、此ほどいとさびしくて友待ちわびしころなり、とくこなたへ入れ給へとて、招きよせてうらなくかたらひて、此處にとまりぬ。かくて一廻りといふに、河内の人は、もはや日數終たれば歸らんとて、此程ふしぎに親みつるよろこび、永く音信ひていひかはさん、と云合ひて歸りぬ。九月十三夜の

○晋の陶侃、廣州の大守となりて、州に在りて事なかりしかば、瓦を百枚屋内につみおかせて、毎日朝は一枚づつ持ちて屋外に運び、暮には又以前の如く屋内へ運び入れけり。人其故を問へば、我大命をうけて一州の大守となりぬ、幸に無事なり、さりとて怠るべからず、明日にも軍務の用あらば、力を盡して勤むべきなり、今無事なりとて身を溫めうづくまり居る時は、手足なえて、事ある時用に立たざるものなり、ゆゑに斯の如し、と云ひけり。おのづから下たるものこれを見ならひて、萬事に怠りたゆまざりしとなり。楠正成河内にありし時、陣屋廻りといふ事を常に爲せしも、これにおなじ。近習の輩をあつめて、弓射太刀わざ試みたる。暇に、長き場にしてしるしを建て置き、これを目あてに、息のきれるほどに早くありき、次第にはやくして、何十遍何百遍とかぞへ、息長く達者に、行きつく事早きを勝とし、それぐ〵に褒美を與へ、自身もこれと一つになりて、常のなぐさみとせられしとぞ。是又手足の達者をならはすを第一にして、次は主從一つに馳走につけては、親しく馴ぬる益あり。それに付いては面々が剛柔、又は驕か恭か、智あるか不智なるかをも、みづから計りしる故、人を用ふるの弊なく、又是に依て愚なるも

の取沙汰も、家中のありさまも、何となく知られけるほどに、家の政に私なく、下の困窮の患といふ事もなかりしとかや。かゝる人の道にかなひて用ひられしかば、おのづから君の御徳をも世に知りて、尊び敬ひける事限りなかりけり。此朝臣は良臣なりけり、と後の人もおもひ知りける。或時常に持たせらるゝうちものゝかな物はづれてなかりしかば、是を糺明せしに、うち物持つ男の盗めるなりけり。輕からぬ罪なりとて、殺すべきになりぬ。常に供するものなれば、下賤のものなれども、此よしを申しけるに、俸金いかばかり與へ置くにやと有りければ、二金づつと申す。さてはことわりにぞ、日々見苦しからぬさまして出るものなり、夫は其金にてはなし得ぬ筈なり、されば人の垣をうがちたるにもあらず、我あづかれる物をとれるは、心にくき奴なり、よし〳〵常に衣食乏しからぬ程をはかりて行ふならば、さはあるまじきに、貧にたへずして思はずの事なめり、其類のものは、誰も〳〵しか有るべし、と命ぜられしかば、臣下も大に感じ、此由をいひきかせ、俸金を增たびけり。賤きものといへども、深くこれを感じ、朝臣卒せられし後、法師と成りて、墓所の掃除をして一生を終りけるとぞ。

ぬ事なれば、御ゆるされありがたし、姉崎に折から主なき田一町あまりありしを賜り、家一つをそへてたまひぬ。今よりは願ふ事なかれ、と有りしに、市兵衛申しけるは、淺からぬ御恵みにて候へども、主の罪免されん事をこそ年月願ひ候に、其沙汰はなくて、某かゝる御恵みにうるほひ候うては、忠あるよしにて身の爲にかまへたるになり候事、本意の外に候まゝ、同くは此田宅を萬五郎にくだしたび候はばや、とまたなく乞ひければ、いよく其志をめで聞えて、又上達ありて、萬五郎には外の田宅を下したまひにけり。賤き民といへども、世に稀なる忠貞なりとて、林祭酒の文作りて、世にもひろごりしを、まのあたり見たりし。

○加賀守紀正盛朝臣は、君の御覺えやんごとなかりし故、世の人かしづき尊びけるが、きはめて寛仁智慧多かりしとかや。されば下位よりなりのぼりて、今までも仰ぐばかりの名あり。其餘のもてなせるさま、たとふべきものなかりけり。日々出仕して、日たけて罷り歸られしに、暮れて後廣間に出て、當番の士に四方山の物語させて、しばしがほど聞きて後いられにけり。かかりしかば、臣士の親み思ふ事、小兒の親をしたふが如くなりし。それによりて、みづから世

出きては、主を養ふたづきなからん、今よりのちは夫婦の交をたちなんとて、ふしどを一つにせずして、十二年を經ぬ。扨亦惣兵衛が罪を許されん事を、流罪の年より初めて、月毎に江戸に來て、府に訴へてやまず。寶永三年ばかりにや、其子供のしたひ悲み侍るのみならず、その父なる翁八十に及びしが、生涯のうちたゞ一目見て直に死すとも事足りなんと、旦夕なげき申すに忍び得ず候、某を流しつかはし、惣兵衛を返し給らせ度しと、わりなく乞ひけるに、奉行荻原近江守、彼がたゆみなく年月乞ひぬるを憐み、或時問はれしは、汝十年あまり月毎に乞ひ侍る、此事にかゝづらひて、田作のさはりとならん、如何せるや、とありしかば、出づる時には甥に候ふ作十郎と申すものに、跡の事あづけ置きて、江戸に出で、四日がほどに歸り候と申す。さあらば旅宿のつぐのひもそこばくならんはいかゞ、とありしに、私淺草なる旅屋にやどりしが、うちつゞき來り候にこそ、何事にやと問ひし故、事の由を語り候へば、あはれがりてその費を取らず、其上にいとも眞實にもてあつかひ候、と申しけり。近江守を初め諸司大に感じ、かかるものを褒美あらば、おのづから德化の一つならん、とそのよしを上達し、惣兵衛は免され

窓のすさみ

松崎堯臣撰

第一

○上總國市原郡姉崎といふ所の民、惣兵衛と云ふ者、人の鐵炮を借り持ちて、鳥をうつとて、あやまちて隣家の妻女を殺しつ。初よりたくみてせざりし事なればとて、死刑一等をなだめられ、伊豆の島に流されて、田宅は官に入りけり。其子萬五郎三歳、其妻は懐姙なりしが、後に女子を生みてける。その僕市兵衛といふもの、夫婦心を合せ、ねんごろにいたはり養ひけり。寶永の頃萬五郎十五歳になりけるまで、主從の禮うや〳〵しく、昔ありし時の如くなりける。市兵衛家貧くして養ひの遂げざらん事を憂ひ、一人ある女を、三四年已前に江戸につれ來り、人の許につかへさせけり。猶行方のおぼつかなく、妻にいひけるは、かくして二人が中に子など

窓の須佐美序

散りうせぬ松の葉はかくとも盡きず。まして限りなき濱の眞砂は拾ふにいとまあらず。世の中にあることわざの、上中下(かみなかしも)のほど〳〵につけてよしある事ども、まめやかに語る人なくば、跡に傳ふるわざなからん。ことに笛竹のながき秋の夜、寢られぬ窓に、夢たゞ關山の月楊柳の枝を照らし、籬の蟲の音枕にひゞき、あかしわびたる折から、つく〴〵とをさなかりし時より聞きおける物がたりどもの、忘れ殘るを一つ〳〵思ひ出るまゝ、此ころ人の語りしのをも、かつは文庫さぐり出し事をも、事のたぐひたるをそこはかとつらねもて行く程に、數多くなりぬ。もとよりからのやまとの事をもわきまへしらず、たかきいやしきしな〴〵うちまじり、昔今の序(ついで)もみだりがはしく、深き心なるをも淺はかにとりなしたれば、若このいでたらんに、見ん人のそしりもはかり無きにしあらねど、今更かきけすがいとをしくて、之なんかいやりすてぬなるべし。享保九年菊月の末にや、堯臣が山陰に移りてのまどのすさびになむ。

江戸著聞集

武野俗談

巻之一

巻之二

巻之下

窓のすさみ追加

卷之上

第三

第二

目録

窓のすさみ

第一

内容を摘錄して作製し、以て讀書の檢索に便ずる所也。

本書の校訂と校正とに關しては、外島瀏石井晴信の兩氏を煩はしたる所甚だ多し、記して謝意を表す。

大正四年三月

校訂者　塚本哲三

甚だ輕しといふべからず。文は純然たる當時の俗文にして、文學的評價の對照となすべからざるや論なし。馬文畊は幕府の徒士にして、本名を馬場文助と稱す。本書の外にも此種の述作少なからず、著述中貴顯の陰事を摘發したるものあるが爲に罪を得、終に改易の刑に處せられたりといふ。

以上三種共に寫本を以て傳へられ、共版本として認むべきは博文館發兌の温知叢書中に採錄せる活字本あるのみ。寫本亦多種多樣にして、排列の前後し、文章の出入せる所少なからず。今本文庫に收むるに當りては、武野俗談は專ら關根博士珍藏の寫本に準據して傍ら二三の寫本を參酌し、窓のすさみと江戸著聞集とは校訂者が認めて比較的善良なりとなせる寫本を底本とし、之に參酌するに温知叢書本を以てせり。武野俗談一に當世の二字を冠し、江戸著聞集一に江戸紀聞又近世江都著聞集といふ。著者の自序に據る時は「近世江都著聞集」となすの最も當を得たるを見ると雖も、姑く世間通用の稱呼に從ひて「江戸著聞集」と題したり。卷頭に揭げたる目錄の中、窓のすさみに關する部分は、校訂者が假に本文の

緒言

窓のすさみと同書追加とは、共に松崎堯臣の作述する所に係り、德川時代の初め頃より享保の當時に至る見聞の雜記にして、錄する所、忠孝、貞節、仁慈、勇武等の美談其多きに居り、健全なる修養書の一として讀者を利する所尠なからず、文亦古雅と通俗とよく融和調節して、此種記事文中の白眉と稱するに足る。堯臣は篠山侯靑山下野守の臣にして、字は子允、白圭と號せり。伊藤東涯、物徂徠、三輪執齋等に師事して所謂經世濟民の學を修得する所甚だ深く、後擢でられて老臣の班に列し、治績の見るべきもの尠少ならざりしといふ。寶曆三年病みて逝けり、年七十二。

武野俗談と江戶著聞集とは、共に馬文畊の著はす所、寶曆七年の作にして、江戶俗間に有名なりし人物事件を錄敍し、俗傳の過誤を正せり。其言ふ所必らずしも的確妥當なりと認むべからざるは論なしと雖も、江戶文學に交涉する所尠なからざりしそれら幾多の人物事件に關する一家の觀察として、又當時の世態人情を窺ふべき一部の記錄として、其價値亦

窓のすさみ　全
武埜俗談　全
江戸著聞集　全

